

令和4年度地球温暖化問題等対策調査 (国際資源循環及び海洋プラスチック汚染関連動向調査)

調査報告書

2023年3月

みずほリサーチ&テクノロジーズ

調査の背景・目的

背景

- 世界での環境問題の深刻化を受け、大量生産・大量消費・大量廃棄型の線形経済から、循環経済（サーキュラー・エコノミー、CE）への移行を進めていく必要性が高まっている。また、CEと資源効率性、気候変動や生物多様性損失といった社会問題の解決に貢献するものとして取り上げられている。
- 国際社会では、G7やG20の枠組でCEや資源効率性に関する議論が行われている他、ISO/TC323ではCEの国際標準化に向けて検討が行われている。欧州でもCEアクションプランに基づいて、主要政策の1つである持続可能な製品政策（SPI）パッケージが発表された。我が国においても、「循環経済ビジョン2020」において、プラスチック、バッテリー、太陽光パネル等を循環システムの検討が急がれる分野としている。
- 特に、プラスチックに関しては、2022年3月の第5回国連環境総会再開セッション（UNEA5.2）で、海洋プラスチック汚染に関する決議が行われた。この決議に基づき、今後、政府間交渉委員会（INC）が設立され、法的拘束力のある文書の作成に向けた国際交渉が始まることとなる。また、WTOにおいても、海洋プラスチック汚染を貿易側面から議論を始めている他、EUを始めとする世界各国でシングルユースプラスチックに係る規制が加速化している。我が国においても2022年4月にプラスチック資源循環促進法が施行された。

目的

- 上記の状況を踏まえ、プラスチック、バッテリー等の素材や製品に着目した主要各国における政策動向及びEUのSPI等、我が国産業に影響の大きい各国・地域の政策動向を調査する。
- また、海洋プラスチック汚染に関する国際機関・海外における規制・政策動向を調査する。併せて、過去の環境関連条約の策定過程等に関する調査及び分析を行うとともに、INCや関連会合に参加、情報収集を行い、我が国産業への影響分析を行う。

調査の構成

(1) 海外の資源循環施策等に関する調査

- EU及び米・英・仏・独・蘭の5カ国における資源循環・循環経済の関連施策の動向を調査。
- EUの持続可能な製品政策（SPI）パッケージのほか、各国の資源循環・循環経済に関する計画や戦略、容器包装・プラスチック、繊維、電気電子機器、電池・自動車・太陽光パネルに関する施策の動向を整理。

(2) 海洋プラスチック汚染に関する海外の政策動向調査

- G7/G20、UNEP、WTOにおける海洋プラスチック汚染に関する議論の経緯を整理。また、EU及び、米、英、仏、カナダの4カ国の使い捨てプラスチック製品とマイクロプラスチックの規制について調査。
- 国際交渉で議論となる科学的知見に関しても、生態影響に関する情報、発生源に関する情報、モニタリングに関する情報等を整理。

(3) 環境関連条約の策定過程及び影響に関する調査及び分析

- 仕様(4)の国際交渉で参考になるような、直近の環境関連の条約策定や交渉として、国連気候変動枠組条約の中でも特にパリ協定と、水銀に関する水俣条約の交渉の論点や内容を調査・整理。
- また、プラスチック廃棄物と関連の深いバーゼル条約やストックホルム条約についても関連する主なポイントを整理。

(4) 海洋プラスチック汚染に関する政府間交渉委員会及び関連会合への参加並びに我が国産業への影響分析

- 政府間交渉委員会（INC-1）に参加し、議論の内容を報告。また、関連会合として事前のブリーフィング（全5回）及びマルチステークホルダー会合の内容についても報告。
- INC-2に向けた意見書の内容を整理するとともに、これまでの議論から我が国産業への影響として考えられる事項を整理。

目次

項目	ページ番号
(1) 海外の資源循環施策等に関する調査	4
① EUにおける資源循環・循環経済に関する計画や戦略	7
② 個別品目に関する資源循環施策等の動向：a. 容器包装・プラスチック、b. 繊維、c. 電気電子機器、d. 電池・自動車、PV	21
③ EU及び欧米諸国における資源循環施策等の方向性(概要)	81
参考資料：持続可能な製品イニシアチブ、プラスチック・容器包装、繊維に関するEUの動向	83
(2) 海洋プラスチック汚染に関する海外の政策動向調査	148
① 国際機関の取組整理	151
② 先進国の取組整理	176
③ 国際交渉で議論となる科学的知見の整理	202
(3) 環境関連条約の策定過程及び影響に関する調査及び分析	216
① 気候変動（パリ協定）	218
② 水銀に関する水俣条約	232
③ 廃棄物・化学物質関連条約	243
④ 海洋プラスチック条約（仮）に通じる主な論点	254
(4) 海洋プラスチック汚染に関する政府間交渉委員会及び関連会合への参加並びに我が国産業への影響分析	256
① INC-1に向けた加盟国の意見書や有志国グループ	258
② INC-1に向けてUNEP（INC事務局）が用意した文書	267
③ INC-1及び関連会合の報告	286
④ UNEP（INC事務局）によるINC-1報告書ドラフトの概要	295
⑤ 海洋プラスチックに関する参考データ	305
⑥ BRS条約事務局ドラフト・レポートの概要「プラスチックおよび関連化学物質のグローバルガバナンス」	318
⑦ INC-2に向けた意見書	337
⑧ 我が国産業への影響（非公開）	349
別添 INC-1ステークホルダーの意見（詳細）	350

（１） 海外の資源循環施策等に関する調査

仕様1 構成

- EU及び米・英・仏・独・蘭の5カ国について、資源循環・循環経済に関する施策、また、並行して、容器包装・プラスチック、繊維、電気電子製品、電池・自動車、太陽光パネル（以下、PV）に関する施策の動向について調査し、ライフサイクルの段階毎に施策の方向性を整理した。

① 資源循環・循環経済全般の施策の動向

- ・ EUにおける循環経済に係る戦略、計画、政策枠組み等
- ・ 重要鉱物資源に係るEU及び欧米諸国の動向

② 個別品目に関する資源循環施策等の動向

a. 容器包装・プラスチック

b. 繊維

c. 電気電子機器

d. 電池・自動車、PV

- ・ 施策の方向性（概要）
- ・ EUの動向
- ・ 欧米各国の動向

③ EU及び欧米諸国における資源循環施策等の方向性(概要)

参考資料

＜持続可能な製品イニシアチブ＞

- ・ 持続可能な製品イニシアチブ（SPI）の詳細

＜プラスチック・容器包装＞

- ・ 包装および包装廃棄物に関する規則案の詳細
- ・ バイオベース/生分解性・堆肥可能プラスチックに関する政策枠組みの詳細

＜繊維：EU＞

- ・ 持続可能な循環型繊維戦略の詳細
- ・ 資金援助体制の枠組み
- ・ 繊維リサイクル・分別の現状
- ・ リサイクル原料化の技術の現状

仕様 1 調査項目

- EU及び米・英・仏・独・蘭の5カ国を対象に、**EUの持続可能な製品政策（SPI）パッケージをはじめ、各国の資源循環・循環経済に関する政策動向**について、資源循環全般および素材・製品別に整理した。

分野		調査対象
全般		- EU：欧州グリーンディール（2019）、循環経済行動計画（2020）、持続可能な製品政策（SPI）（2022）、消費者のエンパワーメント（修理する権利/グリーンウォッシュの禁止）、Critical Raw Materialsに関する法案、Critical Raw Materialsの評価方法（2020） - 英国：重要鉱物資源戦略（2022） - 米国：サプライチェーン強化に関する報告書（ホワイトハウス、2021）
素材・製品別	容器包装・プラスチック	- EU：包装および包装廃棄物に関する規則（2022）、バイオベース/生分解性・堆肥化可能プラスチックに関する政策枠組み（2022）、都市排水処理指令の改正案（2022）、Plastics own resource（2021） - ドイツ：改正容器包装廃棄物法（デポジット制度対象製品の拡大・リサイクル目標引き上げ・レジ袋販売禁止など、2022）、有機廃棄物条例の改正（2022） - フランス：循環経済ロードマップ（2018）、循環経済法（2020）、3Rに関する国家戦略（2022）、容器包装の市場販売量に占めるリユース容器包装の割合に関する政令（2022） - オランダ：循環経済ロードマップ（2016）、使い捨てプラスチック規制（2021） - 英国：資源廃棄物戦略（2018）、廃棄物発生抑制プログラム（2021）、循環経済パッケージステートメント（2020）、使い捨てのプラスチック製品の提供禁止に係る規則（2020）、包装に関する拡大生産者責任に係る規則（2022）、使い捨てプラスチックバッグの有料化（2021）、プラスチック容器包装税（2022） - 米国：リサイクルマークに関する法律（カリフォルニア州、2021）、プラスチック廃棄物の輸出に関する法律（カリフォルニア州、2021）、堆肥化可能な製品のラベルに関する法律（カリフォルニア州、2021）、プラスチック製品を提供禁止に関する法律（カリフォルニア州、2021） - 業界団体：Circular Economy Action Agenda Plastics（PACE、2021）
	繊維	- EU：持続可能な循環型繊維戦略（2022）、繊維廃棄物の分別回収に関する政策・実態、各種エコラベルでのCEに関する要件、産業技術ロードマップ（2022）、資金援助体制の枠組み - オランダ：繊維産業へのEPR制度導入（2021） - 業界団体：繊維リサイクルに係るイニシアチブReHubs（欧州繊維産業連盟、2020）
	電気電子	- EU：WEEE指令（2012）、共通充電器ソリューション（2021）、携帯電話・タブレットのエコデザインおよびエネルギーラベル規則案（2022）、持続可能な製品イニシアチブ/エコデザイン指令の概要、修理性スコアの検討（欧州委員会JRC） - 英国：修理する権利（2021） - フランス：修理する権利（2020）、修理性スコア（2021）
	電池・自動車、PV	- EU：欧州電池規則案（2020）、欧州電池規則の具体的措置の検討（欧州委員会JRC） - ドイツ：CEロードマップ（2021） - 英国：廃棄物発生抑制プログラム（2021） - オランダ：循環経済導入プログラム2021-2023（2021） - 米国：リチウム電池のための国家の青写真（FCAB、2021）、電池製造とサプライチェーンの支援（米国エネルギー省、2022）、電池回収に関する優良事例の開発と自主的表示に関するガイドライン策定（米国環境保護庁、2022） - 業界団体：電池規則案への提言（欧州自動車工業会（ACEA）など11団体、2022）、充電式電池識別番号規格の開発（MOBI、2022）、リチウムイオン電池のリサイクルに関する政策提言（米Auto Innovators、2022）

① 資源循環・循環経済全般の施策の動向

- EUにおける循環経済に係る戦略、計画、政策枠組み等
- 重要鉱物資源に係るEU及び欧米諸国の動向

EU：欧州グリーンディール

- 欧州委員会は、2050年に温室効果ガス排出を実質ゼロとし、経済成長を資源消費から切り離した、現代的で資源効率的で競争力のある経済と公平で豊かな社会へとEUが移行することを目的とした、新たな成長戦略「欧州グリーン・ディール（The European Green Deal）」を2019年12月に発表した。
- 附属文書「ロードマップ」の中で、テキスタイルについても記載しているほか、新たな循環経済行動計画の中で繊維にも焦点を当てること、繊維などの意図的なマイクロプラスチックの追加と非意図的なプラスチックの放出に対処する対策に焦点を当てて2018年プラスチック戦略をフォローアップすることを記載。

「クリーンな循環経済の産業戦略」に関するロードマップの内容

行動
EU新産業戦略
持続可能な製品への取組を含め、特に テキスタイル や建設、 電子機器 、 プラスチック などの資源集約型セクターを焦点とする循環経済行動計画
エネルギー集約型産業における気候中立および循環製品の主要市場を刺激する取り組み
2030年に向けたゼロ炭素製鋼プロセスを支援する提案
バッテリーの戦略的行動計画と循環型経済を支援するバッテリー規制
廃棄物規制改正案

出所：欧州委員会 COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE EUROPEAN COUNCIL, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS The European Green Deal (COM/2019/640 final)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM%3A2019%3A640%3AFIN>

EU：循環経済行動計画2020（1/2）

- 欧州委員会は2020年3月、欧州グリーンディールを受けた産業戦略の一環として、循環経済行動計画を発表。
- 製品全般にわたる持続可能な製品政策の枠組み（SPI）、主要製品のバリューチェーンにおける取組、廃棄物の削減に係る取組に関して、計35のアクションが提示されている。

方向性	概要														
持続可能な製品政策の枠組み	<持続可能な製品の設計> - 持続可能な製品政策に関する政策枠組み（SPI）を提案し、EU市場に投入される製品がより長持ちするように設計され、再利用、修理、リサイクルが容易になり、一次原料の代わりに可能な限り多くの再生材料が組み込まれるようにする。 - 使い捨て製品は制限され、計画的陳腐化対策に取り組み、売れ残った耐久財の廃棄は禁止される。 <消費者のエンパワーメント> - 消費者は、製品の修理可能性や耐久性などに関する信頼できる情報にアクセスして環境面で持続可能な選択を行うことができるようになる。 - その結果、消費者は真の「修理する権利（Right to repair）」から利益を得ることができるようになる。														
主要製品のバリューチェーン	最も多くの資源を使用し、循環可能性のポテンシャルが高い以下のセクターに焦点を当て、具体的な行動をとる。 <table border="1"> <tr> <td>電気電子機器とICT</td><td>製品の長寿命化、廃棄物の回収・処理の改善を目的としたイニシアチブ（Circular Electronics Initiative）</td></tr> <tr> <td>電池と自動車</td><td>電池の持続可能性を高め、循環可能性（circularity）を高めるための、電池規則案の策定 ELV指令（使用済自動車に関する指令）の改正案（※2022年Q4採択予定）</td></tr> <tr> <td>容器包装</td><td>（過剰な）容器包装の削減を含む、EU市場で認められている製品に関する新たな必須要件</td></tr> <tr> <td>プラスチック</td><td>再生材に関する新たな必須要件と、バイオベースおよび生分解性プラスチック、マイクロプラスチックへの特別な注意</td></tr> <tr> <td>繊維</td><td>繊維産業における競争力とイノベーションを強化し、繊維再利用のためのEU市場を活性化するための新しい戦略（EU Strategy for Textiles）</td></tr> <tr> <td>建設・建物</td><td>循環型の建築を推進する包括的な戦略（Strategy for a Sustainably Built Environment）</td></tr> <tr> <td>食品</td><td>使い捨ての容器包装、食器、カトラリーを代替するための、食品サービスでのリユース可能な製品に関する新たな法的イニシアチブ</td></tr> </table>	電気電子機器とICT	製品の長寿命化、廃棄物の回収・処理の改善を目的としたイニシアチブ（Circular Electronics Initiative）	電池と自動車	電池の持続可能性を高め、循環可能性（circularity）を高めるための、 電池規則案の策定 ELV指令（使用済自動車に関する指令）の改正案（※2022年Q4採択予定）	容器包装	（過剰な）容器包装の削減を含む、EU市場で認められている製品に関する新たな必須要件	プラスチック	再生材に関する新たな必須要件と、バイオベースおよび生分解性プラスチック、マイクロプラスチックへの特別な注意	繊維	繊維産業における競争力とイノベーションを強化し、繊維再利用のためのEU市場を活性化するための新しい戦略（EU Strategy for Textiles）	建設・建物	循環型の建築を推進する包括的な戦略（Strategy for a Sustainably Built Environment）	食品	使い捨ての容器包装、食器、カトラリーを代替するための、食品サービスでのリユース可能な製品に関する新たな法的イニシアチブ
電気電子機器とICT	製品の長寿命化、廃棄物の回収・処理の改善を目的としたイニシアチブ（Circular Electronics Initiative）														
電池と自動車	電池の持続可能性を高め、循環可能性（circularity）を高めるための、 電池規則案の策定 ELV指令（使用済自動車に関する指令）の改正案（※2022年Q4採択予定）														
容器包装	（過剰な）容器包装の削減を含む、EU市場で認められている製品に関する新たな必須要件														
プラスチック	再生材に関する新たな必須要件と、バイオベースおよび生分解性プラスチック、マイクロプラスチックへの特別な注意														
繊維	繊維産業における競争力とイノベーションを強化し、繊維再利用のためのEU市場を活性化するための新しい戦略（EU Strategy for Textiles）														
建設・建物	循環型の建築を推進する包括的な戦略（Strategy for a Sustainably Built Environment）														
食品	使い捨ての容器包装、食器、カトラリーを代替するための、食品サービスでのリユース可能な製品に関する新たな法的イニシアチブ														
廃棄物の削減	- 廃棄物を完全に回避し、高品質の二次資源に転換し、十分に機能する二次原料市場から利益を得られるようにする。 - 欧州委員会は、廃棄物の分別収集と表示のためのEU全体で調和されたモデルの設定を検討する。 - また、EUからの廃棄物の輸出を最小限に抑え、違法な輸送に対処する。														

出所：欧州委員会（2020） Circular Economy Action Plan —For a cleaner and more competitive Europe より作成

EU：循環経済行動計画2020（2/2）

- 循環経済行動計画2020でアクション事項として掲載されている35項目のうち、「持続可能な製品政策イニシアチブ（製品共通）」、「容器包装」、「プラスチック」、「繊維」、「電気電子機器」、「電池」に関わる主な項目の検討状況を整理。

分類	項目		検討状況
共通	持続可能な製品政策イニシアチブ（SPI）		2022.03欧州委員会提案
	グリーンな（経済への）移行における消費者のエンパワメントに関する法案提出		2022.03欧州委員会提案
	修理する権利（Right to repair）を新設するための立法上及び非立法上の措置		2022.03欧州委員会提案
容器包装・プラスチック	包装の必須要求事項を強化し、過剰な包装・包装廃棄物を削減するための見直し（包装および包装廃棄物に関する規則の改正案）		2022.12公表
	包装、建設資材、車両などの主要製品の再生プラスチック含有量とプラスチック廃棄物削減対策の義務付け		2021/2022（未公表）
	非意図的なマイクロプラスチックの環境への流出削減に向けた規制提案		2022Q2（未公表）
	バイオベース/生分解性・堆肥可能プラスチックに関する政策枠組み提案		2022.12公表
繊維	欧州繊維戦略（EU Strategy for Textiles）		2022.03公表
電気電子機器	Circular Electronics Initiative		2020.03欧州委員会提案、 2021.02欧州議会決議
		共通充電器ソリューション（共通化）	2021.09欧州委員会提案、 2022.10欧州議会採択
		携帯電話・タブレットのエコデザインおよびエネルギーラベル規則案	2022.08欧州委員会提案
		修理する権利	—
		使用済電気電子機器の回収処理の改善	2020.03欧州委員会提、 2021.02欧州議会決議
電池	電池規則案		2020.12欧州委員会提案、 2022.12欧州議会・欧州理事会合意

出所：欧州委員会HP（https://environment.ec.europa.eu/strategy/circular-economy-action-plan_en）より作成

EU：持続可能な製品イニシアチブ（SPI）：概要

- 欧州委員会が2022年3月に発表した、EUにおける持続可能な製品の標準化を目的とした政策パッケージ。
- 持続可能な製品のためのエコデザイン規則案（ESPR）やエコデザイン作業計画を中心に、循環型ビジネスモデルへの移行を促進するための取組やグリーントランジションにおける消費者支援について提案したもの。

背景・目的（1章：p1-3）

- EUにおいて、資源効率が高く、気候中立で、汚染のない循環経済への移行を成功させ、エネルギーと資源への依存を減らすためには、製品の設計、製造、使用法に対する新しいアプローチが緊急に必要。
- 持続可能な製品に関する既存のイニシアチブとして各種EU規制があるが、EUで販売されている商品の限られた割合をカバーしているに過ぎず、循環性を組織的に奨励しているわけではない。また、製品ライフサイクルを通じて気候や環境への影響を緩和する方法に取り組んでいるわけでもない。さらに、エネルギー関連製品のエネルギー使用量を削減する余地は依然として大きい。
- そこで、**持続可能な製品に関する相互に関連した本政策パッケージは、既存の取組を基礎として、新しいアプローチを実現することを目的とする。**なお、持続可能な製品のためのエコデザイン規則案が本政策パッケージの中心となる。

備考：詳細は参考資料①を参照

出所：欧州委員会（2022.03.30）On making sustainable products the norm（COM(2022) 140 final）より作成

構成	概要
持続可能な製品を標準化 (2章：p4-6)	- 持続可能な製品のためのエコデザイン規則案（ESPR）において以下を提案。 - 製品の循環性と環境・気候フットプリントの全体的な削減のための基準設定。 - 製品ごとの消費者に対する環境情報の開示の義務付け。 - 規制対象の全製品に「デジタル製品パスポート」を付与。 - 売れ残った消費財の廃棄を防ぐため、まずは売れ残り製品を廃棄する大企業に対する年間廃棄量や廃棄理由、処分方法の開示を要求。 - グリーン公共調達を拡大し、持続可能な製品へのインセンティブを提供するための措置も含まれる。
持続可能な製品のための分野横断的なアプローチ (3章：p6-9)	持続可能な製品イニシアチブとセクター別の制度や政策との関係について3つの状況に分けて整理。①新しい製品独自のEU規則の策定（例：テキスタイル）、②既存の製品別EU規則の補完（例：建設、電池、容器包装、化学物質）、③現行のエコデザイン指令に基づく新しいEU規則の策定（例：電気電子機器）
エコデザイン手法 (4章：p9-10)	ESPRに向けた作業計画の下で選択すべき製品グループについて、2022年末までにパブリックコンサルテーションを実施する予定。 - 環境影響の大きく、改善の余地のある分野を中心に選定。 - 初期評価では、テキスタイル、家具、マットレス、タイヤなどの消費財、鉄鋼・アルミニウム製品など中間財が候補。
循環型ビジネスモデルの推進 (5章：p10-11)	- 循環型のビジネスモデルを推進することも、エネルギーや資源の需要を減らし、成長と資源消費をデカップリングさせるために必要。 European Circular Business Hubを立ち上げ、様々なステークホルダーを集めて循環型のビジネスモデルへの理解を深め、ベストプラクティスの共有などを実施する。 - また、欧州委員会では「循環型ビジネスモデルを促進するためのガイダンス」を策定する。
消費者のエンパワーメントと保護 (6章：p11-12)	- 消費者に誤解を招くような環境表示（environmental claim）を禁止する。 - 製品及び組織の環境フットプリントの評価手法に基づき、グリーンクレームに関するより具体的な規則や、消費財の修理を促進する取組（修理する権利の開発）の開発を推進（2022年秋に採択予定）。
グローバルレベルでの持続可能な製品と循環型ビジネスの牽引 (7章：p12-13)	グローバル、ローカルおよび二国間レベルで非EU諸国、特に低・中所得国とのエンゲージメントを強化。 - 幅広い議論を促進することを目的とした「グローバルな持続可能な消費と生産のフォーラム」の創設を提唱。

(参考) 持続可能な製品イニシアチブ (SPI) : 付随する5つの政策・規則案

- コミュニケーションペーパー (On making sustainable products the norm) に関連する5つの政策・規則案の概要を以下に示す。

政策・規制	概要
持続可能な製品の ためのエコデザイン規則 案 (ESPR)	- EU市場のほぼすべての製品が環境配慮型で、ライフサイクル全体において循環型かつ高エネルギー効率であると保証することを目的とするもの。 - 製品の耐久性、信頼性、リユース可能性、アップグレード可能性、修理可能性を高め、保守、リサイクル等を容易にし、エネルギー効率と資源効率を向上させるための新しい要件を設定。 - 規制対象製品に対しては、デジタル製品パスポートを導入。
エコデザインおよびエ ネルギー表示作業計 画2022-2024	- 上記のエコデザイン規則が施行されるまでの暫定的な措置を定めるもの。 - エネルギー効率だけでなく、製品の循環性と環境および気候フットプリントの全体的な削減についても基準を設定する。 - 電気電子機器 (スマートフォン、タブレット、ラップトップなど) が対象。
持続可能な循環型 繊維戦略 (EU Strategy for Sustainable and Circular Textiles)	- 消費者向けの手頃な価格とビジネス競争力を確保する必要性を十分に考慮して、テキスタイル分野を変革し、テキスタイルの設計を変えるだけでなく、循環型ビジネスモデルを促進し、テキスタイル廃棄物を削減することを目的とした戦略。 - エコデザイン規則案に対応した、テキスタイル業界向け政策。2030年目標を掲げ、6種の対策を提言。 - 重点分野を抽出するための意見募集を実施、2022年内にテキスタイル産業 (テキスタイル、衣服、皮革、フットウェア) の移行の経路 (Transition Pathway for the Textiles Ecosystem) をとりまとめる予定。
建設資材規則の改 正案	2011年に施行された建設資材規則を改正し、建設資材の環境・気候パフォーマンスを評価・開示する枠組みを策定することを目的としたもの。 - 建設資材データベースや製品のデジタルパスポートなど、特に中小企業の管理上の負担を軽減するためのデジタルソリューションを提供することなどが盛り込まれている。 - 今後、欧州理事会と欧州議会で審議予定。
消費者のエンパワ メントに関する指令案	- 製品及び組織の環境フットプリントの方法論 (the Product and Organization Environmental Footprint methods) に基づいて信頼性、比較可能性及び検証可能性を向上させることを目的とするもの (2022年秋に提案予定)。 - 製品の耐久性や修理可能性などの情報を、消費者に提供する義務を販売業者に課す。 - 情報の不開示を含む不公正な商業慣行の禁止を強化することでグリーン・ウォッシュを防ぐ狙い。 - 今後、欧州理事会と欧州議会で審議予定。

出所：欧州委員会 (2022.03.30) On making sustainable products the norm (COM(2022) 140 final) 、

欧州委員会プレスリリース (2022.03.30) Green Deal: New proposals to make sustainable products the norm and boost Europe's resource independence より作成

(参考) エコデザイン規則における製造事業者の責任の範囲

- 循環経済行動計画（2015公表）の持続可能な製品政策の一環としてエコデザイン要件の拡大を提案。2019年の改正時に、家庭用冷蔵庫や電子ディスプレイ、家庭用洗濯乾燥機などについて、**主要部品の修理性等に関するエコデザイン要件が導入**。
- 例えば、家庭用冷蔵庫や電子ディスプレイでは、スペアパーツの入手可能性や納期、情報へのアクセスなど要件が、**製造業者、輸入業者、または認定代理人（※）に対する責務**となっている。なお、**交換可能性については製造業者のみの責務**。
- 循環経済行動計画（2020公表）に基づいて検討が進められている「スマートフォン・タブレットに関するエコデザイン規則（案）」においても、修理可能性に係る要件については、下記に示す家庭用冷蔵庫などと同様、責務の対象に認定代理人も含まれる。なお、**持続可能な製品政策（SPI）では製造事業者の責任の範囲は規定されていない**。

エコデザイン指令の対象製品のうち、修理可能性等の循環に資する要件を含む製品

エコデザイン指令の対象製品		状況
家庭用冷蔵庫	家庭用洗濯乾燥機	改正済み
電子ディスプレイ	家庭用食洗機	
待機時消費電力の低減機能を有する機器	オフィス照明・街路灯	
家庭用の非指向性ランプ	外部電源	
モーター	溶接機器	
指向性ランプ、LED ランプおよび関連機器	小型・中型・大型の電力変圧器	
コンピュータおよびコンピュータサーバー	直接販売機能を有する冷却機器	検討中
スマートフォン・タブレット	太陽光パネル	

主要部品の修理可能性に係る要件 (例：家庭用冷蔵庫、電子ディスプレイ)

スペアパーツの入手可能性	- 製造業者、輸入業者、または認定代理人は、モデルの最終ユニットを市場に投入した後、スペアパーツを確保しなければならない。 - ただし、上記期間の長さは、製品グループや具体的なパーツにより異なる。例えば、冷蔵庫の場合は、特定のスペアパーツ（専門の修理業者のみに提供し、一般のユーザー等のアクセスを制限できるもの）は最低7年、その他のスペアパーツ（エンドユーザーまたは専門の修理業者に提供しなければならないもの）は最低10年。電子ディスプレイの場合はいずれのパーツも最低7年。
スペアパーツの最大納期	製造業者、輸入業者、または認定代理人は、注文を受けてから15営業日以内に配送しなければならない。（期間は家庭用冷蔵庫も電子ディスプレイも同じ）
スペアパーツの交換可能性	製造業者は、予備部品が一般的に入手可能な工具を使用して、製品に永久的な損傷を与えずに交換可能でなければならない。
修理・メンテナンス情報へのアクセス	製造業者、輸入業者、または認定代理人は、最初のユニットが上市してから遅くとも2年以内からスペアパーツの提供を終了するまでの期間、専門の修理業者に機器の修理とメンテナンス情報を提供。なお、情報へのアクセスを抑制しない限りは、有償でも可。
ソフトウェアやファームウェアの利用可能性（テレビのみ）	製造業者、輸入業者、または認定代理人は、修理や再利用を行うものに、モデルの最終ユニットを市場に投入してから最低でも8年間、特定の種類のスペアパーツとしてソフトウェアおよび／またはファームウェアを利用できるようにすること。

※ EU域内で設立された「自然人または法人」で、関連するEU調和法または本規則の要件に基づく製造業者の義務に関して、「特定の業務を代行する」よう製造者から書面による委任を受けた者。

出所：欧州委員会域内市場・起業・中小企業総局ホームページ「Ecodesign - Standby and off mode」、Regulation (EU) 2019/2019、Regulation (EU) 2019/2021、Regulation (EU) 2019/1020、COM(2022) 142 final 2022/0095 (COD)、Annex - Ares(2022)6031498 より作成

EU：消費者のエンパワメント（修理する権利/グリーンウォッシュの禁止）

- 欧州委員会は2022年3月30日、消費者が持続可能性に資する選択を十分に行えるようにすることを目的に消費者権利とグリーンウォッシュ禁止を提案。提案の主なポイントは以下の2点。
 - 消費者権利指令（Consumer Rights Directive）の改正により、事業者に対して消費者への**製品の耐久性及び修理可能性に関する情報提供の義務化**する。
 - 不公正取引方法指令（Unfair Commercial Practices Directive）の改正により、事業者が消費者を誤解を与えてはいけ**ない製品特性の要件に、耐久性や修理性を追加**。

背景	・ 循環経済行動計画2020におけるアクションプランの1つである、「グリーンな（経済への）移行における消費者のエンパワメントに関する法案提出」、「修理する権利（Right to repair）を新設するための立法上及び非立法上の措置」に対応するもの。 ・ 消費者が持続可能性に資する選択を行うための情報提供や、交換部品の保証の提供、修理・メンテナンスに関する情報へのアクセス改善などを製造事業者に義務付けることで、修理等を通じた製品の長寿命化を促進することを目的としたもの。		
概要	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="145 668 310 953">製品の耐久性及び修理性の情報についての新たな権利</td><td data-bbox="310 668 2009 953"> ・ 耐久性について ➢ 2年以上の耐久消費財を提供する場合、販売者は耐久性に関する情報を消費者に提供しなければならない。 ➢ エネルギー消費製品については、生産者が耐久性の保証に関する情報を提供しなかった場合にも、販売者は消費者に通知しなければならない。 ・ 修理及びアップデートについて ➢ 販売者は、修理性スコアやスペアパーツ情報、修理マニュアルなどの入手可能性を消費者に提供しなければならない。デジタルコンテンツなどのサービスの場合、ソフトウェアアップデートに関する情報を提供しなければならない。 </td></tr> </table>	製品の耐久性及び修理性の情報についての新たな権利	・ 耐久性について ➢ 2年以上の耐久消費財を提供する場合、販売者は耐久性に関する情報を消費者に提供しなければならない。 ➢ エネルギー消費製品については、生産者が耐久性の保証に関する情報を提供しなかった場合にも、販売者は消費者に通知しなければならない。 ・ 修理及びアップデートについて ➢ 販売者は、修理性スコアやスペアパーツ情報、修理マニュアルなどの入手可能性を消費者に提供しなければならない。デジタルコンテンツなどのサービスの場合、ソフトウェアアップデートに関する情報を提供しなければならない。
製品の耐久性及び修理性の情報についての新たな権利	・ 耐久性について ➢ 2年以上の耐久消費財を提供する場合、販売者は耐久性に関する情報を消費者に提供しなければならない。 ➢ エネルギー消費製品については、生産者が耐久性の保証に関する情報を提供しなかった場合にも、販売者は消費者に通知しなければならない。 ・ 修理及びアップデートについて ➢ 販売者は、修理性スコアやスペアパーツ情報、修理マニュアルなどの入手可能性を消費者に提供しなければならない。デジタルコンテンツなどのサービスの場合、ソフトウェアアップデートに関する情報を提供しなければならない。		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="145 953 310 1285">グリーンウォッシュと計画的陳腐化の禁止</td><td data-bbox="310 953 2009 1285"> ・ 事業者が消費者を誤解させてはいけない製品特性に関するリストを、耐久性や修理性も含む形で拡張する。 ・ また、モニタリングのシステムを持たず、個別評価の後に誤解を招くと考えられるグリーンクレームに該当する慣行や禁止すべき慣行を新たに追加。 ➢ 耐久性を制限するために導入された機能について通知しないこと。 ➢ 実証できない曖昧なグリーンクレーム。例：環境に優しい（environmentally friendly）、エコ（eco）、グリーン（green）など。 ➢ 実際的には製品の一面にしか関係していないにも関わらず、製品全体についてグリーンクレームを行うこと。 ➢ 第三者または公的機関によって確立されていない自発的な持続可能性ラベルを表示すること。 ➢ オリジナルの生産者から提供されたのではないスペアパーツまたは付属品を使用する場合に、製品の機能性が限定的であることを通知しないこと </td></tr> </table>	グリーンウォッシュと計画的陳腐化の禁止	・ 事業者が消費者を誤解させてはいけない製品特性に関するリストを、耐久性や修理性も含む形で拡張する。 ・ また、モニタリングのシステムを持たず、個別評価の後に誤解を招くと考えられるグリーンクレームに該当する慣行や禁止すべき慣行を新たに追加。 ➢ 耐久性を制限するために導入された機能について通知しないこと。 ➢ 実証できない曖昧なグリーンクレーム。例：環境に優しい（environmentally friendly）、エコ（eco）、グリーン（green）など。 ➢ 実際的には製品の一面にしか関係していないにも関わらず、製品全体についてグリーンクレームを行うこと。 ➢ 第三者または公的機関によって確立されていない自発的な持続可能性ラベルを表示すること。 ➢ オリジナルの生産者から提供されたのではないスペアパーツまたは付属品を使用する場合に、製品の機能性が限定的であることを通知しないこと
グリーンウォッシュと計画的陳腐化の禁止	・ 事業者が消費者を誤解させてはいけない製品特性に関するリストを、耐久性や修理性も含む形で拡張する。 ・ また、モニタリングのシステムを持たず、個別評価の後に誤解を招くと考えられるグリーンクレームに該当する慣行や禁止すべき慣行を新たに追加。 ➢ 耐久性を制限するために導入された機能について通知しないこと。 ➢ 実証できない曖昧なグリーンクレーム。例：環境に優しい（environmentally friendly）、エコ（eco）、グリーン（green）など。 ➢ 実際的には製品の一面にしか関係していないにも関わらず、製品全体についてグリーンクレームを行うこと。 ➢ 第三者または公的機関によって確立されていない自発的な持続可能性ラベルを表示すること。 ➢ オリジナルの生産者から提供されたのではないスペアパーツまたは付属品を使用する場合に、製品の機能性が限定的であることを通知しないこと		

出所：欧州委員会プレスリリース（2022.09.21）Circular Economy: Commission proposes new consumer rights and a ban on greenwashing より作成

EU : Critical Raw Materialsに関する法案

- 2022年9月14日、Critical Raw Materials Act（希少原料に関する法案）が必要であると提案。
- ポイントは以下のとおり。

1. 戦略的なアプリケーションに焦点を当てる

- 法案ではどの重要原材料が特に戦略的であるか共通の理解を提供する。経済的な重要性、供給の偏り、用途、需給ギャップの予測などグリーン&デジタルな移行と防衛ニーズに特に重要なものを特定する基準を設ける。
- 特定された資源について、イノベーションと代替を含め、欧州・各国での対応を進める。

2. 欧州機関のネットワーク

- 各国関係機関（national raw materials agencies）ごとに取り組みを進めており、国ごとに差異が生じる。これらの関係機関のネットワークを構築する必要がある。これによって市場の混乱、価格上昇や不足のリスクを予測し、適切な分散・備蓄・投資の決定をできるようにする。

3. よりレジリエントなサプライチェーン

- よりレジリエントなサプライチェーンを構築するためには、採掘・精製、加工、リサイクルまで、より多くの民間投資をひきつける必要がある。欧州委員会は、対象となる原材料に関する戦略プロジェクトを支援する。
- 電池、半導体（チップ）、水素についての産業連携は、パートナーシップの構築や資金調達、課題対処への成功例。同じように、重要な原材料に関しても競争力強化のために必要な投資を動員するため、欧州の重要プロジェクトへの財政参加を増やし、新たな基金を創設する。
- 目標を法制化することも一案。（例：2030年までにEUの精製リチウム需要の30%以上をEUから調達、2030年までに関連する廃棄物フローに含まれる希土類元素の20%以上を回収）

4. 強く持続可能な公平な競争の場

- 強力に持続可能な公平な競争の場を確保する必要がある。例えば、鉱業の環境的・社会的パフォーマンスに関する多数の認証スキームの合理化と統合の先頭に立ち、EUの国際競争力を確保し、民間投資を呼び込む。
- 公平な競争条件を維持することは、特に戦略的な貯蔵能力の処理や二次原料の促進において重要である。
- 戦略的な貯蔵は、サプライチェーンの混乱や不均衡を防ぐ手段となり、将来の市場の混乱に対する保険として機能する。ただし、現状のままでは、加盟国間の不一致が生じる可能性がある。
- リサイクルと再利用については、加盟国は現在、廃棄物法制度の異なる解釈をしており、EU法の断片的な実施・自由な循環への障壁を作り出している。廃棄物法制度の改正と調和は、循環経済の目的に沿って、戦略的原材料の高品質リサイクルと二次原料の効率的な市場を促進する。

出所：欧州委員会（2022/9/14）プレスリリース https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/STATEMENT_22_5523 より作成

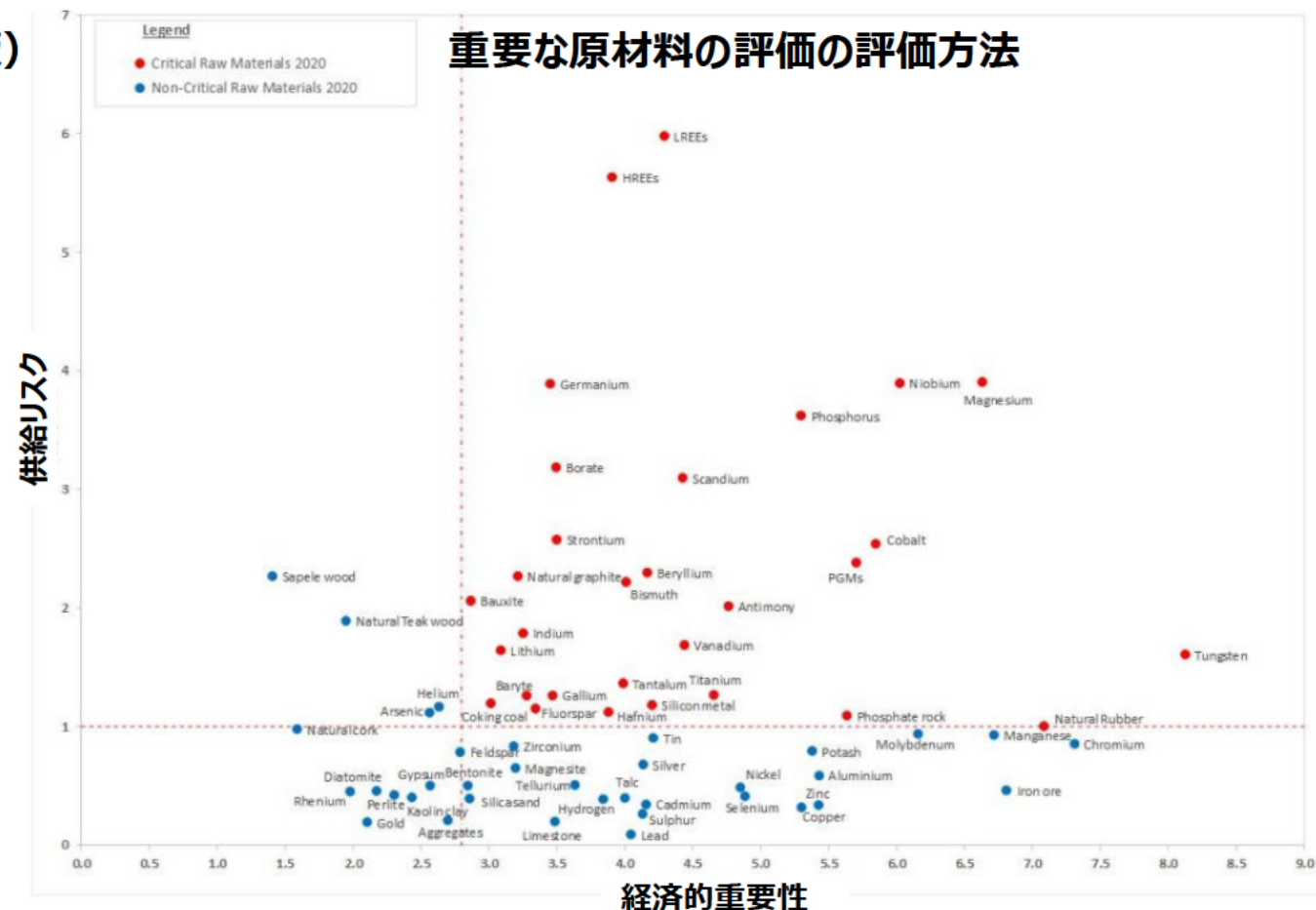
EU : 2020年度版重要な原材料（Critical Raw Materials）の評価方法（1/3）

- 欧州委員会は、2011年より重要な原材料（Critical Raw Material）一覧を公表しており、3年ごとに改定している。2020年度版の改訂では30種が選定されている。
- 選定にあたっては、①供給リスクと②経済的重要性が基準となっており、将来の動向は考慮していない。

重要な原材料一覧（2020年版）

アンチモン	ハフニウム	リン
バライト	重希土類	スカンジウム
ベリリウム	軽希土類	金属シリコン
ビスマス	インジウム	タンタル
ホウ酸塩	マグネシウム	タングステン
コバルト	天然黒鉛	バナジウム
原料炭	天然ゴム	ボーキサイト
蛍石	ニオブ	リチウム
ガリウム	白金族	チタニウム
ゲルマニウム	リン鉱石	ストロンチウム

※前回のリストからボーキサイト、リチウム、チタン、ストロンチウムが追加され、ヘリウムは除外された。



EU : 2020年度版重要な原材料 (Critical Raw Materials) の評価方法 (2/3)

- **供給リスク (SR)** とは、主要な原材料のEUへの特定国からの供給の集中度合いや、世界的に見た供給国における原材料の産出の集中度合い、リサイクルの寄与、代替品の有無、EUの輸入依存、第三国への貿易制限などを含む供給国のガバナンスを考慮したもの。

サプライチェーンリスクの定義

$$SR = \left[(HHI_{WGI,t})_{GS} \cdot \frac{IR}{2} + (HHI_{WGI,t})_{EU_{sourcing}} \left(1 - \frac{IR}{2} \right) \right] \cdot (1 - EOL_{RIR}) \cdot SI_{SR}$$

$$Import\ Reliance\ (IR) = \frac{Import - Export}{Domestic\ production + Import - Export}$$

$$EOL_{RIR} = \frac{Input\ of\ secondary\ material\ to\ EU\ [from\ old\ scrap]}{Input\ of\ primary\ material\ to\ EU + Input\ of\ secondary\ material\ to\ EU}$$

$$SI_{SR} = \sum_i [(SP_i * SCr_i * SCo_i)^{1/3} * \sum_a (Sub - share_{i,a} * Share_a)]$$

- HHI (ハーフィンダール・ハーシュマン指数) : 市場占有の度合い (ある業界の市場における企業間の競争状態を測るもの)
- WGI : 世界ガバナンス指標
- t : 貿易パラメータ
- GS : グローバルサプライチェーンへの依存度
- EU_{sourcing} : EU由来の資源
- IR : 輸入依存度
- EOL_{RIR} : リサイクル材の使用率
- SI_{SR} : 供給リスクに関する代替指数

- i : 個々の代替原料
- a : 代替原料の個々の用途
- SP : 代替原料のグローバル生産の可能性を示す指標
- SCr : 以前、重要な原材料だったかを考慮する指標
- SCo : 代替原料が一次製品であるか、または副産物として採掘されるかを示す指標
- Share : 最終用途における代替原料のシェア
- Subshare : 各アプリケーション内の代替原料のシェア

EU : 2020年度版重要な原材料 (Critical Raw Materials) の評価方法 (3/3)

- **経済的重要性**とは、産業界における原材料の最終利用への配分や付加価値に基づくもの。

経済的重要性の定義

$$EI = \sum_s (A_s * Q_s) * SI_{EI}$$

- A_s : セクター別の国内シェア
- Q_s : セクター別の付加価値
- SI_{EI} : 経済的重要性に関連する原材料の代替指数
- s : 国内セクター

$$SI_{EI} = \sum_i \sum_a SCP_{i,a} * Sub-share_{i,a} * Share_a$$

- i : 個々の代替原料
- A : 代替原料の個々の用途
- SCP : 代替原料のコストパフォーマンス
- $Share$: 最終用途における代替原料のシェア
- $Subshare$: 各アプリケーションの内の各代替原料のシェア

$$(HHI_{WGI,t})_{GS \text{ or } EU \text{ sourcing}} = \sum_c (S_c)^2 WGI_c * t_c$$

- S_c : 原材料の世界供給 (またはEU調達) における c 国のシェア
- WGI_c : c 国の世界ガバナンス指標をスケール化したもの
- t_c : c 国における貿易関連変数 (輸出制限の種類など)。

$$t_c = (ET-TA_c \text{ or } EQ_c \text{ or } EP_c \text{ or } EU_c)$$

- $ET-TA_c$: c 国によって課された輸出税 (%) を反映するパラメータ。おそらく有効な貿易協定によって軽減される。
- EQ_c : c 国によって課された輸出量を反映するパラメータ (物理単位、例えばトン)
- EP_c : c 国による代替原料に対する輸出禁止措置を想定したパラメータ
- EU_c : 代替原料に関するEU諸国のパラメータ (0.8と想定)

英国：重要鉱物資源戦略

- 英国政府は2022年7月22日、サプライチェーンを強化し**電気自動車（EV）**や洋上風力などの成長産業を支えることを目的として、英国初の「重要鉱物資源戦略」を発表。
- 安定供給に関しリスクを抱える重要鉱物について、**回収、リユース、リサイクルによる資源効率の向上**を目指している。

目指す方向性	実施事項
英国の国内能力を加速する	・ 国内生産を最大化する。 ・ 鉱業と鉱物の技術を再構築する。 ・ 重要鉱物サプライチェーンの課題を解決する最先端の研究開発を行う。 ・ 回収・リユース・リサイクルの能力を向上により資源効率を向上させ、鉱物資源を効率的に利用する。
国際的なパートナーと協力する	・ 世界全体で供給を分散させ、需要の増加に対するレジリエンスを高める。 ・ 英国企業が海外の透明性のある多様なサプライチェーンに参加できるよう支援する。 ・ 英国への供給に係るレジリエンスを向上させるため、世界中の外交、貿易、開発関係を発展させる。
国際市場の強化	・ グローバルな環境、社会、ガバナンスのパフォーマンスを向上させ、責任あるビジネスの競争の条件を整える。 ・ データとトレーサビリティを通じて、透明性のある市場を構築する。 ・ 重要鉱物に関する責任ある金融の世界首都を目指す。

米国：サプライチェーン強化に向けた報告書

- 米国ホワイトハウスは2021年6月8日、重要製品のサプライチェーンの脆弱性評価、サプライチェーン強化に向けた政策提言をまとめた報告書を発表（※）。
- 大容量電池については、特に脆弱性が懸念されるニッケル、リチウム、コバルトなどの原材料の国内生産と処理インフラを確立する必要があると言及。

サプライチェーン	大容量電池サプライチェーンの現状	大容量電池サプライチェーン強化に向けた提言
原料生産	リチウムは世界の既知の埋蔵量の3.6%を米国が保有しており、2020年の世界のリチウム需要を8年以上にわたって満たすことができるため、国内での採掘量の増加のための優先物となる可能性がある。	- 新たな鉱物採取に関しては、廃棄物処理と加工の経済的コストを認識する一方で、近代的な環境基準に準拠し、ベスト・プラクティスの労働条件を必須とし、政府間協力を通じてコミュニティの厳格な協議を実施しなければならない。 - 政府はまた、民間部門と協力して、国際的な供給源を多様化し、国際的な環境と労働基準を促進するために同盟国とパートナー関与の戦略を継続しなければならない。
材料精製・加工	米国で採掘された重要鉱物の多くは加工のために輸出されており、重要鉱物の貿易に関して大きな赤字を抱えている。	国内の加工能力の向上・リサイクルの向上により、重要鉱物のサプライチェーンを確保することが必要。
電池材料・セル製造	米国はすべての主要な電池部品とセル生産量の世界市場シェアの10%未満。一方、中国は世界のセル生産能力の75%以上を保有しており、材料加工、部品およびセル製造、EV展開支援における国家投資が主要因。	セルとパックの製造能力に対する連邦政府資金の提供により、成長市場へのより大きな民間部門の投資を促進する市場条件を作り出すべき。
電池パック・最終材製造	米国の2020年の世界EV需要に占める国内需要の割合は12%（中国は約40%、欧州全体は40%）であり、他国に遅れを取っている。	
リサイクル	寿命を迎えた製品からのクリティカルマテリアルのリサイクルとリカバリーを増やし、クリティカルマテリアルのもうひとつの国内供給源を提供することで、新しい採取の必要性を相殺することができる。	最終製品の需要を刺激し、完全なエンド・ツー・エンドのサプライチェーンを構築するための米国の協調的な投資と政策支援は、世界の電池サプライチェーンにおいて米国が競争力のある地位を確保して前進するために不可欠。

※バイデン大統領が2021年2月に発令した大統領令において、4長官（エネルギー省、商務省、国防総省、保健福祉省）に対して、100日以内に、半導体製造や先端パッケージング、電気自動車用バッテリーを含む大容量バッテリー、希土類（レアアース）を含む重要鉱物、医薬品および医薬品有効成分の4分野に関するサプライチェーンの脆弱性を評価するとともに、強化に向けた政策案を提言するようにとの指示に対応するもの。

出所：米国ホワイトハウス（2021.06）BUILDING RESILIENT SUPPLY CHAINS, REVITALIZING AMERICAN MANUFACTURING, AND FOSTERING BROAD-BASED GROWTH 100-Day Reviews under Executive Order 14017 より作成

② a. 容器包装・プラスチックに関する資源循環施策等の動向

- 施策の方向性（概要）
- EUの動向
- 欧米各国の動向

*調査対象国の循環経済に関する戦略や計画で当該製品が重点とされている場合にも調査対象とした

容器包装・プラスチックに関する施策の方向性（概要）

- 欧州委員会や欧州各国における資源循環・循環経済関連施策を調査。
- 特に事業者への影響が懸念される事項を以下に整理。
- 容器包装・プラスチックに関しては、**エコデザイン要件**の追加、**使い捨てプラスチックの製造・販売の規制**（有料化、禁止）、**拡大生産者責任の導入**、**リサイクル目標の引き上げ**や**回収制度の確立**などが掲げられている。

	設計・製造	販売・利用	回収・リサイクル
方向性	- 環境配慮設計の推進（耐久性、リユース可能性、修理可能性など） - 再生材利用拡大 - リユース容器利用拡大	- 再生材利用等の製品表示（リサイクル率など） - 使い捨てプラスチックの販売規制（法規制、税） - マイボトルの利用促進	- 廃棄物排出削減 - 埋立の禁止 - 回収体制の構築・強化
施策等 （容器包装、プラスチック）	- 循環性に関する情報（耐久性、リユース可能性、修理可能性など）を記録したデジタル製品パスポートの導入（EU、2022提案） - 市場に投入されるリユース容器の最低比率（仏、2022） - 使い捨てプラスチック（カトラリー）のリユース可能なものへの変更（仏、2023） - プラスチック包装税（英、2022） - プラスチック製造向上でのマイクロプラスチック回収フィルターの設定（仏、2020）	- 循環性要件（耐久性、リユース可能性、修理可能性など）の開示義務（EU、2022提案） - 環境表示（仏、2021；米、2024） - 使い捨てプラスチック（カトラリー、レジ袋）有料化（英、2021；蘭、2023） - 使い捨てプラスチック（カトラリー、レジ袋等）提供禁止（英、2020；仏、2021；蘭、2024；独、2022；米、2022） - 使い捨てプラスチック（キャップや蓋）の販売禁止（蘭、2024）	- 拡大生産者責任の導入（仏、2021、独、2022；蘭、2023；英、2023） - 分別回収の強化（EU、2021） - リユース・リサイクル目標の設定、引き上げ（EU、2020；独、2022） - デポジット制度導入・拡大（独、2022；仏、2023） - スーパーにおける回収ボックス設置（仏、2021） - 有機廃棄物からのプラスチックの除去（独、2023）

凡例：括弧内は施策を導入していることが確認できた国、地域と施策の導入時期を示す。

出所：みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

EU：包装材および包装廃棄物に関する規則案（概要）

- 欧州委員会は2022年11月30日、循環経済行動計画2020の一環として、包装材および包装廃棄物に関する規則案を発表。
- ①リユース・リサイクル可能な容器包装ソリューションを推進、②経済的に可能な方法でリサイクルを可能にすること、③再生材の利用を拡大させることを目的として、**持続可能性や情報に関する要件や事業者の責務を規定**している。

規則案の構成

章	条項	項目
1	1～4	一般規定
2	5～10	包装に関する持続可能性の要件
3	11～12	ラベリング、マーキング、情報要件
4	13～28	事業者の義務
5	29	レジ袋
6	30～34	包装の適合性
7	35～51	包装材および包装廃棄物の管理
8	52～56	セーフガード手続き
9	57	グリーン公共調達
10	58～59	権限の委任と委員会における手続き
11	60～61	改正
12	62～65	最終規定

本規則案の主な目的

- ① 包装廃棄物の発生を防止するため、廃棄量を削減し、不必要な包装の利用を制限し、**リユース・リサイクル可能な容器包装ソリューションを推進**すること。
- ② 高品質なクローズドループリサイクルを促進するために、2030年までにEU市場の**すべての包装を経済的に実行可能な方法でリサイクル可能にする**。
- ③ バージン材の需要を減らし、再生材の市場が十分に機能するために、**義務的な目標を通じて包装におけるリサイクルプラスチックの使用を増加させる**。

備考：

- ・ 特に事業者への影響が大きいと思われる項目を太字で記載。詳細は参考資料②を参照。
- ・ 今後は欧州議会、欧州理事会によって審議、採択される。なお、審議スケジュールは見当たらない。

出所：欧州委員会（2022.12）Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on packaging and packaging waste, amending Regulation (EU) 2019/1020 and Directive (EU) 2019/904, and repealing Directive 94/62/EC （COM(2022) 677 final）より作成

EU：バイオベース/生分解性・堆肥可能プラスチックに関する政策枠組み（概要）

- 欧州委員会は2022年11月30日、循環経済行動計画2020の一環として、「バイオベース/生分解性・堆肥化可能プラスチックに関する政策枠組み」を発表。
- バイオベース/生分解性・堆肥化可能プラスチックが環境負荷を軽減する手段となるための前提条件や基準を提示し、代替素材が循環経済に寄与することを示すことが本政策の目的。

構成	概要
イントロダクション (1章：p1-2)	- バイオベース/生分解性・堆肥化可能プラスチックは、化石由来で生分解性のない従来のプラスチックよりも環境に優しいと広く認識されているが、プラスチック汚染、気候変動、生物多様性の損失の問題を悪化させないようにするための、科学的知見に基づいた条件は明らかでない。 - 本政策の目的は、バイオベース/生分解性・堆肥化可能プラスチックの利用による環境影響を理解し、環境影響が軽減される条件を提示することである。
コンセプト：バイオベース/生分解性・堆肥可能プラスチック (2章：p2～3)	バイオベース/生分解性・堆肥可能プラスチックの概念が整理。①生分解性か、②バイオベースかの2軸で分類している。
バイオベースプラスチック (3章：p3～6)	バイオベースプラスチックの表示や含有量の測定、優先して利用すべきバイオマスや適用先の製品などの方向性が提示。 - 使い捨て製品よりも長期間使用する製品に優先して使用すべきとしている。
生分解性・堆肥可能プラスチック (4章：p6～13)	堆肥化可能なプラスチックの表示や認定、適用先の製品などの方向性が提示。 - 有機性廃棄物の分別収集のためのプラスチック袋や食品に添付するラベルなどは適した用途としている。
研究・イノベーション・投資への支援 (5章：p13)	- バイオベース/生分解・堆肥化可能なプラスチックの開発に向けた研究開発の方向性が提示。 - 他の環境への移動の可能性、生分解の時間などを考慮して、生物分解のプロセスをさらに調査が必要としている。
国際的な側面 (6章：p13)	国際的な議論を通じて、本政策文書の目的を追求していくといった方向性を提示している。
結論 (7章：p12-13)	本政策枠組みによって、バイオベース/生分解性・堆肥化可能なプラスチックへの理解を促進し、各種政策への貢献させることに言及している。

備考：詳細は参考資料③を参照

出所：欧州委員会（2022.11.30）EU policy framework on biobased, biodegradable and compostable plastics（COM(2022）682 final）より作成

EU：都市排水処理指令の改正案

- 欧州委員会は2022年10月、欧州グリーンディール及び循環経済行動計画2020の一環として、都市排水処理指令（※）の改正案を発表。
- 2019年に実施されたREFIT制度による影響評価（次頁参照）を踏まえ、排水処理分野の2040年気候中立、汚泥の品質改善や再利用拡大等による循環経済への貢献などを目的として改正されたもの。
- 排水処理におけるGHG削減目標、**汚泥からの栄養塩の回収基準**や**マイクロプラスチックのモニタリング**などの要件が含まれる。

改正案の主な目的や目標

- 欧州委員会は、影響評価の結果に基づいて指令を改正。改正の主な目的は以下の通り。
 - 化学物資による汚染やGHG排出を低減する
 - 水質を改善する
 - 処理施設へのアクセスを改善する
 - 微量汚染物質の処理費用を汚染者に負担させる
 - 廃水中の微量汚染物質をモニタリングするようEU諸国に要求する
 - 循環的なセクターと連携する

資源循環/海洋プラスチック汚染対策に係る主な要件

- 欧州委員会は、**汚泥からのリンや窒素のリユース・リサイクル率を定める実施規則を採択する権限を与えられている**（第20条：汚泥）
- **加盟国は**、都市からの流出や雨水の越流による汚染、本指令の規制対象汚染物質の下水処理場の出口における濃度及び汚濁負荷量、**マイクロプラスチック（汚泥中に含まれるものも対象）についてモニタリングしなければならない**。また、都市廃水及び汚泥中のマイクロプラスチックを測定に係る実施規則を採択する権限を与えられている（第21条：モニタリング）

※ 都市排水処理指令は、都市および特定産業からの廃水による悪影響から、人間の健康と環境を保護することを目的とするもの（1991年採択）

出所：欧州委員会ホームページ（https://environment.ec.europa.eu/topics/water/urban-wastewater_en）、欧州委員会プレスリリース（2022.10.26）European Green Deal: Commission proposes rules for cleaner air and water、欧州委員会（2022.10.26）Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL concerning urban wastewater treatment (recast) (COM(2022) 541 final) より作成

(参考) REFIT制度による影響評価

- 欧州委員会は2019年、REFIT制度（※）において都市排水処理指令の影響評価を実施。
- **マイクロプラスチック等の新たな微小汚染物質による汚染への対策や欧州グリーンディールとの整合、ガバナンスの強化**について言及。

REFIT制度で特定された主要な課題

主な課題	概要
都市排水由来の 残留汚染	現行の指令では、大都市における排水処理施設からの汚染対策に焦点が当てられているが、その他の発生源（小規模都市、分散型処理施設、雨天時越流）が十分にカバーされていない。また、一部の汚染物質の規制値については1991年以降に更新されていない（残留汚染がある）他、 マイクロプラスチックなど新たな微小汚染物質による汚染の可能性が考慮されていない。
欧州グリーンディール との整合	本指令の採択以降、欧州グリーンディールでは気候変動対策に対する政策目標を設定している。 排水処理分野においても、汚泥処理の改善によるGHG削減に向けてさらなる努力が必要。
ガバナンス基準の 不十分かつ不公平	欧州委員会による影響評価やOECDにおける調査では、事業者の取組や情報の透明性といったガバナンスの水準は事業者によって大きく異なり、「汚染者負担」の原則が十分に適用されていない。モニタリングや報告の方法は、デジタル化によって著しく改善される可能性がある。

※ REFIT制度は、単純化の対象となる規制の特定、コストや利益の比較検討、規制が改訂された場合の影響評価の実施により、規制による負担を最小限にすることを目指す、2012年開始された制度。

出所：欧州委員会（2022.10.26）Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL concerning urban wastewater treatment (recast) (COM(2022) 541 final)より作成

EU : Plastics own resource

- EUでは、2021年から2027年までのEUの新たな財源として、「Plastics own resource」を導入。
 - リサイクルされないプラスチック製容器包装の廃棄量に応じて欧州各国からの拠出を求める制度。
 - Eurostatの廃棄物統計データに基づき、拠出金額が設定される(0.80ユーロ/kg)。なお、課税制度ではなく、負担すべき金額を各国がどのように調達するか、方法は指定されていない。

ドイツ：容器包装廃棄物法（Verpackungsgesetz）

- 2021年1月、容器包装廃棄物法の改正法案を閣議決定。2022年1月の改正ではデポジット制度の対象拡大、プラスチック製レジ袋の販売禁止、包装廃棄物のリサイクル率引き上げが実施。同年7月の改正では、製造者登録制度の対象が拡大。

容器包装廃棄物法 改正の経緯

時期	内容
2021年1月 案閣議決定	・ 欧州委員会の容器包装指令、廃棄物枠組み指令の改正、使い捨てプラスチック指令の導入を受けたもの
2022年1月 施行	・ デポジット制度の対象拡大（ほぼすべての飲料用ペットボトルと飲料用缶へ適用拡大） ・ プラスチック製レジ袋の販売禁止（厚さが15μm未満または50μm以上のレジ袋は対象外） ・ 包装廃棄物のリサイクル率 引き上げ（ガラス・鉄類（ferrous metals）・アルミニウム 80→90%、紙・厚紙：85%→90%、飲料用カートン：75%→80%、その他の複合包装材：55%→70%、いずれも質量%）
2022年7月 施行	・ 製造者登録の拡大 ➢ 中央包装登録局（Zentrale Stelle Verpackungsregister）の包装登録データベース「LUCID」への登録義務が拡大。ドイツ国内のすべての包装製造者に適用。製造者がこの義務を遵守していない場合、包装された商品をドイツ国内で販売することができない。 ➢ 登録の際、製造者は市場に出す包装の種類を示さなければならない。これにより、中央包装登録局はデータ比較により、メーカーがシステム参加対象である包装を廃棄費用を払わずに市場に持ち込んでいることを特定することが可能となる。 ➢ 登録義務に違反した場合、販売禁止、罰金の可能性。 ・ マーケットプレイスとフルフィルメントサービスプロバイダーに対する監査義務 ➢ オンライン取引の急増に伴い、海外の梱包材販売業者がドイツ国内での梱包材の回収、分別、リサイクルのためのデュアルシステム*に手数料を支払わないことがあるため、電子マーケットプレイスとフルフィルメントサービスプロバイダーに監査を義務付け。 ➢ 電子マーケットプレイスは、義務対象となっている通信販売業者やオンライン小売業者が包装をシステムに参加させ、LUCID包装登録に登録されている場合にのみ、システム参加の対象となる包装を販売することができる。 ➢ フルフィルメントサービス提供事業者は、LUCID包装登録義務とシステム参加義務を履行した事業者にのみサービスを提供することができる。 ➢ これらの義務に違反した場合、罰金の可能性。

* 自治体の廃棄物回収システムとは別システムとしての、容器包装廃棄物を回収リサイクルシステム。複数の民間企業が運営。

※なお、上記以外の改正としては、2025年1月以降、使い捨てPETボトルは25%以上のリサイクル材を使用することを求めている。この値は2030年1月以降、30%以上に引き上げられる予定

出所：ドイツUBAホームページ、BMUV HPより作成、

ドイツ：有機廃棄物条例（BioAbfV）の改正

- 2022年5月、廃棄物規制を改正する条例が交付。
- 特にプラスチックに係る改正としては、有機廃棄物条例（BioAbfV）があり、有機廃棄物からのプラスチック除去に関する要件を規定（有機廃棄物に含まれるプラスチックの割合の上限値を規定）。

廃棄物法に関する 条例の一部を改 正する条例	・ 廃棄物法に関する条例の一部を改正する条例を2021年に可決、その後の手続きを経て、2022年5月に官報にて公布 ・ 本改正では、計6つの条例*を改正しているが、有機廃棄物条例（BioAbfV）の改正が主たる内容となっている。
有機廃棄物条例 （BioAbfV）の 改正	・ 有機廃棄物の回収とリユースを通じて、汚染物質、特にプラスチックの土壌への流入を大幅に削減することが目的。汚染物質及び汚染物を最小限に抑える新たな義務により、有機廃棄物が分別収集されれば、プラスチックの削減がさらに進むと予想されている。 ・ 措置としては下記の内容が含まれる。 ➢ 有機廃棄物を衛生的または生物学的に安定した状態にするための処理に送る前に、有機廃棄物から汚染物質を除去するための仕様と要件を定め、生物処理を目的とした有機廃棄物の総プラスチック含有量の管理値を定めている。 ✓ 2mmを超えるメッシュのふるいを通過することができる全プラスチックの割合は0.5%（乾重量）を超えてはならない。 ✓ 包装された食品廃棄物を他の有機廃棄物および材料から分離して保管し、混合、さらなる再処理、処理および混合物生産の前に、個別の包装除去作業を実行しなければならない。 ➢ 土壌に散布するための有機廃棄物を含む即席コンポスト（ready to apply compost）やその他資材に含まれるプラスチックやその他汚染物質の制限の強化。
施行スケジュール	・ 2023年 5月1日 一般的な発効 ・ 2023年 11月1日 有機廃棄物の分別収集による生分解性プラスチック回収袋のラベル付け ・ 2025年 5月1日 異物除去の要求事項

* 有機廃棄物条例の他、Nortification and Permission Ordinance (AbfAEV), Commercial Waste Ordinance (GewAbfV), Waste Management Officer Ordinance (AbfBeauftrV), Waste Disposal Evidence Ordinance (NachwV), Ordinance on Monitoring Waste Containing POPs (POP-Abfall-ÜberwV)が改正。

出所：ドイツ連邦環境・自然保護・原子力安全省ホームページ (<https://www.bmu.de/gesetz/verordnung-zur-aenderung-abfallrechtlicher-verordnungen>)、欧州委員会HP (<https://ec.europa.eu/growth/tools-databases/tris/index.cfm/en/search/?trisaction=search.detail&year=2021&num=600&mLang=EN>) より作成

フランス：循環経済ロードマップ（Circular Economy roadmap of France）

- フランスは2018年4月、100%循環型経済を実現するためのロードマップを公表。
- 資源消費の削減やプラスチックの2025年プラスチックリサイクル率100%などの目標を掲げている。
- 具体的には、**プラスチック容器包装の回収や断片化しやすいプラスチックの使用禁止などを掲げている。**

ロードマップにおける目標

- ・ 天然資源の使用を削減する：2030年までにGDPに関連する資源消費量を2010年比で30%削減する。
- ・ 非有害廃棄物の埋め立て量を2025年までに2010年比で50%削減する。
- ・ **2025年までにプラスチックのリサイクル率100%を目指す。**
- ・ 温室効果ガスの排出を削減する：プラスチックのリサイクルにより、年間800万トンのCO2排出を削減する。
- ・ 新たな職業における雇用を含め、最大30万人の雇用を創出する。

ロードマップの内容（※容器包装、プラスチック、繊維に関する部分を抜粋）

部門	ロードマップの概要
よりよい生産	・ 再生材の使用を増加させる。 ・ EPRにより、産業リサイクル部門やリサイクル製品の生産者部門からの投資を確保できるようにする。 ・ より持続可能な資源管理を行う。 ・ 2018年までに消費者への自主的な情報提供を強化する（家具、繊維、ホテル、電気電子機器、食品）。
よりよい消費	・ リユース、リペア、PaaSに関するサービスを強化する。 ・ 消費者への情報提供を改善する。 ・ 2019年までに、テキスタイル部門と食品部門の廃棄物削減に向けた主要原則を推進する。
廃棄物管理	・ 返却を通じて、リサイクル可能な包装、ペットボトル、缶の回収を加速するための取組を開始する。 ・ レジ袋や発泡スチロール、マイクロビーズの使用を禁止する。 ・ 2020年まで（※）に、プラスチックを製造または使用する場所にマイクロプラスチック回収フィルターの設置を義務付ける。

※ロードマップの表中では「2020年まで（By 2020）」と記載されているが、本文中では「2022年まで（By 2022）」と記載されている。

出所：フランス（2018）Circular Economy roadmap of France: 50 measures for a 100% circular economy より作成

フランス：循環経済法

- フランスは2020年2月、循環経済ロードマップで示された目標や対策を踏まえて**循環経済法**を制定。
- 2040年にすべての使い捨てプラスチック包装の販売を禁止するとし、拡大生産者責任の導入やエコデザインの適用、**容器包装・プラスチックの販売の禁止に向けた段階的措置などが規定されている。**

容器包装・プラスチックに関する主な規定

条項	具体的な措置（概要）
第7条	・ 2040年までにすべての使い捨てプラスチックの販売を禁止する。 ・ 特に拡張生産者責任の導入、エコデザインの適用、プラスチック容器包装の市場投入に関する規則などを取り入れる。
第13条	・ 消費者向け情報を改善するために、生産者および輸入者は、環境表示などの適切なプロセスによって消費者に対して製品の特性を通知する。生産者または輸入者は、製品の品質および環境等の特性に関連するデータを電子的に一般に公開する責任がある。なお、これらの情報は消費者が購入時にアクセスできる必要がある。
第61条	・ 2030年1月1日までに、年間1万以上の製品を販売、あるいは1000万ユーロ以上の売上高のある生産者、販売者、輸入業者は製品によって発生する廃棄物がリサイクルルートに入る可能性が高いことを証明しなければならない。
第77条	・ 2021年以降、国内における容器包装プラスチックの輸入、製造、販売を禁止する。実施が義務化されている主な取組は以下の通り ➢ 2021年1月1日までに実施が義務化されている取組（例） ・ 医療用を除く、ストロー、プラスチックフィルム、カトラリー、マドラー、発泡スチロールなどの提供禁止 ・ 酸化分解性プラスチックの販売禁止 ・ 飲料入りペットボトルの無料配布の禁止 ・ スーパーにおける容器包装を回収するゴミ箱を設置 ➢ 2022年1月1日までに実施が義務化されている取組（例） ・ 非生分解性プラスチック製のティーバッグの販売禁止 ・ 野菜や果物のプラスチック包装の提供禁止 ・ 子供向けメニューの一部として提供されるプラスチック製玩具の無料提供禁止 ・ 一般に公開されている施設への給水設備設置義務 ➢ 2023年1月1日までに実施が義務化されている取組（例） ・ 飲食店における使い捨てプラスチックカトラリーの提供禁止（リユース可能なものに代替） ・ リユースとリサイクルのためのデポジットの導入 ・ 広告のプラスチック包装を禁止 ➢ 2025年1月1日までに実施が義務化されている取組（例） ・ 新聞や雑誌のプラスチック包装禁止 ➢ 2025年以降に実施が義務化されている取組（例） ・ 国内で販売する容器包装におけるリユース容器包装の割合を2027年までに10%（2023年にまでに5%）

出所：フランス 循環経済法LOI n° 2020-105 du 10 février 2020 relative à la lutte contre le gaspillage et à l'économie circulaire (1) より作成

フランス：3Rに関する国家戦略

- フランス政府は2022年4月、使い捨てプラスチック包装のリデュース、リユース、リサイクルの推進を目的としたロードマップ「3Rに関する国家戦略」を採択。
- 主にプラスチック容器包装廃棄物の現状、2025年に向けた削減目標、2040年に向けた見通しを提示。
- 部門別のリデュース、リユース、リサイクルによる削減見込みの推計も提示されている。

構成

1 背景と目的

- 1.1 使い捨てのプラスチック包装：技術的および環境的課題
- 1.2 意識から行動へ：公共政策とビジネス動員の進展
- 1.3 **戦略的目標**
- 1.4 定義

2 戦略ビジョン

- 2.1 使い捨てプラスチック包材に関する取組
- 2.2 3Rと代替素材
- 2.3 生産と消費のモデルの変革と調整に向けて
- 2.4 代替物質の環境評価
- 2.5 2040年の見通しと投資の洗濯

3 アクションプラン

- 3.1 不必要かつ過剰な梱包の削減
- 3.2 リユースの促進
- 3.3 代替素材の開発
- 3.4 市場に出回る容器包装のリサイクル性の確保
- 3.5 収集の加速
- 3.6 選別技術のイノベーション
- 3.7 リサイクル施設の確保やリサイクル材の導入促進
- 3.8 分野横断アクション
- 3.9 **部門別ロードマップ**
- 3.10 ガバナンス

- 3Rに関する国家戦略は、以下の2025年目標を達成に向けて、優先事項や実施すべき具体的措置を特定すること、また、2040年の使い捨てプラスチック容器包装の市場投入禁止に向けたマイルストーンの設定と辿るべきステップを特定することを目的としている。

- 2025年末までに**不要な使い捨てプラスチック包装材**（商品を包装する透明なプラスチック）を**100%削減**する。
- 2025年1月1日までに**プラスチック包装材のリサイクル率を100%を達成**する。

- アクションプランでは、10項目に関する具体的な行動計画を整理。

- 対象は、生鮮非加工食品、生鮮加工食品、飲料、甘味・その他食品、衛生・化粧品、清掃・化学製品、その他非食品、ロジスティクス・Eコマース用包装、産業・商業用包装、食品用包装の10分野。
- **現状と2025年までの3Rによる使い捨てプラスチックの削減見込みを示している。**

出所：フランス（2022.04）STRATÉGIE 3R (Réduction, Réemploi, Recyclage) pour les emballages en plastique à usage unique より作成

フランス：容器包装の市場販売量に占めるリユース容器包装の割合に関する政令

- フランス政府は2022年4月8日、容器包装の市場販売量に占めるリユース容器包装の割合に関する政令を発表（2023年1月1日施行）。
- リユースできない食器での飲食の提供などが禁止される。

- 対象者：包装材および包装材を使用する製品の生産者、販売者、輸入業者など市場への投入に責任を有するもの。
- 禁止対象となる行為
 - 飲料が入ったプラスチックボトルを無料で配布すること
 - 環境表示義務を行わないこと
 - 飲料価格について、（消費者が有する）リユース容器で提供する場合よりも、使い捨てカップで提供する場合に低い価格で提供すること
 - 公共施設に飲料用水道を設置しないこと
 - 家庭用ケータリングサービスの事業者が、**リユースできない食器を使用すること、またはリユースのために回収しないこと**
 - ケータリングサービス事業者が、**リユースできない食器を用いて食事または飲料を提供すること**

対象者	容器包装の市場販売量に占める リユース容器包装の割合（％）				
	2023	2024	2025	2026	2027
年間売上高が2000万ユーロ未満の生産者、販売者、輸入業者				5%	7%
年間売上高が2000万～5000万ユーロの生産者、販売者、輸入業者			5%	7%	10%
年間売上高が5000万ユーロ超の生産者、販売者、輸入業者	5%	6%	7%	8%	10%

<備考>

- リユース包装とは、その包装が設計されたものと同一の性質を有し、少なくとも2回以上使用できるものが対象。

出所：フランス政府（2022.04.08）Décret n° 2022-507 du 8 avril 2022 relatif à la proportion minimale d'emballages réemployés à mettre sur le marché annuellement より作成

オランダ : A Circular Economy in the Netherlands by 2050

- オランダ政府は2016年9月に「Circular Economy in the Netherlands by 2050」を発表。
- 2030年までに一次資源（鉱物・金属・化石資源）の投入量を半減、2050年までに循環経済を実現するという目標を設定。バイオマスと食、プラスチック、製造業、建設業と一般消費財を重点分野として指定。

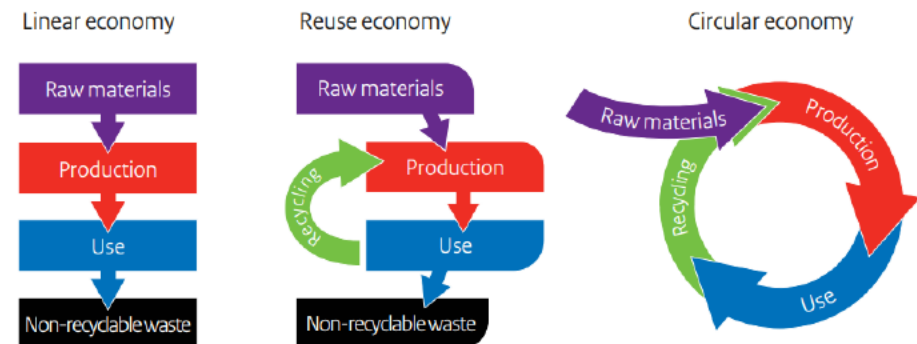
目次

- 1 イントロ（有望な前途）：広義の変化、統一的な政策テーマ、国際的なコンテキスト、構成
- 2 資源消費 - 21世紀最大の課題：必要性、経済的な機会
- 3 変化に向けて
 - 3.1 ビジョン
 - 3.2 戦略的なゴール
 - 3.3 変化のための一般政策：障壁の除去
 - 3.4 連携・協力
 - 3.5 変化のための特定政策：各セクター・バリューチェーンに応じたアプローチ
 - 3.6 運営とモニタリング
- 4 介入策：法制度、市場インセンティブ、ファイナンス、知識とイノベーション、国際協力
- 5 優先分野：バイオマスと食、プラスチック、製造業、建設業と一般消費財

必要性：爆発的な資源需要、他国への依存、気候（CO2排出）との関連

海ごみとの関連性：SDGs目標、UNEPの枠組みなど、国際協力の文脈の他、プラスチックと一般消費財の文脈で触れる（回収の他、効率的な排出源対策に言及）

ビジョン：線形経済から循環経済へ



3つの戦略的なゴール

- 1 既存のサプライチェーンにおいて原材料は質の高い方法で利用；効率向上によって既存のサプライチェーンにおける原材料の需要を削減。
- 2 新たな原料が必要な場合、化石資源由来、クリティカルもしくはサステナブルでない方法で生産される原材料はサステナブル資源、再生可能で、一般に入手可能な原材料に置き換え；自然資本を維持し、経済に将来性をもたせ、（輸入）化石資源への依存減。
- 3 新しい生産方式を開発し、製品を新しく設計し、領域の整理を変え、新しい消費方法を進める；様々なサプライチェーンで、望ましい削減、置き換え、および利用に方向づけ。

オランダ：使い捨てプラスチック規制

- EUの「使い捨てプラスチック規制」のガイドラインに基づき、他のEU加盟諸国と同様に2021年7月3日から一部の使い捨てプラスチック製品の規制を開始（生産者や輸入者への規制）
- また、2023年以降にも使い捨ての食品・飲料容器の規制を段階的に導入予定

使い捨てプラスチック製品の規制スケジュール

販売禁止	表示：プラスチックを含むこと、適切な廃棄方法、ポイ捨てによる環境への影響	EPR：生産者による回収・廃棄の費用負担
2021/7/3	酸化型生分解性プラスチック、風船の持ち手、綿棒、発泡スチレンの食品容器や飲料用カップ、ストロー、マドラー、カトラリー、皿	フィルター付きタバコのパッケージ、飲み物用のカップ、ウェットティッシュや絆創膏、タンポンなどのパッケージ
2023/1/5		フィルター付きタバコ、風船、飲み物用カップ、ウェットティッシュ、1人用の食品容器、袋・包装紙、軽量レジ袋
2024/7/3	キャップや蓋（容量3L以下のボトル容器に接続されていること）	
2024/12/31		漁具

使い捨てプラスチック製のカップや食品容器の規制

規制内容
2023/7/1
・ 有料化（消費者が負担） ・ 金額や事業者が設定可能。政府のガイドラインでの目安金額は、カップで0.25EUR、食事あたりの容器で0.5EUR、野菜などの包装で0.05EUR ・ テイクアウトや配達用の他、スーパーマーケットで提供されるカップや容器（直接飲食ができるもの）も有料化の対象。
2024/1/1～
・ そのまま使用される使い捨てのプラスチックカップ、食品容器の提供禁止。 ・ プラスチックでコーティングされた紙カップも同様に提供禁止。 ・ PETなどリサイクル可能なカップや容器であれば登録の上提供可能だが、回収・リサイクルの義務も負う

※医療機関などは、安全性や衛生面から例外

出所：オランダ政府HP（<https://business.gov.nl/running-your-business/environmental-impact/making-your-business-sustainable/ban-on-plastic-straws-plates-and-other-single-use-plastics/>）より作成

英国：資源廃棄物戦略

- 英国は2018年12月18日、廃棄物抑制と資源効率を促進し循環経済に移行することを通じて、資源を保護することを目的として、資源・廃棄物戦略（Resources and waste strategy for England）を策定。
- プラスチックを含む廃棄物全体を対象としたもの。

構成

1. 持続可能な生産
2. 消費者がより考慮された行動を選択できるようにするための支援
3. 資源回収と廃棄物管理
4. 廃棄物犯罪への取組
5. 食品廃棄物の削減国際的なリーダーシップ
6. 研究とイノベーション
7. 進捗のモニタリング

<戦略の目的>

- ・ リソース使用の価値を最大化すること
- ・ 廃棄物や環境への影響を最小限に抑えること

- ・ 「汚染者負担」の原則を適用し、**包装材に対する生産者の責任を拡大し、生産者が市場に出す包装の廃棄費用を全額負担するようにする**
- ・ **再生プラスチックが30%未満のプラスチック包装に課税**することで、再生プラスチックの需要を刺激する
- ・ 包装材以外の製品についても、生産者責任の拡大の可能性を検討する。
- ・ 資源効率の良い製品設計を促進するために、**エコデザインを通じて最小要件を設定する**
- ・ 化学物質戦略を通じて、化学物質を持続可能な方法で管理し、その使用によって生じるリユースとリサイクルの障壁に対処する
- ・ 「資源効率クラスター」を通じて企業と協力し、資源効率の節約を実現するためのモデルを開発する

- ・ 消費者に持続可能な購入を促す
- ・ 購入の持続可能性に関するより良い情報を消費者に提供する
- ・ 代替品が存在するプラスチック製品を禁止する
- ・ リユースの障壁に対処する
- ・ 再生品の市場をサポートする
- ・ 使用済み製品の適切な処分の促進
- ・ 調達とGreening Government Commitmentsを通じて模範を示す

- ・ **すべての家庭や企業から一貫したリサイクル可能な材料を確実に収集することで、リサイクル率を向上させる**
- ・ すべての世帯主と適切な企業が毎週個別に食品廃棄物を収集することを保証することにより、埋め立て地からの温室効果ガス排出量を削減する
- ・ **企業や地方自治体と協力して都市のリサイクル率を向上させる**
- ・ 地方自治体間の作業の取り決めとパフォーマンスを改善する
- ・ 廃棄物発電（EfW）プラントの効率を高める
- ・ **二次原料の使用に対する情報の障壁に対処する**
- ・ 有害廃棄物に関して廃棄物ヒエラルキーを実施するよう、廃棄物の生産者と管理者を奨励する

出所：英国（2018.12.18）OUR WASTE, OUR RESOURCES: A STRATEGY FOR ENGLAND より作成

英国：廃棄物発生抑制プログラム

- 英国 環境・食料・農村地域省（Defra）は2021年3月、廃棄物発生抑制プログラム（Waste Prevention Programme）を発表（※1）。
- Resources and waste strategy（英国、2018）で提示された2つの目的（※2）の達成を支援するものの位置づけ。
- 重点分野として建設、**テキスタイル**、家具、電気電子機器、自動車、食品、**使い捨てプラスチック**を位置づけ。

構成

1. はじめに
2. エコデザイン、拡大生産者責任、消費者情報
3. リユース、リペア、リフィル、再製造
4. データと情報
5. 建設
6. **テキスタイル**
7. 家具
8. 電気電子機器
9. 自動車
10. **使い捨てプラスチック**

- ・ 政府の廃棄物対策に対して、環境・食料・農村地域省（Defra）からの提言を行うことを目的とした文書。

- ・ 廃棄物の削減に重点を置いた分野横断的な取組の展開を展開するための手段の1つとして、英国全体のCircular Textilesロードマップの策定を通じて、産業活動を活性化する。
- ・ **2022年末までに繊維製品に係る拡大生産者責任（案）を作成する。**
- ・ **資源効率の高い製品設計に効果的な基準を設定するように産業界に促す。**
- ・ リサイクル部門への投資やイノベーションを支援する最善の方法を特定する。

- ・ **すべての小売店を対象として、レジ袋の最低料金を2021年4月から10ペンスに引き上げる（従前は5ペンス）。**
- ・ **使い捨てプラスチック（プラスチックストロー、綿棒、マドラー）の供給制限を強化する。**今後の使い捨てプラスチックの禁止に関する影響評価では、いかなる禁止も持続可能なアプローチであることを保証するために、代替製品の可能性を引き続き評価する。
- ・ **2023年から包装材に対する拡大生産者責任を導入する。**
- ・ 2015年に策定した包装規則を見直す。
- ・ 研究・イノベーションを支援し続ける。

※1 2021年6月までパブリックコメントを実施。その後、更新情報は見当たらない。

※2 ①リソース使用の価値を最大化すること、②廃棄物や環境への影響を最小限に抑えること

出所：英国 環境・食料・農村地域省（Defra）（2021）Waste Prevention Programme for England -Towards a resource efficient economy- Consultation version より作成

英国：循環経済パッケージステートメント（1/2）

- イングランド、北アイルランド、ウェールズ、スコットランドは2020年7月30日、共同で政策文書「Circular Economy Package policy statement」を発表。
- EU循環経済行動計画の方針を英国の法律に組み込むことを目的としたもの。
- 本声明は本文と3つの付属文書で構成されており、付属書Ⅲにおいて**包装規則に関するガイダンス（※）の更新案**が記載されている。

- **本文：**EU循環経済行動計画が2020年に新たに策定されたことを受けて、英国の法規制に関連する点について整理。
- **付属文書：**
 - 付属書Ⅰでは、EU循環経済行動計画2020の実施措置及びアプローチの提案の概要（summary of 2020 CEP measures and proposed approaches to transposition）（※次頁にて説明）
 - 付属書Ⅱでは、政策変更に伴う影響評価（Regulatory Triage Assessment）
 - 付属書Ⅲでは、**包装規則に関するガイダンスの更新案の概要が記載。**

付属書Ⅲ（一部抜粋）

- 【修正】包装は、消費者にとって必要なレベルの安全、衛生を維持するために、**包装の容積と重量が最小量に制限されるように製造されなければならない。**（変更前：包装の容積と重量は、包装された製品と消費者のために必要な安全、衛生、および手形引受のレベルを維持するための最小量でなければならない。）
- 【新規】包装は、**特定の要件に従ってリユースまたは回収が可能になるように設計、生産、および製品化されなければならない。**
- 【新規】包装中の有害物質または有害物質は、焼却または埋立地からの排出、灰または浸出物を最小限に抑えなければならない。

※2 包装規則に関するガイダンス（Packaging (Essential Requirements) Regulations: guidance notes）は、包装された商品を市場に出すことに関係する事業者向けに政府が2015年に作成したもの。包装の必須要求事項や法律に遵守するための方法が説明されている。

出所：英国（2020.07.30）Circular Economy Package（Food and Rural Affairs（Defra）, the Department of Agriculture, Environment and Rural Affairs（DAERA）, the Welsh Government and the Scottish Government, 2020）より作成

英国：循環経済パッケージステートメント（2/2）

- 付属書Iにおいて、EU循環経済行動計画2020の実施措置及びアプローチの提案の概要を提示。
- プラスチックについては、分別収集システムの確立に関して、産業界に対する法的措置やガイダンス提供を行うとしている。

指令・条項	EU循環経済行動計画における改正内容	英国が実施するアプローチ	備考
廃棄物枠組指令（WFD） 10条 (1) - (3)	- 現在の分別収集の要件を再構築する。 - 廃棄物がリユース、リサイクル、またはその他の障害時運用の準備を確実にを行うために、廃棄物を個別に収集する必要がない条件または状況について詳しく確認する。	欧州委員会の指令の通り実施する（イングランド、ウェールズ）	- イングランドでは、2019年に分別収集と技術的、経済的、環境的な考慮に関して協議された。 - スコットランドでは、家庭ごみサイクル憲章（Household Recycling Charter）※が採択された。 - ウェールズでは、古紙、金属、プラスチック、ガラスの分別収集に関する法的ガイダンスがある。 - 北アイルランドでは、リサイクルと家庭ごみ分別収集に関する議論文書が2020年6月に発行された。
廃棄物枠組指令（WFD） 11条（1）	- 加盟国は、リユース及び修理に関するネットワークの準備の奨励及び支援、経済的手段の利用を促進するための措置を講じること。 - 加盟国は、高品質なリサイクルの促進のための措置を講じるものとし、そのために第10条（2）および（3）に従うことを条件として、廃棄物の分別収集を行うものとする。 - 加盟国は、有害物質の除去と安全な取り扱いを可能にし、材料の選択的除去によるリユースと高品質なリサイクルを容易にするための分別を促進する措置を講じるとともに、少なくとも木材、鉄、非鉄金属、ガラス、プラスチック、石膏の建設廃棄物と解体廃棄物の分別収集システムの確立を確保する。	産業界に対する法的措置、産業界に対するガイダンスの提供	- 環境法案には、特定資源ごみの分別収集に関する規定が盛り込まれている。 廃棄物発生抑制プログラムを通じて推進される。 - 産業界に対するガイダンスの修正の必要性を調査する。

※ 家庭ごみの分別、収集を改善することを目的に、自治体としてのコミットメントや各ステークホルダーの役割・期待などがまとめられたもの。

出所：英国（2020.07.30）Circular Economy Package（Food and Rural Affairs（Defra）, the Department of Agriculture, Environment and Rural Affairs（DAERA）, the Welsh Government and the Scottish Government, 2020）より作成

英国：使い捨てのプラスチック製品の提供禁止に係る規則

- 英国は2020年9月、使い捨てプラスチック製品（ストロー、綿棒、および飲み物のマドラー）の提供禁止に関する規則を策定。

使い捨てプラスチック製品の提供禁止に係る規則の概要

項目	内容
対象者	製造業者や小売業者を含む、これらの製品を供給するすべての企業
対象製品	使い捨てのプラスチック ストロー、綿棒、マドラー
時期	2020 年10月1日より前に購入した場合 ➢ 2021年4月1日まで、使い捨てのプラスチック ストロー、綿棒、マドラーの在庫の供給または販売を継続できる。 2020 年10月1日以降に購入した場合は、以下の提供を禁止。 ➢ エンドユーザーへのプラスチックストローまたは綿棒、マドラー 2021年7月3日以降は以下の販売を禁止 ➢ パッケージに使い捨てのプラスチック製ストローが取り付けられた飲料製品
免除措置	- 薬局（登録薬局）、介護施設、刑務所、学校、幼稚園は使い捨てのプラスチックストローを提供可能。ケータリング施設（※）は、使い捨てのプラスチックストローを提供できるが、以下を実施することが必要。 ➢ ストローは顧客が見えない場所に保管する ➢ ストローは希望者のみに提供する ➢ 口頭または書面のいずれでも顧客に宣伝しない - 医療目的、法医学目的、科学目的の場合は、使い捨てプラスチック綿棒を提供可能。

※レストラン、食堂、クラブ、パブリックハウス、固定または移動式の屋台等の施設

出所：英国（2020.09.21）Guidance：Straws, cotton buds and drink stirrers ban: rules for businesses in England (<https://www.gov.uk/guidance/straws-cotton-buds-and-drink-stirrers-ban-rules-for-businesses-in-england>) より作成

英国：包装に関する拡大生産者責任に係る規則

- 英国は2022年6月、包装廃棄物の生産者責任の拡大に係る規則を発表。
- 廃棄物処理費用の支払い、包装及び包装された商品に関するデータの報告が義務化される。

容器包装に関する拡大生産者責任に係る規則の概要

項目	内容
対象者	包装を取り扱い、供給するすべての組織。
求められる取組	- 取り扱っている、あるいは提供している包装に関するデータを収集して提出する 廃棄物処理費用を支払う リサイクル義務を満たすために、包装廃棄物リサイクルノート（PRN：packaging waste recycling notes）または包装廃棄物輸出リサイクルノート（PERN：packaging waste export recycling notes）を購入する
時期	- 小規模事業者（※1） ➢ 2023年1月1日以降に取り扱い、英国市場に供給するすべての包装及び包装された商品に関するデータを記録するための措置を講じる。 ➢ 2024年から、EPRの担保のため事業者はオンラインサービスに包装に関するデータを登録する。 ➢ 2024年から環境規制当局に廃棄物処理費用を支払う。 ➢ 2023年に英国市場で取り扱った、または供給した包装及び包装された商品に関するデータを提出する。 - 大規模事業者（※2） ➢ 2023年1月1日以降、英国市場に供給するすべての包装及び包装された商品に関するデータを記録するための措置を講じる。 ➢ 2023年4月から、EPRの担保のため事業者はオンラインサービスに包装に関するデータを登録する。 ➢ 環境規制当局に廃棄物処理費用を支払う。 ➢ リサイクル義務を満たすために包装廃棄物リサイクルノートまたは包装廃棄物輸出リサイクルノートを購入する（※3）。 ➢ 英国市場で取り扱った、または供給した包装および包装された商品に関するデータを提出する。
報告方法	- 取り扱いあるいは供給するパッケージに使用される個々の材料タイプの重量に関するデータを収集する。以下の素材に分類して報告する必要がある。 ➢ アルミニウム、繊維ベースの複合材、ガラス、紙または段ボール、プラスチック、スチール、木材、その他 ➢ 生分解性プラスチック - 植物ベースの製品で作られた堆肥化可能なプラスチック、コルク、コットン、麻、ニトリル、ゴム、シリコン

※1 年間売上高が 100 万ポンドから 200 万ポンドの間で、英国市場で25トンを超える包装または包装を利用する商品を取り扱い、あるいは供給している事業者。年間売上高が 100 万ポンドを超え、英国市場で25 トンから50トンの包装または包装を利用する製品を取り扱い、供給している事業者。

※2 年間売上高が 200 万ポンド以上で、英国市場で50トンを超える包装または包装された商品を取り扱い、あるいは供給している事業者。

※3 包装廃棄物が、認定されたリサイクル業者や輸出業者によって適切に処理されたことを示すもの。

出所：英国（2022.06.07）Guidance：Packaging waste: prepare for extended producer responsibility (<https://www.gov.uk/guidance/packaging-waste-prepare-for-extended-producer-responsibility>) より作成

英国：使い捨てプラスチックバッグの有料化

- 英国では、2021年5月21日からあらゆる規模の小売業者に対して、使い捨てプラスチックバッグの有料化を義務化。
- 小売業者は利用者に対して最低10ペンスを請求する必要がある。なお、請求しないと罰金が課せられる。

使い捨てプラスチックバッグの有料化の概要

項目	内容
対象者	小売業者
対象製品	- 使い捨てプラスチックバッグ - 集配用袋
免除措置	- リターナブルバッグ（10ペンス以上で販売、リユースに適している、利用後に返却すると無料で交換できる）は有料化の対象外 - 以下の用途に利用されるプラスチックバッグも有料化の対象外 - 食品、植物 - 未調理の魚および魚製品 - 未調理の肉、鶏肉およびそれらの製品 - 動物または人間が消費する包装されていない食品（ポテトチップス、または取り扱い中の漏れを防ぐために十分な安全性を備えていない容器に入った食品など） - 種子、花、球根、球茎または根茎。 - 土が付着した商品（ジャガイモや植物など） - 製品 斧、ナイフ、ナイフ、カミソリの刃など、包装されていない刃物用 - 処方薬用 - 生きた魚、水生生物 - 梱包、輸送、公告
報告方法	- 以下について報告する必要がある。 - 提供した使い捨てプラスチックバッグ - 徴収した手数料の合計 - 徴収した手数料で実施した取組 など

出所：英国（2022.06.15）Carrier bag charges: retailers' responsibilities (<https://www.gov.uk/guidance/carrier-bag-charges-retailers-responsibilities>) より作成

英国：プラスチック包装税（Plastic Packaging Tax）

- 英国は、2022年4月から「プラスチック製包装税（Plastic Packaging Tax）」を導入。
- 企業に対する再生プラスチック使用への経済的インセンティブを提供すること、埋立地や焼却を回避することを目的とするもの。
- **プラスチック製包装材の生産者と輸入者が課税対象となり、包装1トン当たり200ポンド課税される。**

プラスチック包装税の概要

項目	内容
課税対象	・ プラスチック包装材の製造業者と輸入業者 ➢ 年間10トン以上のプラスチックを生産または輸入 ➢ 包装材の重量比で再生プラスチックの使用量が30%未満
免税対象	・ <年間の総重量より除外> ➢ 商品の長期保管に使用されるもの（例：救急箱、工具箱等） ➢ 商品の使用にあたり包装が不可欠なもの（例：吸入器、トナーカートリッジ） ➢ 商品を展示するために作られ、かつリユースできるもの（例：陳列棚、商品展示台等） ・ <年間の総重量へ含める> ➢ 医薬品と直接接触する包装 ➢ 包装材以外の用途のために使用されている包装 ➢ （例：ホワイトボードのコーティングに使用されるプラスチックフィルム）
課税額	・ プラスチック包装材の素材1トン当たり200ポンド
プラスチックが部分的に使用される場合の対応	・ プラスチックが重量比で最大素材でない場合、プラスチックとみなされず、課税対象外。 ・ プラスチックが重量比で最大素材の場合、プラスチック以外の素材の重量を明示できればその部分は課税対象外となり、明示できなければ包装材の全重量に対して課税。

出所：英国（2022.03.03）Introduction of Plastic Packaging Tax from April 2022（<https://www.gov.uk/government/publications/introduction-of-plastic-packaging-tax-from-april-2022/introduction-of-plastic-packaging-tax-2021>）より作成

米国：カリフォルニア州におけるプラスチック製品関連法

- 2021年10月5日、米国カリフォルニア州知事は持続可能性関連の一連の法案に署名。
- 本法律により、事業者に対して**プラスチック容器包装の環境表示**や**提供禁止**が義務化される。

カリフォルニア州におけるプラスチック製品関連法の概要

法律	概要
リサイクルマークに関する法律 *1	- プラスチック容器包装に対する適切な環境表示を求めるもの（製造に使用された樹脂を示すコードを特定の数字と文字を表示することを義務付け）。 ➢ 対象者：製造事業者、販売事業者、輸入事業者 ➢ 対象製品：州内で販売されているすべてのプラスチックボトルおよびプラスチック容器 ➢ 時期：2024年1月1日までに実施が義務付け。 ➢ その他：また、リサイクルマークを表示できるのは、製品またはパッケージの少なくとも75%以上がリサイクルが可能であるもの。
プラスチック廃棄物の輸出に関する法律 *2	- プラスチック廃棄物の混合物の国外への輸出を、法律の目的上、「処分」と位置づけ。 - リサイクル/コンポスト施設への輸送、廃棄、州内外のエンドユーザーへの販売を行う廃棄物の種類と量に関して定期的な報告が求められる。 ➢ 対象者：リサイクルおよびコンポスト処理事業者 ➢ 対象製品：プラスチック廃棄物 ➢ 時期：2024年1月1日から適用。
堆肥化可能な製品のラベルに関する法律 *3	「堆肥化可能」という表示を禁止するもの。 ➢ 対象者：製造事業者、販売事業者 ➢ 対象製品：製品、包装、包装部品、フィルム製品、食品または飲料の容器。 ➢ 時期：2026年1月1日から適用。 ➢ その他：「堆肥化可能」という表示を行った製品を販売するためには、以下の要件を満たす必要がある。 ・ 第三者認証機関の認証を受ける。 ・ 有機農業用途での使用に適していない製品群からの分別が可能であり、固形廃棄物処理施設による効率的な処理が可能な場合 ・ 全有機フッ素濃度が100ppmを超えない。 ・ 消費者による合理的な判断に基づいて、堆肥化できない製品と堆肥化できる製品を区別し、効率的な処理を可能にする方法を表示している。
プラスチック製品を提供禁止に関する法律 *4	- 利用者から要求がない場合の使い捨てのプラスチック製品の提供を禁止するもの。 ➢ 対象者：飲食提供事業者（UBERなどのサードパーティの食品配送プラットフォームを使用する場合も含む）。医療施設、介護施設、学校等は対象外。 ➢ 対象製品：ストロー、箸、フォーク、ナイフ、スプーンなどカトラリー、塩や醤油などが入った小袋の調味料の袋 など ➢ 時期：2022年6月1日から適用。

出所：米国カリフォルニア州 Legislative Information ウェブサイト より作成

*1 SB-343 Environmental advertising: recycling symbol: recyclability: products and packaging、*2 AB-881 Recycling: plastic waste: export、*3 AB-1201 Solid waste: products: labeling: compostability and biodegradability、*4 AB-1276 Single-use foodware accessories and standard condiments より作成

(参考) PACE : Circular Economy Action Agenda - Plastics -

- 企業、政府、研究者、消費者、市民社会が協力してサーキュラーエコノミーへの移行を加速させるための指針となるもの。
- プラスチック分野のCEに向けた目標、障壁、求められる行動等が示されている。

目標

1. 問題のあるプラスチック (problematic plastic) や不要なプラスチックを排除
2. プラスチックのマテリアルインプットは安全、リサイクル、再生可能
3. プラスチックの更なるリユース
4. 使用後のプラスチックのリサイクルまたは堆肥化

本目標はエレンマッカーサー財団らが推進するNew plastics economyの共通ビジョンに基づく目標

プラスチックのCEへの移行にあたっての障壁

横断的	・ 外部性が考慮されていない ・ 持続可能性は消費者にとって最も重要な購買決定要因ではない ・ リユース・リサイクルのための設計に対するインセンティブの欠如
問題のあるプラスチックや不要なプラスチックの排除	・ プラスチックと同等の価格と機能を持つ代替材料がない
リサイクル原料増加	・ 安価なバージンプラスチックの入手しやすさ
リユース増加	・ 強力なビジネスケースがないことが多く、リスクがあると認識されている ・ 消費者の行動変容の必要性 ・ 衛生と安全への懸念
リサイクル率向上の障壁	・ 混合・汚染された消費後のプラスチック ・ 使用終了時の不適切な処分 ・ プラスチックごみ収集のための限定的な資金調達モデル ・ 世界的な廃棄物取引の変化と分断化 ・ プラスチック選別コストの高さ ・ 拡張性のある高品質のリサイクル技術の欠如

障壁を克服するために求められるアクション

- ① どのプラスチックを排除できるかを合意し、段階的に排除するために市場を準備する
- ② プラスチックのリユース・リサイクルに向けた製品設計のインセンティブと支援
- ③ プラスチックのリユース促進に向けた衛生・安全上の懸念への対応
- ④ プラスチックリユースの普及促進
- ⑤ 環境・金融・社会のトリプルウィンに向けた新ビジネスモデルのガイドとサポート
- ⑥ 機能的な回収システムの構築
- ⑦ 貿易規制に即したソーティング・リサイクル施設を戦略的に計画する
- ⑧ 再生プラスチック市場を競争力あるものにする
- ⑨ プラスチックのCEへの移行におけるディーセント・ワークの統合と高度化
- ⑩ プラスチック用再生可能素材投入による環境・社会経済への影響調査

出所 : PACE (2021) Circular Economy Action Agenda Plastics より作成

② b. 繊維に関する資源循環施策等の動向

- 施策の方向性（概要）
- EUの動向
- 欧米各国の動向

*調査対象国の循環経済に関する戦略や計画で当該製品が重点とされている場合にも調査対象とした

繊維に関する施策の方向性（概要）

- 繊維に関しては、リサイクル繊維の基準値の設定、環境配慮設計（長寿命化、修理性・リサイクル性の向上）、売れ残り製品の廃棄禁止、廃棄した製品の数量の開示義務、拡大生産者責任の導入、リユース・リサイクル目標の引き上げなどが掲げられている。

	設計・製造	販売・利用	回収・リサイクル
方向性	環境配慮設計の推進（長寿命化、修理性・リサイクル容易な設計）	再生材利用等の製品表示（リサイクル率など）	- 廃棄物排出削減（リユース・リサイクルの促進） - 回収体制の構築・強化
施策等（繊維）	- リサイクル繊維の基準値の設定（EU、2022提案） - 環境配慮設計の推進（長寿命化、修理性・リサイクル性の向上）（EU、2022提案） - 新しい洗濯機にプラスチック製のマイクロファイバーフィルターを追加（仏、2025） - 情報提供の強化とデジタル製品パスポートの導入（EU、2022提案）	- 売れ残り・返品された製品の廃棄禁止（EU、2022提案；仏、2020） - 廃棄した製品の数量の開示義務（EU、2022提案） - マイクロプラスチックの意図しない放出への対処（EU、2022提案） - 持続可能なテキスタイルのための環境影響表示（EU、2022提案）	- 拡大生産者責任の導入（英、2022；蘭、2023；EU、2022提案） - 分別回収の義務化（EU、2023） - リユース・リサイクル目標の設定の検討（EU、2022提案）

凡例：括弧内は施策を導入していることが確認できた国、地域と施策の導入時期を示す。

出所：みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

EU：持続可能な循環型繊維戦略（概要）

- ・ 欧州委員会が2022年3月30日に発表した、持続可能な製品政策のテキスタイル産業向けの戦略
- ・ 欧州のテキスタイル業界の2030年ビジョンを掲げ、2030年ビジョンに向けた行動計画も提示
- ・ 提案公表後、重点分野を抽出するための意見募集を実施（～2022年5月15日）、2022年内にテキスタイル産業の移行の経路（Transition Pathway for the Textiles Ecosystem）としてビジョンや具体的誓約をまとめる予定

2030年ビジョン (p.2～3)

本戦略は、テキスタイルセクター*の移行のための一貫した枠組みとビジョンを作成することを目的としており、それによって以下のような状況を目指す。

* テキスタイル、衣服、皮革、フットウェア

- ・ 2030年までにEU市場に投入されたテキスタイル製品は、**長寿命でリサイクル可能であり、多くが再生繊維で作られ、有害物質を含まず、社会的権利と環境を尊重して製造**される。
- ・ 消費者は、高品質で手頃な価格のテキスタイルの恩恵をより長く受け、**ファストファッションは時代遅れとなり、経済的に利益のあるリユースや修理サービスが広く利用**できるようになる。
- ・ 競争力があり、レジリエントで革新的なテキスタイルセクターで、**生産者は、廃棄物になった場合を含めて、バリューチェーンに沿って製品に対する責任を負う。**
- ・ 循環的テキスタイルのエコシステムは、革新的な繊維to繊維リサイクルのキャパシティによって繁栄し、**テキスタイルの焼却と埋め立ては最大限に削減**される。

主な施策	概要
エコデザイン要件の設定 (p.3)	・ 持続可能な製品のためのエコデザイン規則に基づく設計要件 ・ テキスタイルにリサイクル繊維の基準値を設定し、長持ちさせ、修理とリサイクルを容易にし、懸念物質は可能な限り代替する
売れ残り・返品された製品の廃棄禁止 (p.4)	・ 大企業にテキスタイル製品を含めて廃棄・破壊する製品の数などを開示させる透明性義務を提案 ・ 売れ残ったテキスタイルや返品されたテキスタイルなど、特定の条件下での売れ残った製品の破壊を禁止
マイクロプラスチック対策 (p.5)	・ テキスタイルからのマイクロプラスチックの意図しない放出に対処する提案を予定
情報提供の強化とデジタル製品パスポートの導入 (p.5)	・ 循環性およびその他の重要な環境側面に関する必須情報要件に基づく、テキスタイルのためのデジタル製品パスポートの導入を提案
持続可能なテキスタイルのためのグリーンクレーム（環境影響表示） (p.6)	・ 消費者のエンパワーメントに関するイニシアチブでは、グリーンウォッシュに対するより厳格な要件を設定（グリーンと表示する際の要件、再生材の表示） ・ 耐久性の保証や修理に関する情報は販売時点で消費者に提供することを求める
EPRとリユース・リサイクルの推進 (p.7)	・ 2023年の廃棄物枠組指令改正にむけて、EPRと、製品をより持続可能なものにする経済的インセンティブ（エコモジュレーション）に関するEU規則との調和も提案 ・ EPRでは特に廃棄物の発生抑制やリユースの準備に注力。リユースまたはリサイクルの準備についての目標設定も検討

備考：詳細は参考資料④を参照

出所：欧州委員会（2022/3） EU Strategy for Sustainable and Circular Textiles （COM(2022) 141 final）より作成

EU：繊維廃棄物の分別回収に関する政策

- EUでは、廃棄物枠組指令（Directive 2008/98/EC on waste）の2018年改正で、2025年から加盟国に対して繊維廃棄物の分別回収が義務化される。
- 循環経済行動計画2020でも重点分野の1つに繊維分野が位置づけられ、**2025年までに繊維廃棄物の高水準の分別回収を可能にするためのガイダンスの策定**も内容に含まれている。

廃棄物枠組指令の2018年改正（抜粋）

条項	改定内容
第9条	第9条を以下のように置き換える。 (d)特に電気・電子機器、 <u>繊維</u> ・家具、包装・建設資材・製品を含む、 <u>製品の再利用と修理・再利用活動を促進するシステムの構築を奨励する。</u>
第11条	第11条を以下のとおり改訂する。 (b) 第10条 (2) および (3) に従うことを条件として、 <u>加盟国は、少なくとも紙、金属、プラスチックおよびガラス、及び繊維製品について2025年1月1日までに分別回収を実施するものとする。</u> (e) 以下の項を追加する。 欧州委員会は、2024年12月31日までに、建設および解体廃棄物ならびにその材料固有の分別物、 <u>繊維廃棄物</u> 、商業廃棄物、非有害産業廃棄物およびその他の廃棄物ストリームの <u>再利用およびリサイクルの目標の準備、ならびに都市廃棄物の再利用目標および都市バイオ廃棄物のリサイクル目標の準備を検討するものとする。</u> この目的のために、欧州委員会は、欧州議会および閣僚理事会に報告書を提出し、必要に応じて立法案を添付するものとする。

循環経済行動計画2020（抜粋）

- 繊維製品に対する持続可能な製品イニシアチブの適用
 - ① 繊維製品が基準に適合していることを保証するためのエコデザインの対応
 - ② 二次原料の使用の確保
 - ③ 有害化学物質への取り組みの強化
 - ④ 消費者が持続可能な繊維製品を選択するインセンティブの提供。
 - ⑤ 再利用および修理サービスへのアクセス性の向上。
- サービスとしての製品モデル、循環素材、生産プロセスへのインセンティブと支援の提供。国際協力を通じた透明性の向上。EUにおける持続可能で循環型の繊維製品に向けたビジネスや規制の改善。
- 2025年までに繊維廃棄物の高水準の分別回収を可能にするためのガイダンスの策定。**
- 繊維製品別の分別、再利用、リサイクルの促進（技術革新や産業支援、拡大生産者責任等の規制措置も含む）

出所：欧州委員会（2018）DIRECTIVE (EU) 2018/851 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32018L0851>

欧州委員会（2020）Circular Economy Action Plan —For a cleaner and more competitive Europe (3.5Textiles) より作成

EU各国：テキスタイル回収の実態

- 2021年のJRCレポートによると、現時点では欧州では消費者からのテキスタイルの分別回収まだ一般的ではないが、一部の国では分別回収制度やEPR制度の導入も始まっている。
- 現状、優先的に回収されるのはリユース可能なもので、リユースできないものは焼却・埋め立てされることも多い。

消費後の繊維製品の分別回収に関する報告はまだ標準化されていない

- ・ 改正された廃棄物枠組み指令は、2025年1月1日までに繊維廃棄物の分別回収のためのシステムを確立することを加盟国に求めるが、現時点では、回収目標がないため、加盟国は自主的に報告することはできるが、分別回収量についての報告義務はない。
- ・ 分別回収された消費後の繊維製品の数量と行き先の報告は、EU 13カ国で行われている。このうち、4つの国/地域(オーストリア、フランス、フランダース(ベルギー)、イタリア)のみが、消費後 (post-consumer) の繊維の回収について毎年報告している。残りの国々では、過去10年の間に1~2度、多くの場合はNGOによって、post-consumerの繊維の状況把握されてきた。繊維の回収と販売の状況把握の際の範囲と方法論は、国によって異なるため、それぞれの結果を直接は比較はできない。

post-consumerの繊維製品の回収責任と実施 フランスとエストニアには、繊維廃棄物の分別回収に関する法制度がある。フランスでは、衣料、繊維、靴の生産者はEPR規制の下で責任を負う。スウェーデンやオランダもEPR規制の導入を計画している。一方、デンマーク、イタリア、スペインは、2025年の繊維廃棄物の分別回収の義務化前に開始する自治体に責任を割り振っている。

法的要件がない一方で、多くの加盟国では数十年にわたって使用済み繊維の回収を広く実施。主に慈善団体や商業団体が回収をしている。自治体やその廃棄物処理業者も、まだ小規模ではあるが、近年回収を開始。回収システムは、小規模ではあるが、小売店、中古店、(社会・経済的な)リユース組織での店頭回収も普及しており、持ち込みがほとんど。使用済み繊維の回収と加工に関するベストプラクティス/ガイダンス文書も多く発行されている。

慈善団体や商業団体の主な回収対象は、リユース可能な繊維製品 慈善団体や個人の回収者は、経済活動として使用済み繊維を回収している。現在、繊維のリサイクルには価値がないため、これらの回収者は、世界のリユース市場で販売できる清潔で再着用可能な衣類 (および履物) のみを受け取りたいとする傾向がある。再着用可能な衣類のうち、品質が最もよい10% (重量) は、寄付された繊維製品の袋の経済的価値の半分以上をもたらす。なお、世界の中古市場が飽和しているため、また、市民から寄付される使用済みテキスタイルの品質が低下しているため、慈善団体や商業的な回収者の経済状況は近年かなり不利になっている。

リユース不可能な繊維について グローバルなリユース・リサイクル市場へのアクセスが限られている自治体などによって繊維が回収されている場合、他の選択肢がないために、回収された繊維のほぼすべてが焼却または埋め立てられることは珍しくない。

EU：各種エコラベルでのCEに関する要件

- EUエコラベルの他、欧州で最も広く使われるエコラベルのうち、テキスタイルに対してCEに関する環境要件を定めるものは表のようなものがある。
- 殆どのエコラベルは特にCEや循環型の製品を促進することを目的としているわけではないこともあり、最も包括的なエコラベルであってもCE全体を包括しているわけではない。
- また、使用後の回収・廃棄についての表示要件などはない模様。

各種エコラベルでのCEに関する要件

循環経済に関する要件	EU Ecolabel	Nordic Swan	Blue Angel	GOTS	Oekotex 100	Bluesign
リサイクル材の要件/ポイント	✓✓ (polyester and nylon)	✓ (wood inputs)	✓✓ (polyester and nylon)			
品質と耐久性の要件	✓		✓	✓		
解体・修理のしやすさの要件						
製造廃棄物のリサイクル要件		✓✓				
製品中の残留化学物質の規制	✓	✓✓	✓✓	✓✓	✓	✓✓

ルディックスワンの改訂が進行中。2020年春夏に公開協議に出された基準には、循環経済の促進を目的とした多くの新基準が含まれた。

- すべての合成繊維は、リサイクルまたはバイオベースの材料に基づいていること。
- 再生セルロース繊維はリサイクルするか、持続可能であると認定されること。
- リサイクル繊維は、有害物質のテスト要件を文書化すること。
- 耐久性:繊維製品の新しい耐摩耗性を要求（対象製品は例えば、布地の調度品、業務用作業着、アウトドアウェア全般）
- 包装リサイクルのための設計：一次包装のリサイクルのための設計要件
- 売れ残ったテキスタイル:ブランドオーナーとテキスタイルメーカーの両方に、売れ残ったテキスタイルを焼却または埋立の禁止

出所：Köhler A., Watson D., Trzepacz S., Löw C., Liu R., Danneck J., Konstantas A., Donatello S. & Faraca G., 2021. *Circular Economy Perspectives in the EU Textile sector*, EUR 30734 EN, Publications Office of the European Union, Luxembourg, 2021, ISBN 978-92-76-38646-9, doi:10.2760/858144, JRC125110.

EU：産業技術ロードマップ^o

- 産業技術ロードマップは、欧州研究領域（ERA）戦略のコアであり、欧州委員会が進めるグリーン・デジタル移行に向けた研究・イノベーションを進めるため、欧州・各国で優先的に進めるべきものを整理するもの。
- 2050年CN目標に向けて、まず2つのロードマップ（エネルギー集約産業の低炭素技術と循環産業技術）を整理することとしており、低炭素技術ロードマップは2022年4月に公表。
- 循環産業技術のロードマップでは、対象セクターはエネルギー集約産業、建設、テキスタイル。2022年夏に各セクターについて意見募集を実施し、ロードマップは2022年内に完成予定*。

Industrial ecosystems targeted by the Circular Industrial Technologies Roadmap

The roadmap on circular industrial technologies will address the circularity of three industrial ecosystems: construction, textiles and energy-intensive industries. These industries stand out for their resource intensity and waste generation, but also their potential for circularity thereby contributing overall to the circular economy.



ENERGY-INTENSIVE INDUSTRIES STEEL, CHEMICALS, CERAMICS

- High level of energy consumption & emissions
- Large waste streams, which can contain dangerous substances
- Waste is often landfilled instead of being recycled



CONSTRUCTION

- One of the industrial ecosystems with highest waste levels (35%) in Europe, with one to two thirds of waste being recycled
- Highly fragmented across the EU
- Recycled materials are repurposed at a considerably lower value than their economic potential



TEXTILES

- High volumes of waste generated by the sector, with up to 15.3kg of used textiles per person collected every year in the EU
- High water intensity, coupled with high water pollution (53 000 million m³ of water)
- High water intensity, coupled with high water pollution (53 000 million m³ of water)
- Recycling at equal or higher value complicated and costly, with less than 1% of worldwide textiles being recycled

意見募集では、下記のような項目について回答を求められている。

- 技術の準備のレベル
- 循環経済のビジネスモデルの可能性（循環性、市場、普及レベル）
- 研究開発への投資（投資計画の有無、最も重要な投資ニーズ、投資ニーズの内容（技術開発、実証、人的資本・スキル構築、インフラ支援など）
- 循環型の技術、製品、サービスの採用、購入、提供に当たっての障壁
- 規制等、政策と循環技術の実行可能性との関連性
- スキル・知識へのアクセスと循環技術の実行可能性との関連性

EU：産業技術ロードマップ（循環産業技術×テキスタイル）

- 意見募集では、主要な循環技術の技術的準備状況についてもフィードバックを収集。
- 循環産業技術のうち、テキスタイルセクターについては、以下のような技術の評価についての意見を募集。

- ・ 机上調査と専門家との協議により、各技術のTRLや、一連の指標への貢献と整合性を評価。意見募集では、調査結果のいずれかに同意しない場合は、提案を記載するよう求める。
- ・ なお、例示する技術は、選択した指標に関して最も関連性が高いものであり、優先事項ではない。また、繊維産業エコシステムのすべてのサブセクター（繊維、衣服、皮革、フットウェア）に関係する。
- ・ 星(*)の数は、それぞれの要因に対する技術の可能性で、星3つは最高レベル、星1つは最低レベルを示す。

※技術開発段階の整理は以下のとおり



技術グループ	技術の例	TRL	循環性のポテンシャル	経済的評価	汚染ゼロへの貢献	負の環境影響の可能性
素材加工	バイオ由来の再生素材からの繊維製造、繊維・糸でのリサイクル材使用、サステナビリティ設計（耐久性、解体容易性）	4-9	**/**	*/**	*/**	強いて言えばあり
糸からテキスタイル	染色工程でのCO2削減、再生テキスタイルの染色、染料のリサイクル、プラズマ技術による化学物質の削減、オゾン技術による水や化学物質の削減、アパレル生産過程の廃棄物のリユース	1-9	*/**	*/**	*/**	なし～あり
アパレル生産	衣服のデザイン段階での生地最適利用、伝統的な裁断・縫製手法の転換	7-9	*/**	***	*	なし
小売	テキスタイル製品のサステナブルな包装スキーム、デジタル技術、共有/消費ビジネスモデル	4-6	**/**	**/**	*	なり～あり
利用	仮想現実（VR）を通じた衣服の選択・購入、家庭からのマイクロファイバーの流出削減	1-8	*	*	*/**	なし
使用後（リサイクル）	合成ポリマーの素材選別技術、近赤外線技術による自動選別、ポストコンシューマ材のリサイクル（セルロース繊維）、使用済素材の糸へのリサイクル、ケミカルリサイクル、合成繊維からポリエステル製品へのリサイクル、コットンからビズコース/レーヨンへのリサイクル	1-8	***	*/**	*/**	強いて言えばなし
横断	デジタル認証、テキスタイル製品・素材のパスポート	4-6	***	**	*	大いにあり

出所：欧州委員会 意見募集サイト (<https://ec.europa.eu/eusurvey/runner/ERA-Circular-Industrial-Technology-Roadmap-Textile>) より作成

EU：資金援助体制の枠組み

- 欧州委員会におけるテキスタイルに関する技術開発の主要な支援枠組としては、LIFE、Horizon Europeなどがある。
- 繊維戦略で言及されていた Circular Bio-based Europe Joint Undertakingも含め、表の3つを対象として、いくつかのプロジェクトを参考資料⑥以降で例示。

枠組み		概要
LIFE		1992年にスタートした環境と気候変動対策のためのEUの資金調達手段。 2021年～2027年の予算額は54億ユーロ。テーマは、自然と生物多様性、循環経済と生活の質、気候変動の緩和と適応、グリーンエネルギーへの移行が対象となっている。
Horizon Europe		2021年～2027年における欧州委員会の研究イノベーション枠組み。同期間の予算額は955億ユーロ。最先端研究、社会課題解決、欧州の産業競争力強化の3点の柱に加え、EU加盟国からの参加を拡大し、欧州研究領域（ERA）を強化しようとする取組が含まれる。
	The Circular Bio-based Europe Joint Undertaking (CBE JU)	- EUとEuropean Union and the Bio-based Industries Consortium：BICによる20億ユーロのパートナーシップ。欧州で競争力のある循環型バイオベース産業を推進するプロジェクトに資金を提供するもの。 - EUの研究・イノベーションプログラムであるHorizon Europeのもと、2021～2031年の期間で運営。このパートナーシップは、前身であるBio-based Industries Joint Undertaking：BBI JUの成功を基に、産業が直面する現在の課題に対処する。 - 農家から科学者に至るまで、バイオベース産業の様々な関係者を集め、この分野の技術、規制、市場の課題を解決することが役割。目標は以下。 - バイオベースの革新的なソリューションのイノベーションプロセスと開発を加速させる。 - 既存の成熟した、そして革新的なバイオベースのソリューションの市場展開を加速させる。 - バイオベースの産業システムの環境性能を高い水準で確保する。

出所：欧州委員会ホームページ（https://cinea.ec.europa.eu/programmes/life_en、https://research-and-innovation.ec.europa.eu/funding/funding-opportunities/funding-programmes-and-open-calls/horizon-europe_en）、Circular Bio-based Europe ホームページ（<https://www.cbe.europa.eu/>）より作成

オランダ：繊維産業へのEPR制度導入

- オランダのインフラ水管理省は2021年5月、オランダの繊維産業（メーカーや輸入業者）に対して2023年1月1日から拡大生産者責任（EPR、オランダ語でUPV）を導入すると発表
- 衣料品生産者に対して、自ら上市した製品の回収、リサイクル、リユース、処分など、各段階についての責任を負わせる

オランダインフラ水管理省の2022年4月22日の官報では、制度の内容を提示し、意見募集を実施

- 対象製品：作業着を含む衣料品と、テーブル、ベッド、家庭用リネンを含む家庭用繊維製品。靴、バッグ、ベルト（繊維以外）、売れ残り在庫、返品商品、毛布、カーテンなどは対象外
- 対象者：対象製品のメーカーや輸入業者（市場に当該製品を初めて提供する者）電子取引でオランダに製品を販売する事業者も、自社が指定する認定代理人を通じて責任を負う
- リユース・リサイクルの準備、繊維へのリサイクルなどについて2025年以降の基準値を設定
- 再生繊維の使用を進める（省令で目標設定をする模様）他、オランダ市場で販売した対象製品の量の報告義務も（上市登録）
- 発効：2023年1月1日

	リユースまたはリサイクルの準備 (第3条)	リユースの準備 (第4条1項)	リユースの準備 (第4条2項)	繊維to繊維リサイクル (第5条)
2025	50%（前暦年に市場に出された繊維製品の総重量に対する割合、以下同じ）	20%（リユースできるように準備）	10%（オランダ国内でリユースできるように準備）	25
2030～	75%	25%	15%	33

※2026～2029年にも数値基準あり（割愛）、オランダ語からの仮訳

出所：オランダ政府HP、官報（Voorpublicatie ontwerpbesluit uitgebreide producentenverantwoordelijkheid textiel(オランダ語のみ)）より作成

(参考) 欧州繊維産業連盟 (EURATEX) ReHubs

- EURATEXが2020年に開始したイニシアチブのReHubsは、2022年6月に最初のTechno Economic Master Study (技術経済研究) を完了。
- ReHubsでは、2030年までに繊維廃棄物250万トンの繊維to繊維リサイクルを行うことを目指し、2024年までに5万トンの設備を整備する「Transform Waste into Feedstock」を最初のプロジェクトとして発表。

Techno Economic Master Study (技術経済研究) の概要

- 2030年までに繊維廃棄物250万トンのリサイクルし、ReHubsを効果的に運営するための技術・組織・財務面の必要課題、繊維廃棄物(原料)のデータを調査。
- 調査には、化学大手の独BASFやイノベーションを用いた生地製造の伊SAATIなどの企業が参加。
- 主な成果は以下のとおり。
 - 欧州では毎年700万～750万トンの繊維廃棄物が発生し、回収されているのは30～35%のみ
 - 繊維廃棄物回収の課題に対する計画を有する国もあるが、廃棄物処理のための大規模な計画は存在しない
 - 繊維廃棄物の発生源の85%は家庭で、繊維廃棄物の約99%にはバージン繊維が使用されている
 - 2030年までに繊維の水平リサイクル率を約18～26%にするには、適切な選別・処理インフラを拡大する必要があり、60億～70億ユーロの設備投資が必要
 - 繊維の水平リサイクルがもたらす経済的・社会的・環境的価値は、2030年までに年間35億～45億ユーロになる可能性がある
 - 繊維リサイクル産業は、2030年までに市場規模が60億～80億ユーロ、約1.5万の直接新規雇用を有する収益性の高い産業になる可能性がある

今後の計画

- 欧州の繊維リサイクルロードマップを作成：2030年までに繊維廃棄物250万トン水平リサイクル
- 欧州の繊維リサイクルバリューチェーン全体における大企業や中小企業と共に、共同プラットフォームを構築
- 4つのプロジェクトの具体的なポートフォリオを作成：4つのプロジェクトは、「繊維廃棄物を原料に変える」「バリューチェーンにおいてマテリアルリサイクルされた繊維の使用を増やす」「繊維のマテリアル・サーマルリサイクルの技術的課題を解決し容量を拡大する」「使用済みリサイクル製品でカプセルコレクション(小規模なコレクション)を製作する」
- 循環型リサイクルを目指し、材料特定において精度に限界がある現在の選別技術の開発と拡大に焦点を当てる。2024年までに繊維廃棄物5万トンリサイクルする施設の建設を目指す

※ ReHubs：欧州と世界の主要プレーヤーと共に、繊維廃棄物を資源に変え、繊維循環の事業モデルを大規模に推進することを目的とする。2024年末までの繊維廃棄物の回収・欧州グリーンディールの目標実現・循環経済への移行を目指す。

出所：欧州繊維産業連盟 (EURATEX) REHUBS 2022: CIRCULATING TEXTILE WASTE INTO VALUE (<https://euratex.eu/139/rehubs-2022-circulating-textile-waste-into-value/>) より作成

② c. 電気電子機器に関する資源循環施策等の動向

- 施策の方向性（概要）
- EUの動向
- 欧米各国の動向

*調査対象国の循環経済に関する戦略や計画で当該製品が重点とされている場合にも調査対象とした

電気電子機器に関する施策の方向性（概要）

- 欧州委員会や欧州各国における資源循環・循環経済関連施策を調査。
- 特に事業者への影響が懸念される事項を以下に整理。
- 電気電子機器に関しては、**エコデザイン要件の追加（耐久性やモジュール性の強化など）、製品パスポートの導入、修理する権利（情報開示やリペアパーツの確保）**などが掲げられている。

	設計・製造	販売・利用	回収・リサイクル
方向性	- 環境配慮設計（脱物質化、再利用、耐久性、修理可能性、リサイクル性、軽量化） - リサイクル材利用拡大 - スペアパーツの確保	- CEに関する製品表示（耐久性や持続可能性など） - CEに関する情報開示（修理に必要な情報など） - OSサポート期間の伝達 - 循環型製品の需要喚起 - スペアパーツの供給体制の構築 - ファームウェアやセキュリティの最新版の提供	- 廃棄物排出削減 - 使用済み製品の回収システムの構築・高度化（拡大生産者責任） - リサイクル率向上 - 再生材の品質向上・市場拡大 - 再生材に関する情報提供 - IT機器廃棄に対する安心の確保（内部データ削除）
施策等 （電気電子機器）	循環性に関する情報（耐久性、リユース可能性、修理可能性など）を記録したデジタル製品パスポートの導入（EU、2022提案；独、2021検討）	- 循環性要件（耐久性、リユース可能性、修理可能性など）の開示義務（EU、2022提案） - 修理性スコア導入（フランス、2021導入；EU、2022提案；英国、2021） - 携帯電話・タブレットのリペアパーツの確保義務（EU、2022提案）	- 回収スキームの構築（EU、2012） - 回収率目標の設定（EU、2012）

凡例：括弧内は施策を導入していることが確認できた国、地域と施策の導入時期を示す。

出所：みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

EU : WEEE指令

- 電気電子機器廃棄物（WEEE）の**発生抑制と再利用・リサイクルを推進することで廃棄されるWEEEを削減することを目的**とした指令（2003年に発効、2012年に改正）
- 本指令では、**生産者責任原則に基づき、加盟国及び生産者に対してWEEEの回収・リサイクルシステムの構築と費用負担を義務付け**ており、**回収率とリサイクル率の目標値**が掲げられている。

対象製品	- 一部の例外を除く全ての電子機器。以下の6カテゴリに分類される。 ① 温度交換装置（冷蔵庫、エアコンなど） ② スクリーン、モニター、および表面積が100cm²を超えるスクリーンを有する機器 ③ ランプ類（フィラメント電球を除く） ④ 大型機器（外形寸法が50cmを超える家庭用電気製品、情報技術・電気通信機器、民生用機器、照明機器、音声・画像再生機器、電気電子工具、医療機器など。上記の①～③に含まれるものを除く） ⑤ 小型機器（外形寸法が50cm以下の家庭用電気製品、民生用機器、照明機器、音声・画像再生機器、電気電子工具、医療機器など。上記の①～③、⑥に含まれるものを除く） ⑥ 小型の情報技術・電気通信機器（外形寸法が50cm以下のもの）
目標値 (2018年以降の 最低目標値)	①、④に該当する製品 : 回収率85%、リサイクル率80% ②に該当する製品 : 回収率80%、リサイクル率70% ⑤、⑥に該当する製品 : 回収率75%、リサイクル率55% ③に該当する製品 : 回収率なし、リサイクル率80%
生産者の義務	- 加盟国の所管当局に登録する。 - 各生産者で個別に、または共同スキームに参加することでWEEE処理システムを構築する。 - 再利用、解体、リカバリーに考慮した製品設計を心掛ける - 製品の使用者やWEEE処理施設に、指令で定められた情報を提供し、右図のマークを製品に添付する。
生産者の定義	- 以下のように、製品製造者だけでなく販売者も含まれることに留意。 ➢ 自社ブランドでWEEEを製造・販売する加盟国内で設立された者 ➢ 他のサプライヤーが製造した製品を自社のブランドで再販する者（ともに加盟国内で設立された者） ➢ インターネットなどで一般世帯やその他ユーザーに直接販売することを目的に加盟国内又はEU域外で設立された者

出所：欧州委員会（2012）DIRECTIVE 2012/19/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 4 July 2012 on waste electrical and electronic equipment(WEEE)、欧州委員会ホームページ「Waste from Electrical and Electronic Equipment (WEEE)」、日本貿易振興機構ホームページ「WEEE（電気電子廃棄物）指令の概要」より作成

EU：共通充電器ソリューション

- 2021年9月23日、欧州委員会はデバイス用の一般的な充電器に関して、消費者の利便性を向上させ、電子廃棄物を削減し、EU域内の製品の持続可能性を高めることが目的として、無線機器指令の改正案を発表。
 - － 充電ポートは「USBタイプC」、急速充電技術は「USB PD（パワーデリバリー）」を欧州規格として統一。
 - － 消費者の電子機器を購入時に、充電器の有無と充電性能について表示することを事業者に義務付け。

無線機器指令の改正案の概要

対象となる電子機器	- 携帯電話、タブレット端末、デジタルカメラ、ヘッドホン、マイク付きヘッドホン、携帯型ゲーム機、携帯用スピーカー。 - ノートPC（※本指令の発行後40ヶ月後に対象に含まれる）
電子機器用の充電ポートの共通化	- USB-Cを電子機器の共通のポートにする。 - これにより、消費者はデバイスのブランドに関係なく、同じUSB-C充電器でデバイスを充電できるようになる。
急速充電技術の共通化	- さまざまな生産者が不当に充電速度を制限することを防ぐ。 - これにより、デバイスに互換性のある充電器を使用する際の充電速度が同じであることを保証することに役立つ。
電子機器の販売と充電器の販売の分離	- 消費者が新しい充電器なしで新しい電子機器を購入できるようにする。 - これにより、不要な充電器（購入される充電器または未使用の充電器）の数が抑制される。 - また、新しい充電器の生産と廃棄を減らすことで、電子廃棄物の量を年間約1,000トン削減できる。
消費者向けの情報の改善	- 生産者は、デバイスに必要な電力や急速充電をサポートしているかどうかなど、充電パフォーマンスに関する関連情報を提供する必要がある。 - これにより、消費者は既存の充電器が新しいデバイスの要件を満たしているかどうかを確認したり、互換性のある充電器を選択したりすることが容易になる。 - また、他の対策と組み合わせることで、消費者が購入する新しい充電器の数を抑制し、年間2億5000万ユーロを節約することができる。
検討状況	2022年10月、欧州議会本会議で採択

※EN規格：欧州標準化委員会や欧州電気標準化委員会、欧州通信規格協会が発行する、欧州の統一規格。加盟各国は、EN規格を自国の国家規格として採用することが義務付けられている。

出所：欧州委員会 プレスリリース（2021.09.23）Pulling the plug on consumer frustration and e-waste: Commission proposes a common charger for electronic devices、COM(2021) 547 final ANNEX、欧州理事会プレスリリース（2022.06.07）Common charger: Council and European Parliament reach a provisional political agreement、欧州議会プレスリリース（2020.10.04）Long-awaited common charger for mobile devices will be a reality in 2024 より作成

EU：携帯電話・タブレットのエコデザインおよびエネルギーラベル規則案

- 欧州委員会は2022年8月31日、EUで販売される携帯電話・タブレット等のエコデザインに係る規則案を発表。
 - － 電気電子機器に関しては、電池内蔵型の携帯電話やタブレットの**長寿命化**や**修理性**の向上等に関して、修理業者だけでなく消費者への**情報提供**も規定されている。
 - － また、電池に関しては**充放電サイクルに関する要件（耐久性）**も盛り込まれている。

経緯/ 位置づけ	資源の効率的な使用に関する欧州グリーンディールの目標に沿ったもので、循環経済行動計画2020の下で検討されているもの。
目的	- 主な目的は以下の3点。 ➢ 携帯電話・タブレットについて、エネルギー効率と耐久性の優れた設計とすること。 ➢ 消費者が簡単に修理、アップグレード、メンテナンスできるようにすること。 ➢ デバイスの再利用とリサイクルを可能にすること。
主な内容	- 第3条において、エコデザイン要件の詳細を附属書Ⅱで定めることを規定。 - メーカーや輸入業者は、修理業者や消費者が予備部品を最低5年間利用できるようにしなければならない。なお、対象部品の1つに電池が含まれている。 電池の耐久性について、最低500回の充放電サイクルが可能で、500回の充放電サイクル後の最大容量が新品の83%以上、1,000回の充放電サイクル後の最大容量が新品の80%以上でなければならない。 - メーカーや輸入業者はウェブサイト等で技術的な情報提要进行をしなければならない。（電池については、含有成分の重量、電池の充放電可能な回数、電池寿命に影響する事項、電池寿命を延ばすための他の機能のサポートの有無など） - 第8条において、技術の進展やConsulting Forumの評価に基づき、欧州委員会は本規則を見直すことを規定している。その中で電池に関しては以下の点について見直しを行うとしている。 ➢ 電池の耐久性に関する要件 ➢ 携帯電話やタブレットで相互に使用できる電池の標準化 - 本エコデザイン要求事項の適用は開始は、本規則の発行から12ヶ月後（製造者が本規則の対象となる製品の再設計に十分対応できるようにするため）。消費者による修理を可能にすることを目的とした要件については、本規則の発行から18ヶ月後に適用する。
今後の検討 スケジュール	- フィードバック：2022年8月31日～2022年9月28日 - 採択：2022年第4四半期

出所：欧州委員会（2022.08.31）Ref. Ares(2022)6031498-31/08/2022、ANNEXES 1 to 5 より作成

EU：持続可能な製品イニシアチブ/エコデザイン指令の概要

- 「持続可能な製品イニシアチブ」の一環として、エコデザイン指令（ErP指令）の改正が提案されている。
- 本指令は、使用中のエネルギー消費に焦点を当てたものであり、設計段階で生産者に対する規制を設けていたが、CEに関する規制内容は当初盛り込まれていなかった。
- しかし、2019年10月の改定の際、電子電気機器（溶接機器や冷蔵機器、電子ディスプレイ、家庭用食器洗浄機、家庭用洗濯乾燥機、直販機能付き冷蔵機器、サーバー、データストレージ製品）については、主要部品の補修性・更新性を目的とした統合的要件が導入された。

主要部品の補修性・更新性に係る統合的要件

スペアパーツの入手可能性	モデルの最終ユニットを市場に投入した後の（製品別の）最低期間の予備部品の利用可能性。
スペアパーツの最大納期	注文を受けてから15営業日以内。
交換可能性	予備部品は、一般的に入手可能な工具を使用して、製品に永久的な損傷を与えずに交換可能でなければならない。
修理・メンテナンス情報へのアクセス	専門修理業者に機器の修理とメンテナンス情報を提供。なお、プロの修理業者の登録プロセスを含む。
ソフトウェアやファームウェアの利用可能性	モデルの最終ユニットを市場に投入してから最低でも1年間、特定の種類のスペアパーツとしてソフトウェアおよび／またはファームウェアを利用できるようにすること。

エコデザイン指令の対象製品

エコデザイン指令の対象製品	うち、補修性・更新性に係る要件の対象
照明	全て対象
ヒーター	—
冷蔵庫	家庭用冷蔵庫・冷凍庫、直販機能付き冷蔵庫のみ対象
掃除機	—
洗濯機・乾燥機	全て対象
エアコン・扇風機	—
ディスプレイ・テレビボックス	電子ディスプレイは対象
キッチン家電	家庭用食洗機のみ対象
ポンプ	—
変圧器・コンバーター	全て対象
コンピュータとサーバー	サーバー、データストレージ製品は対象
画像機器	—
ゲーム機	—
電気モーター	全て対象
タイヤ	—
待機時消費電力の低減機能を有する機器	—
溶接装置	—

出所：欧州委員会（2021）「Preparatory study for the Ecodesign and Energy Labelling Working Plan 2020-2024 TASK 1 BACKGROUND, METHODOLOGY AND STAKEHOLDER CONSULTATION FINAL」、JETRO（2009）「エコデザイン（EuP）指令実施措置の現状」、Viegand Maagøe A/S他（2020）Preparatory study for the Ecodesign and Energy Labelling Working Plan 2020-2024 TASK 3 PRELIMINARY ANALYSIS OF PRODUCT GROUPS AND HORIZONTAL INITIATIVES – DURABILITY Draft reportより作成

欧州委員会JRC：修理性スコアの検討

- 欧州委員会JRC（※）は2022年7月26日、スマートフォンやタブレット端末の修理可能性評価の方法論に関する作業について公表。
- 修理可能性評価スコアは、**消費者がさまざまな製品の修理可能性を比較し、十分な情報を得たうえで製品を選択することを促すもの。**

＜プレスリリース一部抜粋＞

- 製品寿命延ばすためには課題がある。
 - 製品は故障することなく**長持ちするように設計**する必要がある
 - 製品が故障した場合、**修理はより簡単で手頃な価格**であるべき
 - 消費者は、市場で最も**耐久性があり修理可能な製品**を特定するために、信頼できる比較可能な情報を持っている必要がある。
- JRCは本スコアの基礎となる評価の方法論を開発しており、スマートフォンやタブレット端末の修理可能性評価の方法論確立にあたり、以下の3つの観点で検討を進めている。
 - 優先部品（例：電池、マイク、スピーカー）
 - 修理可能性を決定する部品の**入手可能性・修理情報・分解のしやすさ**などの設計とサービスの指標
 - 各指標を評価する基準と、評価スコアを組み合わせる**総合的な最終スコアを算出するための加重システム**

※JRC（Joint Research Centre）は、欧州委員会の科学的な専門機関であり、科学者を雇用して調査を実施し、独立した科学的助言と欧州連合の政策への支援を提供する。

出所：欧州委員会（2022.07.26）Reparability scores: helping consumers choose more sustainable products より作成

英国：修理する権利に関する動向

- 英国では2021年3月に消費者が修理する権利を有することを定めた法律について公表し、7月1日に施行。

英国における修理する権利を定めた法律の概要

目的	メーカーが意図的に製品の寿命を短くするために消費者が不必要な買い替えることとなる「早期陳腐化」を防止することを目的としている。
概要	- メーカーは製品のスペアパーツを消費者に提供することが法的に義務付けられる。 - 製品の寿命が最大で10年延長され、製品が必要以上に早く廃棄されることを防ぐ。それと同時に、800万トンのCO2削減と、消費者側で平均75ポンド（≒約1万1,400円）の光熱費節約が期待されるとしている。
対象製品	電気モーター、家庭用洗濯機・洗濯乾燥機、食洗器、家庭用冷蔵庫、外部モニターを含むテレビが対象。

出所：英国ビジネス・エネルギー産業戦略省（2021）Press release：Electrical appliances to be cheaper to run and last longer with new standards、日本貿易振興機構（2020）「英政府、エコデザインなどの規制改正方針を発表、スペア部品供給を義務化へ、日本貿易振興機構（2020）「循環経済法が2月に施行、循環経済型社会へ大きな一歩」より作成

フランス：修理する権利に関する動向

- フランスでは2020年2月に施行された循環経済法の中で、製品の「陳腐化への計画的対応（長寿命化）」の一環として、修理可能性に関する指標を表示することを定めている。

フランス・循環経済法のうち、「陳腐化への計画的対応」の概要

循環経済法の目的	大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から再利用やリサイクルの促進により廃棄物の削減、資源の循環を目指す。
「陳腐化への計画的対応」の概要	- 生産者は自社リサイクルルート of 構築を行うか、非営利団体へ拠出金の支払って処理の委託を行う必要がある。 - 電気・電子機器の修理率を5年後までに60%までの引き上げを目標としている（現状40%程度）。
スケジュール	2021年～：販売時に修理の可能性の指標を表示する。 2022年～：修理用部品の在庫状況に関する情報の表示の義務付け。 2024年～：耐用性の指標の表示の義務付け。
生産者への影響	- リサイクルルート of 構築もしくは非営利団体への処理の委託が必要。 - 家電やコンピュータ機器の修理用部品の在庫確保期間が規定される。 15営業日以内の修理用部品の供給が義務付けられる（含輸入業者）。 - 市場に部品がなく3Dプリンターによる部品の製造が可能な場合、知的財産の所有者の同意を条件として、製造業者に3Dプリンター製造を可能とする図面や技術的情報の提供を義務付けられる。 - 携帯電話やタブレットなどデジタル機器の販売時に、オペレーションシステムのサポート期間を消費者に知らせることが義務付けられる。

出所：フランス（2021.12.31）Décret n° 2021-1945 du 31 décembre 2021 relatif à l'information du consommateur sur les conditions de vente des pièces issues de l'économie circulaire dans le cadre des prestations d'entretien ou de réparation des équipements électroménagers, petits équipements informatiques et de télécommunications, écrans et moniteurs (<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000044806581>) より作成

フランス：修理性スコア

- フランス政府は、循環経済法（2020年2月10日制定）に基づき、電気電子機器に修理性スコアを導入。
- 消費者に対して修理可能性を可視化することで製品の長寿化を図ることを目的とするもの。
- 具体的には、修理可能性を10点満点で評価し、小数点第1位までのスコアを色別で表示（※）。

修理性スコア制度の概要

対象者	製造業者、輸入業者
対象製品	- スマートフォン、ノートPC、テレビ、ドラム式洗濯機、芝刈り機（2021年1月から～） - 縦型洗濯機、食洗機、掃除機、高圧洗浄機（2022年11月～）
評価項目	- 技術文書の入手可能な期間、使用とメンテナンスに関する助言が提供されているか - 機器の解体が容易か、特別な工具が必要か、パーツの取り外しと再利用が可能か - スペアパーツの入手可能期間とその納期 - 機器の販売価格に対するスペアパーツの価格 - 機器特有の基準
罰則	2022年以降に表示義務を怠った場合、罰金が科せられる。 ✓ 法人の場合1万5,000ユーロ ✓ 法人以外の場合3,000ユーロ

修理性スコアの表示例



（※）凡例
 0～1.9：赤
 2～3.9：オレンジ
 4～5.9：黄
 6～7.9：黄緑
 8～10：緑

② d. 電池・自動車、PVに関する資源循環施策等の動向

- 施策の方向性（概要）
- EUの動向
- 欧米各国の動向

*調査対象国の循環経済に関する戦略や計画で当該製品が重点とされている場合にも調査対象とした

電池・自動車、PVに関する施策の方向性（概要）

- 欧州委員会や欧州各国における資源循環・循環経済関連施策を調査。
- 特に事業者への影響が懸念される事項を以下に整理。
- 電池に関しては、欧州電池規則を中心に、**電池パスポートの導入、リサイクル材含有基準の設定、リサイクル目標の設定、回収制度の確立**などが掲げられている。
- 一方で、**重要鉱物資源の確保の観点**から検討、実施されている施策もある（EU、英国、米国）。

	設計・製造	販売・利用	回収・リサイクル
方向性	- 環境配慮設計（再利用、耐久性、修理性、リサイクル性） - リサイクル材利用拡大 - 資源投入の抑制	- CEに関する製品表示（耐久性や修理性など） - CEに関する情報開示（修理に必要な情報など） - 循環型製品の需要喚起	- 廃棄物排出削減 - 使用済み製品の回収システムの構築・高度化（拡大生産者責任） - 回収率・リサイクル率向上 - 再生材の品質向上・市場拡大 - 再生材に関する情報提供
施策等 (電池)	- 循環性に関する情報（原材料、耐久性、リユース可能性、修理可能性など）を記録した電池パスポートの導入（EU、2022提案；独、2021検討） - 環境配慮設計の推進（耐久性、修理性の向上）（EU、2022；独、2021） - リサイクル材含有基準（EU、2020提案） - 環境配慮型電池の要件の検討（EU、2022） - 電池ID付与（業界団体MOBI、2022）	- 循環性要件（原材料、耐久性、リユース可能性、修理可能性など）の開示義務（EU、2022提案） - 環境表示（EU、2022提案）	リユース・リサイクル目標の設定（EU、2020提案） - リユース・リサイクルに係る責任の所在の明確化の検討（独、2021検討；業界団体、2022検討） 鉱物資源の確保の観点からリユース・リサイクルの強化（EU、2022提案；米、2021提案；英、2022）

凡例：括弧内は施策を導入していることが確認できた国、地域と施策の導入時期を示す。

出所：みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

EU：欧州電池規則案

- 欧州委員会は2020年12月、欧州グリーンディール及び循環経済行動計画2020に基づき電池規則案を発表。また、2022年3月には欧州議会が規則案に対する見解を発表。
- 本規則案は、電池のライフサイクルのすべての段階における環境・社会的影響を軽減することを目的とするもの。
- リサイクル材料の最小含有量、回収・リサイクル目標の設定等が掲げられている。

電池規則案の概要（欧州議会：General approach）

経緯/ 位置づけ	- 欧州グリーンディールでは、循環経済行動計画の中で気候中立のための持続可能な電池を目指すためのイニシアチブを位置づけ。 - 本規制案は、上記イニシアチブの一環として検討されているもの。
目的	- 本規制案の目的は以下の3点。 ➢ 共通ルールを通じた公平な競争の場を確保することによる国内市場の機能を強化 ➢ 循環経済の促進 ➢ 電池のライフサイクルのすべての段階において環境・社会的影響を軽減、
主な内容	- EU市場に導入されるすべての電池（産業用、自動車用、電気自動車用および携帯用）に必須要件を提案。 - 主な要件は以下の通り；リサイクル材料の一定以上のリサイクル材使用義務（本規則発効後48ヶ月以降）、カーボンフットプリントの上限値の導入（EV及び充電式バッテリーは本規則発効後18ヶ月以降、産業用バッテリーは本規則発効後42ヶ月以降）、電池パスポートの導入（本規則発効後48ヶ月以降） - 使用済み部品における電池の新しい要件およびリサイクル材料の含有量ならびに回収、処理およびリサイクルに関する目標を設定。 - 携帯用電池の回収率は、本規則発効後72ヶ月後に65%、96ヶ月後に70%に引き上げる（現在の回収率は45%）。産業用、自動車用、電気自動車用など、その他の電池はすべて回収することが必要。 - 拡大生産者責任（EPR）の強化
今後の検討 スケジュール	欧州議会及び欧州理事会による交渉の後、採択の予定。

出所：欧州委員会 Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL concerning batteries and waste batteries, repealing Directive 2006/66/EC and amending Regulation (EU) No 2019/1020プレスリリース、欧州議会（2022.03）General approach on the proposal for a regulation on batteries and waste batteries、欧州議会（2022.08）LEGISLATIVE TRAIN 08.2022 より作成。

欧州委員会JRC：欧州電池規則の具体措置の検討

- 欧州委員会JRCは2022年7月20日、電池規則案の目標達成に向けて、ルールや測定手法等の具体的措置の開発を進めていると発表。
- 開発を進める主な項目は以下の5点。
 - － ①環境へ配慮した電池、②より安全性の高い電池、③耐久性の高い電池、④クリティカルマテリアル（重要な原材料）の回収・再使用、⑥取り外し・交換可能な電池。

項目	概要
環境へ配慮した電池	- JRCは、電池のカーボンフットプリントの確実な評価と比較可能性を担保する明確なルールと高品質のデータの開発を目指し、製品環境フットプリント(PEF)の手法に基づいて計算する。 - 本手法はJRCが2010年から開発し、最近欧州委員会で採用したライフサイクルベースの方法であり、JRCでは電池規制の目標に合わせて調整中。 - なお、製品におけるカーボンフットプリントの開示が規制で義務付けられるのは電池が初。
より安全性の高い電池	- リチウムイオン電池は火災や爆発の危険が常に伴うため、安全性確保が大きな課題となっている。 - JRCでは複数の危険シナリオを想定した新しい試験を開発しており、危険性評価プロセスが実証されれば、電池規則への一体化を提案する。
耐久性の高い電池	JRCは、欧州の規格開発機関である欧州標準化委員会（CEN）や欧州電気標準化委員会（CENELEC）と共同で耐久性に関する最低基準を開発する。
クリティカルマテリアル（重要な原材料）の回収・再使用	JRCは、使用済み電池の回収・リサイクル率・再生材含有率に関する目標値の設定や、測定のためのルールを開発する。
取り外し・交換可能な電池	JRCは、機器に内蔵される電池の取り外しや交換の簡易化がどの程度可能なのかについて調査し、結果を報告する。

※JRC（Joint Research Centre）は、欧州委員会の科学的な専門機関であり、科学者を雇用して調査を実施し、独立した科学的助言と欧州連合の政策への支援を提供する。

出所：欧州委員会（2022.07.20）5 ways EU scientists are making batteries better, safer, and greener (https://joint-research-centre.ec.europa.eu/jrc-news/5-ways-eu-scientists-are-making-batteries-better-safer-and-greener-2022-07-20_en) より作成

ドイツ：Circular Economy Roadmap fur Deutschland

- Circular Economy Initiative Deutschland (CEID) ※は2021年5月、2030年に向けた循環経済への移行のためのロードマップを策定。
- 本ロードマップの中では、電池やプラスチック・容器包装、電気電子機器における循環経済の実現に向けた推奨事項について取りまとめ。
- 電池については、**修理・リサイクルしやすい設計**や**生産者-中古販売業者間の責任の移転**、**データプラットフォームの構築**等に関する検討を行うべきとしている。

電池に関する循環経済実現に向けた推奨事項

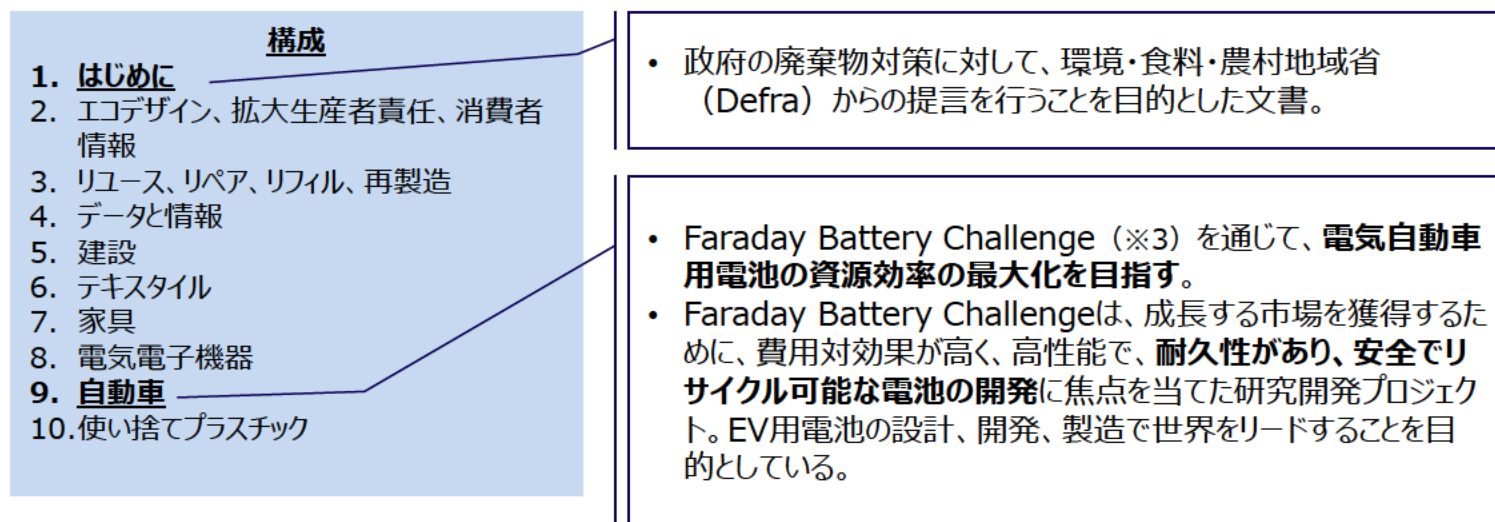
観点	推奨事項
製品	・ 修理・リサイクルしやすい設計、モジュール性の高い設計が果たす役割を検討することが必要。 ・ 効率的な循環マネジメントを実現するために、関連データの提供を技術的に可能にし、業界全体で合意されることが必要。
ビジネスモデル	・ 小売店や物流、メーカー、ユーザー、修理業者、リサイクル業者等が有するデータの提供を促進するインセンティブが必要。 ・ 廃棄された電池を可能な限り回収し、リユースやリサイクルに適した専門的な構造への移行が必要。 ・ 電気自動車について、駆動用電池の実稼働率を高めることのできるシェアリングの概念が潜在的に重要。
社会技術	・ リサイクル目標達成状況に応じて、より広範な経済的インセンティブ制度の適用を検討すべき。 ・ 生産者と中古販売者との間の責任移転(EPR、損害賠償責任、製造物責任)を明確にし、適切なインセンティブを確保することが必要。 ・ 報告要件(例：電池の起源、環境影響、材料、生産プロセスにおける人権への影響、安全性データ等)や保証、返品に関する規則の明確化が必要。 ・ 公平な競争の場を作るために、国内ルールと国際ルールを調和させることを推奨する。 ・ 情報ツールとして、例えば電池の環境・社会的影響に関するラベルを導入したり、高品質の製品やプロセス認証を行うことにより、消費者への透明性を高めることが重要。また、国際協力の枠組みの中での知識提供により、発展途上国における駆動用電池のための循環経済を促進することが重要。 ・ 透明性の高いプロセスを確保するために、データプラットフォームやスタンダードを開発することが必要。
社会	・ 循環経済を社会に定着させるために、循環経済に関する講義や修士課程の創出等による健全な基礎・応用知識の開発が重要である。

※ドイツ連邦教育研究省（BMBF）が2019年に設立。ドイツの循環経済の促進に向けた目標、ビジョン及び具体的な計画を策定することを目的としたイニシアチブ。本イニシアチブの設立メンバーは以下の8社。BMW、Henkel、Siemens、Covestro、RLG、Umicore、Daimler、SAP。この他にパートナー企業として47社が参画。

出所：Circular Economy Initiative Deutschland（2021.05.11）Circular Economy Roadmap fur Deutschland より作成

英国：廃棄物発生抑制プログラム

- 英国 環境・食料・農村地域省（Defra）は2021年3月、廃棄物発生抑制プログラム（Waste Prevention Programme）を発表（※1）。
- Resources and waste strategy（英国、2018）で提示された2つの目的（※2）の達成を支援するものとの位置づけ。
- 重点分野として建設、テキスタイル、家具、電気電子機器、**自動車**、食品、使い捨てプラスチックを位置づけ。
- 自動車に関する取組として、Faraday Battery Challenge（※3）を通じて**耐久性があり、安全でリサイクル可能な電池の開発**を行うとしている。



※1 2021年6月までパブコメを実施。その後、更新情報は見当たらない。

※2 ①リソース使用の価値を最大化すること、②廃棄物や環境への影響を最小限に抑えること

※3 英国の独立研究機関Faraday研究所において実施されるプログラム。英国における電池事業の成長のための研究開発プロジェクトにおいて3億3,000万ポンドの予算を割り当てているとしている。

出所：英国 環境・食料・農村地域省（Defra）（2021）Waste Prevention Programme for England -Towards a resource efficient economy- Consultation version より作成

オランダ：循環経済実施プログラム2021-2023

- オランダ政府は、循環経済への以降に向けて、2019 年～2023年実施する事項を取りまとめた「循環経済実施プログラム」を2019年に策定、2021年10月に更新。
- EVの大幅な成長により、リチウムイオン電池に対する膨大な需要が生まれていることを踏まえて、**貴金属回収等の観点から将来的に電池のリサイクルが必要となることに言及。**

＜ホームページ一部抜粋＞

- ・ 政府は現在、2019年から2023年の間に実施される5つの移行アジェンダに関する具体的な行動とプロジェクトを提示。
- ・ 導入プログラムの例には、次のようなものがある。
 - **電動モビリティの大幅な成長により、リチウムイオン電池に対する膨大な需要が生まれている。将来的には、これらの電池は寿命が来たらリサイクルする必要がある。それらは多くの貴重な金属を含んでいる。**
 - 拡大生産者責任を導入するための措置が繊維部門で取られている。これは、廃棄物になっても生産者が責任を持ち続けることを意味する。2021年、政府は Circular and Fair ICT Pact (CFIT) を開始。政府は、イノベーション、循環性、社会的条件を考慮して、持続可能な方法で ICTを調達するために他の国々と協力。
 - 中央政府は、2030年までに事業を循環型にする必要がある。2018年以降に建設されるすべての政府の建物は、カーボンニュートラルでなければならない。不動産の建設や再開発には、可能な限り多くのリサイクルまたはリサイクル可能な材料や資源が使用されなければならない。

米国：リチウム電池のための国家の青写真（1/2）

- 連邦先進電池コンソーシアムは2021年6月、リチウム電池のための国家の青写真を公表。
- 2030年までに国内の電池供給を確保し、安定した強固な国内産業基盤を構築するための指針としての役割を担うもの。
- 特に目標4（※次頁参照）においてリサイクルに言及し、**リユース・リサイクルを容易にする設計の推進、回収～リサイクルの方法の確立**、連邦政府による**ガイダンスの策定**などが掲げられている。

リチウムイオン電池サプライチェーンに関する目標と取組（1/2）

目標	タイムスパン別の取組	
	～2025	～2030
1. 原材料と精製された材料への安全なアクセスと、商業および防衛用途の重要な鉱物の代替品の発見	・ パートナーや同盟国と協力して、国内外の重要な鉱物を含む電池の主要原材料の信頼できる供給源と供給方法を確立する。 ・ 研究開発と採掘の取り組みを支援し、米国の安全で持続可能な重要電池鉱物(リチウム、ニッケル、コバルト)の生産能力を向上させる。 ・ 主要な原材料の強靱な国内および世界的な供給源と供給の確立を支援するための連邦政策を策定する	・ 加工研究開発を支援し、リチウムイオン電池のコバルト・ニッケルを全廃する。 ・ 目標5で約束されているように、循環型電池経済の重要な構成要素としてリサイクル材料を統合する。
2. 国内電池製造需要に対応可能な米国材料加工拠点の成長を支援	・ 国産電池材料加工の成長インセンティブを創出する。 ・ 低コバルトの電池生産の拡大を可能にする加工技術の開発を支援する。 ・ 既存の材料の加工プロセスのコストを削減し、60ドル/kWhのセルコストを可能にする。 ・ パートナーや同盟国と協力し、加工素材のサプライチェーンの多様化を支援する。	・ コバルトやニッケルを含まない活物質を生産し、スケールアップを可能にする材料加工技術の開発を支援する。

米国：リチウム電池のための国家の青写真（2/2）

リチウムイオン電池サプライチェーンに関する目標と取組（2/2）

目標	タイムスパン別の取組	
	～2025	～2030
3. 米国の電極、セル、パック製造部門の支援	- 処理時間を短縮し、より高速なセルの組み立てを可能にし、形成コストを削減する新しいセル設計の開発を促進する。 - 新しい技術や製造技術のスケールアップと商業化を促進するためのリソースを提供する。 - EV、グリッド用途向けのフォームフィット機能電池規格を策定する。 - 国内で電極、セル、パックを製造し、リチウムイオン電池の需要拡大を促進する米国企業を支援するための連邦政府の政策枠組みを策定する。	- 防衛用電池需要に対応する。 - 次世代のパック材料、部品、設計革新、高度な製造・組立技術の開発と検証により、EVパックの製造コストを50%削減する。
4. 米国の使用済み製品の再利用と重要な材料の大規模なリサイクルを可能にし、米国内で完全な競争力のあるバリューチェーンを実現する	- リユースやリサイクルを容易にするための電池パックの設計を促進する。 - リサイクルされたリチウムイオン電池の材料の回収、選別、輸送、加工の手法を確立し、コスト削減に注力する。 - コバルト、リチウム、ニッケル、グラファイトなどの主要材料の回収率を向上させる。 - 再生材をサプライチェーンに再投入するための加工技術を開発する。 - リユースのための適切な選別、性能試験、調整のための方法論を開発する。 - リチウムイオン電池の回収、リユース、リサイクルを促進するための連邦政府のリサイクル政策を確立する。	- 家電・EV・グリッドなどに用いる電池の90%リサイクル達成へのインセンティブを創出する。 - セル製造段階において、リサイクル材料の使用を要求する連邦政策を策定する。
5. 科学研究開発、STEM教育、労働力開発を強力に支援することにより、米国の電池技術のリーダーシップを維持し、前進させる	- エネルギー密度、電気化学的安定性、安全性、コストなどの重要な測定基準に焦点を当てた、コバルトを含まない正極材料および電極組成の開発研究を支援し、現在の商用、輸入品の同等品よりも優れた性能を発揮する。 - 米国で発明された電池技術が米国に留まることを保証するために、技術移転と技術試験のプロトコルの標準化のためのパートナーシップを構築する。 - リチウムベースの電池技術と構成の政府全体の標準化を開始し、防衛などのニッチな政府市場の能力を高め、リチウムベースの電池技術を迅速にプログラムに移行し、強固で公平で持続可能な国内サプライチェーンから利益を得る。 - IP保護戦略、研究セキュリティ、国内製造業輸出管理政策の強化、国際同盟国の関与のための計画を策定する。 - 業界パートナーと協力して、従業員のニーズを特定し、教育プログラミングをサポートする。	生産コスト60ドル/kWh以下、資源に対するエネルギー効率500Wh/kg、コバルトやニッケルを含まない固体電池の開発など、革新的な電池技術の実証と大規模生産を可能にする研究開発を加速する。

出所：米国エネルギー省 Federal Consortium for Advanced Batteries (2021.06) National blueprint for lithium batteries より作成

米国：電池製造とサプライチェーンの支援

- 米国エネルギー省（DOE）は2022年5月2日、インフラ投資雇用法に基づき、米国内における電気自動車（EV）用電池のサプライチェーン構築に向けた合計31億6,000万ドルの助成金プログラムを開始すると発表。
- 電池の**生産やリユース・リサイクルにおける技術開発等を支援するもの**。
- なお、本投資は「リチウム電池のための国家の青写真（Federal Consortium for Advanced Batteries 2021）」の指針に沿ったもの。

電池製造とサプライチェーンの支援に関する概要

事業	対象事業	予算
電池材料の処理および電池製造	・ 国内における電池材料の処理施設や電池（部品を含む）の製造施設、リサイクル施設の新設、改修および拡張プロジェクトなどを対象に助成を行う。	31億ドル
電池のリサイクルおよびリユース	・ リチウムイオン電池をリサイクルするための材料の分離、スケールアップ、再統合に関するプロジェクトなど対象に助成を行う。	6,000万ドル

米国：電池回収に関する優良事例の開発と自主的表示に関するガイドライン策定

- 米国環境保護庁（EPA）は2022年6月9日、電池回収に関する優良事例の開発と自主的表示に関するガイドライン策定（※）に向けたパブリックコンサルテーションを開始（2022年7月11日まで実施）。
- 本取組は、インフラ投資雇用法において策定が求められているもの。なお、優良事例の開発に1,000万ドル、自主的表示に関するガイドラインの策定に1,500万ドルが割り当てられている。

電池回収に関する優良事例の開発と自主的表示に関するガイドライン策定の目的

取組	概要	予算（万ドル）
電池回収に関する優良事例の開発	・ 消費者による環境に配慮した行動や廃棄物管理に係る作業員の安全性を考慮し、リサイクル材から得られる価値を最適化することを目的とするもの。 ・ 電池回収が現実的に可能な州、準州単位で実施されることを意図。	1,000
自主的表示に関するガイドライン策定	・ 電池の回収場所や処理方法を表示することを通じて、電池の生産者と消費者のコミュニケーションを図り、電池の回収・リサイクルを促進することを目的とするもの。	1,500

業界団体：欧州の電池関連11業界団体

- 電池に係るバリューチェーンを構成する欧州の業界団体（※）が2022年1月28日欧州委員会が2020年に提案した電池規則案についての共同政策提言書を発表。
- 電池規制案では、電池の種類や用途の特殊性、電池市場の急速な変化が見落とされ、脱炭素化への貢献や産業力強化には逆行する内容が含まれている、と懸念。
- その上で5つの主要分野について提言を行っている。

主要分野	提言
再生材含有基準	リサイクル品については、強力な見直し条項や事前に指定されたリサイクル含有基準に関連する懸念に対するセーフガード措置など慎重なアプローチが必要。また、個々の電池リサイクル量ではなく、各企業が毎年使用する二次材料（鉛、リチウム、コバルト、ニッケル）の総量を集計して監視するなど、全体のプロセスを簡素化して行政負担を軽減すべき。
製品の設計要件および中古利用（リサイクル）	- EUの規制は、化学の改善を含む技術の進歩を反映し、それに歩調を合わせるべきであり、特にこの分野が急速に発展するにつれて、技術的な囲い込み効果を避けるべきである。規制は一般的な目標を設定すべきであり、その目標に到達する方法の設計上の選択は業界に任せるべきである。 - 電池のリユース、リファビッシュ、リサイクルの責任については規則で明確にすべきであるが、中古利用に関する条項は強制されるべきではない。
原材料のリサイクル	リサイクル目標は、最新技術と最適化された環境基準に基づいて定義されるべき。
カーボンフットプリント、性能や耐久性に関連する基準の設定	- EVや定置用電池のエネルギー貯蔵のカーボンフットプリント計算のための目的に合った製品カテゴリーのルールを開発し、エコデザインの枠組みで義務付けられているものと同様の費用対効果とGHG排出量削減の可能性分析に従って、後の段階で他の製品や用途を規制する可能性を評価することが望ましい。 - EV電池の性能、耐久性、および健康状態を決定するためのパラメーターは、汚染とエネルギーに関する作業部会によって開発された車載電池の耐久性に関するUNECE世界技術規則で使用されているもののみに対応すべき。
有害物質の規制	既存の化学物質管理に関する規制（REACH）、労働安全衛生（OSH）および産業からの汚染物質の排出に関する指令（IED）に電池の廃棄段階のリスク管理を含む内容が含まれていることから、規制の重複を回避すべき。

※欧州自動車工業会（ACEA）、非鉄金属業界団体EUROMETAUX、産業用電池メーカー団体EUROBAT、電池リサイクル業界団体のEBRAなどのメーカーおよびリサイクル業界の11団体。

出所：欧州自動車工業会（ACEA）など11団体（2022.1）Joint industry position paper on the Batteries Regulation (https://www.acea.auto/files/Joint_industry_position_paper-EU_Batteries_Regulation.pdf) より作成

業界団体：MOBI 充電式電池識別番号規格の開発

- MOBI（※）は2022年7月、二次電池（充電式電池）のバリューチェーン上の相互運用性を高める電池IDの新規格「**Rechargeable Battery Identification Number (BIN) Standard（充電式電池識別番号規格）**」を開発したことを発表。
- 本規格を用いることで、**電池のライフサイクル全体のトレーサビリティが容易になる**、としている。

<プレスリリース一部抜粋>

- ・ MOBIは、二次電池（充電式電池）のバリューチェーン上の相互運用性を高める電池IDの新規格「BIN（充電式電池識別番号スタンダード）」を開発したことを発表。
 - BINは改ざん防止機能を備え、ブロックチェーン技術に基づく分散型次世代インターネットWeb3上で活用できるID。
 - BINは、①**電池メーカーID（BMI）**、②電池の構造の詳細を示す**電池記述欄（BDS）**、③**電池識別欄（BIS）**から構成される。
 - BINにより、電池情報の検索、電池のリサイクル証明等が可能となり、**電池パスポートへの活用や電池のライフサイクル全体のトレーサビリティが容易になる**。
 - 国際標準化機構（ISO）が開発した車両識別番号（VIN）と同様に、BINは消去不可能な独自ID用に電池パックのフォーマット・構成・物理的な条件を標準化。
- ・ MOBIは、BINについての評価期間を60日間設けており、規格内容の改善に向けてフィードバックを呼びかけている。
- ・ BINの開発には、コンサルティング大手のアクセンチュア・米Amazon Web Services（AWS）・米自動車大手フォード・米自動車大手ゼネラルモーターズ・伊藤忠商事・ホンダなど18社が関わっている。

※ Mobility Open Blockchain Initiative、2018年5月に設立された、自動車メーカー・サプライヤー・政府などさまざまな組織が加盟する国際非営利組織。モビリティにおけるブロックチェーン・分散台帳技術・関連技術の標準化と普及の推進を目指している。

出所：MOBI（2022.07.19）MOBI's Battery Identification Number (BIN) Standard enables multiparty track-and-trace, supply chain security, authentication, and business automation.
[\(https://dlt.mobi/bin-release/\)](https://dlt.mobi/bin-release/) より作成

業界団体：Auto Innovators リチウムイオン電池のリサイクルに関する政策提言

- 自動車イノベーションのためのアライアンス「Auto Innovators (※)」は2022年5月11日、リチウムイオン電池のリサイクルに関する政策提言を発表。
- 鉱物の輸入依存度を低減することに加えて、耐用年数を経過した電池が埋立廃棄物となることを回避し、リユースやリサイクルを促進するために、車両や電池保証のステータスに基づき**EV電池の処理段階における責任の所在を整理**。

車両の状態	電池の状態	保証のステータス	責任者
インサービス	破損しているか、または交換が必要	保証期間内	- 自動車メーカー - EV用電池が適切に再利用、リユース、リサイクルされるよう自動車メーカーが責任を負う
インサービス	破損しているか、または交換が必要	保証期間外	- 販売店、独立系修理店、解体業者 - 適切にリユース、リサイクルされるように電池を認定施設に移すことを保証する責任がある。 - 交換された電池パック、モジュール、セルごとに、交換時の記録が必要になる。 - 交換部品には、明確で識別可能かつ追跡可能なシリアル番号が必要。
サポート終了	該当なし（解体業者または車両メーカーが電池の状態を判断する）	保証期間外	- 解体業者 - 電池が適切にリユース・リサイクルされるように認定施設に移送されることを保証する責任を負う。 - 認定解体業者によって部品が取り外されていない（すなわち「完成車」である）状況では、車両メーカーがリチウムイオン電池の適切なリユース・リサイクルを保証する責任を負う。
EV電池の二次利用	—	—	- 二次利用電池の所有者 - 契約書に別段の記載がない限り、自動車以外の二次利用電池の所有者は、電池が適切にリサイクルされることを保証する責任を負う。

※ Auto Innovatorsは米国で販売される自動車の約98%に相当する事業者（自動車メーカー、OEMサプライヤー、その他関連事業者）や政策関連の有識者等で構成。

出所：Auto Innovatorsプレスリリース（2022.05.11）Auto Innovators Releases Policy Framework for EV Battery Recycling より作成

③ EU及び欧米諸国における資源循環施策等の方向性(概要)

EU及び欧米諸国における資源循環・循環経済施策における施策の方向性（概要）

- EU及び欧米諸国における資源循環・循環経済関連施策を調査。
- 特に事業者への影響が懸念される事項を、製品/素材×サプライチェーンの段階別に整理。

製品/素材	設計・製造	販売・利用	回収・リサイクル
容器包装・プラスチック	- 循環性に関する情報（耐久性、リユース可能性、修理可能性など）を記録したデジタル製品パスポートの導入（EU、2022提案） - 市場に投入されるリユース容器の最低比率（仏、2022） - 使い捨てプラスチック（カトラリー）のリユース可能なものへの変更（仏、2023） - プラスチック包装税（英、2022） - プラスチック製造向上でのマイクロプラスチック回収フィルターの設置（仏、2020）	- 循環性要件（耐久性、リユース可能性、修理可能性など）の開示義務（EU、2022提案） - 環境表示（仏、2021；米、2024） - 使い捨てプラスチック（カトラリー、レジ袋）有料化（英、2021；蘭、2023） - 使い捨てプラスチック（カトラリー、レジ袋等）提供禁止（英、2020；仏、2021；蘭、2024；独、2022；米、2022） - 使い捨てプラスチック（キャップや蓋）の販売禁止（蘭、2024）	- 拡大生産者責任の導入（仏、2021、独、2022；蘭、2023；英、2023） - 分別回収の強化（EU、2021） - リユース・リサイクル目標の設定、引き上げ（EU、2020；独、2022） - デポジット制度導入・拡大（独、2022；仏、2023） - スーパーにおける回収ボックス設置（仏、2021） - 有機廃棄物からのプラスチックの除去（独、2023）
繊維	- リサイクル繊維の基準値の設定（EU、2022提案） - 環境配慮設計の推進（長寿命化、修理性・リサイクル性の向上）（EU、2022提案） - 新しい洗濯機にプラスチック製のマイクロファイバーフィルターを追加（仏、2025） - 情報提供の強化とデジタル製品パスポートの導入（EU、2022提案）	- 売残り・返品された製品の廃棄禁止（EU、2022提案；仏、2020） - 廃棄した製品の数量の開示義務（EU、2022提案） - マイクロプラスチックの意図しない放出への対処（EU、2022提案） - 持続可能なテキスタイルのための環境影響表示（EU、2022提案）	- 拡大生産者責任の導入（英、2022；蘭、2023；EU、2022提案） - 分別回収の義務化（EU、2023） - リユース・リサイクル目標の設定の検討（EU、2022提案）
電気電子機器	循環性に関する情報（耐久性、リユース可能性、修理可能性など）を記録したデジタル製品パスポートの導入（EU、2022提案；独、2021検討）	- 循環性要件（耐久性、リユース可能性、修理可能性など）の開示義務（EU、2022提案） - 修理性スコア導入（フランス、2021導入；EU、2022提案；英国、2021） - 携帯電話・タブレットのリペアパーツの確保義務（EU、2022提案）	- 回収スキームの構築（EU、2012） - 回収率目標の設定（EU、2012）
電池・自動車、PV	- 循環性に関する情報（原材料、耐久性、リユース可能性、修理可能性など）を記録した電池パスポートの導入（EU、2022提案；独、2021検討） - 環境配慮設計の推進（耐久性、修理性の向上）（EU、2022；独、2021） - リサイクル材含有基準（EU、2020提案） - 環境配慮型電池の要件の検討（EU、2022） - 電池ID付与（業界団体MOBI、2022）	- 循環性要件（原材料、耐久性、リユース可能性、修理可能性など）の開示義務（EU、2022提案） - 環境表示（EU、2022提案）	- リユース・リサイクル目標の設定（EU、2020提案） - リユース・リサイクルに係る責任の所在の明確化の検討（独、2021検討；業界団体、2022検討） - 鉱物資源の確保の観点からリユース・リサイクルの強化（EU、2022提案；米、2021提案；英、2022）

凡例：括弧内は施策を導入していることが確認できた国、地域と施策の導入時期を示す。

出所：みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

参考資料：持続可能な製品イニシアチブ、プラスチック・容器包装、繊維に関するEUの動向

＜持続可能な製品イニシアチブ＞

- ・ 持続可能な製品イニシアチブ（SPI）の詳細

＜プラスチック・容器包装＞

- ・ 包装および包装廃棄物に関する規則案の詳細
- ・ バイオベース/生分解性・堆肥可能プラスチックに関する政策枠組みの詳細

＜繊維：EU＞

- ・ 持続可能な循環型繊維戦略の詳細
- ・ 資金援助体制の枠組み
- ・ 繊維リサイクル・分別の現状
- ・ リサイクル原料化の技術の現状

持続可能な製品イニシアチブ（SPI）の詳細

持続可能な製品イニシアチブ（SPI）：構成

- 欧州委員会2022年3月、EUにおける持続可能な製品の標準化を目的として「持続可能な製品政策（SPI）」を発表。
- 本政策の背景や目的（1章）、持続可能な製品を標準とすることの方向性（2章）を提示し、本政策と既存制度との関係を整理（3章）。また、エコデザイン作業計画の役割や検討のプロセス（4章）、循環型ビジネスモデルへの移行を促進するための取組（5章）、グリーントランジションにおける消費者支援のための提案（6章）、各国とのパートナーシップの必要性に言及（7章）。最後に、欧州議会や欧州理事会などのすべてのステークホルダーに対する迅速な採択と実施に向けた要請でまとめている（8章）。

概要

発表主体	欧州委員会
発表日	2022年3月30日
文書名	COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS On making sustainable products the norm
位置づけ	COM(2022) 140 final - 欧州グリーンディール（2019年12月発表）と循環経済行動計画（2020年3月発表）に基づく政策。 - EUにおける持続可能な製品の標準化の推進が目的。 - 本コミュニケーションペーパー（“On making sustainable products the norm”）と同時に、5つの政策・規則案も公表（次項参照）。

章立て

1. INTRODUCTION
2. OUR AMBITION: MAKING SUSTAINABLE PRODUCTS THE NORM
 - Designing more sustainable, circular and energy performing products
 - Helping businesses and consumers to make more informed choices
 - Putting a stop to the destruction of unsold consumer goods
 - Promoting and procuring more sustainable products
3. A CROSS-SECTORAL APPROACH TO SUSTAINABLE PRODUCTS
 - Creating new EU product-specific rules: the example of textiles
 - Complementing existing product-specific EU rules: the example of construction products, batteries, packaging and chemicals
 - New EU rules under the current Ecodesign Directive: the example of consumer electronics
4. THE ECODESIGN METHOD: PLANNING, CONSULTATION, CO-CREATION
5. CIRCULAR BUSINESS MODELS
6. EMPOWERING AND PROTECTING CONSUMERS
7. LEADING THE SUSTAINABLE AND CIRCULAR PRODUCTS AND BUSINESS MODELS AGENDA AT GLOBAL LEVEL
8. CONCLUSION

出所：欧州委員会（2022.03.30）On making sustainable products the norm（COM(2022) 140 final）より作成

持続可能な製品イニシアチブ（SPI） On making sustainable products the norm : 1章

■ 1章（Introduction）では、政策パッケージの背景や目的を提示。

背景・目的 (p1)

- 温室効果ガスの排出量の半分および生物多様性の損失の90%は、一次原材料の抽出と加工によるもの。
- 一方、我々の経済では、以前から主流の直線的な取る（take）→作る（make）→処分する（dispose）のモデルは、著しい資源浪費につながっている。
- EUにおいて、資源効率が高く、気候中立で、汚染のない循環経済への移行を成功させ、エネルギーと資源への依存を減らすためには、製品の設計、製造、使用法に対する新しいアプローチが緊急に必要。
- EUは、このアプローチを国際的にも推進し、グローバルバリューチェーンの持続可能性とレジリエンスを強化する。
- そこで、**持続可能な製品に関する相互に関連した本政策パッケージは、既存の取組を基礎として、新しいアプローチを実現することを目的とする。**
- EUではすでに特定の製品や部品に対して、環境に係る最低限の要求事項を定めている。しかしながら、既存の規則はEUで販売されている商品の限られた割合をカバーしているにすぎず、循環性を体系的に促進するものではなく、製品がそのライフサイクルを通じて、気候や環境に影響を与える多くの方法に取り組んでいるわけでもない。また、エネルギー関連製品のエネルギー使用量を削減する余地は依然として大きい。
- したがって、**持続可能な製品のためのエコデザイン規則案（ESPR）**が本パッケージの中心となる。

目指すところ (p2-3)

- 本パッケージでは可能な限り広範な製品をカバーできるように、エコデザインの枠組みの範囲を拡大する。エネルギー効率だけでなく、循環性と製品の環境と気候のフットプリントの全体的な削減のための最低基準を設定する。
- 新しい枠組みが発効するまで、既存のエコデザイン指令はエネルギー効率と循環性の改善を推進する。このために、欧州委員会は新しいエネルギー関連製品をカバーし、既に規制されている製品の目標を更新し、さらに高めることを目的とした**エコデザイン及びエネルギー表示作業計画2022-2024**を採択した。
- また、本政策パッケージの一部として、環境と気候に重大な影響を与える2つの優先製品グループ（テキスタイル、建設）について、セクター別の目標を定めた**持続可能な循環型繊維戦略（EU Strategy for Sustainable and Circular Textiles）**と**建設資材規則（Construction Products Regulation）**を提案。
- さらに、確実に消費者がグリーンtransitionの支持者であり続けるために、EU消費者法に改正を導入する**グリーンtransitionにおける消費者のエンパワメント（Empower Consumers in the Green Transition）**の立法化を提案。
- 低コストかつ課題を軽減する形で持続可能な製品へ移行するために、製品グループの選択と製品固有のルールの設定は、包括的で共創的なプロセスにおける長期的計画や厳格な影響評価（消費者への経済的負担、競争力への影響、行政の負担などを含む）の対象となる。
- 持続可能性に関する明確で調和のとれた規制枠組みによるアプローチが主流となり、EU市場で製品の販売を行う企業に対して、循環型ビジネスモデルや製品への投資を推し進める条件を提供する。
- 寿命が短く修理できない製品や、循環型ビジネスモデルへのアクセスが不十分な製品があるという問題を解決すれば、さらに多くの資源の節約を実現することができる。これを適切な消費者情報と組み合わせ、グリーンウォッシュに対する保護を確保することで、EUはグリーンtransitionに向けて消費者の権限を大幅に拡大し、持続可能な製品を標準として、世界の他の国々が後に続くような効果を与えるだろう。

出所：欧州委員会（2022.03.30）On making sustainable products the norm（COM(2022）140 final）より作成

持続可能な製品イニシアチブ（SPI） On making sustainable products the norm : 2章

■2章（Our Ambition: Making sustainable products the norm）では、持続可能な製品を標準化において目指す方向性を提示。

方向性	内容（一部抜粋）
より持続可能で循環型でエネルギーパフォーマンスの高い製品を設計する（p4）	・ 持続可能な製品のためのエコデザイン規則案（ESPR）において、特定の製品カテゴリーの循環性、エネルギー性能、およびその他の環境持続可能性の側面を大幅に改善するためのエコデザイン要件を設定するための枠組みを確立する。 ・ エコデザイン要件は対象製品グループの特徴に合わせて調整される。その特定と開発には、資源及びエネルギー効率の向上、製品寿命の延長、材料の価値の最大化、汚染の低減、製品が気候や環境に与える全体的な影響の低減といった項目の改善の可能性と相対的な有効性が考慮される。
ビジネス界や消費者がより多くの情報に基づいた選択ができるように支援する（p5）	・ ESPRは、製品が製造方法に関する要件や、製品の持続可能性に関する情報提供の要件を設定する。対象製品に対して、エネルギー使用量、再生材の含有量、懸念物質の存在、耐久性、修理スコアを含む修理可能性、スเปアパーツの可用性及びリサイクル可能性に関する情報が含まれる。 ・ ESPRで規制されるすべての製品の標準となり、製品のタグ付け、識別、循環性と持続可能性に関連するデータへのリンクが可能となる。製品の持続可能性に関する情報をデータベース化してデジタル製品パスポートとして伝達することは、製造、輸入、流通・販売、修理、再製造、リサイクルに至るまでのバリューチェーンに沿った事業者が、環境パフォーマンスの向上、製品寿命の延長、効率性の向上、二次原材料の使用に役立つ情報にアクセスでき、最終的には天然資源の需要を抑え、コスト削減、戦略的依存度の低下を実現する。 ・ ESPRによって、製品の修理可能性などの表示要件が設定可能になる。新しいEUエネルギー表示は、修理スコアなどの循環性情報を組み込む予定。その他の製品については、新しいESPR表示によって修理スコアなどの循環性情報が提供される。 ・ ESPRの下での製品固有の規則の策定と並行して、欧州委員会はエコラベルに基づく製品固有の基準の見直しまたは新基準の設定を行う。
売れ残った消費財破棄を阻止する（p6）	・ ESPRには、売れ残りの消費財の廃棄を防止/阻止するための対応策が含まれている。 ➢ 売れ残り商品を廃棄する大企業は、廃棄物のヒエラルキーに従い、年間廃棄量の開示、廃棄量に対する理由、再使用・再製造・リサイクル・エネルギー回収・廃棄された量を開示しなければならない。 ➢ 対象品目によっては、売れ残り商品の廃棄が完全に禁止される可能性もある。
より持続可能な製品の拡大と公共調達（p6）	・ 特定の製品グループの購入にグリーン調達基準を使用することを義務付けることで、持続可能な製品の需要増加を目指している。 ・ 加盟国に対して提供されるインセンティブは、製品の持続可能性の要件を通じて提供される。

出所：欧州委員会（2022.03.30） On making sustainable products the norm（COM(2022）140 final）より作成

持続可能な製品イニシアチブ（SPI） On making sustainable products the norm : 3章

■3章（A Cross-sectoral Approach to Sustainable Products）では、グリーントランジションを加速させるために、持続可能な製品政策と各種規則との関係について3つのアプローチに分けて整理。

想定されるアプローチ	内容（一部抜粋）
製品独自の新しいEU規則の策定： テキスタイルの例 (p7)	- EU法で持続可能性に関する要件を定めていない製品（テキスタイル、フットウェア）については、ESPRがEU規則設定の法的枠組みとなる。現在、化学物質や表示に関しては特定の製品要件の対象となっているが、循環性を規定する要件（耐久性や修理可能性、リサイクル可能性、及び再生材など）はない。ESPRの採択・発効・影響評価の後、テキスタイル製品のエコデザイン性能要件、情報要件、デジタル製品パスポートについて定める二次法（規則、指令、決定、勧告、意見）によって補完する予定。テキスタイル製品の表示に関する規則（Regulation (EU) No 1007/2011）のもと、表示の変更を検討する。 - 本パッケージの一部として提案されている持続可能な循環型繊維戦略（the EU strategy for sustainable and circular textiles）は、ESPRを超える包括的な一連の行動を提示している。その目的は、消費者向けの手頃な価格とビジネス競争力を確保する必要性を十分に考慮して、この分野を変革し、テキスタイルの設計を変えるだけでなく、循環型ビジネスモデルを促進し、テキスタイル廃棄物を削減すること。
既存の製品別EU規則を補完： 建設資材、電池、容器包装、化学物質の例 (p7)	- ESPRの対象となる製品の中には、個別の製品別の規制の対象となるものもある。一般原則として、製品の持続可能性が他手段によって十分かつ適切に対処できない場合にのみ、ESPRは介入する。 ➤ 建設資材：ESPRの範囲内にあるが、本パッケージの一部として提案された建設資材規則の下に、持続可能性要件を置くことが妥当と思われる。しかし、エネルギー関連の建設製品の場合、持続可能性の要件は、既存のエコデザイン指令で既に規制されている製品グループと同様に、ESPRの下で扱われる。ただし、建設資材規則は必要に応じて補完的な方法で介入する可能性がある。 ➤ 電池：主に電池規則案の下で扱われる。他の製品における電池の特定の用途など、追加的に特定の持続可能性要件を設定する必要性が生じた場合、ESPRが補足的にカバーすることになる。 ➤ 容器包装：現在改訂中の容器包装廃棄物指令において、EU市場で認められる包装の必須要件が定められている。しかし、容器包装は製品カテゴリーによって大きく異なるため、製品固有のESPR規則の策定にあたっては、容器包装廃棄物指令で規定されている要件に関して、製品カテゴリー別に補完しなければならない。 ➤ 化学物質：ESPRの権限の範囲が明確に定義されているので、製品のライフサイクルにおける環境パフォーマンス改善のために、製品中の化学物質の存在を制限するための措置を講じることができるようになる。これは、化学品の安全性確保に主眼を置いたREACHや、電子電気機器のみをカバーするRoHS指令など化学物質を管理する現存の法を補完することができる。
現行のエコデザイン指令に基づく新しいEU規則の策定：電気電子機器の例 (p8)	- 現行のエコデザイン作業計画に明記されているように、スマートフォン、タブレット、ラップトップの新しいエコデザインに取り組んでいるため、これらの循環性のための要件（特に耐久性、修理可能性およびリサイクル性）は、現行のエコデザイン規則においてカバーされる。 - エコデザイン要件の策定に加えて、電気電子機器における有害物質の使用を制限するRoHS指令の見直しを開始している。また、家庭に保管されている古い携帯電話、タブレット、充電器などの小型電子機器の回収および返却を促進するための選択肢を検討している。

出所：欧州委員会（2022.03.30） On making sustainable products the norm（COM(2022）140 final）より作成

持続可能な製品イニシアチブ（SPI） On making sustainable products the norm : 4章

■4章（The ecodesign method: planning, consultation, co-creation）では、持続可能な製品政策への移行を円滑に進めるために採択されたエコデザイン及びエネルギー表示作業計画2022-2024の役割や検討のプロセスを提示。

＜一部抜粋＞

- 持続可能な製品のためのエコデザイン規則案（ESPR）の枠組みへの円滑な移行を確実にするために、エコデザイン及びエネルギー表示作業計画2022-2024が本パッケージの一部として提案された。ESPRが発効するまで、現行のエコデザイン指令の下での作業が一定のペースで継続され、エネルギー関連製品のエネルギー使用と原材料消費のさらなる削減を行う。重要な点は、本作業計画により、現在の法的枠組みの下で、循環性について可能な限り強力に対応できるようにすること。（p9）
- 欧州委員会は、ESPRの下で新製品に対する要件の検討を開始する予定。2022年末までにESPRに向けた作業計画の下で選択される製品グループに関してパブリックコンサルテーションが実施される予定。欧州委員会が行った予備調査では、環境影響が大きく改良の余地があるテキスタイル、家具、マットレス、タイヤ、洗剤、塗料、潤滑油、鉄、鋼鉄、アルミニウムなどの製品カテゴリーは、ESPRに向けた最初の作業計画の対象として確認されている。（p9-10）
- これまでのエコデザイン指令の成功は、すべて包括的でオープンで透明な方法による主要な関係者からのインプットによるところが大きい。ESPRは、作業計画の作成と製品の優先順位付けから、すべての製品要件の評価と策定に至るまで、この包括的でオープンで透明な方法を基礎とする。エコデザインフォーラムは、エコデザイン指令の下にある既存のコンサルテーションフォーラムの上に構築されており、今後もステークホルダー間およびプロセスのすべての重要な段階での目的ある交流のためのプラットフォームであり続け、その結果、産業界、国家レベルおよび執行当局が協議に参加することになる。製品要件の策定と採択に先立ち、コンサルテーションプロセスと徹底的な影響評価が行なわれる。（p10）
- ESPRに規定された主要な要件を通じて、製品の環境・気候への影響は、効果的に対処される。製品や製品グループ、対象となる環境面・循環面について最適な方法論を選択し、適応させることが不可欠である。このアプローチは、現在のエコデザイン指令の下で得られた経験に基づいて構築され（現行のエコデザイン指令は引き続き改定される）、適切な場合は製品環境フットプリント（PEF）の評価手法にも基づくことになる。欧州委員会は、Horizon Europe Programmeが資金提供したプロジェクトの研究結果も考慮に入れ、ESPRの下でもたらされる追加の循環性の側面を支えるための新しい方法論を優先して開発する（例：耐久性、修理可能性、リサイクル材の含有など）（p10）

持続可能な製品イニシアチブ（SPI） On making sustainable products the norm : 5章

■ 5章（Circular Business Models）では、持続可能な製品を標準にすることに加えて、循環型ビジネスモデルへの移行を促進するための取組を提示。

＜一部抜粋＞

- 持続可能な製品を標準にすることに加えて、循環型ビジネスモデルへの投資を増やし、その導入を促す必要がある。これには、PaaS、Peer to Peer、オンデマンド製造、リユース、修理サービスなどが含まれる。これらのビジネスモデルは、エネルギーと資源の総需要を削減し、経済成長を天然資源の使用から切り離すのに必要である。（p10）
- 循環型ビジネスモデルは、資源使用の最適化および抑制を促進することで価値を創出および獲得するように設計されている。これは、製品をよりよく設計し、製品の寿命を延ばし、使用中/使用後もその価値を維持するように、生産者にインセンティブを与える循環型ビジネスモデルを意味する。例えば、サービスとして製品を販売することで（例：電球ではなく、明かりを販売）、経済論理が変化し、利益が製品の販売量に依存しなくなる。また、所有権が事業者に残り、新しい製品を購入することがビジネスコストとなるために、サービスとして提供される製品の耐久性と修理可能性を向上させるメリットがある。（p10）
- 今日、循環型ビジネスモデルが普及し、規模を拡大することは依然として困難である。現在成長している循環型ビジネスモデルは、製品設計や関連情報へのアクセスに大きく依存しているが、ESPRの下での製品要件は循環型ビジネスモデルの普及を促進する。また、デジタル製品パスポートやスマートな利用は、循環型ビジネスモデルへの移行を成功させる重要な要因となる。しかし、よりよい製品設計や関連情報だけでは、ビジネスアプローチの全面的な転換を引き起こすには不十分である。ボトルネックを特定し、循環型ビジネスモデルの取り込みを促進する効果的な手段を特定し、循環型ビジネスモデルの収益性を確保し、消費者にとってより魅力的なものにし、ベストプラクティスを交換し、循環型ビジネスモデルに転換するための新規および既存のビジネスに合わせたアドバイスを提供することが必要である。（p10-11）
- そのために欧州委員会は、様々なステークホルダーを「**European Circular Business Hub**」に集める。ここでは啓蒙、協力、研修、ベストプラクティスの共有を含む循環型ビジネスモデルに関する情報提供やサービス支援が行われる。これは、「European Circular Economy Stakeholder Platform」、「Enterprise Europe Network Sustainability Advisors」、「Network of European Green Tech Clusters」といった既存のネットワークを基盤とする。（p11）
- 欧州委員会は、産業界、加盟国、地域が行動を起こす援助のために、「**循環型ビジネスモデルを促進するためのガイドンス**」を作成する。本ガイドンスには、循環的な価値と雇用を創出することを目的とした、投資と資金調達の方向づけ、現地の資源のストックとフローの最適化に関する内容が含まれる。また、循環経済のための理解とパートナーシップを支援する方法についてのガイドンスを発行する。（p11）
- さらに、欧州委員会は、「European Skills Agenda」を通じて、循環経済の発展に不可欠な技能への投資を支援している。またスキル協約（Pact for Skills）の下で、産業界の代表者、社会的パートナー、職業教育・訓練提供者を集めた大規模パートナーシップを設立している。（p11）

出所：欧州委員会（2022.03.30） On making sustainable products the norm（COM(2022) 140 final）より作成

持続可能な製品イニシアチブ（SPI） On making sustainable products the norm : 6章

■6章（Empowering and protecting consumers）では、グリーントランジションにおいて消費者を支援するための提案（修理する権利（right to repair））を提示。

＜一文抜粋＞

- ほとんどの消費者は、グリーントランジションで積極的な役割を果たしたいと考えている。ESPRはグリーントランジションにおいて消費者を支援する。ESPRは製品の環境パフォーマンスの最小要件を保証し、より良い情報、表示、スペアパーツ、アップグレード、修理へのアクセスを向上させる。同時に、手頃な価格、消費者の利便性向上、より高品質な製品へのアクセスについても考慮されている。（p11）
- 同時に、販売時点でよりよい情報を提供し、生産者が独自に製品の環境上の利点を主張することについて、消費者との信頼関係を築くことも必要である。グリーントランジションに向けて消費者のエンパワメントに関する提案により、消費者は十分な情報を得て購入を決断することが可能になる。（p12）
- 本提案では、消費者に対して販売時点で製品耐久性の商業的保証に関する情報、および修理に関連する情報が確実に提供されるように、EU消費者法において焦点を絞った改正を行う。また、消費者に誤解を招くような環境表示（environmental claim）を禁止する。これには、ルールにしたがって適切に正当化および検証されていない曖昧な環境表示（environmental claims、例えばグリーン（green）、環境にやさしい（eco-friendly）、環境によい（good for the environment）など）が含まれる。さらに、計画的陳腐化に関連するいくつかの行為も禁止する予定である。（p12）
- さらに、欧州委員会は、製品及び組織の環境フットプリントの評価手法に基づいて信頼性、比較可能性及び検証可能性を向上させるために、グリーンクレームに関するより具体的な規則の提案に取り組んでいる他、消費財の修理を促進する取組（修理する権利の開発）も進めている（修理する権利は2022年秋の採択予定）。このイニシアチブは、ESPRを補完するもので、消費者に購入製品を修理する権利を与えることにより、製品をより長く使用できる可能性をもたらす。（p12）

持続可能な製品イニシアチブ（SPI） On making sustainable products the norm : 7章

- 7章（Leading the sustainable and circular products and business models agenda at global level）では、環境的に持続可能な製品の市場拡大に向けた各国とのパートナーシップの必要性に言及。

＜一部抜粋＞

- EUは持続可能性を世界的に推奨してきた実績がある。生産者は、製品をEU市場に投入する際に、有害物質、エコデザインとエネルギー表示に関するEU規則をすでに満たしている。持続可能な製品政策の提案は、国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実施の加速に貢献する。環境的に持続可能な製品の市場を拡大することで、EUはグローバルバリューチェーンの持続可能性を強化し、パートナー国の前向きな変化に貢献することを目指しており、そのことは複数の国連 持続可能な目標（UN SDGs）の達成に貢献している。（p12）
- しかし、EUの行動だけでは十分ではなく、世界が必要とするさらなる環境の持続可能性と循環性への移行を単独で達成することはできない。我々は、国際協力を強化し、我々の野心を世界的に促進することにより、パートナーと協力する必要がある。EUは、持続可能性への移行を支援し、新たなルールの遵守を促進するために、**グローバル、ローカルおよび二国間レベルで非EU諸国、特に低・中所得国とのエンゲージメントを強化する**。二国間では、EUは能力構築、対話の強化、技術協力、ビジネス支援ネットワークへのアクセス、循環経済投資のためのファイナンスへのアクセス、及び潜在的な技術的障壁を確認して、共同イニシアチブ促進のベストプラクティスの共有を行うことで、EU域外の諸国にも働きかけている。（p12）
- グローバルレベルでは、多国間フォーラム、G7、G20、循環経済及び資源効率に関するグローバルアライアンス（GACERE）の枠組において循環経済アジェンダを追求し続ける。欧州委員会は、ステークホルダー間の幅広い議論を促進することを目的とした**グローバルな持続可能な消費と生産のフォーラムの創設を提唱**する。EUは、国連及び持続可能な生産と消費を促進する他の関連する世界的及び多国間イニシアチブを引き続き支援する。また、UNEP国際資源パネルが実施した作業の成果を支援し、広めていく。EUは世界貿易機構（WTO）において貿易パートナーと協力して、国内法及び国際法に従って、グローバルバリューチェーンにおける循環性を高める方法に関するベストプラクティスを共有・議論していく。（p13）
- 最後に、**企業の持続可能性のデューデリジェンス**に関する最近の欧州委員会の提案（COM/2022/71 final）は、持続可能なビジネスモデルをグローバルレベルで推進することに貢献する。この提案は、企業がグローバルバリューチェーンにおける環境への悪影響に対処し、説明を求めることによって、産業セクターを超えた企業の持続可能性への移行を促進するものである。また、提案されたルールに基づき、大企業は自社の事業戦略がパリ協定の1.5℃目標に適合することを保証するための計画を持つ必要がある。（p14）

持続可能な製品イニシアチブ（SPI） On making sustainable products the norm : 8章

- 8章（Conclusion）では、消費者に対する持続可能な製品に関する情報の提供による循環型ビジネスの競争力の担保や、欧州グリーンディールを始めとする各種イニシアチブへの貢献について言及。
- その上で、欧州議会や欧州理事会などのすべてのステークホルダーに対して、欧州委員会による提案の速やかな採択や実施に向けた取組を求めている。

＜一部抜粋＞

- ・ 持続可能な製品政策は、2030年までにEUの消費者が入手可能な製品の大部分が、耐久性があり、エネルギー及び資源効率に優れ、修理可能で、リサイクル可能で、リサイクル材を優先するように設計されることを目指している。これにより、世界中の企業は社会や環境にコストを転嫁する企業に負けずに競争できるようになる。また、消費者はより持続可能な選択を行うために必要な情報にアクセスすることができ、グリーン・トランジションに有害な慣行から保護され、できるだけ長い期間製品を利用し続けることができる。企業は自社製品およびビジネスモデルの環境面の持続可能性と循環性を確保するために必要なデータにアクセスすることができる。
(p13)
- ・ 法的枠組みやのシステム変更のために時間がかかるものもある。ESPRは、製品規制への多面的なアプローチを可能にする。分野横断的な包括的枠組みを設定し、作業計画の採択などの主要な手順を踏むことで、全般的な方向と目標が事前に明確になる。これにより、例えば詳細な製品ルールが定められる前に、企業は必要な準備を行う時間を確保できる。(p13)
- ・ 本政策の提案は、欧州グリーンディールの中心である。EUの環境および気候目標、特に2050年までに気候中立を達成すること、2030年までに原材料の循環率（circularity rate）を倍増すること、EUの野心的なエネルギー効率目標の達成に大きく貢献する。また、2030年デジタルの10年（2030 Digital Decade）、新産業戦略（New Industrial Strategy）、社会権の行動計画における欧州の柱（European Pillar of Social Rights Action Plan）、新欧州バウハウス（New European Bauhaus）の目標にも貢献する。(p14)
- ・ 本パッケージの提案は、その野心レベルが維持され、迅速かつ効果的に実施されるならば、EUは国連の2030年持続可能な開発目標（SDGs）の到達に大きく近づける可能性を有する。(p14)
- ・ したがって、欧州委員会は、欧州議会、理事会およびその他のすべてのステークホルダーに対し、これらの提案のアプローチと野心を支持し、迅速な採択と実施に向けて取り組むように要請する。(p14)

包装および包装廃棄物に関する規則案の詳細

EU：包装材および包装廃棄物に関する規則案（概要）

再掲

- 欧州委員会は2022年11月30日、循環経済行動計画2020の一環として、包装材および包装廃棄物に関する規則案を発表。
- ①リユース・リサイクル可能な容器包装ソリューションを推進、②経済的に可能な方法でリサイクルを可能にすること、③再生材の利用を拡大させることを目的として、**持続可能性や情報に関する要件や事業者の責務を規定**している。

規則案の構成

章	条項	項目
1	1～4	一般規定
2	5～10	包装に関する持続可能性の要件
3	11～12	ラベリング、マーキング、情報要件
4	13～28	事業者の義務
5	29	レジ袋
6	30～34	包装の適合性
7	35～51	包装材および包装廃棄物の管理
8	52～56	セーフガード手続き
9	57	グリーン公共調達
10	58～59	権限の委任と委員会における手続き
11	60～61	改正
12	62～65	最終規定

本規則案の主な目的

- ① 包装廃棄物の発生を防止するため、廃棄量を削減し、不必要な包装の利用を制限し、**リユース・リサイクル可能な容器包装ソリューションを推進**すること。
- ② 高品質なクローズドループリサイクルを促進するために、2030年までにEU市場の**すべての包装を経済的に実行可能な方法でリサイクル可能にする**。
- ③ バージン材の需要を減らし、再生材の市場が十分に機能するようにするために、**義務的な目標を通じて包装におけるリサイクルプラスチックの使用を増加させる**。

備考：

- ・ 特に事業者への影響が大きいと思われる項目を太字で記載。詳細は次頁以降に掲載。
- ・ 今後は欧州議会、欧州理事会によって審議、採択される。なお、審議スケジュールは見当たらない。

出所：欧州委員会（2022.12）Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on packaging and packaging waste, amending Regulation (EU) 2019/1020 and Directive (EU) 2019/904, and repealing Directive 94/62/EC （COM(2022) 677 final）より作成

第2章：持続可能性の要件（1/2）

- 第2章では、包装材および包装廃棄物の持続可能性の要件を規定。
- 包装材のリサイクル可能性やポストコンシューマーリサイクル材の最低含有率、超軽量プラスチックバッグに貼付するラベルの堆肥化可能性などに言及。

条項		概要																
6	リサイクル可能な包装材	- すべての包装材はリサイクル可能でなければならない。 - 以下に適合する包装材はリサイクル可能とみなされる。 a. リサイクル設計になっている。（2030年1月1日～） b. 効果的かつ効率的に分別収集される。 c. 他の廃棄物のリサイクル可能性に影響を与えることなく、定義された廃棄物スキームに分別される。 d. 一次原料を代替するのに十分な品質の二次原料が得られるようにリサイクルすることができる。 e. 大規模にリサイクルすることができる。（2035年1月1日～） - 特定の原材料についてリサイクル可能な割合に応じてグレードA～Eに分類、グレードEは実質的に禁止（右表参照）	<table><tr><th>リサイクル可能性性能グレード</th><th>単位重量当たりのリサイクル可能性評価</th></tr><tr><td>A</td><td>95%以上</td></tr><tr><td>B</td><td>90%以上</td></tr><tr><td>C</td><td>80%以上</td></tr><tr><td>D</td><td>70%以上</td></tr><tr><td>E</td><td>70%未満</td></tr></table>	リサイクル可能性性能グレード	単位重量当たりのリサイクル可能性評価	A	95%以上	B	90%以上	C	80%以上	D	70%以上	E	70%未満			
リサイクル可能性性能グレード	単位重量当たりのリサイクル可能性評価																	
A	95%以上																	
B	90%以上																	
C	80%以上																	
D	70%以上																	
E	70%未満																	
7	プラスチック包装材における再生材の最低含有率	- 包装材の種類に応じて、ポストコンシューマーリサイクル材の最低割合を満たさなければならない（以下参照）。ただし、医療機器や堆肥化可能なプラスチック包装材については適用されない。 <table><tr><th>包装材の種類</th><th>2030年1月1日～</th><th>2040年1月1日～</th></tr><tr><td>ポリエチレンテレフタレート（PET）を主成分とする接触に敏感な用途用（contact sensitive）</td><td>30%</td><td>65%</td></tr><tr><td>PET以外の接触に敏感な用途用（contact sensitive）</td><td>10%</td><td>50%</td></tr><tr><td>使い捨てPETボトル</td><td>30%</td><td>65%</td></tr><tr><td>その他の包装材</td><td>35%</td><td>65%</td></tr></table> - 拡大生産者責任を遵守するために生産者が支払う費用は、包装材に使用された再生材の割合に基づいて調整される。 - 欧州委員会は、2026年12月31日までに、プラスチック包装材の単位当たりの再生材含有割合の計算と検証のための方法論、技術文書を確立する実施規則（implementing acts）を採択する権限を与えられている。	包装材の種類	2030年1月1日～	2040年1月1日～	ポリエチレンテレフタレート（PET）を主成分とする接触に敏感な用途用（contact sensitive）	30%	65%	PET以外の接触に敏感な用途用（contact sensitive）	10%	50%	使い捨てPETボトル	30%	65%	その他の包装材	35%	65%	
包装材の種類	2030年1月1日～	2040年1月1日～																
ポリエチレンテレフタレート（PET）を主成分とする接触に敏感な用途用（contact sensitive）	30%	65%																
PET以外の接触に敏感な用途用（contact sensitive）	10%	50%																
使い捨てPETボトル	30%	65%																
その他の包装材	35%	65%																

出所：欧州委員会（2022.12）Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on packaging and packaging waste, amending Regulation (EU) 2019/1020 and Directive (EU) 2019/904, and repealing Directive 94/62/EC （COM(2022) 677 final）より作成

第2章：持続可能性の要件（2 / 2）

条項		概要
8	堆肥化可能な包装材	本規則案の施行して2年後から、超軽量プラスチックバッグや果物・野菜に貼り付けられた粘着ラベル等は、堆肥化可能にしなければならない。
9	包装材の最小化	包装材は、材質を考慮して機能性を確保するために必要な最小限度の重量および体積になるように設計しなければならない。
10	リユース可能な包装材	- 次の条件を満たす場合、再利用可能な包装材とみなされる。 ➤ 再使用または詰め替えすることを目的として設計、市場投入されている。 ➤ 通常予測可能な使用条件で可能な限り多く移動や利用を達成するように設計されている。 ➤ 安全衛生の要件を満たしながら、詰め替えができる。 ➤ ラベルの添付を可能にし、製品情報の提供が可能である。 ➤ 取り扱うものの健康と安全に危険を及ぼすことない。 ➤ 廃棄物となった場合、リサイクル可能な包装に特有の要件（第6条）を満たしている。

第3章：ラベリング、マーキングおよび情報要件

- 第3章では、包装材のラベリング、マーキングおよび情報要件を規定。
- 包装材の材料組成に関するラベルやリユース可能性に係るラベルが求められており、その際QRコード等のデジタルデータ媒体を付与としている。

条項		概要
11	包装の表示	・ 本規則施行の42ヶ月後から、材料組成に関するラベル表示をしなくてはならない。 ・ 本規則施行の48ヶ月後から、包装にはリユース可能性に関するラベルとリユースのための情報等を提供する。 ・ その際、QRコードまたはその他のデジタルデータ媒体を付与する。また、リユース可能な容器包装は、販売時に使い捨て包装と明確に識別されなければならない。
12	包装廃棄物 収集のための 表示	・ 2028年1月までに、全ての包装廃棄物に分別収集可能なラベルをつけなくてはならない。

第4章：事業者の責務（1/2）

- 第3章では、事業者（製造業者、輸入業者、販売業者など）の責務などを規定。
- 事業者は製品を市場に投入するにあたって、**持続可能性や表示に関する要件、リユース・詰め替えなどの義務を負うことになる。**

条項	概要
13 製造業者の責務	- 包装を市場に出す場合、持続可能性要件および表示・情報要件に従って設計・製造・表示しなくてはならない。 - 包装材を市場に投入する前に、適合性評価を実施する、または認定代理人に実施してもらい、技術文書を作成しなければならない。 - 包装材には識別子を付与、難しい場合は、包装製品に添付された文書に必要な情報が記載しなければならない。
16 輸入業者の責務	持続可能性要件および表示・情報要件に適合する包装のみを市場に出すものとする。 - 包装を市場に出す前に、適合性評価手順が実施され技術文書がメーカーによって作成されていること、要件に従ったラベルが貼られていること等を確保しなければならない。
17 販売業者の責務	包装を市場に提供する場合、本規則の要件に十分注意して行動しなければならない。販売業者は、包装を市場に提供する前に、要件に沿った表示がされていること等を確認しなければならない。
21 過剰包装に関する義務	エンドユーザに製品を供給する事業者（流通事業者等）は、梱包材と製品の間の空きスペースが梱包材の体積の40%以下になるようにしなければならない。なお、緩衝材で満たされた空間は空きスペースとみなされる。
22 特定の包装形態の使用制限	特定の形態の包装を市場に投入してはならない。例：レストランやカフェで消費される食品や飲料の使い捨てパッケージ、果物や野菜用の使い捨てパッケージ、ホテルでのミニチュアシャンプーボトルやその他のミニチュアパッケージなど（次頁参照）
23 リユース可能な包装材に関する義務	リユース可能な包装を市場に出す事業者は、リユースのための仕組みを整備しなければならない。
25 詰め替えに関する義務	経済事業者が詰め替え可能な製品を提供する場合、エンドユーザーに詰め替えに利用できる包装の種類や包装の利用におけるエンドユーザーの責任などを通知しなければならない。
26 リユース、詰め替えの対象	2030年1月から、最終販売業者は一定の割合をリユースまたは詰め替え可能なパッケージで消費者に提供しなければならない。 ➤ テイクアウトを想定した商品の場合：2030年1月1日までに20%、2040年1月1日までに80%をリユースまたは詰め替え可能にしなければならない。 ➤ ホテル、レストラン、ケータリングなどその場での利用を想定した商品の場合：2030年1月1日までに10%、2040年1月1日までに40%をリユースまたは詰め替え可能にしなければならない。

第4章：事業者の責務（2/2）

包装形態の使用制限

包装形態	使用制限	例
使い捨てプラスチックに分類される包装	エンドユーザーが複数の製品を購入できるようにする、または購入を奨励するための包装として設計された缶、ブリキ缶、ポット、タブ、パケットで販売される商品の集団包装のために小売レベルで使用されるプラスチック包装。ただし、流通における取り扱いを容易にするために必要な分類の包装は除外。	・ コレーションフィルム ・ シュリンクラップ
生鮮青果用の使い捨てプラスチック包装、使い捨て複合包装、その他の使い捨て包装	1.5 kg未満の新鮮な果物および野菜用の使い捨てプラスチックの包装。ただし、水分の喪失または膨張、微生物学的リスクまたは物理的衝撃を避ける必要性が実証されている場合は除く。	・ 網 ・ 袋 ・ トレー ・ 容器
使い捨てプラスチック、使い捨て複合包装、その他の使い捨て包装	飲食物の消費を目的として複数の経済事業者または第三者が共同でエンドユーザーに提供する、事業所内外の、テーブルやイスのあるすべての飲食エリア、立席エリア、飲食エリアを含む、食品サービス業の構内で充填および消費される飲食物用の使い捨て包装。	・ トレイ ・ 使い捨ての皿やコップ ・ 袋 ・ ホイル ・ 箱
食品サービス業界における調味料、保存料、ソース、コーヒークリーマー、砂糖および混合調味料の使い捨て包装	食品サービス業分野における、調味料、保存料、ソース、コーヒークリーマー、砂糖及びシーズニングに使用される使い捨て包装。ただし、即時消費を目的とした持ち帰り用の調理済み食品と共に提供されるものを除く。	・ 小袋 ・ タブ ・ トレイ ・ 箱
使い捨てのホテル用小型包装	化粧品・衛生トイレタリー製品で、液体製品の場合は50 mL未満、非液体製品の場合は100 g未満の包装。	・ シャンプーボトル ・ ハンド&ボディローションのボトル ・ 小型石鹸が入った袋

第5章：レジ袋／第7章：包装材および包装廃棄物の管理

- 第5章では、**レジ袋の削減目標を設定**。ただし、食品用の軽量のプラスチック袋については対象外。
- 第7章では、包装材および包装廃棄物の管理について規定。**包装廃棄物の削減目標やリサイクル目標、生産者責任やその委託に関して規定**されている。

第5章：プラスチックキャリアバッグ

条項	概要
29 レジ袋	2025年末までに、レジ袋の年間消費量を1人あたり40枚以下に削減する措置を講じる。 - ただし、衛生上の目的で必要とされたり、食品ロスを防ぐために、あるいは食品販売用の包装として提供される非常に軽量のプラスチック袋は、義務から除外することができる。

第7章：包装材および包装廃棄物の管理

条項	概要
38 包装廃棄物の抑制	2018年比で2040年までに加盟国の1人あたり15%の包装廃棄物を削減（2030までに5%、2035までに10%）。
41 生産者責任組織	生産者は、拡大生産者責任を当局に認定された事業者（生産者責任組織）に委託することができる。
44 デポジットシステム	2029年1月1日までに、加盟国はデポジットシステムを導入することができる。 - 対象は、容量が3Lまでの、使い捨ての飲料用プラスチックボトルおよび金属容器。なお、ワインや蒸留酒、牛乳、乳製品の容器には適用されない。
46 リサイクル目標とリサイクルの推進	発生する全ての包装廃棄物の65%（重量比）を2025年末までに、70%以上（重量比）を2030年末までにリサイクルする。 - その他、素材別に目標が設定されている。（※右表を参照）

（参考）素材別のリサイクル目標

包装材の種類	2025年末	2030年末
プラスチック	50%	55%
木材	25%	30%
鉄	70%	80%
アルミニウム	50%	60%
ガラス	70%	75%
紙・ダンボール	75%	85%

出所：欧州委員会（2022.12）Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on packaging and packaging waste, amending Regulation (EU) 2019/1020 and Directive (EU) 2019/904, and repealing Directive 94/62/EC （COM(2022) 677 final）より作成

バイオベース/生分解性・堆肥可能プラスチックに関する政策枠組みの詳細

EU：バイオベース/生分解性・堆肥可能プラスチックに関する政策枠組み（概要）

再掲

- 欧州委員会は2022年11月30日、循環経済行動計画2020の一環として、「バイオベース/生分解性・堆肥化可能プラスチックに関する政策枠組み」を発表。
- バイオベース/生分解性・堆肥化可能プラスチックが環境負荷を軽減する手段となるための前提条件や基準を提示し、代替素材が循環経済に寄与することを示すことが本政策の目的。

構成	概要
イントロダクション (1章：p1-2)	- バイオベース/生分解性・堆肥化可能プラスチックは、化石由来で生分解性のない従来のプラスチックよりも環境に優しいと広く認識されているが、プラスチック汚染、気候変動、生物多様性の損失の問題を悪化させないようにするための、科学的知見に基づいた条件は明らかでない。 - 本政策の目的は、バイオベース/生分解性・堆肥化可能プラスチックの利用による環境影響を理解し、環境影響が軽減される条件を提示することである。
コンセプト：バイオベース/生分解性・堆肥可能プラスチック (2章：p2～3)	バイオベース/生分解性・堆肥可能プラスチックの概念が整理。①生分解性か、②バイオベースかの2軸で分類している。
バイオベースプラスチック (3章：p3～6)	バイオベースプラスチックの表示や含有量の測定、優先して利用すべきバイオマスや適用先の製品などの方向性が提示。 - 使い捨て製品よりも長期間使用する製品に優先して使用すべきとしている。
生分解性・堆肥可能プラスチック (4章：p6～13)	堆肥化可能なプラスチックの表示や認定、適用先の製品などの方向性が提示。 - 有機性廃棄物の分別収集のためのプラスチック袋や食品に添付するラベルなどは適した用途としている。
研究・イノベーション・投資への支援 (5章：p13)	- バイオベース/生分解・堆肥化可能なプラスチックの開発に向けた研究開発の方向性が提示。 - 他の環境への移動の可能性、生分解の時間などを考慮して、生物分解のプロセスをさらに調査が必要としている。
国際的な側面 (6章：p13)	国際的な議論を通じて、本政策文書の目的を追求していくといった方向性を提示している。
結論 (7章：p12-13)	本政策枠組みによって、バイオベース/生分解性・堆肥化可能なプラスチックへの理解を促進し、各種政策への貢献させることに言及している。

備考：詳細は参考資料③を参照

出所：欧州委員会（2022.11.30）EU policy framework on biobased, biodegradable and compostable plastics（COM(2022) 682 final）より作成

第1章：イントロダクション

- 第1章（Introduction）では、政策パッケージの背景や目的を提示。
- 本政策の目的として、①バイオベース/生分解性・堆肥化可能プラスチックの利用による**環境影響の理解**、②**環境影響が軽減される条件の設定**を掲げている。

- プラスチックの全体的な持続可能性を改善することが急務であるが、GHGの大幅な削減、廃棄物の発生、ごみのポイ捨て、プラスチック汚染など課題は複雑。
- これらの課題の解決策を模索する中で、従来のプラスチックに代わるものとして、バイオベース/生分解性・堆肥化可能なプラスチックが登場しつつある。プラスチックの需要のほぼ半分を占める包装などの用途で使用され、消費財や繊維、農業、運輸、建設などの分野でも使用されている。世界全体では、バイオベース/生分解性・堆肥化可能なプラスチックはプラスチックの総生産能力の1%を占め、年間200万トンを超える量である。
- バイオベース/生分解性・堆肥化可能プラスチックは、化石由来で生分解性のない従来のプラスチックよりも環境に優しいと広く認識されており、プラスチック汚染、気候変動、生物多様性の損失の問題を悪化させないようにするための科学的エビデンスの必要性が高まっている。バイオマスからプラスチックを製造したり、プラスチック製品が生分解されることを保証することは、従来のプラスチックと比較して多くの利点をもたらす可能性があるが、バイオベース/生分解性・堆肥化可能なプラスチックの利用には持続可能性の課題とトレードオフの可能性があるため、適切に考慮する必要がある。また、プラスチックのライフサイクルを循環経済と整合させ、資源使用を削減し、バイオベースの原料を含むすべての原料の材料を可能な限り長く循環させ、一次原料よりも二次原料優先される必要性を損なうべきではない。
- バイオベース/生分解性・堆肥化可能なプラスチックに関する政策枠組みの目的は、**バイオベース/生分解性・堆肥化可能なプラスチックの使用から生じる課題と利益についてよりよく理解し、生産・消費による環境影響が軽減されるための条件を定めることである。**

<一部抜粋>

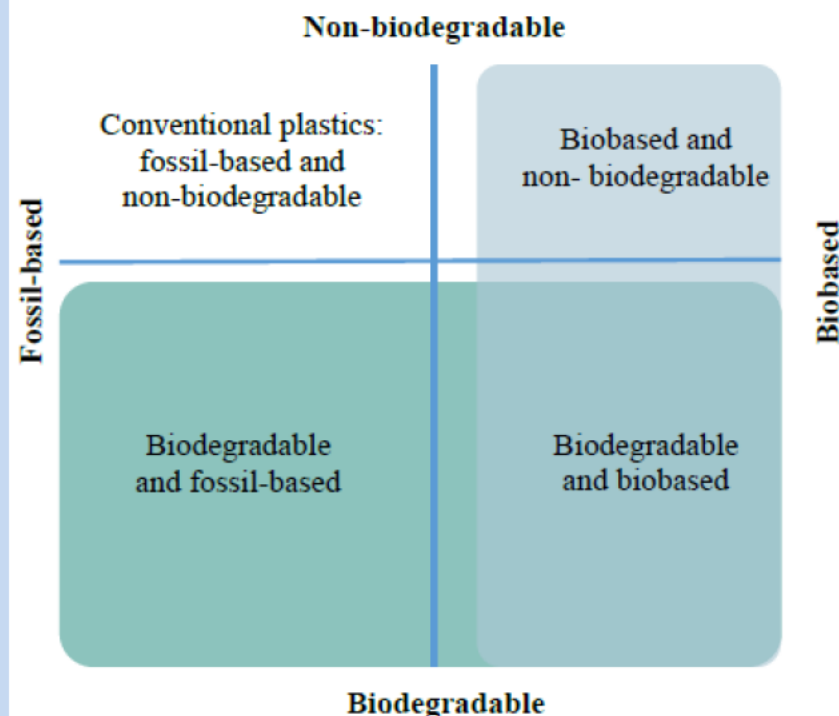
第2章：コンセプト：バイオベース/生分解性・堆肥可能プラスチック

- 第2章（The concepts: biobased, biodegradable or compostable plastics?）では、**バイオベース/生分解性・堆肥可能プラスチックの概念が整理**されている。

- 従来のプラスチックが化石資源（石油や天然ガス）から作られているのに対し、**バイオベースプラスチックはバイオマスから作られている**。現在のバイオマスは、主にサトウキビ、穀物、油料作物、木材などを原料としている。その他は、使用済み食用油などの有機廃棄物や副産物である。**プラスチックは完全にまたは部分的にバイオベースの原料から作ることができる**。バイオベースプラスチックは生分解性と非生分解性の両方の機能を持つことができる（右図参照）。
- 従来のプラスチックは寿命を迎えても分解しないのに対し、「**生分解性**」と呼ばれる**プラスチックは寿命を迎えると分解されるように設計されている**（構成要素である有機物を主にCO₂と水に、酸素がない場合はメタンに変換）。分解のためには、プラスチック材料の特性に加え、環境条件と時間が必要であり、「システム特性」の観点から設計されなければならない。生分解するように設計されたプラスチックは、バイオベースと化石ベースの両方があり得る（右図参照）。
- 堆肥化可能なプラスチックは、管理された条件下で生分解するように設計された生分解性プラスチック**であり、通常は堆肥化または嫌気性消化のための特別な施設での工業的プロセスによって処理される。工業的なプロセスでの堆肥化可能なプラスチックに関する基準はあるが、家庭での堆肥化についての基準はない。

<一部抜粋>

代替プラスチックの分類



第3章：バイオベースプラスチック

- 第3章（Biobased plastics）では、**バイオベースプラスチックの表示や含有量の測定、優先して利用すべきバイオマスや適用先の製品**などの方向性を示している。

3.1 バイオベースプラスチック含有量

- 現時点では、バイオベースと表示されるプラスチック製品には、バイオマスの最低含有量や認証スキーム、ラベルはない。**バイオベース製品の標準化のための欧州技術委員会（CEN/TC 411）によって開発された横断的標準は、バイオベースプラスチックの含有量の測定方法、企業間および企業対消費者のコミュニケーションなどに関するガイダンスを提供している。**これらの自主基準は市場で広く使用されており、一貫したアプローチを確保するためにその適用が推奨されている。
- グリーンウォッシングに対抗し、消費者に誤解を与えないようにするためには、「**バイオプラスチック**」や「**バイオベース**」といった一般的な表示をするべきではない。
- **製品中のバイオベースのプラスチック含有率などを表示すべき**であり、例えば「製品にはバイオベースのプラスチック含有量が50%含まれている」と記載すべき。
- また、バイオベースの含有量を正確に測定することも重要。**放射性炭素に基づく方法は、信頼性が高いことから広く使用されるべき。**

3.2 フィードストックの持続可能性

- 循環経済の原則に沿って、**生産者は一次バイオマスの使用を最小限に抑え、有機廃棄物や副産物を原料として使用することを優先すべき。**
- 一次バイオマスを利用する場合は、**環境的に持続可能であり、生物多様性や生態系の健全性を損なわないことが重要である。**
- バイオベースプラスチックは、**使い捨て製品よりも長期間使用する製品に優先して使用すべき。**
- **GHG排出量の算定について、バイオプラスチックはエネルギーの生成に利用されるわけではないので、バイオエネルギーを評価する枠組みを直接適用することはできない。**バイオベースプラスチックとバージンプラスチックの影響をライフサイクルの観点から評価する方法論は開発中。
- **寿命が長く、廃棄物になっても焼却されないバイオベースプラスチック製品だけが、有益な炭素貯蔵効果を持つことができる。**

<一部抜粋>

第4章：生分解性・堆肥可能なプラスチック

- 第4章（Biodegradable and compostable plastics）では、**堆肥化可能なプラスチックの表示や認定、適用先の製品**などの方向性を示している。

4.1 生分解性プラスチック

- ・ **自然環境における生分解性プラスチックの使用は、環境への悪影響を避けるために、完全に分解する時間がエビデンスに基づく時間を下回っていることが証明されている材料に限定されなければならない。**また、リデュース・リユース・リサイクルが実行不可能である特定の用途に限定されなければならない。
- ・ 生分解性プラスチックは、**不適切な廃棄物管理やごみのポイ捨ての解決策として考慮されるべきではない。**
- ・ **農業で使用されるフィルム**は、適切な基準に適合していると認定されれば、自然環境で生分解するプラスチックの適切な用途の好例である。

4.2 工業的に堆肥化可能なプラスチック

- ・ **工業的に堆肥化可能なプラスチックは、消費者の行動を考慮して、堆肥化できないプラスチックよりも環境上の利益が大きく、堆肥の品質に悪影響を及ぼさない場合にのみ、特定の用途に使用されるべきである。**
- ・ **有機性廃棄物の分別収集のためのプラスチック袋は、堆肥化可能なプラスチックの有益な用途である。**
- ・ 包装がない代替品やリユース可能な代替品がより望ましいが、**果物や野菜のステッカー、ティーバッグ、フィルター付きコーヒー、軽量プラスチックバッグなどは堆肥化可能なプラスチックによる包装に適した用途。**
- ・ 消費者に誤解を与えないために、**工業的に堆肥化できると認定されたプラスチックのみが「堆肥化可能」として認定されるべき。**
- ・ 工業的に堆肥化可能な包装は、**適切な基準に適合していると認証されるべき。**この目的のために、欧州委員会は既存の欧州規格の改正を要請する。

<一部抜粋>

第5章：研究・イノベーション・投資への支援

- 第5章（Continued support for research, innovation and investment）では、バイオベース/生分解・堆肥化可能なプラスチックの開発に向けた研究開発の方向性が示されている。

- ・ 欧州委員会は、安全かつ持続可能であり、リユース・リサイクル・生分解を可能にする循環型のバイオベースプラスチックの設計を目指し、研究とイノベーションを促進する。生分解性とリサイクル可能性の両方の特徴をもつ製品の評価も含む。使用期間と複数回のリサイクル可能性を考慮して、バージン材と比較したバイオベースプラスチックのGHG排出量を評価し削減するためには、より多くの検討が必要である。
- ・ 生物分解のプロセスをさらに調査する必要がある。これには、他の環境への移動の可能性、生分解の時間などを考慮して、農業およびその他の用途のバイオベースプラスチックが安全に生分解できることを保証する作業が含まれる。
- ・ また、生分解性プラスチックに使用される添加物の長期的な影響を最小限に抑えるための検討も含まれる。
- ・ 堆肥化可能なプラスチックの非包装用途としては、吸収性を必要とする衛生用品が特に注目に値する。
- ・ また、生分解性プラスチックが、消費者の行動（ごみのポイ捨てなど）に影響を与える可能性についても研究が必要である。

<一部抜粋>

第6章：国際的な側面

- 第6章（International aspects）では、「プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書の交渉」などの国際的な議論を通じて、本政策文書の目的を追求していくといった方向性を示している。

- 欧州委員会は、多国間環境協定の下での議論（以下に例示）において、EU加盟国、欧州理事会、欧州議会の見解を考慮しつつ、本政策文書の目的を追求する。
 - ✓ プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書の交渉
 - ✓ プラスチック汚染と持続可能なプラスチック貿易に関するWTOとの対話
 - ✓ EUが締結または強化する自由貿易協定に係る議論
 - ✓ 非EU諸国との対話や協力
- 欧州委員会は、プラスチックの国際標準化に対するアプローチを強化し、世界レベルでの一貫した標準の達成を支援する。

<一部抜粋>

第7章：結論

- 第7章（Conclusion）では、本政策枠組みによる、バイオベース/生分解性・堆肥化可能なプラスチックへの理解の促進、各種政策への貢献について言及されている。

- 多くの新しいプラスチック材料が市場に登場している。バイオベース/生分解性・堆肥化可能なプラスチックは、循環型に設計され、安全かつ持続可能な原料から生産され、二次バイオマスの効率的な使用を優先し、関連する基準に準拠している場合、従来のプラスチックよりも利点をもたらす可能性があるが、バイオベース/生分解性・堆肥化可能なプラスチックにも課題がある。資源・素材・製品の価値を経済の中でできるだけ長く保ち、無駄を削減することを目的とした循環経済に貢献することが重要。
- 本政策枠組みの目的は、バイオベース/生分解性・堆肥化可能なプラスチックへの理解をもたらし、持続可能な製品のためのエコデザインやEUタクソノミー、資金調達プログラム、国際的な議論など、EUレベルでの将来の政策を導くこと。
- 欧州委員会は、公的機関や企業、市民に対して、政策や投資、購買の決定において本政策枠組みを活用することを奨励する。

<一部抜粋>

持続可能な循環型繊維戦略の詳細

持続可能な循環型繊維戦略：構成

- 持続可能な製品政策パッケージのうち、テキスタイルセクター向けの持続可能性と循環に向けた戦略。
- 欧州のテキスタイル業界の2030年ビジョンを掲げ（1章）、6種の対策を提言（2章）し、テキスタイルセクターへの挺入れ策を整理（3章）。国際連携についても触れつつ（4章）、ANNEXでは、2030年ビジョンに向けた行動計画も提示

概要

発表主体	欧州委員会
発表日	2022年3月30日
文書名	EU Strategy for Sustainable and Circular Textiles, ANNEX COM(2022) 141 final
位置づけ	- 持続可能な製品政策のテキスタイル産業向けの戦略。欧州のテキスタイル業界の2030年ビジョンを掲げ、附属書では2030年ビジョンに向けた行動計画も提示 - 提案公表後、重点分野を抽出するための意見募集を実施（～2022年5月15日） 2022年内にテキスタイル産業（テキスタイル、衣服、皮革、フットウェア）の移行の経路（Transition Pathway for the Textiles Ecosystem）としてビジョンや具体的誓約をまとめる予定

章立て

- 1. Introduction**
- 2. A new pattern for Europe: key actions for sustainable and circular textiles**
 - 2.1. Introducing mandatory Ecodesign requirements*
 - 2.2. Stopping the destruction of unsold or returned textiles*
 - 2.3. Tackling microplastics pollution*
 - 2.4. Introducing information requirements and a Digital Product Passport*
 - 2.5. Green claims for truly sustainable textiles*
 - 2.6. Extended producer responsibility and boosting reuse and recycling of textile waste*
- 3. Weaving the industry of tomorrow: creating the enabling conditions**
 - 3.1. Launching the Transition Pathway for the textiles ecosystem of the future*
 - 3.2. Reversing the overproduction and overconsumption of clothing: driving fast fashion out of fashion*
 - 3.3. Ensuring fair competition and compliance in a well-functioning internal market*
 - 3.4. Supporting research, innovation and investments*
 - 3.5. Developing the skills needed for the green and digital transitions*
- 4. Tying together a sustainable textiles value chains globally**
 - 4.1. Due diligence for environmental and social fairness*
 - 4.2. Addressing the challenges from the export of textile waste*
- 5. Conclusion**

第1章：Introduction

■ 1章では、戦略の背景や目指すところ、欧州のテキスタイルセクターの2030年ビジョンを提示

背景・目指すところ

(p.1~2)

- テキスタイルは、衣服、家庭用テキスタイル、家具、医療用・保護器具、建造物、自動車などの製品にも使用されており、製品の機能と性能を可能にするだけでなく、美しさと快適さのためにも選ばれている。
- 世界のテキスタイル生産量は2000年から2015年の間にほぼ倍増し、衣服とフットウェアの消費量は2030年までに63%増加する予想。
- EUでは、テキスタイルの大部分が輸入品であり、その消費の影響は、世界的なライフサイクルの観点から見ると、環境と気候変動に対する負の影響は平均して4番目、水と土地の利用に対する影響は3番目に大きい。
- EUでは毎年約580万トン、1人当たり約11 kgのテキスタイルを廃棄。
- EUのテキスタイル消費では衣服が最大のシェアを占め（81%）、ファストファッションは、過剰生産と過剰消費の持続不可能なパターンに寄与。
- 複雑で多岐にわたるグローバルテキスタイルバリューチェーンは社会的課題にも直面。（児童労働、低賃金の女性の労働者）
- EUでは、テキスタイル及び衣服セクターが経済的に重要。160,000社以上の企業で構成され、従業員数は150万人、2019年の総売上高は1620億ユーロ。
- 循環経済行動計画とEU産業戦略では、テキスタイルは緊急のニーズを持ち、持続可能で循環型の生産、消費、ビジネスモデルへの移行の可能性が高い重要な製品バリューチェーンと特定。
- グリーンでデジタルな移行を確保し、社会的課題に取り組み、持続可能性の要件が遵守されるようにすることで、EUは、持続可能で循環型のテキスタイルバリューチェーン、新しい技術的ソリューション、革新的なビジネスモデルにおいて世界の先駆者となることができる。これにより、テキスタイルのライフサイクルに沿った環境的フットプリントの削減、テキスタイルセクターのレジリエンスと競争力の向上、国際労働基準に従った労働条件の改善、バージン原料への依存度を低下させながらテキスタイルの価値が可能な限り長く経済に維持されることの確保が可能となる。

2030年ビジョン

(p.2~3)

本戦略は、テキスタイルセクターの移行のための一貫した枠組みとビジョンを作成することを目的としており、それによって以下のような状況を目指す。

- 2030年までにEU市場に投入されたテキスタイル製品は、長寿命でリサイクル可能であり、多くが再生繊維で作られ、有害物質を含まず、社会的権利と環境を尊重して製造される。
- 消費者は、高品質で手頃な価格のテキスタイルの恩恵をより長く受け、ファストファッションは時代遅れとなり、経済的に利益のあるリユースや修理サービスが広く利用できるようになる。
- 競争力があり、レジリエントで革新的なテキスタイルセクターで、生産者は、廃棄物になった場合を含めて、バリューチェーンに沿って製品に対する責任を負う。
- 循環的テキスタイルのエコシステムは、革新的な繊維to繊維リサイクルのキャパシティによって繁栄し、テキスタイルの焼却と埋め立ては最大限に削減される。

第2章：A new pattern for Europe: key actions for sustainable and circular textiles

■ 2章では、エコデザイン要件や売れ残り製品の廃棄禁止、マイクロプラスチック対策など6つの対策を提案。

2.1～2.6節	概要
エコデザイン要件の設定 (p.3)	・ 持続可能な製品のためのエコデザイン規則 (ESPR)に基づく設計要件。テキスタイルにリサイクル繊維を含めるための必須の最小値を設定し、テキスタイルを長持ちさせ、修理とリサイクルを容易にし、懸念物質は可能な限り代替 ・ グリーン公共調達の必須要件を導入（範囲は影響評価の後に決定）し、テキスタイル製品に関する加盟国のインセンティブに関する要件も導入
売れ残り・返品された製品の廃棄禁止 (p.4)	・ ESPRでは、大企業にテキスタイル製品を含めて廃棄・破壊する製品の数などを開示させる透明性義務を提案 ・ 売れ残ったテキスタイルや返品されたテキスタイルなど、特定の条件下での売れ残った製品の破壊を禁止 ・ デジタルツールによるオンライン商品の返品率の低減、オンデマンド生産、eコマースのカーボンフットプリント削減などについても検証
マイクロプラスチック対策 (p.5)	・ テキスタイルからのマイクロプラスチックの意図しない放出に対処する提案を予定（2022年後半） ・ 製品設計の要件に加え、製造プロセス、製造工場での前洗浄、ラベル付け、革新的な材料の促進を目指す
情報提供の強化とデジタル製品パスポートの導入 (p.5)	・ 循環性、その他の重要な環境側面に関する必須情報要件に基づく、テキスタイルのためのデジタル製品パスポートの導入を提案 ・ 一貫性を確保するため、テキスタイル表示規則の見直しを予定。また、デジタルラベルの導入の可能性も検討
持続可能なテキスタイルのためのグリーンクレーム（環境影響表示） (p.6)	・ グリーン移行に向けた消費者のエンパワーメントに関するイニシアチブでは、グリーンウォッシュに対するより厳格な要件を設定（グリーンと表示する際の要件、再生材の表示） ・ 耐久性の保証や修理に関する情報は販売時点で消費者に提供することを要求 ・ アパレルおよびフットウェア製品の環境フットプリントに関する作業は進行中、2024年までに完了予定 ・ また、テキスタイル及びフットウェアのためのEUエコラベル基準も見直し予定
EPRとリユース・リサイクルの推進 (p.7)	・ テキスタイルに対する拡大生産者責任は加盟国で拡大中。2023年の廃棄物枠組指令改正にむけて、EPRと、製品をより持続可能なものにする経済的インセンティブ（エコモジュレーション）に関するEU規則との調和も提案 ・ EPRでは特に廃棄物の発生抑制やリユースの準備に注力。2024年の廃棄物枠組指令改正にむけて、リユースまたはリサイクルの準備についての目標設定も検討

出所：欧州委員会（2022/3） EU Strategy for Sustainable and Circular Textiles （COM(2022) 141 final）より作成

第3章：Weaving the industry of tomorrow: creating the enabling conditions (1/2)

- 3章では、テキスタイルセクターへの挺入れとして欧州委員会が想定する施策を整理（次項に続く）。

3.1～3.3節	提案内容の概要
未来のテキスタイルエコシステムのための移行経路の設立 (p.8)	- 戦略とともに、テキスタイル業界のための移行経路（Transition Pathway for the Textiles Ecosystem※）の共創に向けたシナリオを公表 ※Textiles ecosystem＝テキスタイル、衣服、皮革、フットウェア産業 - ステークホルダーとの共創プロセスは2022年2Qに開始、2022年末までに、エコシステムのビジョンへの賛同と具体的な誓約（循環性、循環型ビジネスモデル、行動、投資に関するもの）がもたらされると想定。今後の持続可能な製品のためのエコデザイン規則を見越した議論の場として機能すると期待
衣服の過剰生産と過剰消費の逆転：ファストファッションを時代遅れとする (p.8)	ファストファッションを代替する新しいパラダイムシフトを促すため、エコデザイン規則や廃棄物枠組み指令を活用。消費者の購買習慣を変えることは、企業が新しい循環型ビジネスモデルを提供しない限り難しい。欧州委員会は、Transition Pathwayを通じて、テキスタイルセクターにおける資源効率の高い製造プロセスのスケールアップ、リユース、修理、その他の新しい循環型ビジネスモデルを促進するためステークホルダーと協業 - 欧州委員会では、特にリユース・リペアに関連して、社会的企業と他の主体との循環経済のための理解とパートナーシップのためのガイダンスを採択する。加盟国には、リユース・リペアセクターを支援する方策（課税優遇措置を含む）の採用を奨励。また、投資などを通じてテキスタイルのエコシステムにおける循環型ビジネスモデルの促進を支援するため、ガイダンスを開発 - 欧州委員会は既存枠組みも活用しつつ、#ReFashionNowを標語に移行を推進
健全な市場内での公正な競争とコンプライアンスの確保 (p.9)	- グローバル市場と複雑化なサプライチェーンの課題、オンライン販売の増加とともに、消費者の安全と適切に機能する域内市場を確保するためのより強力な執行策が必要。各国の執行当局間の組織的な調整と協力、市場監視の合理化が必要。欧州委員会は、税関や検査機関、産業界などの関係者間協力の強化を支援 知的財産権侵害対策として、欧州委員会は2023年までに模造品に対するEUツールボックス（EU Toolbox against counterfeiting）を作成

第3章：Weaving the industry of tomorrow: creating the enabling conditions (2/2)

3.4～3.5節 提案内容の概要

研究、イノベーション、投資への支援

- 新欧州バウハウスによって、欧州グリーンディールを、ファッションを含めて持続可能なライフスタイルを促進する具体的なイニシアチブに変換
- 繊維リサイクルを含め、産業研究・イノベーションを加速する共通産業テクノロジーロードマップ（common industrial technology roadmap on circularity）に取り組む。官民パートナーシップを通じたテキスタイルセクターにおけるバイオベースのイノベーションにより、産業界の化石燃料への依存を減らし、また、テキスタイル産業を含む欧州の加工産業の循環性と脱炭素化を促進
- 委員会は、循環型ファッションビジネスモデルのための技術革新プロジェクトにLIFEを通じて共同出資し、社会的・循環経済でのパートナーシップの形成を支援。また、欧州地域開発資金（ERDF）も活用
- 委員会は、テキスタイル産業の企業へ、欧州グリーンディールデータスペースと製造業データスペースの開発イニシアチブへの参加を企業間でのデータ共有のため、奨励。デジタルイノベーションへのより広範な支援は、欧州デジタルイノベーションハブネットワーク（Network of European Digital Innovation Hubs）から提供
- 加盟国はまた、復興・レジリエンスファシリティ（RRF）の融資や助成金を利用するなどして、研究、イノベーション、投資への支援の提供において重要な役割を担う。民間資金の投入も持続可能なテキスタイルのために必須であり、循環経済に関するタクソノミーでは、アパレル製造やテキスタイル加工も対象となる予定

(p.10)

グリーンでデジタルな移行のために必要とされるスキルの開発

(p.11)

- テキスタイルエコシステムの中小企業は高スキル人材の不足に直面。エコデザイン、繊維開発、革新的なテキスタイル生産、修理とリユースなどの分野は特に重要
- EU Pact for skills（EUスキル協定）の下で、テキスタイルエコシステムのための大規模なスキルパートナーシップの確立を支援し、技能向上、再教育、グリーンおよびデジタルのスキルの取得と移行を促進

第4章：Tying together a sustainable textiles value chains globally

- 4章では、国際連携について、デューデリジェンスやテキスタイル廃棄物の輸出の観点から取組や方針を整理。

4.1～4.2節	概要
(4章前段) (p.12)	EUは、循環経済及び資源効率のためのグローバルアライアンス (GACERE) 及び国連環境総会 (UNEA) においてより持続可能で循環的なテキスタイルに向けた世界的な進展を追及する。欧州委員会は持続可能なテキスタイルバリューチェーンと持続可能なファッションを支援するための協力及びイニシアチブを促進するため、世界、地域及び二国間レベルで他のパートナーと協力する
環境的及び社会的公平のためのデューデリジェンス (p.12)	- 欧州で消費される衣服や家庭用テキスタイル製品の最終品のほとんどは、第三国から輸入。EUは衣服の世界最大の輸入国の一つ。国境や大陸を越えてよりグリーンでより公平なバリューチェーンを推進 - 欧州委員会では、二国間関係及び多国間の場におけるアウトリーチを通じてディセントワークの条件が促進されるべき主要セクターとしてテキスタイルを特定。女性の労働者が多いことから、ジェンダー平等促進の可能性もある。委員会は、Better Work Programmeの枠組みの中で、労働条件を改善し、国際労働基準の遵守を推進するために、第三パートナー国を支援している - 衣服とフットウェアセクターのためのOECD デューデリジェンスガイドラインでは、深刻な人権及び労働権侵害のリスクを特定。EU指令案 (Corporate Sustainability Due Diligence Directive) は、大企業に、人権や環境への悪影響を特定、防止・軽減・撲滅に導くための義務を導入し、企業自身の事業やグローバルバリューチェーン全体での説明責任を求める。テキスタイルセクターも対象で、欧州域内だけではなく、欧州域外の事業者にも適用される。さらに、子どもの権利に関するEU戦略 (EU Strategy on the Rights of the Child) は、「児童労働を許容しない (zero tolerance)」を強調し、EU加盟国に対し、そのサプライチェーンから児童労働をなくすよう求めている。委員会はまた、強制的児童労働を含む強制労働による製品のEU市場への投入を禁止する法律の提案に向けて準備中
テキスタイル廃棄物の輸出による課題への対応 (p.13)	- テキスタイル廃棄物のEU域外への輸出は着実に増加。廃棄物輸送規則の改正案では、非OECD諸国へのテキスタイル廃棄物の輸出についての規制を強化。EUからの廃棄物の輸出時に中古品と表示され、そのまま廃棄物管理を逃れることを防止するため、委員会は、廃棄物と特定の中古テキスタイル製品とを区別するためのEUレベルの特定要件 (specific EU level criteria to make a distinction between waste and certain second-hand textile products) の策定を検討する - 委員会はまた、テキスタイルの廃棄物及び使用済製品の世界貿易における透明性及び持続可能性の向上に取り組む

出所：欧州委員会 (2022/3) EU Strategy for Sustainable and Circular Textiles (COM(2022) 141 final) より作成

第5章：Conclusion

■ 5章では、本戦略の必要性に触れつつ、EUの各機関・団体、加盟国に対して行動を求めている。

- テキスタイル産業のより持続可能な発展に向けて前進するためには、気候変動への影響、持続不可能な資源利用、環境汚染、及びテキスタイルバリューチェーンにおける人権侵害を削減するとともに、テキスタイル製品の設計、生産、使用、廃棄の現行の線形経済モデルによる方法を大きく変える必要がある。
- 持続可能で循環型のテキスタイル産業への移行は、強力なデジタル化と社会的な公平性への対応との相乗効果により、COVID-19危機からの回復、将来に向けたレジリエンス向上、競争力のある持続可能性（competitive sustainability）の強化、気候・生物多様性の危機と社会的な不公正への対処に積極的に貢献することができる。
- 欧州委員会は、**EUの諸機関及び団体に対して本戦略を承認するよう求め**、加盟国、バリューチェーン全体及び国際的なパートナーに対し、その実行のために断固として**具体的な行動をとることを求める**。

※全文掲載
(p.13)

附属書：行動計画

■ 附属書に記載の行動計画の内容は以下のとおり。

主な取組		時期
「持続可能な製品のためのエコデザイン規則」採択後の取り組み	テキスタイル製品の環境的持続可能性に対する要求性能要件	2024
	環境の持続可能性に関する情報要件を備えたテキスタイル用デジタル製品パスポート	2024
	グリーン公共調達および加盟国のインセンティブに関する必須要件	2024
	大企業の廃棄製品数とその後の処理の開示、売れ残りテキスタイルの廃棄禁止措置	2024
持続可能な生産と消費に関するその他の取り組み	グリーン・トランジションにおける消費者のエンパワーメントとグリーンクレームの信頼性の確保	2022
	テキスタイル表示規則の見直しとデジタルラベルの導入検討	2023
	EUのテキスタイル・フットウェアのエコラベル基準の改訂	2024
	衣服・フットウェアの製品環境フットプリントカテゴリールール（PEFCR）	2024
	テキスタイル製品からのマイクロプラスチックの意図しない放出に対処するためのイニシアチブ	2022
	テキスタイル産業のための利用可能な最良の技術参照文書（Best Available Techniques Reference Document）のレビュー	2022
	テキスタイル業界における企業の持続可能性に関するデューデリジェンス指令の施行	2023年時点
廃棄物問題への取り組み	テキスタイルの拡大生産者責任要件（手数料のエコモジュレーション、テキスタイル廃棄物のWaste hierarchyの促進のための措置を伴う）	2023
	テキスタイル製品のリユース・リサイクル目標設定の作業開始	2022
	OECD外へのテキスタイル廃棄物の輸出規制の実施と、廃棄物と中古テキスタイル製品を区別するための基準の策定	2023年時点
	テキスタイル産業の移行の経路（Transition Pathway for the Textiles Ecosystem）の開始	2022
移行を有効にする取り組み	社会的企業とその他の主体（テキスタイルセクター含む）との循環経済のための理解とパートナーシップを支援するためのガイダンス	2022
	テキスタイルセクターを中心とした循環経済ビジネスモデルに関するガイダンス	2024
	#ReFashionNowの開始	2022年時点
	持続可能なテキスタイル製品を支援する新欧州パウハウス	2022年時点
	Horizon Europeからのテキスタイル分野の研究開発支援	2021-2027
	循環性に関する共通産業技術ロードマップの採択	2022
	タクソミー規則に基づく衣服の循環型製造の基準	2022
	欧州スキルアジェンダ及び欧州職業実習アライアンスにおける、テキスタイルセクターのための技能に関する作業	2022年時点
	執行当局間の協力による市場監視の強化と、模倣品対策のEUツールボックスの立ち上げ	2022年時点

出所：欧州委員会（2022/3） EU Strategy for Sustainable and Circular Textiles（COM(2022) 141 final） ANNEX より作成

(参考) 資金援助体制の枠組み

- 持続可能な循環型繊維戦略では、研究、イノベーションや投資の支援についても整理。
- 特に、研究や技術開発の資金援助体制の枠組みについての例示は以下の通り。(3.4節より一部抜粋)

- グリーンでデジタルな移行のためには、テキスタイル産業自身に自らを変革する能力が必要である。テキスタイルセクターでの持続可能な成長と地域での雇用を創出する潜在力を活用するためには、研究と革新を強化して投資を促進することが不可欠であり、EU、国及び地域レベルでの優先事項とすべきである。
- 新欧州パウハウスは、欧州グリーンディールを、ファッションを含めて持続可能なライフスタイルを促進する具体的なイニシアティブに変換する。このプログラムの一環として、また#ReFashionNowのモットーの下で、委員会はファッションの持続可能性を向上させるプロジェクトを支援する。
- 委員会はまた、繊維リサイクルを含む産業研究とイノベーションの合理化を目的とした[循環性に関する共通産業テクノロジーロードマップ \(a common industrial technology roadmap on circularity\)](#)に取り組んでいる。これは、テキスタイル廃棄物の現在のリサイクル能力に関する調査成果に基づいており、それらを強化するための更なるイノベーションの必要性を強調している。
- 官民パートナーシップ (the Public Private Partnerships) は、将来の研究イニシアチブを明確にする。例えば、[Made in Europe Partnership](#) は、デジタル化が可能で、競争力があり、環境に優しく、社会的に持続可能で、レジリエントなテキスタイル製品の製造と使用を進める。また、特に新しいタイプの繊維の開発を促進することを目的とした、[循環的バイオベース欧州ジョイント事業 \(the Circular Bio-based Europe Joint Undertaking\)](#) を通して、テキスタイルセクターにおけるバイオベースのイノベーションにより、産業界の化石燃料への依存を減らすことにも焦点を当てている。欧州パートナーシッププロセス4プラネット (the European Partnership Process4Planet) は、循環のためのハブ ([the Hubs for Circularity \(H4C\)](#)) などのイニシアティブを通して、テキスタイル産業を含む欧州の加工産業の循環性と脱炭素化の促進を目指す。[欧州イノベーション技術研究所 \(EIT\)](#) のような既存のプログラムによる継続的な資金調達に加えて、[Horizon Europe](#) の下で、修理の規模拡大、回収と分別の改善、EU産業の繊維リサイクル能力の拡大、繊維to繊維リサイクルと再生繊維含有量の増加の技術やプロセスのさらなる開発のために具体的な要請が開始される。社会的イノベーションもまた、特にリユースに焦点を絞った企業を育成するための鍵となる。
- 委員会は、[LIFE](#) に基づき循環ファッションビジネスモデルのための技術革新プロジェクトに共同出資し、社会的・循環経済でのパートナーシップを支援する。テキスタイル産業は、[欧州地域開発資金 \(ERDF\)](#) も活用できる。地域の変革を支援し、研究・イノベーション、デジタル化、中小企業の競争力、技能開発、デジタル接続性、循環型製品デザイン、生産プロセスへの資金調達を可能とする。
- 委員会は、企業間でのデータの共有と再利用をより容易にするために、テキスタイルエコシステムの企業に対して、欧州グリーンディールデータスペース (European Green Deal Dataspace) と製造データスペース (Manufacturing Dataspace) の開発イニシアティブへの参加を奨励している。デジタルの革新に対する広範な支援は、[欧州デジタル革新ハブネットワーク \(Network of European Digital Innovation Hubs\)](#) から提供されており、このネットワークは、新たなデジタル技術のテスト、及びこの部門の労働者がデジタル化の機会をよりよく理解して技術的な専門性を更新するのに必要なデジタルインフラを開発している。
- 加盟国はまた、[復興レジリエンスファシリティ \(RRF\)](#) の融資や助成金を利用するなどしての研究、革新、投資への支援の提供において重要な役割を担っている。例えば、ポルトガルはすでに、テキスタイルへのバイオ素材の導入促進のために、国立の循環型バイオ産業の近代化と発展を目的とした投資を支援する計画を発表している。またフランスは、リサイクルなど、さまざまな分野でイノベーションを開発し、テキスタイルを5つの優先材料に指定する計画をたてている。イタリアはテキスタイル廃棄物を収集、分別、加工するためのリサイクル・ハブの設立を検討している。

出所：欧州委員会 (2022/3) EU Strategy for Sustainable and Circular Textiles (COM(2022) 141 final) より作成

資金援助体制の枠組み

Horizon2020におけるプロジェクト例：バイオベースの循環型衣類

プロジェクト名	HEREWEAR
Horizon2020 プログラム	H2020-EU.3.2.4.3. - Supporting market development for bio-based products and processes H2020-EU.3.2.4.2. - Developing integrated biorefineries CE-FNR-14-2020 (Innovative textiles – reinventing fashion)
プロジェクト期間	2020/10/1～2024/9/30
予算	総予算の約704万ユーロのうち、約616万ユーロをEUが拠出
Project Coordination	CENTRE SCIENTIFIQUE & TECHNIQUE DEL'INDUSTRIE TEXTILE BELGE ASBL（ベルギーの研究機関）が主導、オランダ、スウェーデン、英国、スペイン、ドイツ、ルーマニア、ギリシャ、フランス、米からもパートナーが参加
プロジェクト概要	■ 概要 - バイオベース資源から作られた地域生産の循環型繊維と衣料品のEU市場創出に貢献するもの。 ➢ 廃棄物由来のセルロースやバイオベースのポリエステル湿式・熔融紡糸に関する新たな持続可能な技術の開発、準工業規模での試験実施を予定。 ➢ 糸や生地を生産、バイオベースの薬剤によるコーティングや着色。 ➢ 繊維製造工程の対策によってマイクロファイバーの放出を大幅に削減し、地域のマイクロファクトリーをつなぐことによって衣類の持続可能性と循環性を最大化することを目指している。 ➢ バイオ素材やリユース・リサイクルに着目したファッショングッズのデザインを支援するためのガイドラインやデータベースを提供。 ➢ 衣服のプロトタイプにより、HEREWEARの循環型バイオベースコンセプトを実証する。 ■ 目的（期待される結果） - バイオベースの廃棄物から作られた地域生産の循環型テキスタイルと衣料品のEU市場の創設。セルロース系繊維では、下記の廃棄物（海藻、糞尿、藁）を対象とする予定。 - 約3億ユーロのバイオベースの循環型繊維衣料品市場セグメントを確立し、EUにおける約1200の繊維製造業の雇用を維持しようとするものである。

出所：欧州委員会Horizon2020 <https://cordis.europa.eu/project/id/101000632> より作成

Horizon2020におけるプロジェクト例：コットンのリサイクル技術開発

プロジェクト名	New Cotton
Horizon2020 プログラム	H2020-EU.3.2.4.3. - Supporting market development for bio-based products and processes H2020-EU.3.2.4.2. - Developing integrated biorefineries CE-FNR-14-2020 (Innovative textiles – reinventing fashion)
プロジェクト期間	2020/10/1～2023/9/30
予算	総予算の約889万ユーロのうち、約675万ユーロをEUが拠出
Project Coordination	INFINITED FIBER COMPANY OY（フィンランドの企業）が主導、オランダ、ドイツ、スウェーデン、フィンランド、ポルトガル、スロベニア、トルコからもパートナーが参加
プロジェクト概要	■ 概要 - セルロースカルバメート技術によって繊維廃棄物をコットンのような高品質繊維に転換する。綿リッチな繊維廃棄物（混合繊維を含む）や他のセルロースベースの廃棄物を繊維・テキスタイルに変換することを目指す ■ 目的（期待される結果） - Infinite Fiber Company社のセルロースカーバメート技術により、現在焼却または埋立処理されている繊維廃棄物を、コスト効率よく、優れた品質を持つ綿状繊維に再生できる。この特許取得済みのプロセスは、綿花を多く含む繊維廃棄物（混合繊維を含む）およびその他のセルロースベースの廃棄物原料を利用可能。これによりバージン原料の必要量を削減できる。 - 消費者廃棄後の繊維を技術でリサイクルし、ブランドと協力し、再生された繊維は衣料品に加工され、消費者に向けて発売され、市場を検証していくもの。

Horizon2020におけるプロジェクト例：菌類からの繊維製造技術の開発

プロジェクト名	MY-FI
Horizon2020 プログラム	H2020-EU.3.2.4.3. - Supporting market development for bio-based products and processes H2020-EU.3.2.4.2. - Developing integrated biorefineries CE-FNR-14-2020 (Innovative textiles – reinventing fashion)
プロジェクト期間	2020/11/1～2024/4/30
予算	総予算の約640万ユーロのうち、約540万ユーロをEUが拠出
Project Coordination	MOGU SRL（イタリア）が主導。オランダ、フランス、スペイン、ドイツ、イタリア、ベルギーからもパートナーが参加
プロジェクト概要	■概要 - きのこ（菌類）からできるマイクロファイバーからファブリックを開発、従来の（既に商業化されている）繊維よりも品質を向上させ、環境負荷を低くすることができる。 - 新しいバイオフィアPLICATION技術を最適化・アップスケールし、持続可能で環境にやさしいテキスタイル製品を求める消費者の需要に応えることを目指す。 ■目的（期待される結果） - 下記の目標を達成したバイオベースのテキスタイルを開発すること。 ① グローバルトレンドによってもたらされる課題に対処するため、繊維産業を強化する ② 機能的で持続可能な新しい繊維製品への消費者ニーズに応える ③ 繊維産業に関する環境圧力を緩和し、マイクロプラスチックを生成しない循環型かつバイオベースの繊維を開発する ④ 繊維関係者を巻き込み、政策立案者にガイダンスを提供する

Horizon2020におけるプロジェクト例：繊維to繊維のリサイクル

プロジェクト名	System Circularity and Innovative Recycling of Textiles (SCIRT)
Horizon2020 プログラム	H2020-EU.3.5.4. - Enabling the transition towards a green economy and society through eco-innovation CE-SC5-28-2020 (Develop and pilot circular systems in plastics, textiles and furniture sectors)
プロジェクト期間	3年間 (2021/6/1～2024/5/31)
予算	総予算の約900万ユーロのうち、約800万ユーロをEUが拠出
Project Coordination	VITO (ベルギーの研究機関) が主導、欧州5カ国 (フランスやドイツ、ベルギー、オーストリア、オランダ) から18の企業や業界団体、大学等からもパートナーが参加
プロジェクト概要	■ 概要 - 廃棄された使用済テキスタイルのクローズドループリサイクルの実現を目指し、テキスタイルセクターでの新しいビジネス機会の創出、設計・製造の習慣の変更、普及啓発 (テキスタイル消費による環境・社会的な影響) を行う - 天然繊維や合成繊維の他、混紡繊維のリサイクルにも挑戦 - リサイクル繊維を使った衣料品6つの設計・プロトタイプを作成する (技術・研究パートナーの他、衣料品ブランド (Bel & Bo, Decathlon, HNST, Petit Bateau, and Xandresも参画)、フォーマルウェアとカジュアルウェア、制服、スポーツ衣料、下着をターゲットとする - 技術以外の視点では、アパレルのCEにむけた政策提言の整理も目指す (EPR、循環性の定量化・コスト分析、バリューチェーンの透明性確保を含む) - 消費者についても、テキスタイルの購買、使用、廃棄時の受容や意思、感情について調査するため、欧州内の複数箇所で消費者を巻き込んだCitizen Labsや、オンラインのプラットフォームの設立が予定されている ■ 目的 (期待される結果) - 繊維廃棄物のリサイクル率は1%未満である一方、衣料品ブランドは、製品に再生繊維を使用するという野心的な目標を設定している。品質及びリサイクル価格は、市場のニーズ/需要と一致していない。この需給ギャップを埋めることを目指す

出所：欧州委員会Horizon2020 <https://cordis.europa.eu/project/id/101003906> より作成

Horizon2020におけるプロジェクト例：床材の循環経済実現

プロジェクト名	CISUFLO CIRCULAR SUSTAINABLE FLOOR coverings
Horizon2020 プログラム	H2020-EU.3.5.4. - Enabling the transition towards a green economy and society through eco-innovation CE-SC5-28-2020 (Develop and pilot circular systems in plastics, textiles and furniture sectors)
プロジェクト期間	2021/7/1-2025/5/31
予算	総予算の約903万ユーロのうち、約769万ユーロをEUが拠出
Project Coordination	CENTRE SCIENTIFIQUE & TECHNIQUE DEL'INDUSTRIE TEXTILE BELGE ASBL（ベルギーの研究機関）が主導。ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、英国等から24のパートナーが参加
プロジェクト概要	■概要 - 業界団体（European Floor Coverings Association (EuFCA)）や研究機関、リサイクル企業や行政など業界からの参加者とともに、カーペットなどの床材の循環経済実現に向けたプロジェクトを発足。 - 耐久性のある床材やカーペットについて、6つのパイロット事業を実施し、製造、分別、選別、ラミネートのリサイクルを行う。 ■目的（期待される結果） - 循環型で持続可能な床材（カーペット、弾力性のある床材、ラミネート）の体系的な枠組みを確立し、この部門の全体的な環境への影響を最小限に抑えることを目指すもの

Horizon2020（内、CBE JU）のプロジェクト例：GLAUKOS

プロジェクト名	GLAUKOS Circular solutions for the textile industry
Horizon2020 プログラム	H2020-EU.2.1.4. - INDUSTRIAL LEADERSHIP - Leadership in enabling and industrial technologies – Biotechnology H2020-EU.3.2.6. - Bio-based Industries Joint Technology Initiative (BBI-JTI) BBI-2019-SO3-R9 - Develop bio-based fibres and/or functional molecules to improve the performance of textile products
プロジェクト期間	2020年6月1日～2024年5月31日
予算	総予算の約505万ユーロのうち、約419万ユーロをEUが拠出
Project Coordination	Bio Base Europe Pilot Plant VZW (Belgium)が主導。ベルギー、オランダ、デンマーク、ドイツ、スロバキア、スペイン、スイス、イタリア、トルコからもパートナーが参加。
プロジェクト概要	■概要 - 海洋プラスチックやマイクロプラスチック問題に対処するため、特に漁具や衣類に焦点を当て、必要な性能を備えながら、現在の環境残留性を回避できるバイオベースの繊維および繊維コーティングを開発するもの。これにより、繊維産業が循環型アプローチに移行し、炭素とプラスチックのフットプリントを削減することができる。また、繊維製品のライフサイクルを再設計し、生分解性とバイオリサイクル性を高めるとともに、環境へのマイクロプラスチックの流出を最小限に抑えることができる。 - また、プロジェクトの適用分野（漁具と衣類）の専門家で構成されるGlaukos Stakeholders Labsを設置、インタビュー、ワークショップ、フィールドテストなどを通じて、プロジェクトのタスクと活動における利害関係者の意見を収集するとしている。 ■目的 プラスチックやマイクロプラスチックの環境への流出を軽減し、循環経済の要求を受け入れるためのツールを繊維産業に提供すること。その中で、以下の具体的な目標を掲げている。 - ポリエステルとポリアミド繊維製品のバイオベースの含有量を増やす。 - ポリエステルとポリアミドのプラスチックおよびマイクロプラスチックの生分解率を高めることにより、あらゆる環境におけるマイクロプラスチック汚染を軽減する。 - 生分解率の向上が技術的性能と耐久性を損なわないようにし、繊維製品の効果的かつ長期的な使用を確保する。 - リサイクル用生体触媒の開発により、GLAUKOSポリマー繊維製品のバイオリサイクルの可能性を向上させる。 - 生物由来の成分を含む、環境に優しい漁具用コーティング剤を開発する。

出所：欧州委員会ホームページ（<https://cordis.europa.eu/project/id/887711>）、BBIホームページ（<https://www.bbi.europa.eu/projects/glaukos>）、プロジェクトホームページ（<https://glaukos-project.eu/>）より作成

Horizon2020（内、CBE JU）のプロジェクト例：NEOCEL

プロジェクト名	NEOCEL Novel processes for sustainable cellulose-based materials
Horizon2020 プログラム	H2020-EU.3.2.6. - Bio-based Industries Joint Technology Initiative (BBI-JTI) BBI.VC2.R6-2015 - Sustainable cellulose-based materials
プロジェクト期間	2016年9月1日～2019年12月31日
予算	総予算の約357万ユーロのうち、約193万ユーロをEUが拠出
Project Coordination	SP Technical Research Institute of Swedenが主導。その他、スウェーデン、フィンランド、ルーマニア、トルコ、スイス、ドイツからもパートナーが参加
プロジェクト概要	■ 概要 - 反応性高セルロースパルプから高品質の織物繊維を生産するための革新的で技術経済的に実現可能なプロセスを開発。 ■ 目的 - パルプ工場と連携して、反応性高セルロースパルプから高品質の繊維を持続的に生産するための革新的で技術経済的に実現可能なアルカリ性プロセスを開発すること。 - 持続可能な資源であるセルロースを特に繊維を対象とした材料利用を図る。 - 人工セルロース繊維の生産に関連する環境影響と労働衛生上の問題を軽減する。 - 繊維・ファッション業界を対象に、持続可能な方法で生産された良質の人工セルロース繊維の利用を促進する。

出所：欧州委員会ホームページ（<https://cordis.europa.eu/project/id/720729>）、BBIホームページ（<https://www.bbi.europa.eu/projects/neocel>）より作成

LIFEにおけるプロジェクト例：セルロース繊維のケミカルリサイクル

プロジェクト名	LIFE RE:NEWTEXTILE (Innovative process for sustainable recycling and reuse of cellulosic textile waste)
プロジェクト番号	LIFE18 ENV/SE/000489
プロジェクト期間	2019年7月1日～2020年12月4日
予算	総予算の約424万ユーロのうち、約172万ユーロをEUが拠出
Project Coordination	Re:newcell AB（ストックホルム）
プロジェクト概要	■ 概要 - プロジェクトの目的は、衣類がリサイクルできることを示すこと。<u>現在は小規模なバッチに限られるセルローステキスタイル繊維廃棄物の化学処理量を、総生産量の25%に増やす。</u>プロジェクトでは、<u>100%リサイクル繊維から作られた、環境に優しい新しい溶解可能なパルプを提示する。</u>独自技術でセルローステキスタイル繊維の原料となる木材パルプの直接の代替品を提供し、また柔軟にスケールアップが可能。 - このプロジェクトでは、<u>3つのトライアルカスタマー（H&M、Kelheim、SOEX）と密接に連携する。</u> ■ 期待される結果 (a)100%再生コットンで（現状のベストケースは50%）、もしくは(b) 100% 生分解性かつ再生資源で（現状は現在生分解性の合成繊維のみ）、繊維、糸、布地、衣料品の工業規模の生産。 - 水消費量を少なくとも 70% 削減（木材パルプかパルプを溶解する場合と比較） - 繊維生産に使用されるエネルギーを 45% 削減（綿やポリエステルと比較） - CO2 排出量を年間少なくとも 64,000 トン削減（木材パルプからの溶解パルプ生産と比較） - 得られる材料のコストは、従来の針葉樹パルプのコストよりも低下（1 トンあたり 1,000 ～ 1,200 ドル） - 物理的性能特性は、木材由来のバージンパルプ製繊維よりも優れているか同じ（繊維度：1.65 dtex、引張強度：40 cN/tex、伸び率：11%、引張弾性率：8 N/tex）。 - セルロース繊維の生産において、すべての肥料、殺虫剤、殺虫剤を排除（現在、ほとんどのバージン繊維の生産に必要） - プラントスケールでの生産のためのプロセスの拡張性（少なくとも年間3万トン）

出所：欧州委員会 LIFEプロジェクト紹介サイト (https://webgate.ec.europa.eu/life/publicWebsite/index.cfm?fuseaction=search.dspPage&n_proj_id=7174) より作成

LIFEにおけるプロジェクト例：酵素によるPETのリサイクル

プロジェクト名	LIFE CYCLE OF PET (Towards a true circular economy of PET plastics and textiles thanks to enzymatic recycling of waste)
プロジェクト番号	LIFE20 ENV/FR/000596
プロジェクト期間	2021年10月1日～2025年6月30日
総予算	総予算の約1,032万ユーロのうち、約330万ユーロをEUが拠出
事業者 (Beneficiaries)	CARBIOS # フランスのスタートアップ。酵素によるPETのリサイクル技術を開発中 (https://www.carbios.com/en/)
プロジェクト概要	■ 概要 使用済みPET廃棄物は、埋立地での汚染や焼却による温室効果ガスの排出など、環境に悪影響を及ぼしており、あらゆる種類のPET廃棄物の循環型リサイクルが求められている。 酵素リサイクルにより、PETプラスチックと繊維製品のCEの発展に向け、下記を目的としている。 ・ 現状は十分にリサイクルされていない低価値の廃棄物からPETを解重合し、PETモノマーを生産する。 ・ 精製されたモノマーを再生PETに再重合することにより高価値の100%再生PETを生産し、ブランドオーナーが現在および将来のEU法を遵守できるようにする（2030年の最低目標である再生材率30%を達成）。 ・ エネルギー消費と資源使用の削減という点で、酵素PETリサイクルプロセスの低カーボンフットプリントを実証し、ライフサイクル評価を通じてその経済的実行可能性も実証する。 ・ 2023年までにEUの主要PETメーカー1社に、2025年までに2社に、2030年までに世界の8社にプロジェクト技術をライセンス供与すること。 ■ 期待される結果 ・ 従来のPET処理と比較した場合のGHG排出削減（67%、ベースラインではエネルギー回収67%、埋立33%想定）、PET廃棄物の削減33%（色有の不透明なボトル、多層トレイ、使用済衣類など）、リサイクルPETのコスト削減（1400ユーロ/t→1000ユーロ/t）、2024年に8ktを生産する工場を建設、プロジェクト期間中に5人、2030年までに120人の雇用創出。

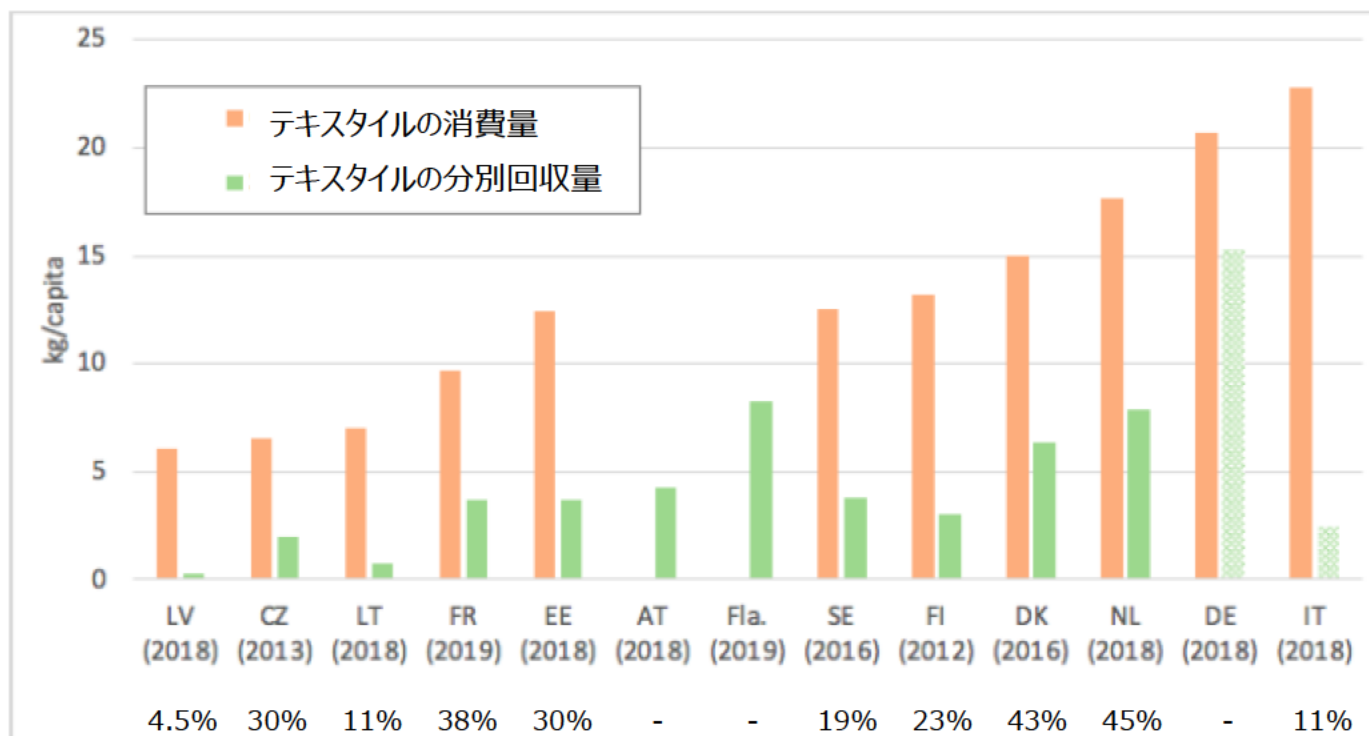
出所：欧州委員会ホームページより作成 (<https://webgate.ec.europa.eu/life/publicWebsite/project/details/5731>) より作成

繊維リサイクル・分別の現状

各国でのテキスタイルの分別回収率

- 欧州13カ国のテキスタイルの消費量と分別回収量を見ると、1人当たりの消費量は国によって3倍も異なる。
- 回収量についても市場ごとの投入量の差があるものの、回収率（市場投入量に対する回収量の割合）はラトビアの4.5%からオランダの45%まで幅がある。

Figure 19: Separate collection of used textiles and new textiles placed on the market in the same year in kg/capita



消費量の違いには、平均所得の差の他、文化的な違いが寄与しており、例えば、イタリアとフランスは一人当たりGDPは同程度だが、消費量は2倍の差がある

回収率は、ラトビアの4.5%からデンマークの43%、オランダの45%まで幅がある

※デンマーク、フィンランド、ラトビア、スウェーデンでは慈善団体による回収が大半を占める。フランス、ドイツ、オランダでは、商業的な回収事業者も一定の回収量を占める一方で、オランダでは、自治体の廃棄物事業による回収量2017年には全体の5%程度にとどまるとされている。回収量が増えている国・地域（フランス、フランダース、オランダ）では、目標設定、コミュニケーション、リユース以外の廃棄物回収を進めているとのこと。

※利用可能なデータのある国において、テキスタイルの消費量と分別回収量を整理（カッコ内はデータ年、表下部の%数値は回収率（市場投入量に対する回収量の割合））なお、データ収集の手法や範囲が異なるため、単純な各国の比較はできない。（例えば、回収ス

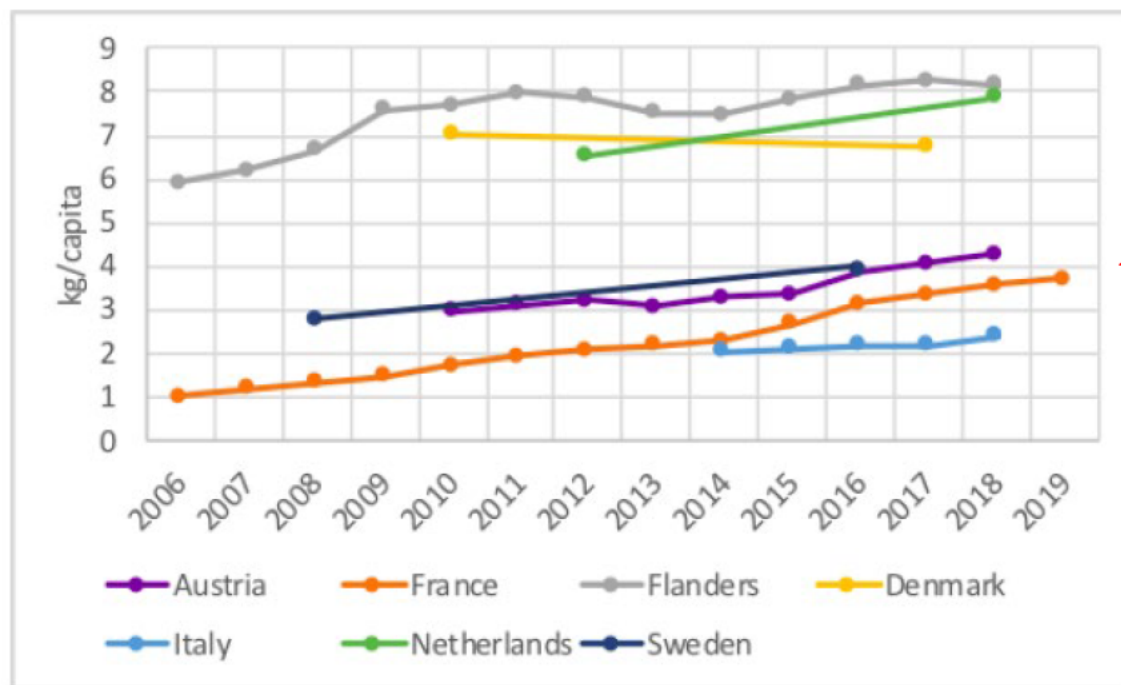
テーションでの使用済衣類の回収を廃棄物として扱う国と、廃棄物回収とは扱わない国（北欧）がある

出所：Köhler A., Watson D., Trzepacz S., Löw C., Liu R., Danneck J., Konstantas A., Donatello S. & Faraca G., 2021. Circular Economy Perspectives in the EU Textile sector, EUR 30734 EN, Publications Office of the European Union, Luxembourg, 2021, ISBN 978-92-76-38646-9, doi:10.2760/858144, JRC125110

フランスでのEPR制度による回収率の向上

- フランスでは2007年からテキスタイルの分別回収がEPRで法制化。EPR規制が採択される前年の2006年の65,000トンから、2019年には380%増の249,000トンに増加。（Eco TLCの2020年データ）
- ただし、回収率は38%にとどまる。（デンマークは43%、オランダは45%）

Figure 20: Trends in separate collection quantities over time (in countries with more than one data point)



- フランスでは、拡大生産者責任を繊維産業分野で法律化（2007年施行の金融法 art.69）
- 加えて、金融法施行後の翌2008年に、循環型ファッションのビジネスモデル構築を支援する「Eco TLC」（金融法とは関係ない、政府公認のNPO法人、生産者責任組織）が創設され、アパレル製品のリサイクル回収と仕分け率の向上に貢献してきた
- フランスの回収率は当初の低水準から上昇

欧州のテキスタイルのマテリアルフロー

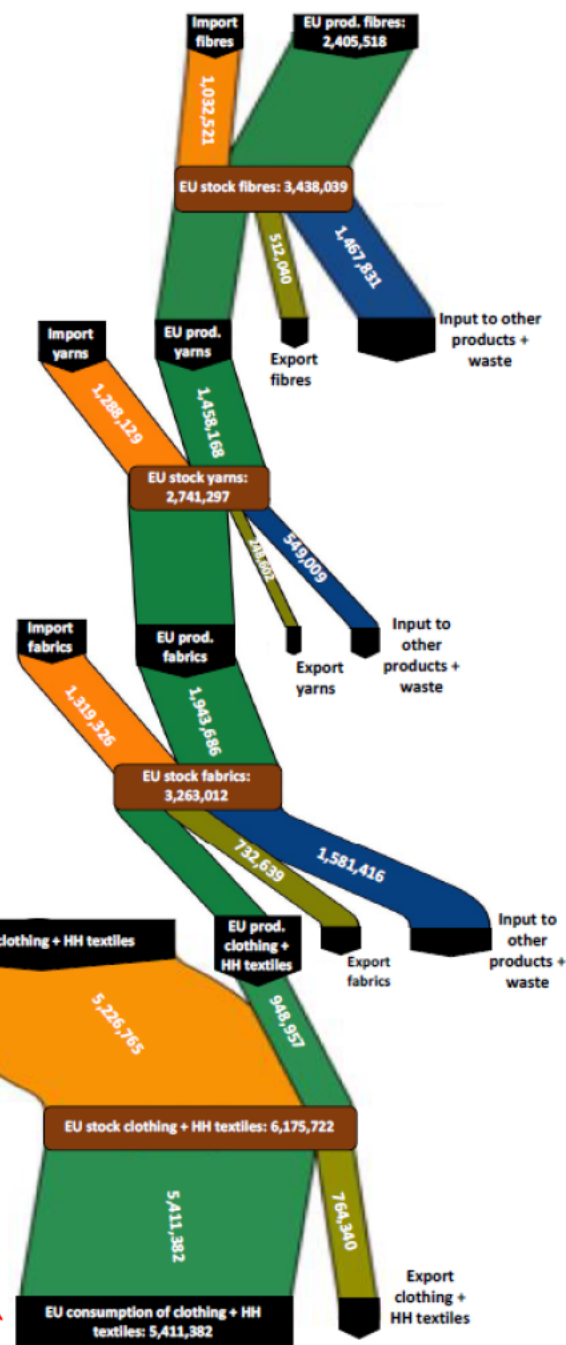
- JRCレポートでは、繊維、糸、生地、衣服・家庭製品の段階で欧州のテキスタイル市場のマテリアルフローを整理。（消費段階まで）
 - 欧州市場にあるテキスタイルの多くは最終製品であり、衣服や家庭で消費されるテキスタイル製品の大半は輸入されている。
 - 2019年に約540万トンのテキスタイル製品がEU-27に投入されている。
- 調査対象の欧州13カ国での年間の回収量は170～200万トン強であり、また、消費と回収のデータのある11カ国での回収率の加重平均は38%。（市場投入量に対する回収量）EU-27各国で同様の回収率と仮定すると、年間のテキスタイルの回収量は170～210万トンと推計。

出所：Köhler A., Watson D., Trzepacz S., Löw C., Liu R., Danneck J., Konstantas A., Donatello S. & Faraca G., 2021. *Circular Economy Perspectives in the EU Textile sector*, EUR 30734 EN, Publications Office of the European Union, Luxembourg, 2021, ISBN 978-92-76-38646-9, doi:10.2760/858144, JRC125110.

Fibres →

Yarns →

Fabrics →

Clothing
Household textiles →

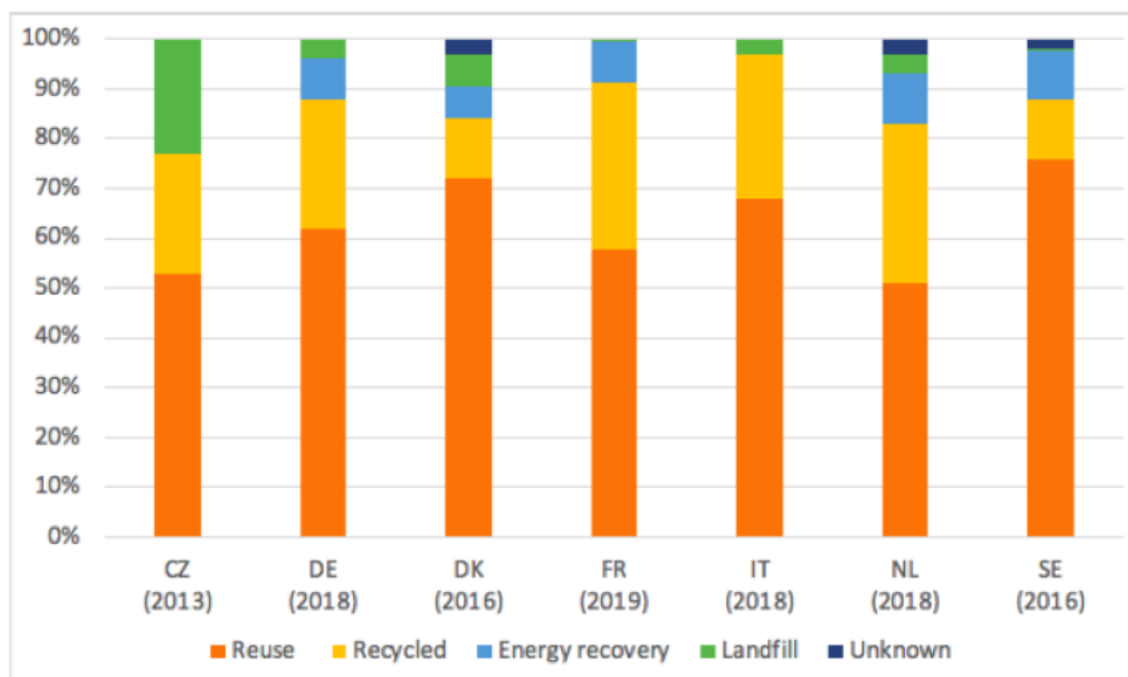
大半が最終製品の形で輸入される

EUで消費されるテキスタイル製品の量は540万トンほど。消費後の回収量は170-210万トンの間と推計

欧州各国で分別回収されたテキスタイルの処理方法

- 回収されたテキスタイルはリユース、リサイクル、エネルギー回収、埋め立てされる。
- 多くはリユースもしくはリサイクルされるが、回収された国内で活用されているとは限らず、リユース向けのテキスタイルの多くは世界のリユース市場へ売却されている。

Figure 22: Global treatment pathways* for separately collected post-consumer textiles in countries with available data



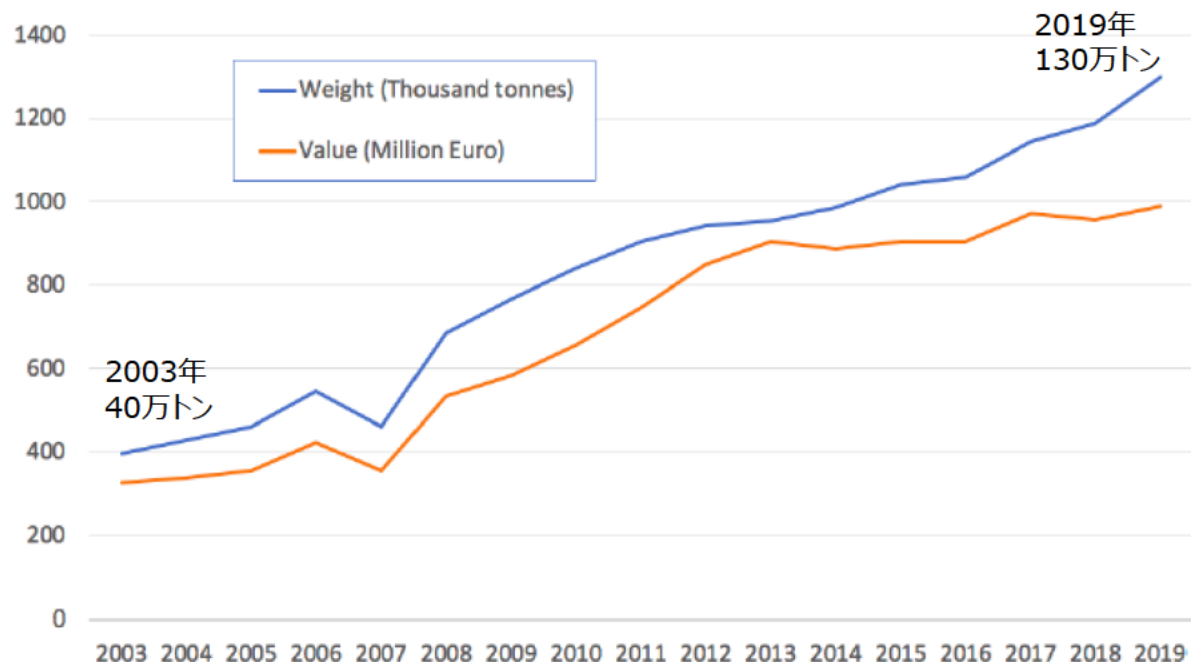
※利用可能なデータのある国において、分別回収されたすべての繊維製品の処理シェアを示すもの。グラフの数値は収集国と海外での取り扱いを区別していない。例えば、2019年にフランスで収集されたテキスタイルの58%はリユースされたが、実際にフランスでリユースされたのはそのごく一部。残りは世界のリユース市場へ売却された。デンマークでは分別回収されたテキスタイルの71%はデンマーク国内または世界のリユース市場向け

出所：Köhler A., Watson D., Trzepacz S., Löw C., Liu R., Danneck J., Konstantas A., Donatello S. & Faraca G., 2021. *Circular Economy Perspectives in the EU Textile sector*, EUR 30734 EN, Publications Office of the European Union, Luxembourg, 2021, ISBN 978-92-76-38646-9, doi:10.2760/858144, JRC125110.

欧州からの使用済テキスタイルの輸出

- 欧州からの使用済テキスタイルの輸出は増加。
- 一方では、世界の市場は近年、使用済テキスタイルの供給増、リユース・リサイクル共に使用済テキスタイル需要の停滞に直面。

Figure 24: Growth in exports of used textiles from EU-27 by weight and value



Data source: Eurostat Comext database EU-27-extra exports for code CN 6309

中古市場・使用済テキスタイル市場の飽和

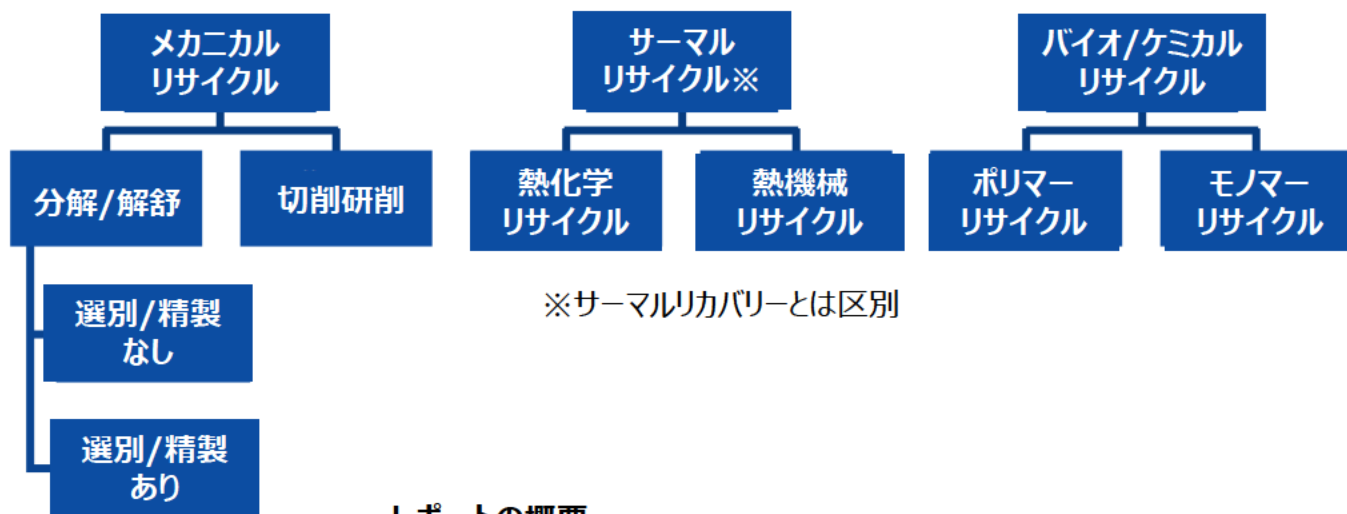
- 使用済テキスタイルは欧州だけではなく、中国、アメリカでも増加しており、欧州からの輸出先であったサハラ以南のアフリカ市場にも中国からの輸出品が溢れ始めている。
- 一方では、多くの国が新しい衣類やテキスタイルの現地生産を損なうとして、中古衣類の輸入を禁止・規制。特に世界最大の中古テキスタイル市場であるサハラ以南のアフリカで最も顕著。
- 世界的な需給変化は、特に低グレードのリユース可能衣類に影響。これらの世界市場は飽和状態にあり、以前は中東やアフリカなどの世界市場に輸出されてリユースされていた衣類は、現在は逆にダウンサイクルされていると指摘されている。

リサイクル原料化の技術の現状

欧州の繊維リサイクル技術の現状

- 2021年の欧州委員会の調査レポート（調査実施者：VITOなど）では、繊維のリサイクル技術の現状について調査・整理を実施。
- メカニカルリサイクル、サーマルリサイクル、（バイオ）ケミカルリサイクルの3つに大別される。

繊維リサイクル技術の整理



レポートの概要

- ・ 繊維廃棄物のリサイクル技術を調査・整理（メカニカルリサイクル、ケミカルモノマーリサイクル、ケミカルポリマーリサイクルなど、工業段階～研究段階の技術を含む）
- ・ また、リサイクル技術の経済的・環境的有効性の分析や、開発中の繊維リサイクル技術のロードマップを提供。
- ・ 最後に、EUにおける潜在的な規制障壁を整理し、繊維廃棄物リサイクル活動を拡大するための関連する政策イニシアティブの分析を提供。

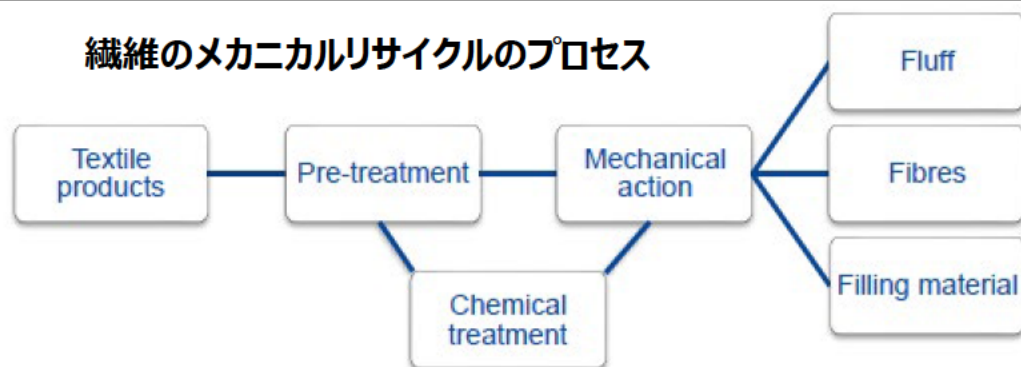
出所：Tom Duhoux, Edwin Maes, Martin Hirschnitz-Garbers, Karolien Peeters, Lise Asscherickx, Maarten Christis, Birgit Stubbe, Philippe Colignon, Mandy Hinzmann, Anurodh Sachdeva (2021) *Study on the technical, regulatory, economic and environmental effectiveness of textile fibres recycling*, ISBN 978-92-76-31368-7 より作成

欧州の繊維リサイクル技術：メカニカルリサイクル

- 物理的な力に基づいてリサイクルするプロセス。ウールや他の天然繊維、合成繊維を対象に、すでに数十年の経験を持つ市場で確立された技術。
- 布や繊維のリサイクルのために単独で使用されることもあれば、熱機械的または化学的および生化学的なリサイクルプロセスの前処理として使用されることもある。

- メカニカルリサイクルは、例えば、イタリアのプラート地方のウールや他の天然繊維(綿、ジュート、サイザル麻、亜麻などのセルロース系)、また欧州各地の合成繊維(ポリエステル、ポリアミド、アクリル、ビスコース、PPなど) (ベルギー、フランス、ドイツ、スウェーデンなど)など、**すでに数十年の経験を持つ市場で確立された技術**である。
- 技術保有者を対象に実施された調査によると、**生産能力には幅があり、5千～1万トン/年、最大で3.6万トン/年**。
- 新しい技術開発は、主に紡糸可能な繊維の量を増やし、リサイクルされる繊維の品質を向上させることに焦点を当てている。これらの開発は、主に機械またはリサイクルラインの設定の調整、追加の(化学)処理、および入力材料のより良い選別に焦点を当てている。
- 投入物が高純度で高品質である場合、新しい繊維製品に(部分的に)使用される紡糸可能な繊維の一部を低コストで、そしておそらくより低い環境フットプリントで得ることが最初のステップとなる可能性がある。他にも、他のリサイクル技術の入力として使用することができる(例、パルプ化プロセスのための綿粉)。**技術と機械の向上により、紡糸可能な繊維の量は将来的に増加する見込み**。

繊維のメカニカルリサイクルのプロセス



メカニカルリサイクルプロセスの技術の保持者（例）

Company name	Website
ALTEX Textil-Recycling GmbH & Co. KG	www.altex.de
Comatex	www.comatex.it/en
Concordia textiles/PurFi joint-venture	www.concordiatextiles.com purfiglobal.com
Dell'Orco & Villani SRL	www.dellorco-villani.it/en/
Derotex NV	www.derotex.be
HKRITA Garment-to-Garment	www.garment2garment.com
Nova Fides	www.novafides.it
Procotex SA Corporation NV	en.procotex.com/index.php
Recover Textile Systems S.L.	www.recovertext.com/
Vanotex NV	www.vanotex.be

出所：Tom Duhoux, Edwin Maes, Martin Hirschnitz-Garbers, Karolien Peeters, Lise Asscherickx, Maarten Christis, Birgit Stubbe, Philippe Colignon, Mandy Hinzmann, Anurodh Sachdeva (2021) *Study on the technical, regulatory, economic and environmental effectiveness of textile fibres recycling*, ISBN 978-92-76-31368-7 より作成

欧州の繊維リサイクル技術：サーマルリサイクル（１）熱機械リサイクル

- 熱機械リサイクル（Thermo-mechanical recycling）と熱化学リサイクル（Thermo-chemical recycling）の2つに分かれる。サーマルリカバリー（焼却・熱回収）とは区別される。
- 熱機械リサイクルは、熱を利用して熱可塑性繊維を溶かし、再顆粒や繊維の形でポリマーを回収するプロセス。

・ 熱機械リサイクルは、熱を利用して熱可塑性繊維（ポリエステル、ポリアミド、ポリプロピレンなど）を溶かし、再顆粒や繊維の形でポリマーを回収するプロセス。前処理段階を除いて、バージン熱可塑性ポリマーの押し出しプロセスに非常に似ている。

➢ 生産工程からの廃棄物や、専門センターで収集された特定の消費者廃棄物のリサイクルに適用可能性。

➢ 現在5,000トン/年の生産能力を持つ技術保有者は、post-industrialの繊維廃棄物についてまもなくTRL 7*に達すると期待しているが、バージン材の添加が必要であり、最終繊維に含まれる再生材の量は限られている。技術ホルダーの1者は、再生ポリエステル20%とバージン素材を混合している。ポリマーの品質を向上させるために化学物質を使用する試みとして、さらなる研究が行われる予定。再生材の割合はまだ限られ、投入材の制限も同じとすれば、約1~2年でTRL9（実証済みで商業展開の準備が整っている段階）に達すると予想されている。

➢ 現在、低いTRL（2-3）ではあるが、熱可塑性材料のブレンドをハイブリッド糸にリサイクルすることが研究されている。

*技術開発段階の整理は以下のとおり



サーマルリサイクルとサーマルリカバリーの区別

サーマルリサイクル

熱を用いたリサイクルプロセス。ポリマーもしくは低モル質量成分を回収する。

サーマルリカバリー

熱・燃料として利用するための焼却プロセス

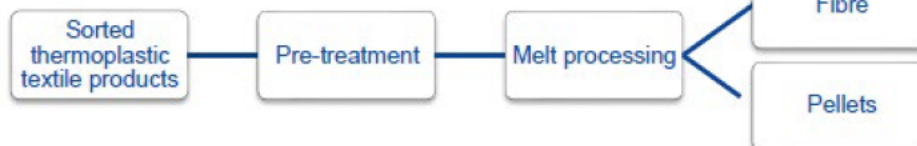
熱機械リサイクル

ポリマーを溶解するリサイクルプロセス。特にポリマーリサイクルを可能にするためのもの。

熱化学リサイクル

ポリマーの部分酸化反応を使用して低モル質量成分を生成、または、熱を使用してポリマーを化学工業の原料として使用できるモノマーに分解するプロセス

熱機械リサイクルのプロセス



出所：Tom Duhoux, Edwin Maes, Martin Hirschnitz-Garbers, Karolien Peeters, Lise Asscherickx, Maarten Christis, Birgit Stubbe, Philippe Colignon, Mandy Hinzmann, Anurodh Sachdeva (2021) *Study on the technical, regulatory, economic and environmental effectiveness of textile fibres recycling*, ISBN 978-92-76-31368-7 より作成

欧州の繊維リサイクル技術：サーマルリサイクル（２）熱化学リサイクル

- 熱化学リサイクルでは、高温でのガス化などによって化学工業用の原料を生産するプロセス。
- いくつかの企業などがプラスチックや繊維廃棄物をリサイクルするための熱化学リサイクルプロセスを開発しているが、（エネルギー回収や燃料生産ではなく）化学工業用の原料を生産できるようになったのはごく最近。

・ 熱化学リサイクルは、ポリマーの部分酸化反応を使用して低モル質量成分を生成、または、熱を使用してポリマーを化学工業の原料として使用できるモノマーに分解するプロセス。（エネルギー生産、他の燃焼、またはエネルギー回収プロセスに使用される燃料は除外）

- ・ ケミカルリサイクルのカテゴリにすることもできるが、高温が必要なことからサーマルリサイクルに分類
- ・ 石油価格が低いため、熱化学リサイクルは経済的メリットが小さかったが、循環経済への移行圧力を受けて状況が変化。
- ・ 石炭とバイオマスを使用したエネルギー生産のためのガス化は既に180年間適用されており、今日ではいくつかの企業やコンソーシアムがプラスチックや繊維廃棄物をリサイクルするための熱化学ルートを開発している。そのため、成熟した技術と考えられているが、（エネルギー回収や燃料生産ではなく）化学工業用の原料を生産できるようになったのはごく最近のこと。これまでに実証・試験された廃棄物ガス化プロセスは多くはないが、いくつかは実廃棄物を処理する産業プラント（TRL 9）として設置されている。
- ・ 例（調査でのヒアリング先）：（１）ポリエステル繊維やカーペットを含む2200万トンのプラスチック廃棄物を処理。（２）カナダのEnerkemは、生成した合成ガスをメタノールの製造に使用する都市ごみのガス化プロセスを実用化（エドモントンにある最初の商業規模の施設は10万トン/年の処理能力、ロッテルダムには年間最大36万トンの廃棄物を処理できる施設の計画も）。
- ・ このプロセスは、メカニカルリサイクル、熱機械リサイクル、（バイオ）ケミカルリサイクルで処理できない繊維廃棄物や、量が少なすぎる繊維分に対して有望。これらの困難な廃棄物を安全かつ効率的に処理する必要性と、高品質なリサイクル材料を製造する必要性を考慮すると、ガス化プロセスは（熱）機械リサイクルやケミカルリサイクル技術を補完する重要なリサイクル技術となる可能性がある。

熱化学リサイクルのプロセス（ガス化の場合）



欧州の繊維リサイクル技術：バイオ/ケミカルリサイクル（1）

- 化学反応を用いたプロセスで、3つの主要技術がある。； (i) パルプ化プロセスによる綿のポリマーリサイクル、(ii) PA6またはPETのモノマーリサイクル、(iii) ポリコットン混紡のリサイクル

・ ポリマーやモノマーのリサイクルに用いられる化学溶解や化学反応を利用したプロセス。このリサイクル技術にはいくつかの可能性がある。

- モノマーリサイクル: 高分子繊維材料を構成モノマーに分解し、高分子繊維を新たな用途に再構築するシステム
- ポリマーリサイクル: 使用済み繊維を分解し、ポリマーを抽出して新たな用途に再紡糸するシステム

・ 3つの主要技術がある； (i) パルプ化プロセスによる綿のポリマーリサイクル、(ii) PA6またはPETのモノマーリサイクル、(iii) ポリコットン混紡のリサイクル

ケミカルリサイクルプロセスの技術の保持者（例）

Company name	Website
Antex	antex.net/
Aquafil	www.aquafil.com/ www.econyl.com/
Birla Cellulose	www.birlacellulose.com/
Carbios	carbios.fr/en/
CLS-TEX International	www.cls-tex.com/
CuRe Technology	curetechnology.com/
HKRITA The Brewery	hmfoundation.com/project/recycling-biological-method/ www.hkrita.com/commercial-opportunities-detail.php?id=63
HKRITA/Planet First The Green Machine	www.planetfirst.one/greenmachine
Infinited Fiber Company	infinitedfiber.com/
Ioncell®	ioncell.fi/
Lenzing	www.lenzing.com/ www.tencel.com/refibra
Renewcell	www.renewcell.com/en/circulo.se/
SaXcell	saxcell.com/
Södra	www.sodra.com/en/gb/
Worn Again Technologies	wornagain.co.uk/

出所：Tom Duhoux, Edwin Maes, Martin Hirschnitz-Garbers, Karolien Peeters, Lise Asscherickx, Maarten Christis, Birgit Stubbe, Philippe Colignon, Mandy Hinzmann, Anurodh Sachdeva (2021) *Study on the technical, regulatory, economic and environmental effectiveness of textile fibres recycling*, ISBN 978-92-76-31368-7 より作成

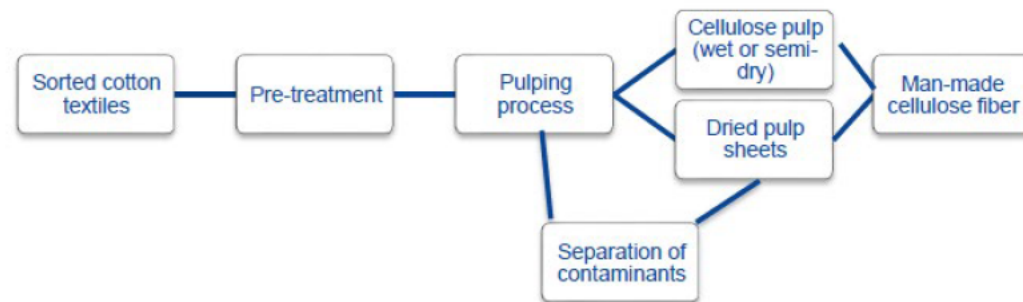
欧州の繊維リサイクル技術：バイオ/ケミカルリサイクル（2）

- 「パルプ化プロセスによる綿のポリマーリサイクル」はパルプ化工程を経て化学的にリサイクルするもの。綿などのセルロース繊維が基本的にポリマーに分解される。再生セルロース繊維は、パルプから溶液紡糸法で製造される。

パルプ化プロセスによる綿のポリマーリサイクル

- 綿などのセルロース系繊維は、パルプ化プロセスによって化学的にリサイクル可能。このプロセスは、部分的に分解することはできるが、セルロース鎖がモノマーのレベル(グルコース)まで分解されないため、ポリマーリサイクルに分類できる。
- 再生セルロース繊維はパルプから溶液紡糸法で生産される。
- 異なる原料（木材、綿、ビスコース、段ボールなど）のセルロースは化学構造と粘性が異なる。そのため、原料を変更する場合はパルプ化プロセスまたは前処理に適合させる必要あり。
- 技術保有者は、少なくとも50%、可能な限り高い綿花含有率の繊維廃棄物を希望する。ほとんどのプロセスでは技術的にはこれより低い綿花量でも処理可、経済的には実現不可。
- 現在、ほとんどの技術は、少なくとも原料として純綿の繊維を用いる場合は、すでに7～9の高いTRLに到達。TRL7-8の技術は、遅くとも2025年までにTRL9に到達すると予想されている。
- 各施設の処理能力は10 kg/日から数千トン/年。さらなるアップスケールの主な要件は、プロセスの最適化のためより多くの生産を行い、また顧客からのフィードバックを得ること、および原料として適切な繊維廃棄物（純度と組成の点で）の継続的な供給。
- 一部の技術保有者は、ポリコットン混紡のリサイクルを検討していることを示唆しているが、実施/開発が必要な追加の分離・精製手順のため、現在のところ、経済的に魅力的ではない。

パルプ化プロセスによる綿のポリマーリサイクルのプロセス



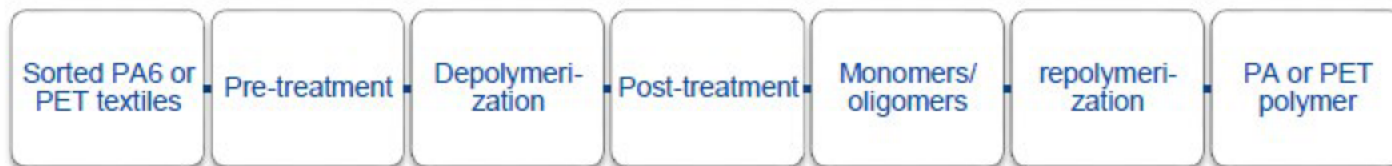
欧州の繊維リサイクル技術：バイオ/ケミカルリサイクル（3）

- 「PA6またはPETのモノマーリサイクル」は脱重合により完全にモノマーに分解したのち、分離、精製を経て再び重合することで、バージン品質のポリマーを製造するもの。

PA6またはPETのモノマーリサイクル

- 脱重合によるケミカルリサイクルでは、高分子鎖が完全にモノマーに分解される。これらのモノマーを分離、精製してから再び重合プロセスに入り、新しいバージン品質のポリマーを製造する。
- 理論的には多くのポリマーを解重合することができるが、効率的で実用的なプロセスはまだ十分に開発されていない。**PETとPA6（ナイロン6）は、限られているものの、現在、商業規模で解重合によってリサイクルされている。**
- PA6繊維のケミカルリサイクルはすでに確立された技術であり、10年前からTRL9にある。**
- PET繊維の場合、TRLは4～7まであり、既存の施設の最大生産能力は500t/年。**現在、工業生産ラインが建設されているため、最初の技術は2023年までにTRL9に達すると予想されている。低TRL技術については、さらなる進展のためには主に資金調達とパイロットレベルでのさらなる研究開発が必要。
- 加溶媒分解プロセスを改善するための新しい開発が行われている。
 - マイクロ波技術による解重合
 - ✓ 従来の加熱の代わりにマイクロ波放射を用いた加水分解プロセスであり、PETの経済効率的なケミカルリサイクルと主張されている。
 - ✓ 現在TRL6にあり、60kg/hの能力を持つ実証プラントを建設中。
 - イオン液体技術
 - ✓ 磁性イオン液体からなる触媒錯体に基づく高速加溶媒分解プロセス。着色剤やその他の添加物を除去できると主張されており、あらゆる種類と色のPET廃棄物を、バージン品質のリサイクルPETの原料にアップサイクルできるとされている。
 - ✓ TRL8に到達しており、10ktの工場をさらにフル稼働まで拡張するのに十分な資金を調達した*。TRL9への到達は2022年初頭に予定されている。*Ioniqa TechnologiesとIoniqaが2021年に1000万ユーロの資金を調達。

合成繊維から合成繊維へのリサイクルプロセス（ポリアミド、ポリエステルなど）



出所：Tom Duhoux, Edwin Maes, Martin Hirschnitz-Garbers, Karolien Peeters, Lise Asscherickx, Maarten Christis, Birgit Stubbe, Philippe Colignon, Mandy Hinzmann, Anurodh Sachdeva (2021) *Study on the technical, regulatory, economic and environmental effectiveness of textile fibres recycling*, ISBN 978-92-76-31368-7 より作成

欧州の繊維リサイクル技術：バイオ/ケミカルリサイクル（４）

- 「ポリコットン混紡のリサイクル」は、綿とPETの両方のリサイクルに焦点を当てている。
- 溶媒を使った溶解と濾過プロセス、水熱リサイクルプロセス、酵素リサイクルプロセスがある。

ポリコットン混紡のリサイクル

○溶媒ベースの溶解と濾過プロセス

- ・ 異なる材料を分離し、目的の成分を抽出する方法。原則としてポリマー鎖は影響を受けないため、この方法はポリマーリサイクルに分類される。回収されたセルロースは、一般的なパルプ化および湿式紡糸工程で利用でき、PETポリマーはほとんどそのまま残る。
- ・ 現在TRL5で、2022年にはTRL6、2024/2025年にはTRL9に達すると予想されている。実証施設が2022年に建設される予定

○水熱リサイクルプロセス

- ・ 綿もしくはPET、あるいはその両方を部分的に分解する。このプロセスは、水、圧力、温度、グリーンケミストリーに依存しており、最終的な産出物は、適用されるプロセスに依存。
- ・ おおよそTRL 6から7にある。これらは2023年にTRL 9に到達すると予想されている

○酵素リサイクルプロセス

- ・ 酵素経路（すなわち、生化学的リサイクル）を介したポリコットン混紡からの綿の分解に焦点を当てたもの。グルコース、セルロース粉末およびPET繊維を得ることができる。
- ・ TRL5であり、TRL9への到達は2023年と予想されている。
- ・ 現在の処理能力はおおよそ15～2800トン/年（匿名の企業の3社の処理能力のレンジ。13.8、54、2,800トン/年）

テキスタイルや衣服の選別技術

- JRCのレポートでは手選別（補助あり、なし）、自動選別の区分で整理されており、いずれも今後の欧州においてテキスタイルの循環経済の重要な要素となっている。

- EU-27全体の現在の個別の使用済み繊維の収集量は、170～210万トンの範囲内にあると推定されている。2025年以降、分別回収が義務化されるに伴い、手選別のキャパシティは年間6.5万～9万トン増強する必要があると想定されている。
- **手選別**
 - 経験豊富な人材が必要。経験豊富な仕分け担当者は、一時間に100～150kgの繊維を仕分けができるが、人件費がかかる。手選別で詳細な繊維組成に分けることは難しく、繊維タイプによる大まかな選別のみ可能
 - 現在、手作業によるテキスタイルの選別キャパシティは、欧州全体に均等に広がっているわけではないが、フランス、ドイツ、ポーランド、オランダ、ベルギー、ルーマニア、ハンガリー、スペインなど、選別と卸売を行う国に集中している。（表に手選別の推計キャパシティ）
- **自動選別**
 - 高品質のメカニカルまたはケミカルリサイクルへの原料として適合するよう、色や繊維種類などを効率的かつ正確に選別できる。自動選別技術は最近になって産業規模にまで拡大できるようになったばかりで、欧州全体の生産能力は現在、年間数千トンにすぎない。
 - 繊維廃棄物の分別収集が本格化すれば、毎年収集されると予想される数十万トンのリユース不可能な繊維を分別するために、今後数年間で多額の投資が必要。
- 手動選別工場からのリユース不可能な繊維廃棄物の経済的価値は低いため、手動選別施設に近い、または直接統合された自動選別施設を配置することは、経済的にも環境的にも有利である可能性がある。リサイクル施設についても同様。

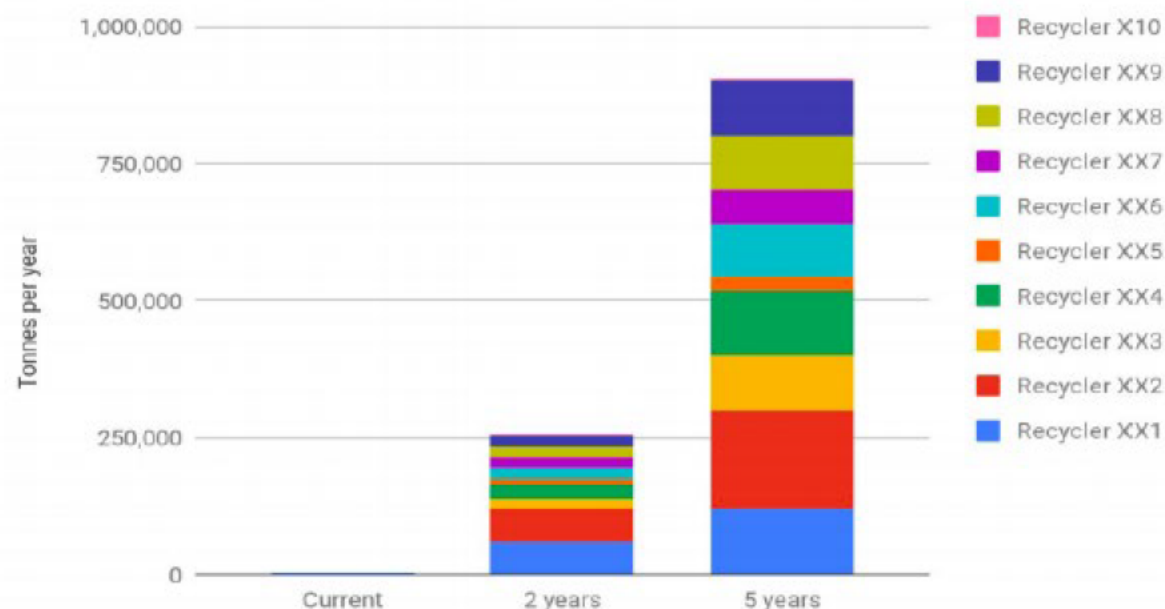
現在の推定キャパシティ

国	手選別のキャパシティ (年間)
フランス	196,000トン
ドイツ	190,500トン
オランダ	234,000トン
ベルギー	100,000 -120,000トン
ハンガリー	100,000トン
スペイン	100,000トン
ブルガリア	35,000トン
スイス	5,000トン

繊維to繊維のケミカルリサイクルのキャパシティ予想

- JRCのレポートでは、欧州の繊維to繊維リサイクルのキャパシティ（10社分）は、新しいケミカルリサイクル技術も活用し、今後2-5年で大きく伸びると予想。
- テキスタイル産業からの再生繊維需要の増加によって推進されると期待されている。（例えば、H&M、INDITEX、IKEAなどのブランドは再生材の目標を設定）

Figure 26: Predicted recycling capacity of 10 textile-to-textile chemical recyclers over next 5 years



Source: Reverse Resources, presentation by Nin Castle at Telaketju webinar, September 2020

※テキスタイル廃棄物のトレーディングプラットフォーム「Reverse Resources」のデータベースやネットワークから選定。10社が「Reverse Resources」全体を代表するとは限らない

(2) 海洋プラスチック汚染に関する海外の政策動向調査

仕様2 構成

概要

① 国際機関の取組整理

- G7、G20、UNEP、WTOについて、海洋プラスチック汚染に関する取組・議論を整理した。

② 先進国の取組整理

- 海洋プラ汚染に関する各国の政策としては、ここでは大きく2つの施策に分けて考えた。1つ目は海洋プラごみとなり得る使い捨てプラスチック製品の規制（SUP規制）。2つ目は生態系への影響が懸念されているマイクロプラスチック（粒形5mm以下の微細なプラスチック片、以下MPs）の規制（MPs規制）である。これらの観点で積極的な取組を行っている国・地域として、EUの他に、米、英、仏、カナダの4カ国の調査を行った。

③ 国際交渉で議論となる科学的知見の整理

- UNEA5.2での議論の内容を考慮すると、今後の国際交渉では、「最大限入手可能な科学的知見及び優良事例」、「科学的情報等の提供メカニズム」が論点になると考えられる（海洋プラに関する科学的知見が少なく、現状ではサイエンスベースでの対策が打てる状況にないため、科学的知見の収集・蓄積が急務）。
- 最新の研究動向をもとにした発生源の情報、生分解性プラに関する情報、環境排出量に関する情報等の調査を行った。

仕様2 調査項目

■ 仕様2の調査項目は以下の通り。

概要/調査対象	
① 国際機関の取組	G7/G20 サミットで「海洋ごみ」を議題として取り扱い、各種の枠組みに合意
	UNEP - 国連環境総会（UNEA1～4）では決議「海洋プラスチックごみとマイクロプラスチック」を採択、UNEA4では決議「使い捨てプラスチック汚染対策」も採択 - AHEG（海洋ごみ及びマイクロプラスチックに関する専門家会合）の設立をUNEA3で決定。UNEA5までに計4回のAHEGを開催。既存の取組の棚卸や、対策オプションの特定、分析が主な議題 - UNEA5.2で決議「プラスチック汚染を終わらせる：法的拘束力のある国際約束に向けて」を採択し、2024年末までの合意を目指して政府間交渉委員会（INC）の設立を決定
	WTO 2020年にIDP（プラスチック汚染と環境的に持続可能なプラスチック貿易に関する非公式対話）発足。2022年7月現在、73のWTO加盟国が参加。WTOの規則範囲内でプラスチック汚染を削減するための取り組みに貢献し、他のフォーラムでの取り組みを支援し、貿易協力を強化する機会を探る
② 各国の取組	EU - 使い捨てプラスチック製品の規制 - 意図的に添加されたマイクロプラスチックに関する規制、非意図的に排出されるマイクロプラスチックに関するワークショップ開催
	米国 - 連邦法：Save Our Seas Act 2.0、マイクロビーズ除去海域法（The Microbead-Free Waters Act） - マイクロビーズに関する州法：メイン州、イリノイ州、コロラド州、カリフォルニア州等
	英国 マイクロプラスチックの規制（Environmental Protection Act：環境保護法）
	フランス 使い捨てプラスチックの規制、マイクロプラスチックの規制
	カナダ 使い捨てプラスチックの規制、マイクロプラスチックの規制
③ 科学的知見の整理	発生源 - 発生源ごとの海洋流出量（IUCN推計） - 繊維状マイクロプラスチックの流出量（UNEP推計）、マイクロファイバーコンソーシアム、Euro7案（欧州委員会提案）
	海洋生分解性プラスチック - 海洋生分解性プラスチックの認証 - 環境負荷（分解特性の例）
	ライフサイクルごとの環境排出量 マクロプラスチック、マイクロプラスチックの流出量（IUCN推計）、プラスチックのマテリアルフロー（OECD）繊維のマテリアルフロー（エレンマッカーサー財団）、環境中に残留するプラスチックの流出経路（ドイツ）

①国際機関の取組整理

- G7の取組
- G20の取組
- UNEPの取組
- WTOの取組

G7の取組概要

- G7：仏、米、英、独、日、伊、加（議長国順）の7か国並びに欧州理事会議長及び欧州委員会委員長が参加して、毎年開催される国際会議
- 2015年6月にドイツ・エルマウで開催されたG7サミットで、海洋ごみ、特にプラスチックごみが世界的課題であることが政策レベルで初めて提起された。

会議	開催時期	概要
独・エルマウサミット	2015年6月	● 首脳宣言において、 <u>海洋ごみが世界的な問題であることが認識</u> されるとともに、「海洋ごみ問題に対処するためのG7行動計画」を策定
日・伊勢志摩サミット	2016年5月	● 首脳宣言において、資源効率性および3Rに関する取り組みが、陸域を発生源とする海洋ごみ、 <u>特にプラスチックの発生抑制および削減に寄与することも認識</u> しつつ、海洋ごみに対処することを再確認
伊・タオルミーナサミット	2017年5月	● 特に言及なし
加・シャルボワサミット	2018年6月	● G7すべての国が海洋環境の保全に関する「健全な海洋および強靱な沿岸部コミュニティのためのシャルボワ・ブループリント」を承認し、「持続可能な海洋と漁業を促進し、強靱な沿岸および沿岸コミュニティを支援し、海洋のプラスチック廃棄物や海洋ごみに対処する」とした ● カナダおよび欧州各国（日米以外）は、「海洋プラスチック憲章」を承認（達成期限付きの数値目標等を含む） ● 安倍総理からは、日本が議長国を務める2019年G20サミットで海洋プラスチック問題に取り組む意向を発信
仏・ビアリッツサミット	2019年8月	● 「気候、生物多様性、海洋に関するビアリッツ議長総括」では、海洋ごみを減少させるカギとなる手段としてのイノベーションの促進及び廃棄物管理の改善の必要性を認識、最近の「G20 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」及び「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」の採択を首脳間で歓迎 ● 安倍総理は、プラスチックごみ問題については、途上国の廃棄物管理人材育成に積極的に協力していくことに言及
米	2020年	● 開催せず
英・コーンウォールサミット	2021年6月	● 持続可能な自然資源の管理及び利用への移行を支援し、自然、生計に悪影響を及ぼす持続不可能かつ違法な活動に対処するための適切な手段を用いると言及。その中で、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を基礎としてプラスチックによる海洋汚染に対処する行動の加速化、第5回国連環境総会（ <u>UNEA5.2</u> ）など、国連環境総会を通じて、既存の枠組みの強化、新たな協定やその他の枠組みに取り組むことを表明
G7 独・エルマウサミット	2022年6月	● 第5回国連環境総会（<u>UNEA5.2</u>）決議の下で始められた法的拘束力のある国際文書の迅速な進展にコミットすることで、世界中のプラスチック汚染との闘いにコミット、その目的のために、海洋の取組に関する「G7オーシャンディール*」を承認 *http://www.g7.utoronto.ca/environment/2022-ocean-deal.html

出所：環境省（2018.3）海洋ごみに関する国際動向について、外務省（2018.6）G7シャルボワ首脳コミュニケ（仮訳）、外務省（2019.8）気候、生物多様性及び海洋に関するビアリッツ議長総括、外務省（2021.6）G7コーンウォール・サミット（概要）、環境省（2022.5）G7 気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケより作成

G20の取組概要（1/2）

- ❑ G20：G7に加え、亜、豪、ブラジル、中、印、インドネシア、メキシコ、韓、露、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ（アルファベット順）の首脳が参加して毎年開催される国際会議。メンバー国以外にも招待国や国際機関などが参加。
- ❑ G7シャルルルボワサミットでの「日本が議長国を務めるG20サミットで海洋ごみに関する問題について取り組みたい」との安倍総理の発言が、2019年のG20大阪サミットにおいて「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有へとつながった。
- ❑ G20 海洋プラスチックごみに関する行動のための実施枠組みのイニシアチブの下、2022年8月に「海洋プラスチックごみ対策に関するG20報告書：G20実施枠組みに基づく第4次情報共有*」が公表されている。

*https://G20mpl.org/wp-content/uploads/2022/08/G20MPL-report-2022_0826.pdf

会議	開催時期	概要
独・ハンブルクサミット	2017年7月	● G20サミットでは初めて海洋ごみを首脳宣言で取り上げ ● これまでのG7の取り組みを基礎としつつ、発生抑制、持続可能な廃棄物管理の構築、教育活動・調査等の取り組みを盛り込んだ「海洋ごみに対するG20行動計画」立ち上げに合意
亜・ブエノスアイレスサミット	2018年11月	● 海洋ごみに関して特に言及なし
日・大阪サミット	2019年6月	● 海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を共有 ● 安倍総理は「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実現のため日本は「マリーン（MARINE）・イニシアティブ」を立ち上げ、途上国の廃棄物管理に関する能力構築およびインフラ整備等を支援していく旨を表明 ● サミットに先駆けて開催されたG20エネルギー・環境相会合では、各国が海洋プラスチックごみの削減に向けた行動計画の進捗状況を定期的に報告・共有する「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」に合意（具体的な数値目標の設定はないが、状況を相互に確認する枠組みをつくることで、実効性を高める狙い）

出所：外務省（2017.7）G20ハンブルク首脳宣言相互に連結された世界の形成、外務省（2018.11）G20 ブエノスアイレス首脳宣言－公正で持続可能な発展のためのコンセンサスの構築－、外務省（2019.6）G20大阪サミット（結果概要）より作成

G20の取組概要（2/2）

会議	開催時期	概要
サウジアラビア・リヤドサミット	2020年11月	● 首脳宣言にて「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」で示された海洋プラスチックごみによるさらなる汚染を削減するコミットメントを再確認 ● そのビジョンの共有をG20以外の国々に求めることを再認識 ● ベストプラクティスと革新的な解決策の共有、モニタリング及び分析手法の比較可能性と相互運用性の向上、情報とデータの収集を行うことにより、「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」の実施に関する全ての行動を加速させることを目指すとした ● 科学コミュニティ及び専門家に対して、プラスチック廃棄物の流出源、流出経路、及びその行く末を特定し、推計するための手法の探求を継続することを奨励する ● 菅総理大臣は、2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな海洋汚染ゼロを目指す（「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」）ことを述べ、海洋プラスチックごみ問題をはじめとする海洋資源の保全や環境問題のための国際的な取組への貢献を強調
伊・ローマサミット	2021年10月	● 首脳宣言にて「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」に沿って、既存の手段を強化し、新たな世界的協定又は手段を策定する観点から、とりわけUNEAによって実施されたイニシアティブに基づいて、海洋プラスチックごみに対処するというコミットメントを再確認 ● 日本からは、海洋プラスチックごみに関して、日本は大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現に向けた取組を主導していく旨言及 ● サミットに先駆けたG20環境大臣会合では、日本が調整した海洋プラスチックごみに関する行動のための G20 実施枠組みに関する第 3 次報告書が歓迎され、UNEA 5.2 に向けて拡張されたアドホックなオープンエンド専門家グループ (AHEG) の作業を歓迎し、決定的な一歩を踏み出すことを目的として、議論に十分に関与する旨言及

出所：外務省（2020.11）G20リヤド・サミット、外務省（2021.11）G20ローマ・サミット（概要）より作成

UNEA及びAHEGの概要

- UNEA（国連環境総会）
 - UNEP（国連環境計画）の意思決定機関
 - 193か国すべての国連加盟国が加盟、ケニアのナイロビで2年に1度開催。
 - 閣僚宣言や決議を通じ、環境に関する政府間行動を促進。
- AHEG（海洋ごみ及びマイクロプラスチックに関する専門家会合）
 - UNEA3で設置が決定。
 - 既存の取組の棚卸や、対策オプションの特定、分析が主な議題。

会議	開催時期	開催地
UNEA1	2014年6月23日～27日	ケニア・ナイロビ
UNEA2	2016年5月23日～27日	ケニア・ナイロビ
UNEA3	2017年12月4日～6日	ケニア・ナイロビ
AHEG1	2018年5月29日～31日	ケニア・ナイロビ
AHEG2	2018年12月3日～7日	スイス・ジュネーブ
UNEA4	2019年3月11日～15日	ケニア・ナイロビ
AHEG3	2019年11月18日～22日	タイ・バンコク
AHEG4	2020年11月9日～13日	オンライン
UNEA5.1（ロジ）	2021年2月22日～23日	ケニア・ナイロビ
UNEA5.2	2022年2月28日～3月2日	ケニア・ナイロビ

UNEA1の概要

【決議名】海洋プラスチックごみとマイクロプラスチック

- ❑ プラスチックごみが海洋生態系、海洋天然資源、漁業、観光及び経済ならびに人間の健康に対する潜在的なリスクとなりうることを指摘。
- ❑ プラスチックの不適切な管理と廃棄への対策を講じる必要性が確認され、政府及び民間セクターに対して、プラスチック及びマイクロプラスチックの、より資源効率の高い使用と健全な管理を促進することを推奨。
- ❑ 政府、政府間機関、非政府機関、産業界及びその他の関係者に対し、海洋ごみに関するグローバル・パートナーシップに協力し、海洋ごみネットワークを通じて情報交換することを促進。
- ❑ UNEP事務局に対して、海洋プラスチックの破片とマイクロプラスチックの主要な発生源の特定に焦点を当てた研究を実施することを要請。
- ❑ マイクロプラスチックに関する調査を実施するにあたり、バーゼル条約やストックホルム条約、生物多様性条約などの海洋プラスチックごみ問題に関連する国際条約からの協力を招請。

UNEA2の概要

【決議名】海洋プラスチックごみとマイクロプラスチック

- ❑ 2025年までに「海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」ことを目指す持続可能な開発目標を想起し、海洋プラスチックごみ、マイクロプラスチックによる海洋汚染の防止及び最小化に関して、UNEP、諸条約、国際文書との間の協力の重要性を認識。
- ❑ 海洋プラスチック廃棄物及びマイクロプラスチックのモニタリング手法の標準化に向けた取組を奨励。
- ❑ 海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックの環境及び社会への影響や微細化の過程に関するさらなる研究の必要性を強調。
- ❑ プラスチックごみの除去・処分のための環境上健全なシステムと手法開発の必要性を認識。
- ❑ パーソナルケア製品等の製品中の一次マイクロプラスチック粒子の使用を可能な限り段階的に廃止することを促進。
- ❑ マイクロビーズ及び堆肥化可能なポリマーを含む製品ライフサイクルを通じた環境影響への配慮を促進。

出所：UNEP (2016.5) PROCEEDINGS, REPORT, RESOLUTIONS AND DECISIONS UNEA 2、
OCEAN POLICY RESEARCH INSTITUTE (2021) 国連環境総会 (UNEA) における海洋プラスチックへの取組と今後の展望より作成

UNEA3の概要（1/2）

【決議名】海洋プラスチックごみとマイクロプラスチック

- ❑ プラスチックごみやマイクロプラスチックの海洋への排出を長期的に排除し、海洋生態系や人間活動への悪影響を回避することの重要性を強調。
- ❑ 海洋プラスチックやマイクロプラスチックを測定・モニタリングするための調和された基準及び方法を確立するために協力することを奨励。
- ❑ あらゆる発生源から海洋へのアプローチを策定し、マイクロプラスチックを含む海洋ごみを防止するための行動計画に陸・海と淡水・海水の境界面を含めることを奨励。
- ❑ 水産業、養殖業、海洋施設及び船舶等の海洋発生源からの海洋ごみ及びマイクロプラスチック排出を防止するための措置の強化を要請。
- ❑ プラスチック生産者、小売業者、消費者商品業者、輸入者、放送会社、輸送会社等の役割に注目し、拡大生産者責任やコンテナ・デポジット・スキームなどの革新的なアプローチを奨励。

UNEA3の概要（2/2）

【決議名】海洋プラスチックごみとマイクロプラスチック

- ❑ 海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックに対処するためのすべての障壁を精査するため、公開特別専門家会合（AHEG : open-ended ad hoc expert group）の招集を決定。
- ❑ AHEGはすべてのメンバー国からの専門家及び関係機関・条約・組織等の代表者を含むことを決定。
- ❑ AHEG（公開特別専門家会合）で実施すべき事項は以下の通り。
 - 海洋ごみやマイクロプラスチックに対処するためのすべての障壁を精査すること
 - 行動や革新的な手法、自主的及び法的拘束力を有するガバナンス戦略及び手法などを含む、各国、各地域、及び国際的な対応のオプションの範囲を特定すること
 - 様々な対応オプションの環境的、社会的、経済的コストと便益を明らかにすること
 - 様々な対応オプションの実現可能性と有効性を検討すること
 - UNEAで検討する今後の業務のための可能なオプションを明らかにすること
- ❑ UNEA4の前に少なくとも1～2回、途上国の参加が可能なAHEG会合を開催し、AHEGでの調査結果をUNEA4で報告することを決定。

出所：UNEP（2017.12）PROCEEDINGS, REPORT, MINISTERIAL DECLARATION, RESOLUTIONS AND DECISIONS UNEA 3、
OCEAN POLICY RESEARCH INSTITUTE（2021）国連環境総会（UNEA）における海洋プラスチックへの取組と今後の展望、
明治大学専門職大学院ガバナンス研究科（2020.3）海洋プラスチックごみに関する国際的動向より作成

UNEA4の概要（1/2）

【決議名】海洋プラスチックごみとマイクロプラスチック

- 日本、ノルウェー、スリランカによる共同提案。
- 既存の機関を利用した新たな科学技術助言メカニズムなどにより、海洋プラスチックごみ等の発生源、流出経路、生態系及び人の健康への影響に係る情報の収集、モニタリングや評価の方法を統一する指標の推奨、海洋流出の削減方策に関する情報の収集など、科学的基盤を強化することを要請。
- 多様な主体による行動を強化するため、UNEP内のマルチステークホルダー・プラットフォームを確立し、政府、産業界、学界、市民社会の間で定期的にフォーラムを開催し経験や行動を共有すること、政府関係者、政策立案者、教育者、市民の意識啓発、科学技術的情報のデータベースの構築・管理を促進。
- UNEA5に向けてAHEGによる国際的な取組の進捗レビューおよび対策オプションの分析を実施することを要請。
- 製品設計の革新を促進し、陸・海からの二次的なマイクロプラスチックの排出を削減することを要請。
- 製造及びサプライチェーン全体で、環境中へのペレットの流出防止に取り組むことを要請。

出所：UNEP（2019.5）PROCEEDINGS, REPORT, MINISTERIAL DECLARATION, RESOLUTIONS AND DECISIONS UNEA 4、
OCEAN POLICY RESEARCH INSTITUTE（2021）国連環境総会（UNEA）における海洋プラスチックへの取組と今後の展望、
IGES（2019.4）第4回国連環境総会（UNEA4）報告 海洋プラスチックごみの議論より作成

UNEA4の概要（2/2）

【決議名】使い捨てプラスチック汚染対策

- インドによる提案（「2025年までにフェーズアウト」にこだわる。欧州は支持、米国は反対）。
- プラスチックごみの環境への排出削減に寄与する廃棄物管理の改善を促進。
- UNEP加盟国に対して、使い捨てプラスチック製品に代わる安価で環境にやさしい代替製品を開発し、製品の環境への影響を十分に考慮したビジネスモデルを推進するよう要請。
- プラスチックのライフサイクルを考慮した最も資源効率の高い設計、生産、使用及び健全な管理を促進。
- 使い捨てプラスチックの廃棄に対処するための国または地域の行動計画の策定と実施を支援し、必要な場合は法律や国際協定を策定し、使い捨てプラスチック製品に関して包括的な行動をとることを奨励。
- 使い捨てプラスチック製品を2030年までに大幅に削減することを決定。

出所：UNEP（2019.5）PROCEEDINGS, REPORT, MINISTERIAL DECLARATION, RESOLUTIONS AND DECISIONS UNEA 4、
OCEAN POLICY RESEARCH INSTITUTE（2021）国連環境総会（UNEA）における海洋プラスチックへの取組と今後の展望、
IGES（2019.4）第4回国連環境総会（UNEA4）報告 海洋プラスチックごみの議論より作成

UNEA5.2の概要（1/2）

【決議名】プラスチック汚染を終わらせる：法的拘束力のある国際約束に向けて

COVID-19の影響を受け、UNEA5の第一回会合（UNEA5.1）はオンラインで開催され、主に緊急を要する手続き上の決定が行われ、交渉を必要とする実質的な議題は第二回会合（UNEA5.2）で議論された。

- ❑ 海洋環境におけるプラスチック汚染が世界的に深刻な問題となっていることを懸念。
- ❑ プラスチック汚染にマイクロプラスチックが含まれることを認識。
- ❑ 各国の状況を考慮した上で包括的なライフサイクルアプローチで対処する必要があることに留意。
- ❑ 社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識し、あらゆるレベルで科学と政策の接点を強化し、他方、地域及び国際レベルで効果的かつ進歩的な行動を促進することが緊急に必要なことを強調。
- ❑ 製品や素材が再使用、再製造又はリサイクルされることで、その素材となる資源とともに可能な限り長く経済に留まり、また廃棄物の発生を最小限に抑えるようなプラスチックの持続可能な生産及び消費に大きく貢献する持続可能な設計を促進することの重要性を強調。
- ❑ 全世界で実行可能な海洋プラスチックごみ対策を進めるべく、国際約束化に向け、INC（Intergovernmental Negotiating Committee：政府間交渉委員会）の設置に合意。2022年後半から国際約束の合意に着手し、2024年までの完了を目指す。

出所：UNEP（2021.2）OUTCOMES OF THE ONLINE SESSION OF UNEA-5（UNEA-5.1）、
UNEP（2022.3）PROCEEDINGS, REPORT, MINISTERIAL DECLARATION, RESOLUTIONS AND DECISIONS UNEA 5.2より作成

UNEA5.2の概要（2/2）

【決議名】プラスチック汚染を終わらせる：法的拘束力のある国際約束に向けて

- 国際約束の内容は以下を含む。
 - プラスチックの持続可能な生産と消費の促進（製品設計、環境上適正な廃棄物管理等を含む）
 - 国別行動計画の策定、実施、更新
 - 国際約束の実施状況及び実効性に関する評価
 - 民間セクターを含むすべての関係者による対策を奨励
 - 持続可能で、廉価で、革新的かつ費用対効果の高いアプローチの研究開発を促進等
- INC（政府間交渉委員会）で検討すべき事項は以下の通り。
 - 国際約束の義務的事項、対策、自主的アプローチ
 - 最大限入手可能な科学的知見及び優良事例
 - プラスチック汚染に関連する政策の参考となる科学的、社会経済的な情報及び評価を提供するメカニズムの可能性等
- 科学的・技術的知識、特にモニタリングの方法論、利用可能な科学的及びその他関連するデータ・情報の共有の強化。
- 第1回INCに際し、あらゆるステークホルダーに対し開かれた情報の交換を行うためのフォーラムを開催。

AHEG1の概要（1/3）

発展途上国における資金面での課題を含む、海洋プラスチック及びマイクロプラスチックへの対処に係る障壁

- ❑ 海洋プラスチック及びマイクロプラスチック問題の規模の大きさを鑑み、国、地域及び国際的なレベルでのアクションが必要であることが強調。
- ❑ 参加者の多くが、拡大生産者責任、製品設計、規格の調和化、プラスチック添加剤、より安全なプラスチック代替品など、議論のスコープを広げることが望み、汚染者負担原則が検討されるべきと表明。また、廃棄物削減と廃棄物管理が海洋環境へのごみ流入削減に重要であると報告。
- ❑ 参加者は、既に国レベルでは様々なアクションが進行中であることを報告。調和した科学、規制及びコンプライアンスが重要な基盤であり、解決策は地域および国の状況に適している必要があると表明。ベストプラクティスの共有と地域レベルでの成功事例のスケールアップを奨励し、アクションの推進と維持のために政策的サポートが不可欠であると指摘。
- ❑ モニタリング、評価手法及び定義付けの調和化、政策立案、目標設定、データ収集・情報共有の強化が必要であり、マイクロプラスチックに関する研究とのデータギャップを埋めることが重要と強調。
- ❑ プラスチック中の添加剤に関する製品表示の改善が必要と表明。
- ❑ 技術、財務及び人的資源を含め、革新的な解決策を構築・推進するための資金不足を指摘。資金調達のオプション、協力して実施する調査・モニタリング、その他既存のイニシアチブについての更なる議論が必要と強調。

AHEG1の概要（2/3）

行動及び革新的なアプローチ、並びに自主的かつ法的拘束力のあるガバナンス戦略及びアプローチを含む、国、地域及び国際的な対応のオプション

- 多くの国家戦略が成功事例として挙げられることを指摘。国レベルでの対応は、海洋プラスチック及びマイクロプラスチックの課題解決に向けた重要な要素だが、各国の取組を補完するために、地域レベル及び国際的な取組が改善され、更なる協力が進むべきと指摘。
- 国際的な設計が包括的アプローチを強化し、資源の動員を促進し、取組の重複を最小限にできると指摘。可能な範囲で、バーゼル条約、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）、既存の地域的・世界的メカニズムを活用することに言及。

対策のオプション	シナリオ	概要
Option 1	従来どおりのシナリオ	解決策の提示はなし
Option 2	既存の枠組みに海洋ごみ及びマイクロプラスチックに関する特定の措置を追加	産業界主導のコミットメントを奨励、そのための既存の国際機関の義務拡大、（少なくとも）自主的な国内削減目標の設定、プラスチックと添加剤に関する報告書の作成、ポリマーと添加剤に関するラベル表示と認証スキームに関するガイドラインの開発・回収を含む、自主的な国際合意の採択を含む。
Option 3	2段階で実施される多層的なガバナンス・アプローチによる新たなグローバル・アーキテクチャの開発	第1段階：Option2における自主的な取組を包含するもの 第2段階： <u>世界的な法的拘束力のある枠組み策定を第1段階と並行して実施</u>

- 河川は海洋域へのプラスチックごみ流入の重要な経路であるため、発生源から海へのアプローチとして、河川流域管理に言及。内陸国を含む全ての国が海洋ごみ・マイクロプラスチック問題に寄与しており、影響を受けていると指摘。

AHEG1の概要（3/3）

行動及び革新的なアプローチ、並びに自主的かつ法的拘束力のあるガバナンス戦略及びアプローチを含む、国、地域及び国際的な対応のオプション

- 各オプションにおける環境、社会、経済的コスト及び便益
 - 各オプションに関するコストと定性的・定量的な利益の評価（アクションをしなかった場合のコストや各オプションに関する賛否を含む）への関心を表明。
 - 循環経済への移行を促進するためのインセンティブの検討を含め、循環経済への移行方法について検討することを奨励。
- 各オプションの実現可能性及び効果
 - 一部の専門家により、以下に関するさらなる調査の重要性が指摘された。
 - i. 関連するSDGsの達成に関する既存のガバナンスの枠組みのギャップ
 - ii. 既存の国際及び地域の枠組み（IMO、バーゼル条約、地域海洋条約及び行動計画等）の実施に関する課題
 - iii. 国際協調
 - iv. 迅速なアクションの必要性
- 今後の方向性
 - 国際機関及び地域機関、多国間環境協定との対話、時間スケールごと（短期、中期、長期）における取組結果の更なる分析の重要性が強調。
 - 第2回会合に向けて、ワークショップ型の各機関での議論が、更なる議論に有効である旨を指摘。専門家に加え、各国のフォーカル・ポイントの参加を招請。

AHEG2の概要（1/2）

情報とモニタリング

- ❑ 国際レベルでの科学/政策インターフェースの強化、エビデンスベースのアプローチ、プラスチックごみの海洋環境への影響に関する理解向上、地域・国・国際レベルでの海洋ごみ削減に向けた取組の推進の必要性に合意。
- ❑ 以下に資する国際的なナレッジハブを創設するための仕組の検討を提案。
 - 調和されたモニタリング手法の構築
 - 国際的なモニタリングデータ及び情報の収集・照会・共有
 - 頑健で信頼性の高い科学的取組へのアクセス
 - 海洋プラスチック及びマイクロプラスチックのサンプリングと分析に係るガイドライン構築
 - 実践的プロジェクト及び地域活動とのリンケージの特定
 - 取組主体、イニシアチブ、アプローチの策定
- ❑ 海洋ごみ及びマイクロプラスチックに関する科学技術アドバイザリーグループ立ち上げを提案。
- ❑ 発生源から海へのアプローチによる海洋ごみ及びマイクロプラスチック、プラスチックに関連する健康と環境の側面に関する省庁間の調査と、費用対効果の調査を要請。
- ❑ 透明性を高め、パートナーシップの機会を調整するため、既存の国レベルの行動の例（製品設計、規格、革新、生産量及び添加物を含む関連する既存及び計画中的業界イニシアティブの概要、並びに概要を補足するための拡大生産者責任（EPR））の共有を要請。

出所：明治大学専門職大学院ガバナンス研究科（2020.3）海洋プラスチックごみに関する国際的動向より作成

AHEG2の概要（2/2）

協力とガバナンス

- ❑ プラスチック廃棄物と海洋ごみの根絶及び防止を目指し、協力及びガバナンスを強化するため、以下を含む原則を決定。
 - 海洋ごみ及びマイクロプラスチック問題は2030アジェンダ及びSDGsと整合させること
 - 政治的意思の重要性
 - 循環型経済アプローチを推進すること
 - 包括的・総合的なフル・ライフサイクルアプローチ
- ❑ 海洋ごみや関連する課題について動いている既存のパートナーシップやメカニズム（海洋ごみに関する国際パートナーシップ、SAICM等）を通じて、国際レベルの協力の強化を要請。
- ❑ 地域レベルの協力、既存の国際的施策（例えば、地域海計画、地域漁業組合、河川流域に関連する委員会等）の連携の強化を提案。
- ❑ 開発途上国及び小島嶼開発途上国に対する新規あるいは既存の財政的・技術的支援の促進。
- ❑ 海洋ごみとマイクロプラスチックに関する法的拘束力のある国際協定の実現可能性と効率性の検討を要請。
- ❑ 政府、産業界、学界、市民社会及びその他のステークホルダーが経験を共有し、行動を調整することを可能にするフォーラムの設立を提案。

AHEG3の概要（1/2）

プラスチックごみ及びマイクロプラスチックを含む、海洋ごみの問題に関連するすべての国際機関、プログラム、イニチアチブ及び専門性のマッピング

- ❑ 既存の取組・行動の進捗確認を行い、UNEPやG20、経済協力開発機構、地域海洋計画、バーゼル条約の行動について検討し、幅広い活動を把握することを要請。
- ❑ 技術・資金のリソース・メカニズムについて、ライフサイクルアプローチを含む技術的・資金的メカニズムについて情報を収集し、理解することを要請。
- ❑ 有効性分析手法について、既存の作業を継続し、改訂された手法については加盟国間で協議することを要請。
- ❑ 「海洋ごみに関する行動計画策定のためのガイドライン」を作成し、以下の手順を提案。
 1. 科学的アセスメント及びデータ収集
 2. 海洋ごみ行動計画配備
 3. 戦略的アプローチの決定
 4. ステークホルダーの特定とエンゲージメント
 5. 行動策選定に対する手法の決定
 6. モニタリング計画の設計
 7. 実施計画の定義
 8. 行動計画の実施のモニタリング及びレビュー
 9. 行動計画のレビューサイクル設定
 10. モメンタムの維持

出所：UNEP（2019.11） Third meeting of the Ad Hoc Open-Ended Expert Group on Marine Litter and Microplastics 、
明治大学専門職大学院ガバナンス研究科（2020.3）海洋プラスチックごみに関する国際的動向より作成

AHEG3の概要（2/2）

プラスチックごみ及びマイクロプラスチックを含む、海洋ごみの問題に関連するすべての国際機関、プログラム、イニシアチブ及び専門性のマッピング

- すべての国際連合機関、計画、イニシアチブ及びその他の専門機関の情報源のマッピングを提供することを要請し、以下の作業を実施する省庁間のタスクチームの設立を決定し、以下のスケジュールを決定。
 - 関連するイニシアチブと専門性のマッピング演習を実施し、想定されるギャップ、相乗効果のある分野、さらなる協力の機会を特定すること
 - マッピング結果に基づき、AHEGに対してインプットし、ケーススタディ及び推奨事項を提供すること
 - 意思決定のための前提条件の提示、効率的な資金活用、行動の重複の回避を目的にウェビナー形式で、専門性及びイニシアチブに関する情報と知識の共有を可能にすること

	2019			2020										2021
	Oct	Nov	Dec	Jan	Feb	Mar	Apr	May	Jun	Jul	Aug	Sep	Oct	Fub
ToRの確定と合意	■													
情報収集のための設計調査		■												
AHEGへの進捗状況の更新		■						■					■	
調査の回覧			■	■	■									
ウェビナーI			■											
解析のドラフティング					■	■	■							
コメント分析							■	■	■					
分析の最終化								■	■	■				
ウェビナーII				■										
ウェビナーIII					■									
EMG幹部への進捗報告								■				■		
AHEGへの分析提供													■	
UNEA5への最終結果提出														■

出所：UNEP（2019.11） Third meeting of the Ad Hoc Open-Ended Expert Group on Marine Litter and Microplastics、
 明治大学専門職大学院がバンス研究科（2020.3）海洋プラスチックごみに関する国際的動向より作成

AHEG4の概要（1/2）

プラスチックごみ及びマイクロプラスチック汚染を含むごみの発生源、経路及び危険性の評価

- 短期・中期・長期的な行動を通じて克服するにあたり、対策の優先順位づけを急ぐ必要があることに言及。
- 既存・潜在的な対策オプションを以下の8つに分類し、成熟度、実現可能性、時間枠、影響度の観点から有効性を分析。
 - 現在の国際的枠組の強化
 - 国際的デザイン基準の開発
 - 新たな国際的枠組
 - 地域的枠組の強化
 - 地域的な海洋ごみ行動計画の策定と実施
 - 国家海洋ごみ行動計画
 - 規制及び市場ベースの手法を活用した固形廃棄物管理サービスの強化
 - マイクロプラスチック防止の国家戦略
- 各対策オプションの効果は多様な状況に応じて変わりうること、各国の多様な状況に応じた柔軟性が必要であることに言及。
- 対策オプションが相互に関連しており、各対策オプションの要素は、他の対策オプションの要素の一部分と考えることを示唆。

AHEG4の概要（2/2）

プラスチックごみ及びマイクロプラスチック汚染を含むごみの発生源、経路及び危険性の評価

- UNEA5に向けてさらに検討すべきオプションとして以下の8つを特定し、加盟国とステークホルダーに対し、海洋プラスチック汚染の重要性と緊急性を認識し、オプションについて検討するとともに協力的に取り組むことを要請。
- ① 国際的な共通ビジョン（SDG14.1、G20大阪ブルー・オーシャン・ビジョン、海洋プラスチック憲章、UNEA決議「ごみやマイクロプラスチックの海洋流出の長期的な廃絶と海洋生態系への損害の回避」）の共有
 - ② 国家行動計画と実施
上流（持続可能な生産・消費を含む）から下流（環境に配慮した廃棄物管理を含む）までの、プラスチックのライフサイクルのすべての段階を可能な限り対象とする
 - ③ 国内行動を促進するための地域的・国際的な協力
I 対策・国家行動計画の実施を支援するための資金的・技術的支援、能力開発及び技術移転
II ピアラーニングのためのベストプラクティス及び国際レベルでの進捗状況の共有
 - ④ 科学的基盤（特にモニタリング、発生源のインベントリ、影響評価）
 - ⑤ マルチステークホルダー（UNEPが運営するマルチステークホルダー・プラットフォーム、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM））の関与
 - ⑥ 既存の仕組み（海洋ごみに関するグローバル・パートナーシップ（GPML）、バーゼル・ロッテルダム・ストックホルム条約の下での進行中の作業、G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組、海洋プラスチック憲章等を含む）の強化
 - ⑦ 新たな国際的な仕組み
 - ⑧ 仕組み間の調整の強化

【WTO】IDPの概要 (プラスチック汚染と環境的に持続可能なプラスチック貿易に関する非公式対話)

- 2020年11月17日 WTOでの貿易と環境に関する議論を強化する新しいイニシアチブ【IDP】プラスチック汚染と環境的に持続可能なプラスチック貿易に関する非公式対話 (INFORMAL DIALOGUE ON PLASTIC POLLUTION AND ENVIRONMENTALLY SUSTAINABLE PLASTICS TRADE) が発足

項目	概要
名称	IDP プラスチック汚染と環境的に持続可能なプラスチック貿易に関する非公式対話 (INFORMAL DISCUSSIONS on Plastics pollution and environmentally sustainable plastics trade)
発足	2020年11月17日
目的	プラスチック汚染による環境、健康、経済コストの増大は、COVID-19 のパンデミックによって増幅されており、先進国と発展途上国を問わず、すべての国にとって懸念が高まっている。そのような中、環境の持続可能性へ向けて推進するWTO の議論の一部として、WTO の規則範囲内でプラスチック汚染を削減するための国内、地域、世界的な取り組みに貢献し、他のフォーラムでの取り組みを支援し、貿易協力を強化する機会を探ることを目的とする。
加盟国	発足当時は50の加盟国が参加 2022 年 7 月現在、73のWTO 加盟国が非公式対話に参加： アルバニア、アンゴラ、オーストラリア、オーストリア、バルバドス、ベルギー、ボリビア多民族国家、ブルガリア、カーボベルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ共和国、チャド、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エクアドル、エストニア、欧州連合、フィジー、フィンランド、フランス、ガンビア、ドイツ、ギリシャ、ホンジュラス、香港、中国、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、日本、カザフスタン、大韓民国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マカオ、中国、モルディブ、マルタ、モーリシャス、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア連邦、サウジアラビア王国、シンガポール、スロバキア共和国、スロベニア、スペイン、スリナム、スウェーデン、スイス、タイ、トンガ、イギリス、ウルグアイ、バヌアツ

出所：WORLD TRADE ORGANIZATION (2020.11) INFORMAL DISCUSSIONS Plastics pollution and environmentally sustainable plastics tradeより作成

【WTO】IDPの取組の経過・概要（1/2）

- ❑ 2020年11月17日の発足の後、2021年 IDPの閣僚声明にてプラスチック汚染を削減し環境的に持続可能なプラスチック貿易に移行するための世界的な取り組みを支援する作業のロードマップを設定。
- ❑ 2022年3月の国連環境総会（UNEA）での交渉の開始は、2024年までにプラスチック汚染に関する世界的な合意に達することを目的としてる。

年月	概要
2020年11月	・ WTOで貿易と環境に関する議論を強化する新しいイニシアチブが発足
2021年12月	・ 閣僚声明にてロードマップを提示 ・ プラスチック貿易の流れ、サプライチェーン、貿易政策の透明性を改善する方法や、他の国際機関との規制協力の強化。環境的に持続可能な貿易政策とメカニズムの特定。後発開発途上国（LDCs）や小島嶼開発途上国（SIDS）を含む脆弱な経済に対する貿易関連の技術支援の強化等
2022年2月	・ 2022計画の採択では、技術的な作業を前進させるために3つのワークストリームが作成された。 ① 横断的な問題（透明性とデータに関する国際協力の促進、他の国際機関や国際プロセスとの協力・連携、集団的アプローチなど） ② プラスチック汚染に取り組む貿易の促進（下記トピックを含む） ➢ 環境に配慮した持続可能な廃棄物処理技術 ➢ プラスチックの再利用及びリサイクル（奨励も含む） ➢ 環境的に持続可能で効果的な代替品・代替品(長期的な影響を考慮して) ➢ 海洋ごみやプラスチック汚染に特に脆弱なSIDSを含む開発途上加盟国や後発開発途上加盟国への、環境的に持続可能で効果的な代替品や代替品の技術共有 ③ プラスチック汚染とプラスチックの循環経済に取り組むための削減（下記トピックを含む） ➢ 貿易関連事項がどのように、不要/有害なプラスチックおよびプラスチック製品削減取組（国際貿易にまつわるSUPやプラスチック包装を含む）に貢献できるか ➢ より循環資源効率が高く、環境的に持続可能なプラスチック取引に移行するための効果的なアプローチの経験の共有。

出所：WORLD TRADE ORGANIZATION（2021.12）INFORMAL DIALOGUE ON PLASTIC POLLUTION AND ENVIRONMENTALLY SUSTAINABLE PLASTICS TRADE（IDP）MINISTERIAL STATEMENT ON PLASTIC POLLUTION AND ENVIRONMENTALLY SUSTAINABLE PLASTICS TRADE、
WORLD TRADE ORGANIZATION（2022.2）INFORMAL DIALOGUE ON PLASTICS POLLUTION AND ENVIRONMENTALLY SUSTAINABLE PLASTICS TRADE（IDP）IDP PLAN 2022より作成

【WTO】IDPの取組の経過・概要（2/2）

年月	概要
2022年5月	第12回閣僚会議(MC12計画)、閣僚声明を実施するための次のステップについて議論
2022年6月	- 第12回閣僚会議(MC12)のイベントにて、IDPの6 人の共同コーディネーター（オーストラリア、バルバドス、中国、エクアドル、フィジー、モロッコ）を代表する通商大臣が、閣僚声明を発表 - 初期の結果と次のステップを提示。プラスチック汚染によってもたらされる巨大な課題に取り組む方法に関する作業を強化するというコミットメントを再確認。
2022年6月	- MC13 の前に次のような早期収穫を強調する「コーディネーターによる閣僚声明」を通じて発表 ➢ プラスチック フローの特定に関する WCO との協力強化に関するコミュニケーション（2022年6月8日） ➢ プラスチック汚染削減に関連する貿易関連措置の調査（2022年6月9日） ➢ プラスチック関連の貿易援助のニーズを評価するための調査（2022年6月9日） ➢ 2022 年の第 期に、国連貿易開発会議 (UNCTAD) およびその他の関連する利害関係者と協力して、プラスチックの代替品と代替品に関する探索的ワークショップを開催します。 - 国連環境総会 (UNEA) との、2024 年までにプラスチック汚染とバーゼル、ロッテルダム、ストックホルムの各条約に基づく取り組みを終わらせるための新しい国際的に拘束力のある文書に向けた交渉。

出所：WORLD TRADE ORGANIZATION (2022.6) INFORMAL DIALOGUE ON PLASTICS POLLUTION AND ENVIRONMENTALLY SUSTAINABLE PLASTICS TRADE (IDP) COMMUNICATION TO THE WORLD CUSTOMS ORGANIZATION (WCO) ON THE WORK OF THE IDP IN SUPPORT OF EFFORTS TO ADDRESS PLASTICS POLLUTION,
WORLD TRADE ORGANIZATION (2022.6) INFORMAL DIALOGUE ON PLASTICS POLLUTION AND ENVIRONMENTALLY SUSTAINABLE PLASTICS TRADE (IDP) QUESTIONS FOR A PROPOSED SURVEY ON TRADE-RELATED MEASURES ON PLASTICS POLLUTION,
WORLD TRADE ORGANIZATION (2022.6) INFORMAL DIALOGUE ON PLASTICS POLLUTION AND ENVIRONMENTALLY SUSTAINABLE PLASTICS TRADE (IDP) AID FOR TRADE GLOBAL REVIEW AND NEEDS ASSESSMENT SURVEY

②先進国の取組整理

- EUの取組
- 米の取組
- 英の取組
- 仏の取組
- カナダの取組

【EU】使い捨てプラスチック製品の規制

- ・ 欧州委員会は2018年5月に、使い捨てプラ製品の使用を欧州全域で禁止する法案を提案。
- ・ 適応範囲は使い捨てプラ製品、プラスチックを含む漁具及び酸化型分解性プラ製品。
- ・ 代替品が容易に利用可能なプラ製品については市場での流通禁止、代替品が容易に利用可能でないプラ製品に関しては、消費削減、製品や表示の要件規制、拡大生産者責任等が適用される。

	①消費削減	②上市制限	③製品要件 規制	④表示要件 規制	⑤拡大生産者責 任の適用	⑥分別収集	⑦意識向上
飲料カップ	○	○		○	○		○
食品容器	○	○			○		○
綿棒		○					
カトラリー		○					
皿		○					
ストロー		○					
マドラー		○					
風船					○		○
風船の取付棒		○					
飲料容器		○	○		○	○	○
生理用品				○			○
ウェットティッシュ				○	○		○
たばこのフィルター				○	○		○
袋、包装材					○		○
買物袋					○		○
漁具					○		○
酸化型分解性プラ スチック製品		○					

【EU】意図的に添加されたマイクロプラスチックに関する規制

- ECHAは2019年に「ANNEX XV RESTRICTION REPORT」を公表し、マイクロプラスチックの規制を「市場への投入の制限」、「表示要件」、「報告要件」の3種類の措置から提案している。2022年8月に欧州委員会が規制案を公表。
- 3つの措置は、適切に管理されておらず環境流出が懸念されるマイクロプラスチックを対象としており、発効予定年の2021年から6年間に渡り、徐々にリスクを低減させる。
- ECHAはこの規制により、20年間で累積排出量削減が約40万トンになると推定している。

措置	概要
市場への投入の制限	用途に関わらず、環境への流出につながるマイクロプラスチック（単体、混合物問わず）が市場に出ることを制限する。 用途によって規制に従う準備のための移行期間を提案。
表示要件	マイクロプラスチックの環境への流出を最小にするための表示要件。 （適切に使用または処分しなければ環境中に流出する可能性がある）
報告要件	将来のリスクを評価するのに必要な情報の質を向上させるため、報告を要件とする。

【EU】非意図的に排出されるマイクロプラスチックに関するワークショップの開催

- 欧州委員会は2021年11月に、タイヤ、繊維、ペレットの非意図的に排出されるマイクロプラスチックに関する措置を検討するための情報提供（Call for Evidence）を募集し、2022年1月からパブコメを実施。
- また、2022年3月に塗料、ジェルボール、ジオテキスタイルの非意図的に排出されるマイクロプラスチックに関するワークショップを開催。

第1回弾

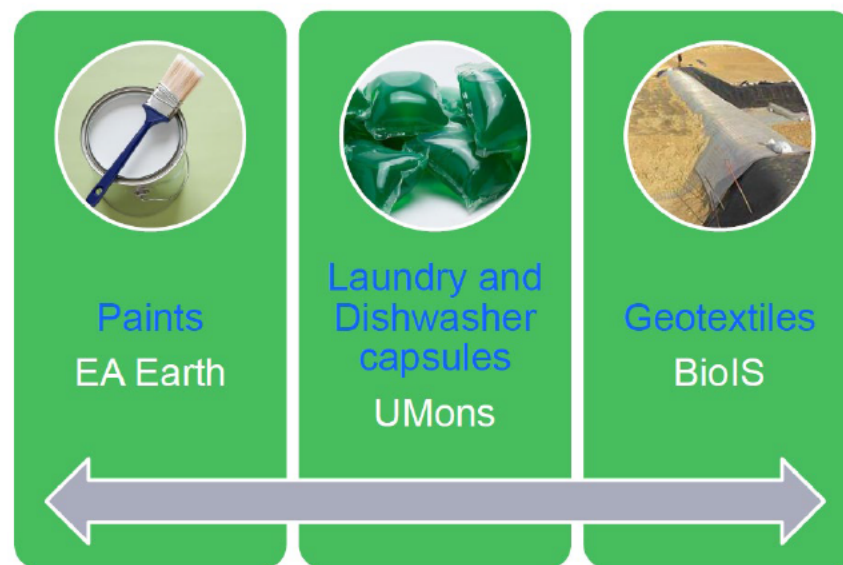


タイヤ

繊維

ペレット

第2回弾



塗料

ジェルボール

ジオテキスタイル
(盛土補強等を行う際のシート)

出所：Bio Innovation Service SAS (2021.9) Cost-benefit analysis of policy measures reducing unintentional release of microplastics,
Bio Innovation Service SAS (2022.2) Cost-benefit analysis of policy measures reducing unintentional release of microplasticsより作成

【米国】Save Our Seas Act 2.0

- ・ トランプ大統領は、2020年12月18日にSave Our Seas Act 2.0(SOS Act 2.0)に署名。海洋プラスチックごみは800種以上の海洋生物に影響を与えるため、多くの沿岸コミュニティにとって経済的影響と生物学的影響を与えると報告されており、海洋プラスチックに焦点を当てている法律である。

概要

- ・ 繊維、石油化学、消費財などの産業に影響を与える可能性のあるマイクロファイバーおよびマイクロプラスチックの連邦定義の開発と試験/測定を要求。
- ・ 廃棄された漁具による汚染に対処するために、多面的なアプローチ。
- ・ プラスチック汚染に関する国際交渉への米国の参加拡大を期待。
- ・ 国内インフラの強化。

プラスチック汚染からの脱却

- ・ 拡大生産者責任の導入
- ・ 全国での飲料容器へのデポジット制度の導入
- ・ 使い捨てプラスチック製品の段階的な廃止
- ・ レジ袋有料化
- ・ リサイクル素材の使用義務化
- ・ リサイクルと堆肥化の促進
- ・ 電子タバコを含むタバコフィルターや漁具の影響評価と対策の立案
- ・ 廃プラスチックの発展途上国への輸出禁止
- ・ 地方政府によるより厳しい規制政策の保護
- ・ プラスチック生産施設の新規建設の一時停止と影響評価の実施

出所：PUBLIC LAW (2020.12) SAVE OUR SEAS 2.0 ACTより作成

【米国】マイクロビーズ除去海域法（The Microbead-Free Waters Act）概要

- 米国については、すでに複数の州において、マイクロビーズを含むパーソナルケア製品の販売及び製造が禁止されていたが、2015年12月28日、連邦法である「連邦食品、医薬品及び化粧品法（Federal Food, Drug, and Cosmetic Act）」を改正するかたちで「マイクロビーズ除去海域法（The Microbead-Free Waters Act）」が制定された。

項目	概要
規制背景	• 洗顔や歯磨きによって、微小なマイクロビーズが排水溝に流れ落ち、下水処理システムでろ過されずに水環境中へ流出し、生物が誤飲してしまう可能性がある（マイクロビーズが人間の健康に悪影響をもたらす証拠はない）。 • いくつかの州ではすでにマイクロビーズを含む製品を禁止しており、全国的に適用可能な連邦法を制定する必要がある。
規制対象とするMPsの定義	• 粒径5mm未満で人体またはその一部を洗淨する目的で意図的に添加された固体プラスチック粒子
規制対象製品	• マイクロビーズを含む<u>リンスオフ化粧品</u>（歯磨き粉含む）
開始年月、規制内容	• 2017年7月1日：対象製品の製造禁止 • 2018年7月1日：州際通商への導入または引渡し禁止 • 2018年7月1日：一般医薬品のリンスオフ化粧品の製造禁止 • 2019年7月1日：一般医薬品のリンスオフ化粧品の州際通商への導入または引渡し禁止

出所：AUTHENTICATED U.S. GOVERNMENT INFORMATION (2015.12) One Hundred Fourteenth Congress of the United States of America H. R. 1321、
 U.S. FOOD & DRUG ADMINISTRATION (2015.12) The Microbead-Free Waters Act: FAQs (U.S. Food and Drug Administration)、
 法政論叢 (2019) マイクロプラスチック規制の国際動向—横大道・和泉田より作成

【米国】マイクロビーズ除去海域法（The Microbead-Free Waters Act）原文

プラスチックのマイクロビーズを故意に加えた洗い流すタイプの化粧品の製造、及び州際通商への導入又は導入のための引渡しを禁止するために、連邦食品、医薬品及び化粧品法（Federal Food, Drug, and Cosmetic Act）を修正する。この法律は、召集されたアメリカ合衆国の上院及び下院の連邦議会によって制定される。

【第1条】略称

この法律は、“2015年マイクロビーズ除去海域法”としてこれを引用することができる。

【第2条】プラスチックのマイクロビーズを含んだ洗い流すタイプの化粧品の販売又は流通の禁止

（a）総則

連邦食品、医薬品及び化粧品法331条（21 U.S.C. 331）は、その最後尾に以下を付加する修正を加えるものとする。

1. プラスチックのマイクロビーズを故意に加えた洗い流すタイプの化粧品の製造若しくは州際通商への導入又は導入のための引渡し。

2. このパラグラフにおいて、

A) 「プラスチックのマイクロビーズ」という語は、5ミリメートル未満の大きさで、人間の体又は他の部位の角質をとること又は洗浄することを目的に利用される、固形のプラスチック粒子を意味し、

B) 「洗い流すタイプの化粧品」には、歯磨き粉も含む。

（b）適用

1. 総則（a）項による修正は、

A) 製造に関しては2017年7月1日から、州際通商への導入又は導入のための引渡しに関しては2018年7月1日から適用される。

B) （A）に関わらず、処方箋なしで購入可能な一般医薬品である洗い流すタイプの化粧品の場合には、製造に関しては2018年7月1日から、州際通商への導入又は導入のための引渡しに関しては2019年7月1日から適用される。

2. 処方箋なしで購入可能な一般医薬品 本項の目的に照らし、「処方箋なしで購入可能な一般医薬品」という語は、連邦食品、医薬品及び化粧品法503（b）（1）条の適用を受けない医薬品を意味する。

C) 州法に対する専占

いかなる州又は州の政治的下部組織も、（（a）項によって追加された連邦食品、医薬品及び化粧品法301条（ddd）項で定義される）プラスチックのマイクロビーズを含んだ洗い流すタイプの化粧品の製造若しくは州際通商への導入又は導入のための引渡しに関して、直接又は間接を問わず、（b）項に基づき適用されることになる301条（ddd）項による制限とは異なる制限を、いかなる権限の下でも制定してはならず、又は既に発効している制限を継続してはならない。

D) 解釈準則

この法律（又はこの法律による修正）のいかなる部分も、（連邦食品、医薬品及び化粧品法201条（21 U.S.C. 321）で定義される用語としての）化粧品ではない薬品（drugs）に関しても適用されると解釈してはならない。

【米国】メイン州

- 米国の各州は独自にマイクロビーズに関する州法を規定している。次ページより、メイン州、イリノイ州、コロラド州、カリフォルニア州、インディアナ州、メリーランド州、ニュージャージー州、コネティカット州、ニューヨーク州、ウィスコンシン州、ミシガン州、ミネソタ州、ワシントン州の州法の概要を示す。

州	根拠法案 (成立前、案を含む)	規制開始年月	規制行為	規制対象とするマイクロプラスチック/ マイクロビーズの定義	規制対象製品 (ECHAの分類)		
					①洗浄目的のリン スオフ化粧品	②洗浄目的以外の リンスオフ化粧品	③リープオン化粧品
メイン州 	An Act To Prohibit Synthetic Plastic Microbeads in Personal Care Products and Over-the-counter Drugs*	2017年12月31日	マイクロビーズを含むパーソナルケア製品の製造禁止 (一般医薬品除く)	粒径5mm未満で、意図的に添加された非生分解性の固体プラスチック粒子	○		
		2018年12月31日	マイクロビーズを含むパーソナルケア製品の販売禁止 (一般医薬品除く)				
		2018年12月31日	マイクロビーズを含む一般医薬品の製造禁止				
		2019年12月31日	マイクロビーズを含む一般医薬品の販売禁止				

出所：DIRIGO MAINE (2015.1) 127th MAINE LEGISLATURE FIRST REGULAR SESSION-2015 S.P. 33より作成

【米国】イリノイ州

州	根拠法案 (成立前、案を含む)	規制開始年月	規制行為	規制対象とするマイクロプラスチック/マイクロビーズの定義	規制対象製品 (ECHAの分類)		
					①洗浄目的 のリンソフ化粧品	②洗浄目的 以外のリンソフ化粧品	③リープオン 化粧品
イリノイ州 	Public Act 098-0638 (SB2727 Enrolled) *	2017年12月31日	マイクロビーズを含むパーソナルケア製品の製造禁止（一般医薬品除く）	粒径5mm未満で、意図的に添加された非生分解性の固体プラスチック粒子	○		
		2018年12月31日	マイクロビーズを含むパーソナルケア製品の販売禁止（一般医薬品除く）				
		2018年12月31日	マイクロビーズを含む一般医薬品の製造禁止				
		2019年12月31日	マイクロビーズを含む一般医薬品の販売禁止				

出所：Public Act 098-0638 SB2727 Enrolled Be it enacted by the People of the State of Illinois, represented in the General Assemblyより作成

【米国】コロラド州

州	根拠法案 (成立前、案を含む)	規制開始年月	規制行為	規制対象とするマイクロプラスチック/マイクロビーズの定義	規制対象製品 (ECHAの分類)		
					①洗浄目的 のリンソフ化粧品	②洗浄目的 以外のリンソフ化粧品	③リープオン 化粧品
コロラド州 	HOUSE BILL 15-1144*	2018年1月1日	マイクロビーズを含むパーソナルケア製品の製造禁止（一般医薬品除く）	意図的に添加された、生分解性のない、大きさが5mm未満の固形プラスチック粒子	○		
		2019年1月1日	マイクロビーズを含むパーソナルケア製品の販売禁止（一般医薬品除く）				
		2020年1月1日	マイクロビーズを含む一般医薬品の販売禁止				

出所：HOUSE BILL 15-1144 Prohibit Plastic Microbeads Personal Care Products HB 15-1144 Colorado House Billより作成

【米国】カリフォルニア州

州	根拠法案 (成立前、案を含む)	規制開始年月	規制行為	規制対象とするマイクロプラスチック/マイクロビーズの定義	規制対象製品 (ECHAの分類)		
					①洗浄目的の リンスオフ化粧品	②洗浄目的以外のリ ンスオフ化粧品	③リープオン 化粧品
カリフォルニア州 	Assembly Bill No. 888*	2020年1月1日	マイクロビーズを含むパーソナルケア製品の販売禁止 (一般医薬品除く)	すべての寸法が5mm以下の意図的に添加された固体プラスチック粒子	○		

出所 : Assembly Bill No. 888 (2015.10) An act to add Chapter 5.9 (commencing with Section 42360) to Part 3 of Division 30 of the Public Resources Code, relating to waste management.より作成

【米国】インディアナ州

州	根拠法案 (成立前、案を含む)	規制開始年月	規制行為	規制対象とするマイクロプラスチック /マイクロビーズの定義	規制対象製品 (ECHAの分類)		
					① 洗浄目的の リンスオフ化粧品	② 洗浄目的以外の リンスオフ化粧品	③ リープオン化粧品
インディアナ州 	HOUSE ENROLLED ACT No. 1185*	2017年12月31日	マイクロビーズを含むパーソナルケア製品の製造禁止 (一般医薬品除く)	以下の固体プラスチック粒子 ✓ 最大粒径が5mm未満 ✓ 非生分解性 ✓ 洗浄、剥離を目的としている ✓ 洗い流す	○		
		2018年12月31日	マイクロビーズを含むパーソナルケア製品の販売禁止 (一般医薬品除く)				
		2018年12月31日	マイクロビーズを含む一般医薬品の製造禁止				
		2019年12月31日	マイクロビーズを含む一般医薬品の販売禁止				

出所：TrackBill (2015) Indiana HB1185 Synthetic plastic microbeads.より作成

【米国】メリーランド州

州	根拠法案 (成立前、案を含む)	規制開始年月	規制行為	規制対象とするマイクロプラスチック/ マイクロビーズの定義	規制対象製品 (ECHAの分類)		
					①洗浄目的 のリンソフ 化粧品	②洗浄目 的以外のリン ソフ化粧品	③リープオン 化粧品
メリーランド州 	Chapter 409 2015 LAWS OF MARYLAND HOUSE BILL 216	2017年12月31 日	マイクロビーズを含む パーソナルケア製品の 製造禁止（一般医 薬品除く）	以下の性質を有する非生分解性の固 体プラスチック粒子 ✓ 大きさが5mm未満 ✓ 洗い流すタイプのパーソナルケア 製品に含まれ、角質除去やク レンジングの目的で使用される 【生分解性の定義】 ① 海洋環境で分解 ② 下水処理プロセスにあたっては、 局の定める以下の指針に沿って 行う ✓ ASTM ✓ OECD ✓ ISO ✓ その他	○		
		2018年12月31 日	マイクロビーズを含む パーソナルケア製品の 販売禁止（一般医 薬品除く）				
		2018年12月31 日	マイクロビーズを含む 一般医薬品の製造 禁止				
		2019年12月31 日	マイクロビーズを含む 一般医薬品の販売 禁止				

出所：LAWRENCE J. HOGAN, JR., Governor Chapter 409 House Bill 216より作成

【米国】ニュージャージー州

州	根拠法案 (成立前、案を含む)	規制開始年月	規制行為	規制対象とするマイクロプラスチック/マイクロビーズの定義	規制対象製品 (ECHAの分類)		
					① 洗 浄 目 的のリンソ フ化粧品	②洗浄目 的以外の リンソフ 化粧品	③リープ オン化粧 品
ニュージャージー州 	ASSEMBLY, No. 981 STATE OF NEW JERSEY 219th LEGISLATURE	2018年1月1日	マイクロビーズを含むパーソナルケア製品の製造禁止 (一般医薬品除く)	意図的気に加えられた生分解性のない固体プラスチック粒子で、大きさが5mm未満であり、剥離・洗浄目的の洗い流し製品に用いられているもの	○		
		2019年1月1日	マイクロビーズを含むパーソナルケア製品の販売禁止 (一般医薬品除く)				
		2020年1月1日	マイクロビーズを含む一般医薬品の製造禁止				
		2022年1月1日	マイクロビーズを含む一般医薬品の販売禁止				

出所 : ASSEMBLY, No. 981 STATE OF NEW JERSEY 219th LEGISLATURE PRE-FILED FOR INTRODUCTION IN THE 2020 SESSIONより作成

【米国】コネティカット州

州	根拠法案 (成立前、案を含む)	規制開始年月	規制行為	規制対象とするマイクロプラスチック/マイクロビーズの定義	規制対象製品 (ECHAの分類)		
					① 洗浄目的の リンスオフ化粧品	② 洗浄目的以外の リンスオフ化粧品	③ リープオン化粧品
コネティカット州 	Senate Bill No. 1502*	2017年12月31日	マイクロビーズを含むパーソナルケア製品の製造禁止 (一般医薬品除く)	角質除去またはクレンジングに使用され、体を洗い流す際に、シンクに廃棄されて排水溝にたまるもの、サイズが5mm以下の意図的に添加された固体プラスチック粒子	○		
		2018年12月31日	マイクロビーズを含むパーソナルケア製品の販売禁止 (一般医薬品除く)				
		2018年12月31日	マイクロビーズを含む一般医薬品の製造禁止				
		2019年12月31日	マイクロビーズを含む一般医薬品の販売禁止				

出所 : State of Connecticut Senate Bill No. 1502 June Special Session, Public Act No. 15-5より作成

【米国】ニューヨーク州

州	根拠法案 (成立前、案を含む)	規制開始年月	規制行為	規制対象とするマイクロプラスチック/ マイクロビーズの定義	規制対象製品 (ECHAの分類)		
					① 洗浄目的の リンスオフ化粧品	② 洗浄目的以外の リンスオフ化粧品	③ リープオン化粧品
ニューヨーク州 	4403--A	2017年12月31日	マイクロビーズを含むパーソナルケア製品の製造禁止 (一般医薬品除く)	粒径5mm以下の意図的に添加されたプラスチック粒子であり、洗い流し製品の洗浄や剥離目的で用いられているもの、環境中で完全分解しないもの	○		
		2018年12月31日	マイクロビーズを含むパーソナルケア製品の販売禁止 (一般医薬品除く)				
		2018年12月31日	マイクロビーズを含む一般医薬品の製造禁止				
		2019年12月31日	マイクロビーズを含む一般医薬品の販売禁止				

出所：STATE OF NEW YORK (2021.4) S04403 2021-2022 Regular Sessions IN SENATEより作成

【米国】ウィスコンシン州、ミシガン州

州	根拠法案 (成立前、案を含む)	規制開始年月	規制行為	規制対象とするマイクロプラスチック/マイクロビーズの定義	規制対象製品 (ECHAの分類)		
					① 洗 浄 目 的 の リ ン ス	② ス 洗 浄 目 的 の 以 外 の リ	③ リ ー プ オ ン 化 粧 品
ウィスコンシン州 	2015 WISCONSIN ACT 43*	2017年12月31日	マイクロビーズを含むパーソナルケア製品の製造禁止（一般医薬品除く）	洗い流すことを目的とした製品の中で、剥離またはクレンジングに使用される、最大寸法が5mm未満の意図的に添加された非生分解性の固体プラスチック粒子	○		
		2018年12月31日	マイクロビーズを含むパーソナルケア製品の販売禁止（一般医薬品除く）				
		2018年12月31日	マイクロビーズを含む一般医薬品の製造禁止				
		2019年12月31日	マイクロビーズを含む一般医薬品の販売禁止				
ミシガン州 	HOUSE BILL No. 4345**	2017年12月31日	マイクロビーズを含むパーソナルケア製品の製造禁止（一般医薬品除く）	意図的に加えられた5mm未満の固体プラスチック粒子	○		
		2018年12月31日	マイクロビーズを含むパーソナルケア製品の販売禁止（一般医薬品除く）				
		2018年12月31日	マイクロビーズを含む一般医薬品の製造禁止				
		2019年12月31日	マイクロビーズを含む一般医薬品の販売禁止				

出所：Wisconsin Legislature: (2015.7) 2015 Wisconsin Act 43、
Michigan Legislature (2015.5) HOUSE BILL No. 4345より作成

【米国】ミネソタ州、ワシントン州

州	根拠法案 (成立前、案を含む)	規制開始年月	規制行為	規制対象とするマイクロプラスチック/マイクロビーズの定義	規制対象製品 (ECHAの分類)		
					① 洗浄目的の化粧品	② 洗浄目的以外の化粧品	③ リーポオン化粧品
ミネソタ州 	HF 834	2017年12月31日	マイクロビーズを含むパーソナルケア製品の製造禁止（一般医薬品除く）	意図的に添加された非生分解性の粒径5mm未満の固体プラスチック粒子であり、洗浄・剥離目的で洗い流すもの	○		
		2018年12月31日	マイクロビーズを含むパーソナルケア製品の販売禁止（一般医薬品除く）				
		2018年12月31日	マイクロビーズを含む一般医薬品の製造禁止				
		2019年12月31日	マイクロビーズを含む一般医薬品の販売禁止				
ワシントン州 	SENATE BILL 5609	2018年1月1日	マイクロビーズを含むパーソナルケア製品の製造禁止	粒径5mm未満で、洗い流し製品の剥離またはクレンジングに使用される、意図的に添加された非生分解性の固体プラスチック粒子	○		
		2020年1月1日	マイクロビーズを含む一般医薬品の販売禁止				
		2020年1月1日	マイクロビーズを含む一般医薬品の製造禁止				

出所：Minnesota Legislature HF 834 as introduced - 89th Legislature (2015 - 2016) Posted on 05/07/2015 10:11am、
State of Washington (2015.1) SENATE BILL 5609 64th Legislature 2015 Regular Sessionより作成

【英国】マイクロプラスチックの規制

- 身体の安全を脅かすものとして証明されていない物質に対してはEnvironmental Protection Act（環境保護法）により規制できるというルールを採用しており、マイクロビーズを含むリンスオフ化粧品の製造、供給を禁止行為に追加している。

項目	概要
規制対象とするMPsの定義	• 粒径5mm以下の不溶性の固体プラスチック粒子
規制対象製品	• マイクロビーズを含むリンスオフ化粧品。人体の部位に適用され、洗浄を目的とした物質・混合物であり、使用完了時点で水で洗い流すもの。
開始年月、規制内容	• イングランド2018年1月9日から製造、2018年6月19日から販売禁止 • ウェールズ 2018年6月30日から製造及び販売禁止 • スコットランド2018年6月19日から製造及び販売禁止 • 北アイルランド2019年3月11日から製造及び販売禁止

出所：Environmental Protection Act 1990 (c.43)、
 STATUTORY INSTRUMENTS (2017.12) 2017 No. 1312 ENVIRONMENTAL PROTECTION, ENGLAND、
 WELSH STATUTORY INSTRUMENTS (2018.6) 2018 No. 760 (W. 151) ENVIRONMENTAL PROTECTION, WALES、
 SCOTTISH STATUTORY INSTRUMENTS (2018.6) 2018 No. 162 ENVIRONMENTAL PROTECTION Scotland、
 STATUTORY RULES OF NORTHERN IRELAND (2019.5) 2019 No. 18 ENVIRONMENTAL PROTECTION Northern Ireland-より作成

【仏】使い捨てプラスチックの規制（1/2）

- ①循環経済のロードマップ、②海洋におけるゼロプラスチック行動計画を総合計画とし、循環経済法、エネルギー転換法、環境法典を基本法として規制される。

■ プラスチック袋の使用禁止

2015年7月に成立した「グリーン成長のためのエネルギー転換法***」の75条（LOI n° 2015-992 du 17 août 2015 relative à la transition énergétique pour la croissance verte (1)）により、2016年7月以降、厚さ50μm未満の使い捨てプラスチックレジ袋の使用を禁止。

環境汚染につながる使い捨てプラスチック製品の削減を目的とし、2016年1月1日からの施工を目指していたが、欧州委員会がフランスの国内規制としての同政令が欧州単一市場において問題とならないか、政府と協議の継続を希望したため、同政令の公布が遅れていた。

- 厚さ50μm未満のプラスチック製レジ袋（バイオマス素材も対象）（2016年7月以降）
 - 対象外：厚さ50μm以上で、かつ、再利用可能なプラスチック袋もしくは紙や繊維等のプラスチック以外の素材の袋
 - ばら売り用の野菜・果物袋等、レジ袋以外のプラスチック袋（2017年1月以降）
 - 対象外：一定以上のバイオマス割合（※）、かつ家庭で堆肥化可能なプラ袋
- ※バイオマス割合は段階的に引上げ(2017年：30%、2018年：40%、2020年：50%、2025年：60%～)

【仏】使い捨てプラスチックの規制（2/2）

■ 使い捨てプラスチック食品容器等の禁止令

2015年8月に、プラスチック製カップ、グラス、および皿を禁止（バイオマス素材かつ家庭でたい肥化可能なプラスチックは対象外）する法律を公布、2020年1月より施行。

施行日	概要	規制対象外
2020年1月1日	カップ、グラス、皿の提供 対象者：自身の経済活動のために有償もしくは無償で対象物を提供、使用、配布、もしくは国内市場に初めて流通させる個人及び法人	2021年7月2日まで、製品の全体もしくは一部にバイオマス素材を 50% 以上使用しており、かつ家庭で堆肥化可能な製品（2025 年 1 月 1 日から 60%に引き上げ）
2020年1月1日	学校食堂での飲料水ボトル使用禁止（食品法第28条対象製品）	
2021年1月1日	ストロー（医療用を除く）、カトラリー、ステーキ用の旗、飲料容器の蓋、食品トレイ、アイスクリーム容器、サラダボウル、堆肥可能なカップで特に発砲スチロール製のカップ、マドラー、イベントで無料で提供されるボトル、紙吹雪とスパンコール、風船の棒、酸化分解性プラスチック（添加剤を含むプラスチック材料）で作られたすべてのオブジェクト、プラ製綿棒（医療目的ではない綿棒）の禁止	2021年7月2日まで、製品の全体もしくは一部にバイオマス素材を 50% 以上使用しており、かつ家庭で堆肥化可能な製品
2022年1月1日	- 重さ1.5kg未満の果物と野菜のプラスチック包装の禁止 - プレス出版物や広告を発送する際のプラスチック包装、お茶やハーブティバッグの碑文改正プラスチック包装の販売、メニューの一部として子供に提供されるプラスチック製のおもちゃの提供、果物や野菜に非生分解性及び非堆肥化ラベルを直接貼り付けることを禁止	2022年 1 月 1 日より前に生産または輸入された果物や野菜の包装材の廃棄を許可するために、6 か月の許容期間
2025 年 1 月以降	教育機関及び児童施設の食堂におけるプラスチック製の調理用容器・食品容器の使用禁止（食品法第28条対象製品）	住民が 2000 名以下の小規模な地区の施設においては、2028 年 1 月以降の適用

出所：République Française. (2022) LOI n° 2015-992 du 17 août 2015 relative à la transition énergétique pour la croissance verte (1).
 MINISTÈRE DE L'ÉCONOMIE DES FINANCES ET DE LA SOUVERAINETÉ INDUSTRIELLE ET NUMÉRIQUE (2022.6) Entreprises : quels produits en plastique à usage unique vous sont interdits ?より作成

【仏】マイクロプラスチックの規制

- MPsに関連する法案としては①環境法典第L.541-10-5条のIIIの第3サブパラグラフの実施規定を規定した、MPsの使用等の禁止に係る政令# 2017-291、②プラスチックリサイクル100%を2025年までに達成することを目標とした種々の規程を含む循環経済法が挙げられる。

1. 規制対象とするマイクロプラスチック/マイクロビーズの定義

プラスチック材料の全部または一部で構成され、熱間成形プロセスによって得られた、任意の固体粒子、特にサイズが5mm未満の微粒子

2. 規制対象製品

マイクロプラスチックを0.01%重量以上の濃度で含有する物質または混合物

3. 移行期間

製品により、移行期間が設けられる。

No.	対象製品	移行期間
a	プラスチック微粒子を含む角質除去または洗浄用のリンスオフ化粧品（天然素材は除外）	なし
b	医療用資材	2024年1月1日以降
c	a以外のリンスオフ化粧品	2026年1月1日以降
d	2019年8月22日にECHAが示したその他の製品	2027年1月1日以降

4. 適用除外

用途により、適用除外が設けられる。

- A) 工業用地内での使用
- B) 医薬品製造時の使用
- C) ライフサイクルを通じて環境放出が制限されている製品又は焼却される廃棄物あるいは有害物として処分される廃棄物中のもの
- D) 使用後に樹脂の機能を恒久的に消失するような製品
- E) 使用中に固相からマイクロプラスチックが放出されることのない製品

【カナダ】使い捨てプラスチックの規制

- **使い捨てプラスチック禁止規則（Single-use Plastics Prohibition Regulations: SOR/2022-138）**
 レジ袋、ナイフ・フォーク・スプーン類、リサイクル困難な外食の持ち帰り用の容器、缶ボトル携帯用リング、かき混ぜ棒、ストロー（医療上などの一部例外あり）の6商品分野への使い捨てプラスチック使用が禁止される。
 製造や輸入は2022年12月20日、販売は2023年12月20日、輸出は2025年12月20日付で禁止
- ノバスコシア州やプリンス・エドワード・アイランド州、ニューファンドランド・ラブラドル州では、既にレジ袋の使用禁止が始まるなど、連邦の対応が待たれていた。

対象製品	カナダでの製造 および販売のための輸入	販売	製造・輸入 ・輸出版売
レジ袋、カトラリー、外食の持ち帰り用容器、かき混ぜ棒、ストロー（医療上などの一部例外あり）	2022 年 12 月 20 日	2023 年 12 月 20 日	2025 年 12 月 20 日
缶ボトル携帯用リング	2023 年 6 月 20 日	2024 年 6 月 20 日	2025 年 12 月 20 日
飲料容器と一緒に包装された曲がるストロー	なし	2024 年 6 月 20 日	2025 年 12 月 20 日

出所：Government of Canada（2022.6）Single-use Plastics Prohibition Regulations: SOR/2022-138より作成

【カナダ】マイクロプラスチックの規制

1. 規制背景

カナダ環境保護法（CEPA）の有害物質リストにマイクロビーズが追加され、2017年トイレタリー製品の規制がCanada Gazette Part IIに掲載された。

2. 規制対象とするマイクロプラスチック/マイクロビーズの定義

サイズが5mm以下のプラスチック粒子

3. 規制対象製品

クレンジングまたは衛生のための個人の髪、肌、歯、または口腔ケア製品を意味し、角質除去剤、および自然健康製品規則で定義されている自然健康製品または非処方薬でもある製品

4. 開始年月、規制内容

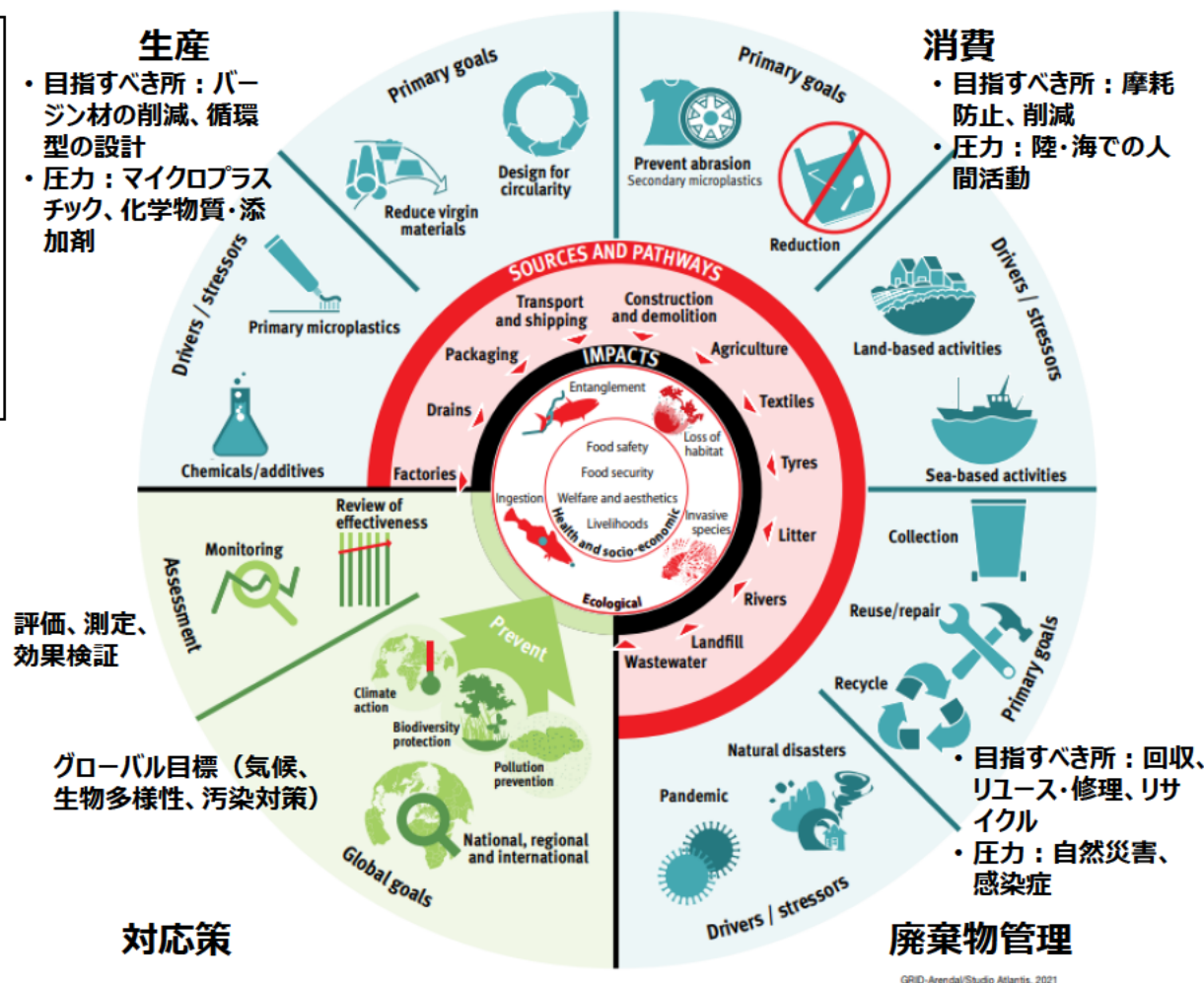
No.	規制対象	規制開始
a	マイクロビーズを含むトイレタリー（自然健康製品または一般用医薬を除く）の製造および輸入	2018年1月1日
b	自然健康製品または非処方薬の製品の製造および輸入	2018年7月1日
c	マイクロビーズを含むトイレタリー（自然健康製品または一般用医薬を除く）の販売	2018年7月1日
d	自然健康製品または非処方薬の製品の販売	2019年7月1日

5. 適用除外

- 食品医薬品規則のセクション A.01.010 の意味する処方薬
- カナダを通過し、カナダ国外の場所からカナダ国外の別の場所に移動する場合

(参考) 海洋プラスチックとライフサイクル段階の施策との関連整理

- UNEPでは**生産・消費・廃棄物管理の各段階**でどのような**施策が海洋プラスチック対策に資するかを整理**。
- 例えば、生産段階においては、バージン材の削減や循環型の設計、消費段階では製品からの摩耗・流出や削減策、廃棄物管理においては回収、リユース・修理、リサイクルが重要であるとする。



海洋プラスチック対策に資する各国の施策・取組の整理

段階	UNEPの定義する 目指すべき方向性	細分化	日本	EU	米国	英国	フランス	その他（カナダ、ドイツ、オランダ）
①生産 段階	バージン材の削減	SUP規制	- プラスチック資源循環戦略/新法（12製品の使用の合理化） - レジ袋有料化	- 使い捨てプラスチック（SUP）指令 - レジ袋規制（廃止や有料化により使用量削減目標）	- 使い捨てプラスチック製品の段階的な廃止（Save our seas） - レジ袋有料化（Save our seas）	- レジ袋有料化 - プラスチック製カトラリー有料化等	- 環境表示 - 市場に投入されるリユース容 器の最低比率 - リユース可能なカトラリーへの 変更義務 - プラスチック製カトラリー提供 禁止	- プラスチック製カトラリー有料 化（独） - 使い捨てプラスチック規制 （蘭、加）
		マイクロプラスチック （MPs）規制		- 意図的MPs規制 - 非意図的MPs規制	意図的MPs規制（マイクロ ビーズ除去海域法）	意図的MPs規制	- プラスチック製造工場でのマ イクロプラスチック回収フィル ターの設置 - 新しい洗濯機にプラスチック 製のマイクロファイバーフィル ターを追加	意図的MPs規制（加）
		リサイクル材の利用		再生材利用率目標（PET ボトル）		プラスチック容器包装税（再 生材は課税対象外）	包装材における再生材の含 有基準	
	循環型の設計	リユース・リサイクルし やすい設計 など		エコデザインにおける循環性 要件の追加				
②消費 段階	摩耗防止	タイヤ、繊維等		非意図的MPs規制	繊維状MPs流出防止のた め、洗濯機へのフィルター設 置（カルフォルニア）			
	使用の削減	SUP規制	レジ袋有料化	SUP指令	プラスチック製カトラリー有料 化等（Save our seas）	プラスチック製カトラリー有料 化等		使い捨てプラスチック規制 （独、加、蘭）
③廃棄 物管理 段階	回収	廃棄物回収	容リ法での回収（PETボトル、 プラスチック製容器包装）	- EPR（SUP指令） - プラスチック容器包装廃棄物 の分別回収義務強化 - 分別回収率の目標	拡大生産者責任の導入 （Save our seas）	- 拡大生産者責任 - デポジット制度の導入	- 拡大生産者責任 - スーパーにおけるプラスチック 容器包装の回収ボックス設 置	- 拡大生産者責任 - デポジット制度拡大（独） - 有機廃棄物からのプラスチ ック除去（独）
		海洋ごみ回収	自治体回収（海岸清掃）					
	リユース・修理			リユースの目標設定（検討 段階）				
	リサイクル		容リ法での再商品化	- リサイクルの目標引き上げ - リサイクルされない廃プラ量に 応じた資金拠出（Plastics own resource）				
④対応 策	評価、測定、効果検 証	実測調査	MPsモニタリング調査（ガイド ライン整備）	MPsのモニタリング整備 （EMODnet）	MPsのモニタリング整備 （NOAA）			
		政策効果測定						
	グローバル目標（気 候、生物多様性、汚 染対策）	情報共有、ベストプ ラクティス共有	MPs対策のベストプラクティス 公表	環境影響表示（SUP指 令）	環境表示（リサイクル方法、 堆肥化可能性）			
		国家間連携	パーゼル法	廃棄物指令（廃プラの輸出 規制）	途上国への輸出禁止 （Save our seas）			
		官民連携						

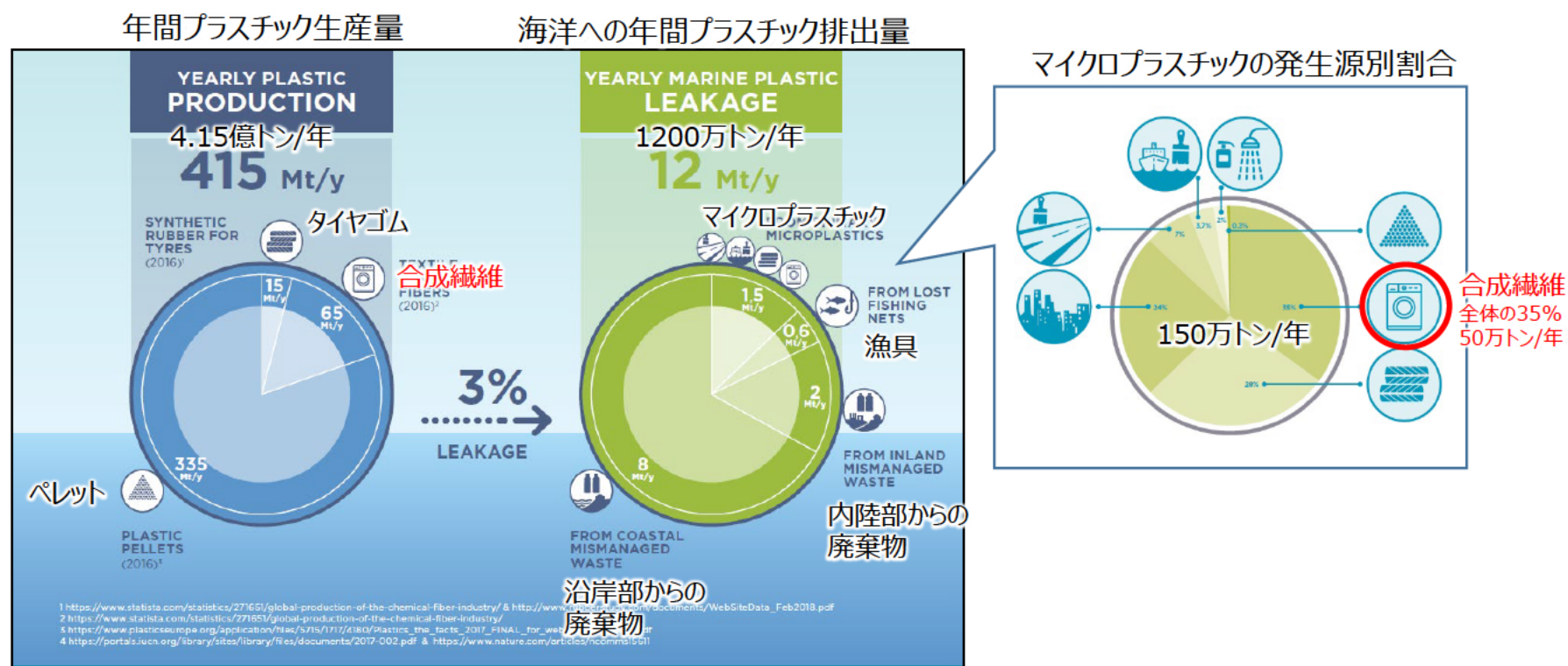
③国際交渉で議論となる科学的知見の整理

- 発生源に関する情報
- 生分解性プラスチックに関する情報
- ライフサイクルごとの環境排出量に関する情報

発生源ごとの海洋プラスチック流出量の推計

- IUCN（国際自然保護連合）によると、世界で年間約1200万トンのプラスチックが海洋へ流出しており、その中でマイクロプラスチックが占める割合は150万トン、さらにその中で繊維状マイクロプラスチックは35%を占めており、毎年約50万トンが海洋へ排出されると推計されている。
- 繊維状マイクロプラスチックは主に、繊維製品の製造段階や消費者に渡った後の洗濯段階で発生する。下水道が整備されている地域では、繊維状マイクロプラスチックを含む排水は下水処理場で処理される。しかし、高度な処理を行ったとしても完全に除去することは困難であり、その一部は海洋に流出してしまう可能性がある。

世界の海洋へのプラスチック流出量



(繊維) 繊維状マイクロプラスチックの流出量の推計

- UNEPは世界各国からの繊維状MPsの海洋流出量を推計しており、日本は約3,000トン/年と報告されている。
- 推計方法は、（世界の年間繊維消費量）×（世界の年間消費量に占めるその国の割合）×（洗濯による排出係数）×（下水普及率）×（下水除去率）

Region	Regional distribution of plastic fibers for clothing	Absolute plastic microfiber amount from textiles [tonnes]	Share of wastewater treated in WWTP	Plastic microfiber removal in WWTP	Absolute microfibers amount lost [tonnes]
NAFTA (incl. rest of North America)	22%	107,880	74%	92.9%	35,487
Western Europe	9%	45,858	92%	94.9%	6,645
Japan	4%	17,612	90%	92.8%	3,173
Central Europe & CIS	6%	31,347	36%	95.2%	20,848
Asia (excl. Japan, India, and China)	12%	59,963	15%	88.8%	52,107
Africa	2%	8,628	3%	88.8%	8,402
Latin America & Caribbean	4%	19,849	33%	90.2%	14,109
Oceania	2%	10,277	77%	93.4%	2,973
India	14%	68,427	60%	88.8%	32,568
China	21%	102,655	33%	92.0%	72,138
Middle East	5%	24,868	38%	91.9%	16,247
Total		497,364			264,696

出所：UNEP (2018) Mapping of global plastics value chain and plastics losses to the environmentより作成

(繊維) マイクロファイバーコンソーシアムについて

- 近年では、個社単位ではなく業界単位（及びそれを構成するサプライチェーン全体）で繊維状MPsに対応しようとする動きが出てきている。
- マイクロファイバーコンソーシアム（TMC）は、2018年にナイキ、アディダス、プーマなどの海外アパレルメーカーが中心となり、繊維状MPsによる環境影響の最小化を目指して設立された。
- 製造プロセスや製品のライフサイクルにおいて、マイクロファイバーの流出を最小限に抑えるための実用的な解決策を開発を推進することを目的としている。

① 統合（Integrity）

- ✓ 国際的に承認された手法の開発（2019年11月に会員向けに公表）
- ✓ グローバルアライアンスの支援
- ✓ 政策の中核で使用できる方法

② 製品開発（Product Development）

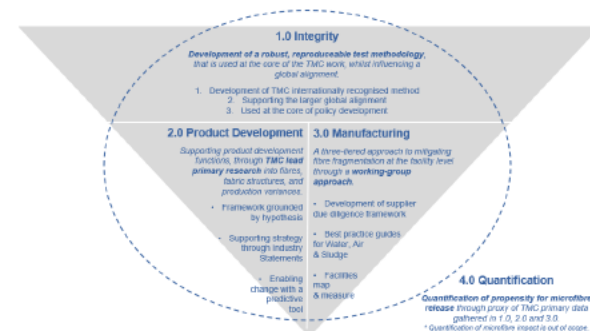
- ✓ 消費者レベルのマイクロファイバーの流出に関する基礎的な情報の取得

③ 製造（Manufacturing）

- ✓ 業界を超えた利害関係者グループの形成によって、製造レベルでマイクロファイバーの流出抑制を支援

④ 定量化（Quantification）

- ✓ 上記①～③の活動を通じて、マイクロファイバーの流出傾向の定量化
（※マイクロファイバー流出のインパクトの定量化はスコープの対象外）



出所：The Microfibre Consortiumより作成

(タイヤ摩耗片) 欧州委員会 排ガス新基準「Euro7」案 (1/2)

- 2022年11月10日、欧州委員会により、車両からの汚染物質の排出を削減し、空気質を改善するための新しい基準「Euro7」が提案された。
- 乗用車とバンおよび大型トラックとバスに対する排出規則が簡素化され、すべての自動車に対して単一の規則の下で排出制限するもの。
- 燃料の種類（ガソリン、ディーゼル、電気、代替燃料等）に関わらず、同じ制限が設けられる。

すべての乗用車とバン、トラックとバスに対して



ブレーキからの
排出制限



タイヤからのマイ
クロプラスチック
汚染に関する規則



車両はより長期に
わたる排ガス規制
に適合する必要あ
り



より効果的な排
出試験



コンプライアンス
のデジタルモニタ
リング



市場監視テストの
改善

内燃機関車に対して



燃料、技術に依
存しない排出制
限



追加的な汚染物
質の規制



より広い走行条件
での路上テスト

電気自動車、プラグインハイブリッド車に対して



バッテリー耐久性
要件

今後のスケジュール
新規則の発効日

- ・2025年7月1日：新しい小型車（自動車及びバン）
- ・2027年7月1日：新しい大型車（大型トラック及びバス）

(タイヤ摩耗片) 欧州委員会 排ガス新基準「Euro7」案 (2/2)

タイヤの摩耗速度の制限値 [g/1,000km]

タイヤのクラス 注4	C1タイヤ	C2タイヤ	C3タイヤ
ノーマルタイヤ	(未定)	(未定)	(未定)
スノータイヤ	(未定)	(未定)	(未定)
特殊用途タイヤ	(未定)	(未定)	(未定)

タイヤの摩耗についての基準

- タイヤの摩耗速度の制限値が設定されるようである。
- 走行距離1,000 km で失われるタイヤの質量 (g) を設定。

注4) タイヤのクラス分類は以下の通り (Regulation (EC) No 661/2009 および UN Regulation No 30より)。

【クラスC】

- C1 タイヤ：主にカテゴリ M1、N1、O1、O2 の車両用に設計されたタイヤ。
- C2 タイヤ：主にカテゴリ M2、M3、N、O3、O4 の車両用に設計されたタイヤで、単一編成の耐荷重指数が 121 以下で、速度カテゴリ記号が「N」以上。
- C3 タイヤ：主にカテゴリ M2、M3、N、O3、O4 の車両用に設計されたタイヤで、以下の負荷容量指数の何れかを備えるもの。
 - (i) 単一編成の耐荷重指数 ≤ 121 および速度カテゴリ記号 ≤ 「M」
 - (ii) 122 以上の単編成の耐荷重指数

※耐荷重指数 (load capacity index)：タイヤが運搬できる負荷を示す指数。

※速度カテゴリ記号 (speed category symbol)：タイヤが維持できる最高速度などによってカテゴリ分けされた記号。

出所：European Commission (2022.11) Commission proposes new Euro 7 standards to reduce pollutant emissions from vehicles and improve air quality, European Commission (2022.11) COM(2022) 586 final, 2022/0365 (COD), Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on type-approval of motor vehicles and engines and of systems, components and separate technical units intended for such vehicles, with respect to their emissions and battery durability (Euro 7) and repealing Regulations (EC) No 715/2007 and (EC) No 595/2009より作成

海洋生分解性プラスチックに関する認証（1/2）

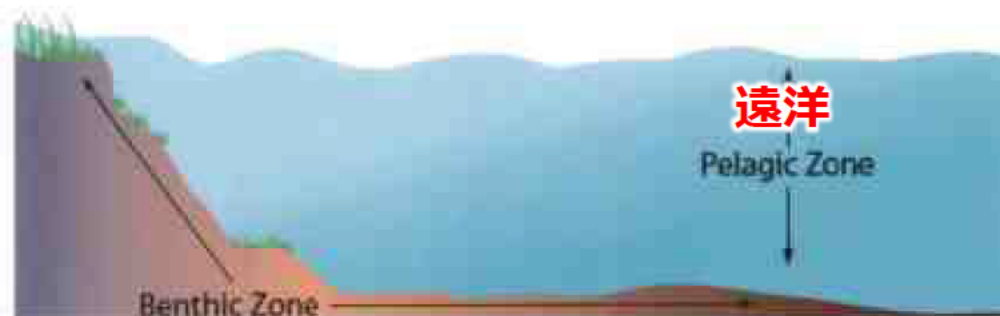
- 海等の水環境での生分解を評価する認証であり、海洋プラスチック問題（マイクロプラスチック問題）の解決が期待されている。生分解プラの認証で世界を牽引しているTÜV AUSTRIA の「OK Biodegradable MARINE」が代表的である。

認証名	認証機関	特徴・基準等
OK Biodegradable MARINE 	TÜV AUSTRIA	海水中で生分解が可能であり、そのコンポストが環境に安全(海洋生物の生育)であることを認証する ①化学特性 有害な重金属の含有量が規定値以下であること 有機物が50%以上であること ②生分解性 試験法：ASTM D7081 海水中（30℃）で、生分解が6カ月以内に90%以上になること ③崩壊性 海水中(30℃)で12週間以内で2mmのフルイパスが90%以上 ④生体毒性 試験法：OECD 202 培養液に0.1%濃度の資料を添加し3カ月の養生し、そのた養生液でミジンコを48h培養し、ミジンコの活性を測定
OWS	OWS (organic waste systems)	試験法：ASTM D6691 測定試料（粉砕品）を海水中に投入し、28 日間で生分解度90%以上

出所：Bio Innovation Service SAS（2022.2）Cost-benefit analysis of policy measures reducing unintentional release of microplasticsより作成

海洋生分解性プラスチックに関する認証（2/2）

- ベルギーに本社を置く認証機関、TÜV AUSTRIAによる認証。海洋以外にもコンポスト、土壌条件下での生分解を認証している（海洋は2015年より認証開始）。
- 海洋の中でも特に遠洋域（pelagic zone）での分解を想定しており、生分解の条件は「分離した海洋微生物または自然海水を用い、6か月以内に、試験材料の90%が水と二酸化炭素に分解すること」



試験項目	仕様	試験法
崩壊度	2.5カ月後、試験材料の90%が2mm角のふるいを通過すること。	ASTM D7081
生分解	分離した海洋微生物または自然海水(30℃)*を用い、6か月以内に、試験材料の90%が水と二酸化炭素に分解すること。	ASTM D6691 OECD 203
生体毒性	試験材料の分解物が、水生生物（無脊椎動物、ミジンコ、魚、藻類、ラン藻類）に悪影響を及ぼさないこと。	OECD 201,202,203
重金属とフッ素の含有量	EN 13432に規定する重金属とフッ素の上限値を超えないこと。コバルトの上限値を追加。	EN 13432 + Co

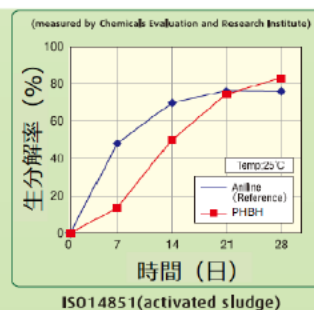
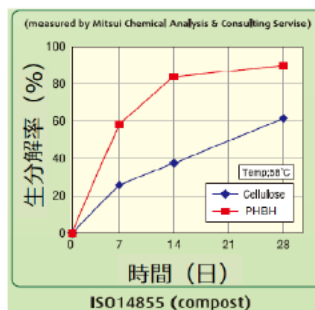
出所：JBPA（2016）生分解性プラスチックの現状と課題より作成

海洋生分解性プラスチックの分解性に関する情報

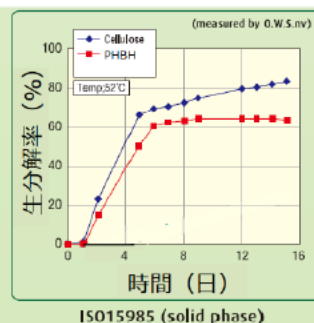
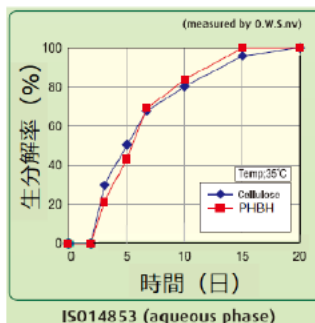
- カネカの生分解性ポリマー-PHBHと三菱ケミカル 生分解性樹脂コンパウンド FORZEAS™（フォゼアス）の生分解性を下記に示す。海水中(30℃)で、生分解度が 6 ヶ月以内に 90%以上になる「OK Biodegradable MARINE」の認証取得済み。

カネカ 生分解性ポリマー-PHBH

好気性
条件



嫌気性
条件



三菱ケミカル 生分解性樹脂コンパウンド FORZEAS™

【評価概要】

試験方法

国際基準 ISO に準拠した試験を第三者機関にて実施

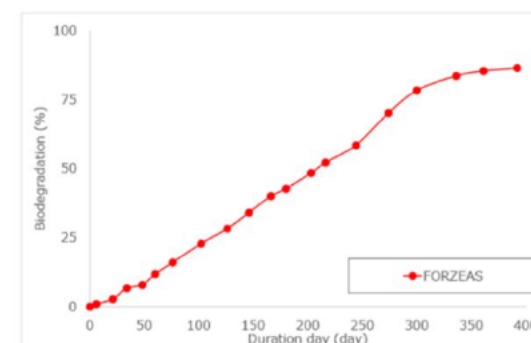
試験対象

FORZEAS™ (BioPBST™を使用した樹脂コンパウンド) で製膜した厚さ 25 ミクロンのフィルム (試料提供: 株式会社キラックス)

結果

1 年間で約 90%の分解を確認

生分解度の推移



フィルムが分解されていく様子



開始時

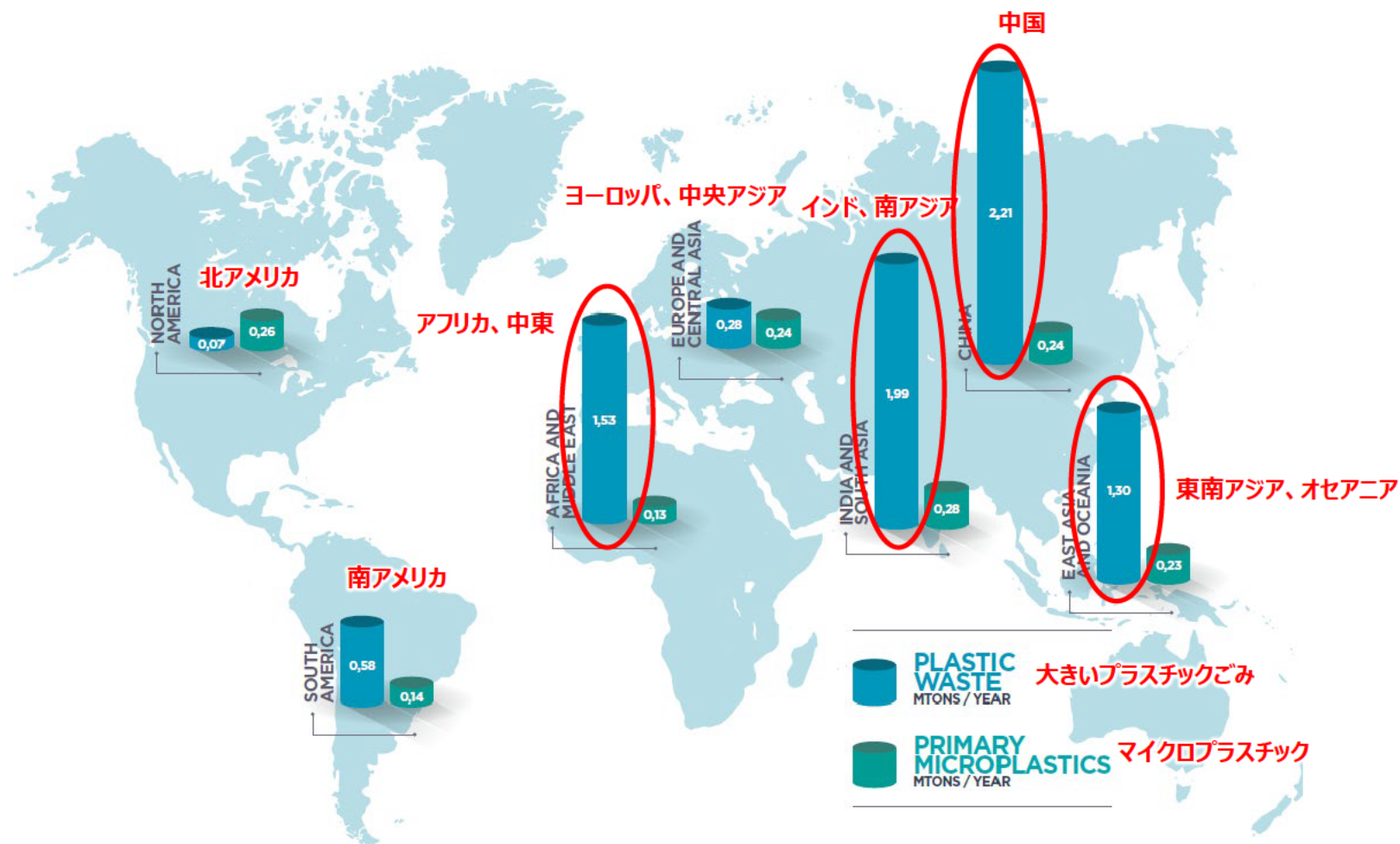


129 日後

海水中(30℃)で、生分解度が
6 ヶ月以内に 90%以上

大きいプラスチックごみとマイクロプラスチックの各地域の海洋流出量

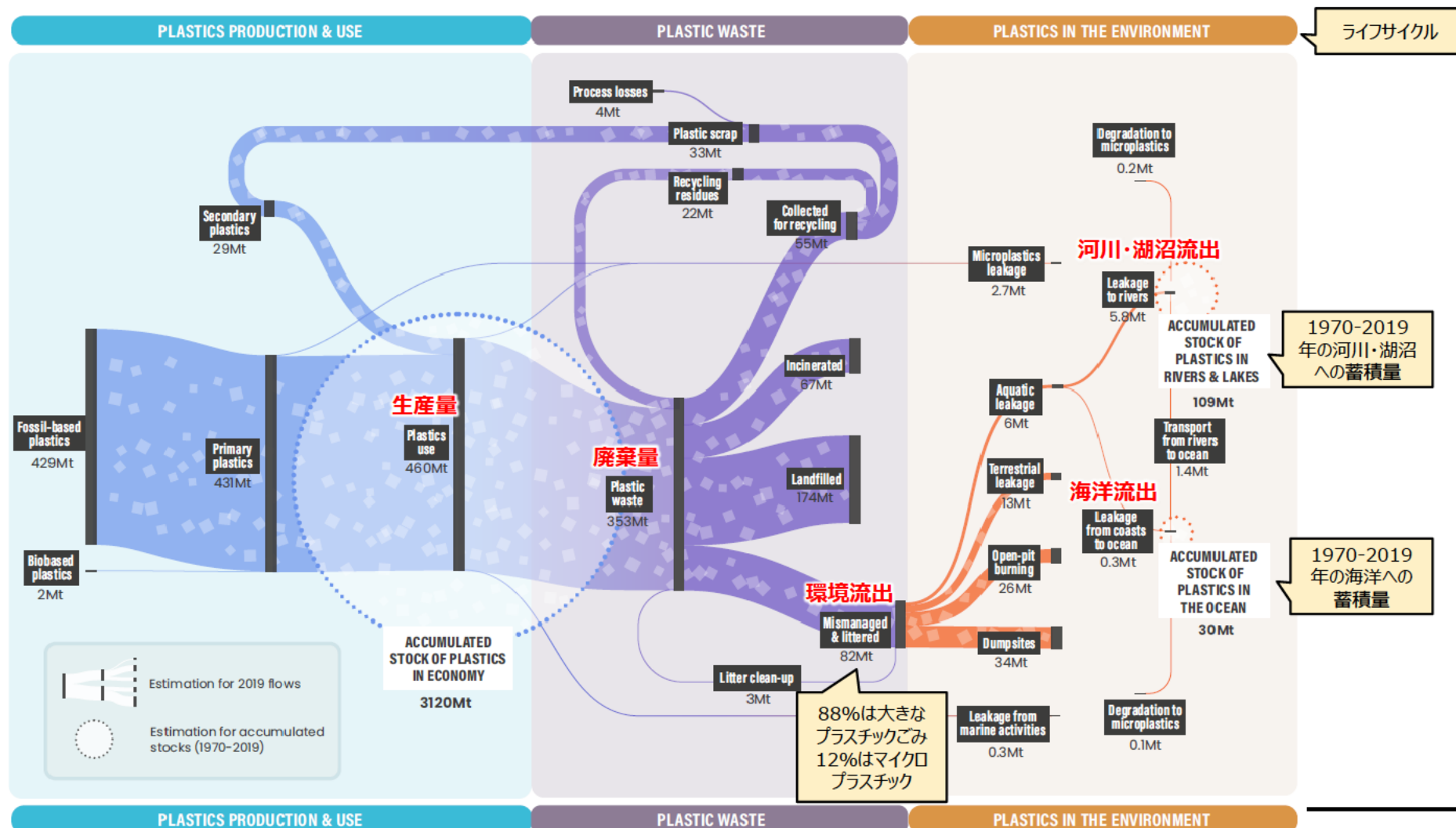
- 東南アジア、中国、アフリカなどの途上国では、マイクロプラスチックよりも大きいプラスチックごみの海洋流出量が多い。一方、欧州、北米などの先進国ではその差は小さくなる。これは、先進国では廃棄物インフラの導入が進んでいるためと考えられる。
- 海洋プラスチックごみ問題解決には、製品の上流規制を行うのではなく、まずは途上国の廃棄物インフラを整えることが重要。



出所 : IUCN (2017) Primary Microplastics in the Oceans:より作成

世界のプラスチックのライフサイクル

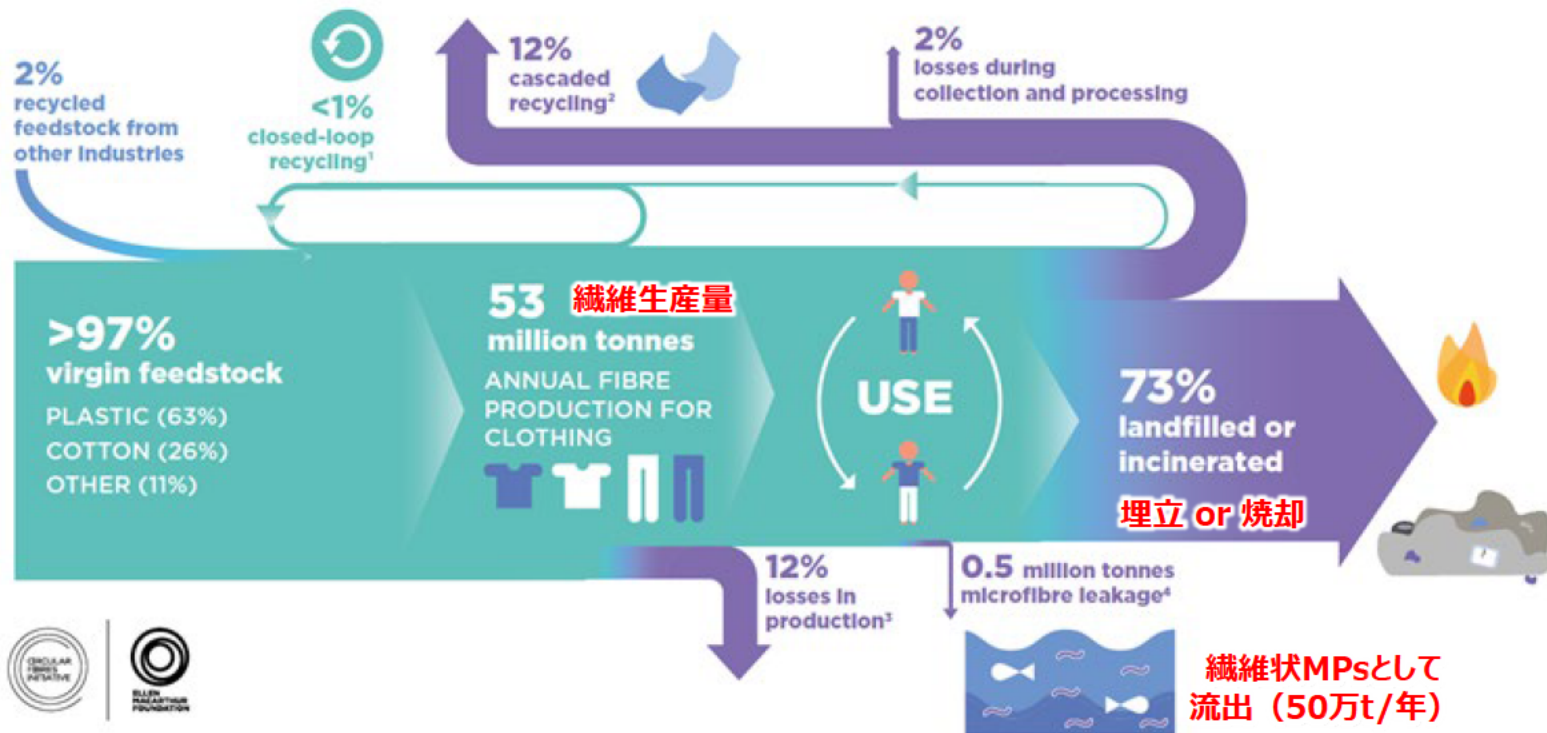
- 世界のプラスチックの年間生産量は2019年に460Mtに達し、廃棄量は353Mtとなっている。そのうちリサイクルされたものは9%、焼却処分は19%、埋立は50%、残りの22%（82Mt）は環境中に流出している。
- 環境中に流出した82Mtのうち、5.8Mtは河川・湖沼へ、0.3Mtは海洋へ流出している。1970年-2019年までの蓄積量として、河川・湖沼が109Mt、海洋が30Mtと推計されている。



世界の繊維のライフサイクル

- 世界の繊維生産量は年5300万トンに上り、毎年50万トンの繊維状MPsが消費者使用段階で水環境に流出している。
- 生産量の73%が埋立または焼却により処理され、12%が品質を落としてリサイクルされる。

世界の繊維のフロー

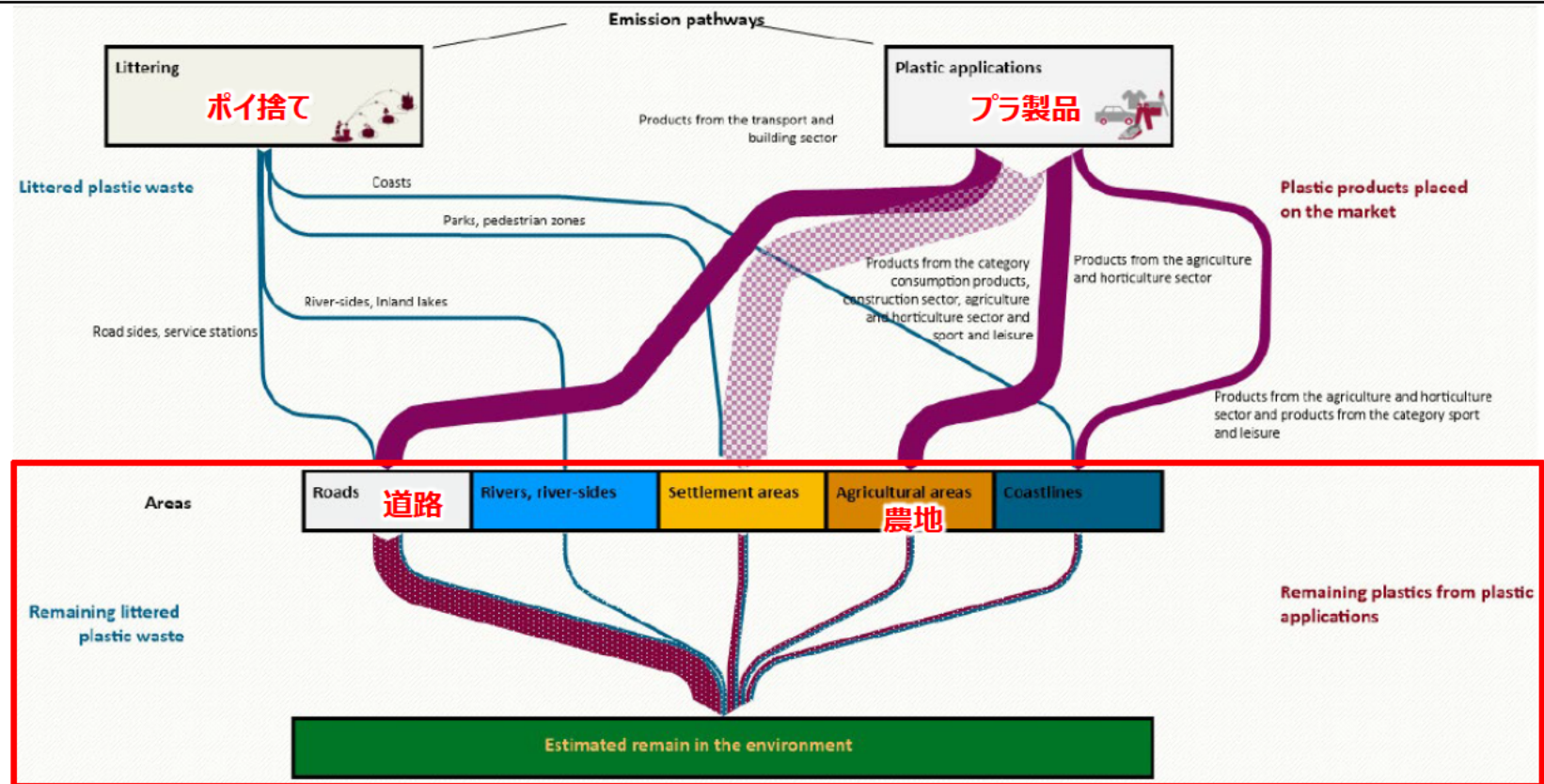


- 1 Recycling of clothing into the same or similar quality applications
- 2 Recycling of clothing into other, lower-value applications such as insulation material, wiping cloths, or mattress stuffing
- 3 Includes factory offcuts and overstock liquidation
- 4 Plastic microfibres shed through the washing of all textiles released into the ocean

出所 : The Ellen MacArthur Foundation (2017) A New Textiles Economy: Redesigning fashion's futureより作成

ドイツにおけるプラスチック流出経路（1/2）

- ドイツ連邦環境庁の委託調査によると、ドイツで環境中に流れ出る（残留する）プラスチックの経路は以下の図のように整理される。
- ポイ捨てとプラ製品由来の2経路についてのモデルを構築し、専門家の意見も取り入れながら、各経路から環境中のプラスチック残留量を試算。データの限界はあるものの、プラスチックごみのポイ捨ての量に比べて、環境中で使用されるプラスチック（含有）製品由来の量のほうが多く、特に道路や農地からの漏出が多いと推計している。



出所：Till Zimmermann, Dirk Jepsen, Laura Spengler, Lisa Rödig, Rebecca Bliklen, Jörg Wagner, Karsten Struck, Lutz Hiestermann, Heinrich Schulz (2020) Plastics in the environment – development of a classification for first estimates of the fate of waste and other plastic products in different environmental media

ドイツにおけるプラスチック流出経路（2/2）

- 前項のフロー図は以下のような推計値を配分したもの。年間のプラスチック流出量150,540～235,045 t/のうち、輸送セクターや建設、農業セクターからの排出が多く、特にタイヤ・自動車（摩耗）、パイプからの年間排出量が多く、繊維シート（土木材料）、靴（摩耗）、植木鉢などが続くと推計している。
- 特にタイヤの摩耗からの排出が最大という点にはデータや専門家の認識も一致しているとのこと。

Table 1: The estimated yearly emissions of plastics permanently remaining in the environment for the 30 most mass-relevant emission sectors

Emission pathway	Source / emission sector	Plastic emission [t/a]
Emission from intended use of plastic products or plastic containing products プラ製品	Tyres, motor vehicle (abrasion) タイヤ・自動車	143,260 (129,000-158,000)
	Pipes パイプ	25,410 (4,620-46,200)
	Geotextiles	3,500 (2,500-4,500)
	Shoes (abrasion)	2,400 (1,600-3,200)
	Planting pots	2,285 (415-4,150)
	Sewage sludge	2,250 (1,500 - 3,000)
	Compost	2,230 (1,090 - 3,340)
	Fertilizers	2,025 (1,970-2,075)
	Granulate for artificial pitches	1,930 (1,545 - 2,315)
	Grass paver	1,790 (325 - 3,250)
	Road markings	1,760 (1,130-2,390)
	Agricultural foils	1,650 (300-3,000)
	Bicycle tyres	1,095 (820-1,370)
	Drainage channel (rain channel)	895 (165 - 1,625)
	Cigarette filters (butts)	890 (165 - 1,620)

63製品群について販売量をベースに使用後に環境中に残る量を推計。本表には特に量が多いものを記載。
対策が必要なセクターとして以下を例示；
・下水汚泥・堆肥
・道路：タイヤ、道路標示、靴
・農業・養殖：パイプ、建築塗料、人工芝、シート

※使用後にどれほどの量が環境中に残るかは仮定をおり、データの限界により推計値には幅があることには注意

Emission pathway	Source / emission sector	Plastic emission [t/a]
	Agricultural nets, tubes, fleeces	880 (160 - 1,600)
	Seepage blocs	825 (150 - 1,500)
	Baler twines	825 (150 - 1,500)
	Construction paints	700 (350 - 1,049)
	Palisades	650 (325-975)
	Base plates	500 (250-759)
	Toys / play equipment	500 (250-75)
	Cosmetics	490 (475-500)
	Silage films	460 (230-690)
	Pond liners	460 (83-830)
	Cable coatings	395 (200-590)
	Browsing protection	275 (50-500)
	Drainage	230 (40-415)
	Construction foil	200 (100-300)
Emissions from littering of plastic products ポイ捨て	Carelessly disposed of ("littered") plastics including waste from illegal disposal, lost products, etc.	1,500 (650-13,100)

容器包装など小さなプラスチックのポイ捨ても排出源の一つではあるが、他にもたくさんある経路の一つ

出所：Till Zimmermann, Dirk Jepsen, Laura Spengler, Lisa Rödig, Rebecca Bliklen, Jörg Wagner, Karsten Struck, Lutz Hiestermann, Heinrich Schulz (2020) Plastics in the environment - development of a classification for first estimates of the fate of waste and other plastic products in different environmental media

（３） 環境関連条約の策定過程及び影響に関する調査及び分析

仕様3 構成・調査項目

- 直近の環境関連の条約策定や交渉として、国連気候変動枠組条約の中でも特にパリ協定と、水銀に関する水俣条約に関する交渉の論点について調査・整理。
- また、廃棄物化学物質関連条約のうち、バーゼル条約とストックホルム条約についても関連部分を整理。

① 気候変動（パリ協定）

- ・ 気候変動枠組条約とは 概要
- ・ パリ協定 概要、経緯、作業部会（ADP）
- ・ パリ協定に至るまでの論点（COP）、ADPでの議論の進み方
- ・ ADPでの対立意見、COPでの合意経緯

② 水銀に関する水俣条約

- ・ 水俣条約（背景・経緯）
- ・ 条文の主な内容
- ・ INC1～5の概要

③ 廃棄物・化学物質関連条約

- ・ バーゼル条約とストックホルム条約 各条約の概要
- ・ 海洋プラスチックとの関係

④ 海洋プラスチック条約（仮）に通じる主な論点

注）当初は有識者へのヒアリングを想定していたが、調査を進める中で必要な情報が得られたことを鑑み、経済産業省担当官と調整の上、ヒアリングは実施しないこととした。

気候変動（パリ協定）

- 気候変動枠組条約とは 概要
- パリ協定概要、経緯、作業部会（ADP）
- パリ協定に至るまでの論点（COP）、ADPでの議論の進み方
- ADPでの対立意見、COPでの合意経緯

気候変動枠組条約とは

- 大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約。1992年5月国連総会で採択され、1994年3月に発効（197ヶ国・機関が締結、日本は1993年5月に批准）。
- 温室効果ガスの排出・吸収の目録、温暖化対策の国別計画の策定等を締約国の義務とする。

枠組みの概要：

「共通だが差異のある責任（CBDR）」等の原則の下で、締約国は条約の附属書Ⅰ締約国、非附属書Ⅰ締約国および附属書Ⅱ締約国の分類に基づき、それぞれの約束（コミットメント）を実施

- 附属書Ⅰ締約国：温室効果ガス削減目標に言及のある国（**先進国及び市場 経済移行国**）
- 非附属書Ⅰ締約国：温室効果ガス削減目標に言及のない**途上国**
- 附属書Ⅱ締約国：非附属書Ⅰ国による条約上の義務履行のため資金協力を行う義務のある国（**先進国**）

条約の目的を達成するための具体的な枠組みとして、COPで合意された

- 京都議定書（～2020年）
- パリ協定（2020年～）

が位置づけられる

条約の目的（第2条）：温室効果ガス濃度を、気候システムに対して危険な人為的干渉を及ぼすこととしない水準で安定化させること

締約国会議（第7条）：

条約では、地球温暖化防止についての枠組を規定し、具体的な削減義務までは規定されていない。条約の効果的な実施を促進するために必要な決定は、締約国会議（COP）に委ねられた。

- 第1回締約国会議は、1995年3月にベルリンで開催され、2000年以降の取り組みの検討課題や手順を定めた「ベルリン・マニフェスト」を採択。
- 第3回締約国会議が1997年12月に京都で開催され、先進国の温室効果ガス排出量について法的拘束力のある各国ごとの数値約束を定めた「京都議定書」を採択。

気候変動に関する国際連合枠組条約 章立て・概要

前文

第1条 定義

第2条 目的

この条約の究極の目的は、人類の活動によって気候システムに危険な影響がもたらされない水準で、大気中の温室効果ガス濃度の安定化を達成することにある。

第3条 原則

1. 共通ではあるが差異のある責任

CBDRが原則

2. 途上国への特別な状況への配慮

3. 予防的措置

4. 持続可能な開発

5. 持続可能な経済成長のための国際経済体制の推進

第4条 約束

1. 全ての国の共通コミットメント

(1) 温室効果ガスの排出及び吸収のインベントリ（目録）の作成

(2) 具体的対策を含んだ計画の作成・実施

(3) 温室効果ガスを削減する技術等の開発普及等に関する計画の推進

(4) 森林等の吸収源の保護拡大に関する対策の推進等

2. 先進国の特定コミットメント

(1) 政策及び措置

先進国は、気候変動の緩和に関する国家政策をとり、対応措置を講ずる。これらの政策及び措置は、先進国が率先して条約の目的に沿って行動をとっていることを示すようなものであるとともに、各国の事情等を踏まえつつ二酸化炭素及び他の温室効果ガスの排出量を1990年代の終わりまでに従前のレベルまで回帰させることが、長期の排出傾向を修正することに寄与するものであることを認識してとらえることになる。

(2) 情報の通報と審査

二酸化炭素及び温室効果ガスの排出を1990年の水準に回帰させることを目指して、政策及び措置並びにその結果の予測に関する詳細な情報を提出する。この情報は、締約国会議で定期的に審査される。

具体的な削減義務までは規定なし

実施時期及び期限等の実施に関する具体的規定はない

CBDRの原則に則り、1990年代後半に先進国と途上国で異なる報告・審査制度を設置。先進国は、毎年のGHG排出・吸収量を推計し、報告書（国家年次温室効果ガスインベントリ）をUNFCCC事務局に提出する義務がある。また、2年に一度報告する隔年報告書（BR）において、排出削減目標の達成に向けた進捗や対策・施策の概要、排出量の将来予測等を報告。UNFCCC事務局に提出された各種報告書は、専門家審査チームが審査。

(つづき)

3. 資金・技術協力

先進国は、途上国がコミットメントを実施するのに要する費用に充てるため、新規かつ追加的資金を供給する。かかる資金は、本条に掲げられ、かつ第11条（資金メカニズム）に従い合意された措置の増分的費用に充当。先進国は、技術的移転等を促進し、容易にし、融資するための全ての実際的な措置をとる。

第5条 調査及び組織的観測

第6条 教育、訓練及び広報

COPが最高意思決定機関、毎年開催

第7条 締約国会議

第8条 事務局

第9条 科学的・技術的助言のための補助機関

第10条 実施のための補助機関

第11条 資金メカニズム

第12条 実施に関する情報の通報

第13条 実施に関する問題の解決

第14条 紛争の解決

第15条 この条約の改正

第16条 この条約の附属書の採択及び改正

第17条 議定書

第18条 投票権

第19条 寄託

第20条 署名

第21条 暫定的措置

第22条 批准、受諾、承認又は加入

第23条 効力発生

第24条 留保

第25条 脱退

第26条 正文

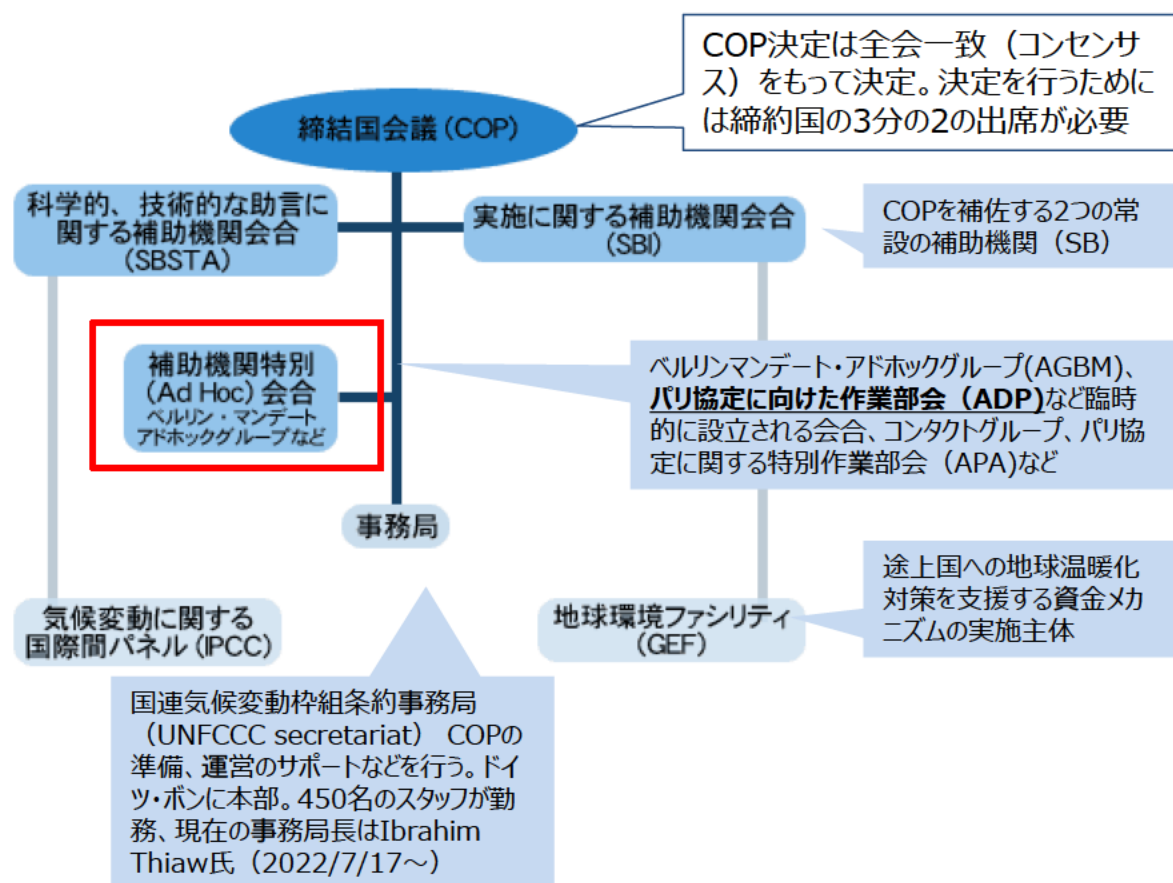
COPを補佐する2つの常設の補助機関（SB）；1.実施に関する補助機関（SBI）、2.科学的、技術的な助言に関する補助機関（SBSTA）

第21条で、運用を委ねられる国際組織として地球環境基金（GEF）を指定

条約の発効条件を規定

(参考) 気候変動に関する国際連合枠組条約 組織構成

- 最高意思決定機関である締約国会議（COP）と、それを補佐する2つの常設補助機関（SB）を設置。
- 他に、アドホックグループやコンタクトグループなどの補助機関特別会合がある。



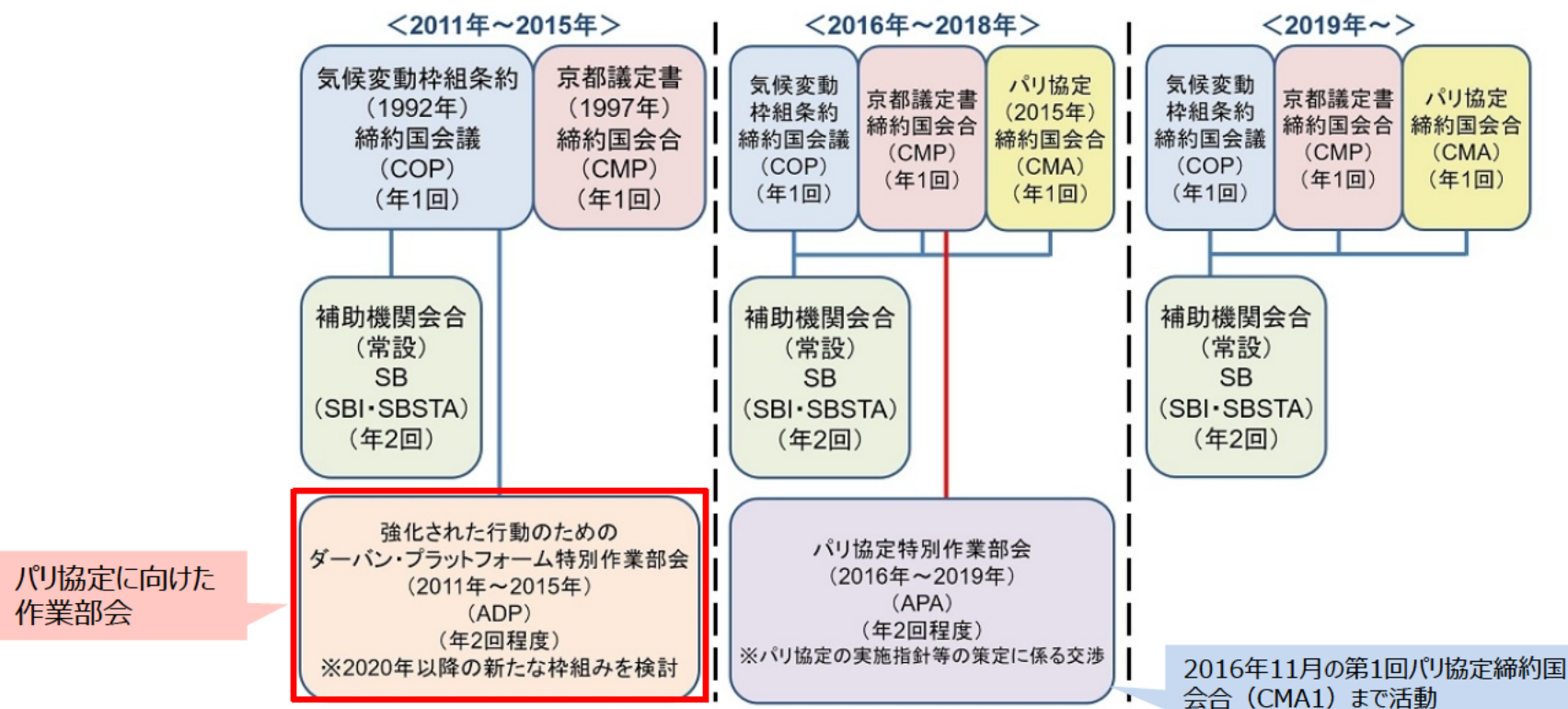
※議長権限について：

- 締約国会議（COP）の議長は、開催地の環境大臣など気候変動を担当する大臣がCOP開会時～次のCOP議長就任まで務める。会議の日程調整、暫定的な協議事項リスト（アジェンダ）作成、COPの開会及び閉会の宣言、各国で文書に合意するための調整など、会議進行に欠かせない権限を持つ
- 補助機関会合（SBIやSBSTA）の議長は、COPで選出され、任期は2年間。
- コンタクトグループ（COPやSBI/SBSTAの交渉の中で、特に取り上げて議論すべき問題を議論する会合。決議は採択しないが、COPやSBI/SBSTAに決議に関する提案を行う。）議長は、COPやSBI/SBSTAで選出。決まった任期はないが、通常議論がまとまるまで務める。

出所：外務省（気候変動に関する国際連合枠組条約の要旨）、環境省、全国地球温暖化防止活動推進センター（図の出典）、IGES資料などより作成

(参考) 気候変動に関する国際交渉の枠組み

- 2011年～2015年まで、気候変動枠組条約締約国会議（COP）、京都議定書締約国会合（CMP）、補助機関会合（SB）及び**2020年以降の新たな枠組みを検討する「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」（ADP）**にて実施。
- パリ協定の採択後、2016年以降は、COP、CMP及びSBに、パリ協定締約国会合（CMA）が新たに加わり、また、ADPの終了を受けてパリ協定特別作業部会（APA）が設立され、CMA1終了までの間、活動。



パリ協定とは

- 2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組み。2015年にパリで開かれた国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)で合意。
- 1997年の京都議定書では先進国のみが対象であったのに対し、パリ協定は先進国も途上国も参加しており、全ての参加国に対して、排出削減に向けた努力が求められる。

概要：

- (1) 締約国に課された主な義務
(途上国を含む全ての参加国と地域が対象)
- NDC (削減目標)：主要排出国を含む全ての国が削減目標(NDC = 国が決定する貢献)を5年ごとに提出・更新。【4条】
- 進捗報告：全ての国が排出量と目標達成に向けた進捗を2年ごとに提出。これらの報告がレビューを受けることで取組の透明性を高める。【13条】
- 気候資金：先進国は途上国を支援するために資金を供与(先進国だけの義務)。また、他の締約国も任意に資金を提供することが奨励される。【9条】
- (2) 5年ごとに世界全体としての実施状況を検討【14条】

各国における削減目標の達成可否に対する罰則の規定はなし。パリ協定の仕組みを機能させ、公平性と実効性を担保するためには、各国の取組状況を可視化し、世界全体のGHG排出実態や将来見通しを提供する透明性の枠組みが不可欠。

ボトムアップの手法は、協定の合意に至るまでの国際交渉において日本が提唱したもの。

世界共通の長期目標：

- 世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする
- そのため、できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21世紀後半には、温室効果ガス排出量と(森林等による)吸収量のバランスをとる

2つのポイント：

- **途上国を含む全ての主要排出国が対象**：途上国を含む全ての参加国に、排出削減の努力を求める。途上国に削減義務が課せられていないことは、参加国の間に不公平感を募らせる要因となり、それが一因となって、京都議定書は当時最大の排出国であった米国も批准せず、議定書の実効性が損なわれた。
- **各国に自主的な取組を促すボトムアップアプローチを採用**：京都議定書は、先進国のみにトップダウンで定められた排出削減目標が課せられるアプローチを採用。このトップダウンのアプローチに対して公平性および実効性の観点から疑問が呈された。ボトムアップのアプローチによって各国の削減・抑制目標は、各国の国情を織り込み、自主的に策定することが認められている。

(参考) パリ協定 章立て・概要

前文

第1条 定義

第2条 目的

気候変動枠組み条約の実施を促進する上で、持続可能な開発及び貧困を撲滅するための努力の文脈において、気候変動の脅威に対する世界全体による対応を強化すること

(a) 世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を、この努力が気候変動のリスク及び影響を著しく減少させることとなるものであることを認識しつつ、継続すること。

(b) 食糧の生産を脅かさないような方法で、気候変動の悪影響に適応する能力並びに気候に対する強靱(じん)性を高め、及び温室効果ガスの低排出型の発展を促進する能力を向上させること。

(c) 資金の流れを温室効果ガスの低排出型の、かつ、気候に対して強靱な発展に向けた方針に適合させること。

2 この協定は、衡平並びに各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則を反映するように実施される。

第3条 一般規定

第4条 緩和（排出削減のための取組）

- 締約国は、目的に掲げる長期目標を達成するよう、開発途上締約国の排出量が最大量に達する時期がより長期化することを認識しつつ、世界の温室効果ガスの排出量が最大量に達する時期をできる限り早くするものとし、最新の科学に従って早期の削減を行う。
- 各締約国は、累次の「貢献」（削減目標・行動）を作成、提出、維持する。また、「貢献」の目的を達成するための国内措置をとる。
- 各締約国は、COP21決定等に従って、「貢献」を5年ごとに提出する。
- パリ協定締約国会議は、第一回会合において、「貢献」の共通の期間を検討する。

第5条 吸収源および貯蔵庫（森林等）

2℃目標、1.5℃目標に言及

CBDRにも言及

全ての締約国に対して削減目標の設定・措置を求め、5年毎のNDC更新・提出を求める

(つづき)

第6条 市場メカニズム等

- 締約国は、国際的に移転される緩和の成果を活用する場合には、持続可能な開発を促進し、環境の保全と透明性を確保する。また、締約国会議が採択する指針に従い、強固な計算（特に二重計上の回避）を適用する。
- 国際的に移転される緩和の成果の活用は、自主的かつ参加締約国の承認による。
- 緩和への貢献及び持続可能な開発に対する支援のメカニズムを設立する。
- 当該メカニズムからの排出削減量は、他の締約国が「貢献」の達成を証明するために活用した場合には、受入国の「貢献」の達成の証明に活用してはならない。
- 持続可能な開発のための非市場の取組の枠組みを規定する。

第7条 適応（気候変動の悪影響への対処）

第8条 損失及び損害（ロス・アンド・ダメージ）

第9条 資金

- 先進締約国は、条約に基づく既存の義務の継続として、緩和と適応に関連して、開発途上締約国を支援する資金を提供する。
- 他の締約国は、自主的な資金の提供又はその支援の継続を奨励される。
- 世界的な努力の一環として、先進締約国は、公的資金の重要な役割に留意しつつ、広範な資金、手段、経路からの、国の戦略の支援を含めた様々な活動を通じ、開発途上締約国の必要性及び優先事項を考慮した、気候資金の動員を引き続き率先すべき。気候資金の動員は、従前の努力を超えた前進を示すべき。（注：COP21決定において、2025年に先立って、1000億ドルを下限として、新たな定量的な全体の目標を設定することを決定）

排出を減らした量を国際的に移転する「市場メカニズム」について規定、パリ協定の発効以降のCOPの論点。COP26で、パリ協定6条の実施ルール（実施指針）について合意

資金メカニズムには、GEF、適応基金、GCF（緑の気候基金）という多国間支援の他、二国間支援（民間資金含む）を含む

途上国に対する先進国の資金支援は、引き続き義務（京都議定書でも規定）。加えて、途上国にも自主的な資金提供を奨励

(参考) パリ協定 章立て・概要 つづき

(つづき)

第10条 技術開発及び技術移転

第11条 能力の開発

第12条 実施に関する情報の通報

第13条 行動と支援の透明性

- 相互の信頼を構築し実効的な実施を促進するため、締約国の異なる能力を考慮し全体の経験に基づく柔軟性が組み込まれた、行動及び支援の強化された**透明性の枠組みを設ける**。
- 能力に照らし柔軟性を必要とする開発途上締約国には、透明性の枠組みの柔軟な運用を認める。
- 各締約国は、排出・吸収目録、緩和に関する「貢献」の実施及び達成に向けた前進を捕捉するために必要な情報を定期的に提供する。
- 各締約国は、適当な場合には、気候変動の影響及び適応に関する情報を提供すべき。
- 先進締約国は、開発途上締約国に提供された資金、技術移転及び能力開発の支援に関する情報を提供する。また、支援を提供する他の締約国は、当該情報を提供すべき。
- 開発途上締約国は、必要とされた及び受領した資金、技術移転及び能力開発の支援に関する情報を提供すべき。
- 提出された情報は、専門家による検討（レビュー）を受ける。開発途上締約国であってその能力に照らして支援が必要な国においては、専門家による検討には、能力開発の必要性の特定の支援が含まれる。各締約国は、第9条（資金）に基づく努力に関する進捗及び「貢献」の実施と達成について、促進的かつ多国間の検討に参加する。
- 締約国会議は、条約に基づく透明性の措置の経験に基づき、本条の規定をさらに定め、共通の方法、手続及び指針を第一回会合で採択する。
- 本条の実施のための支援、透明性に関連する能力開発のための支援が開発途上締約国に提供される。

透明性枠組み：各国それぞれのNDCの実施や達成に向けた進捗を2年ごとの隔年透明性報告書（BTR）で提出・審査を受ける「ブレッジ&レビュー方式」

第14条 世界全体としての実施状況の確認（グローバルストックテイク）

- 締約国会議において、この協定の目的及び長期目標の達成に向けた全体的な進捗を評価するため、協定の実施を定期的に確認する。これは衡平と最新の科学に照らし、包括的かつ促進的な方法により、緩和、適応、実施手段及び支援について検討する。
- 締約国会議は、締約国会議が別段の決定を行う場合を除くほか、**最初の世界全体の実施状況の確認を2023年に、その後は5年ごとに、これを行う**。
- 世界全体の実施状況の確認の結果は、締約国が、この協定の関連する規定に従って自国が決定する方法により、行動及び支援を更新し、拡充する際の情報となる。

第15条 実施及び遵守を促進するための制度

第16～19条 組織規定

第20～29条 最終条項

グローバルストックテイク：2023年以降5年ごとに実施。その結果を踏まえつつ各国は新たなNDCを作成

署名及び批准等、効力発生、改正、附属書の採択及び改正、紛争の解決、投票権、寄託者、留保、脱退並びに正文等について規定

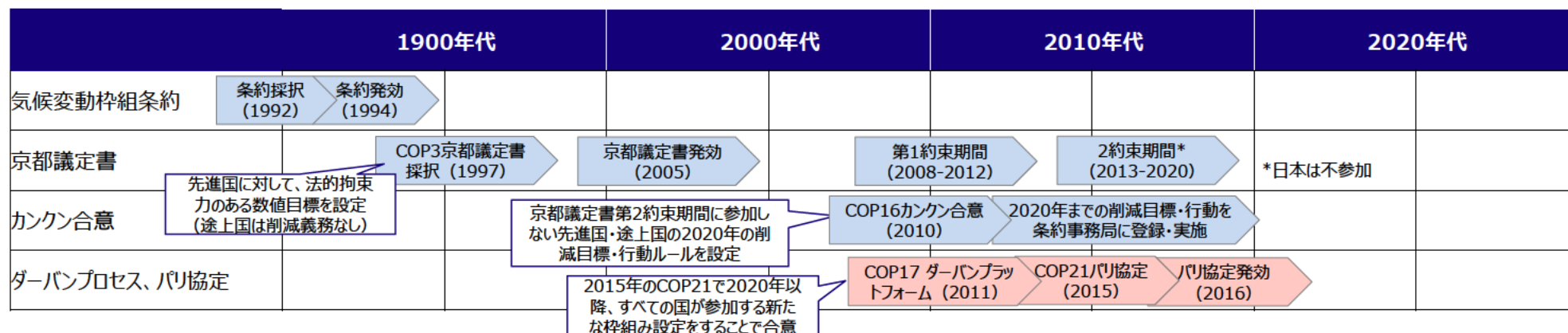
パリ協定の発効条件は以下の2つ。専門家の間では条件が満たされるには時間がかかると考えられていたが、当時の米国・オバマ大統領が中国やインドに批准を働きかけるなどした結果、2016年10月5日時点でこの要件を満たしたため、2016年11月4日に発効。

- 締約国55カ国以上
- 世界の総排出量のうち55%以上を締約国がカバーすること

パリ協定には、主要排出国を含む多くの国が参加し、締結国だけで、世界のGHG排出量の約86%、159か国・地域をカバー（2017年8月時点）。

パリ協定に至る経緯

- 気候変動枠組条約が1992年に採択された後、2015年のCOP21でパリ協定を採択。
- 2011年のCOP17におけるダーバン決定で新しい作業部会（ADP）が設定され、COP21でのパリ協定の採択に至るまで作業が進められた。



COP17ダーバン決定 (2011)

- 新たな枠組みの大枠：2020年から発効・実施させる、条約のもとですべての国に適用される、議定書・他の法的文書または法的効力を有する合意成果。緩和（排出削減）、適応、資金、技術、行動の透明性、能力向上を作業スコープに含む
- 作業の段取り：2015年までに新たな枠組みを採択し、新しい作業部会（ADP）を2012年前半に立ち上げ、2020年までの排出削減の野心レベル向上に関する作業もあわせて進める。



- COP18 作業計画に合意
- COP19 約束草案(NDC)というボトムアップアプローチを基本とすることに合意
- COP20：NDCに緩和だけでなく適応策や途上国支援についても記載することに合意

COP21(2015)前の論点

- 交渉状況：大きくは先進国vs途上国。途上国の意見も多様化。主要国（米中）の参加が鍵。COP21で大枠合意し、詳細ルールはCOP21以降に見送りの想定
- 主要論点（例）
 - 先進国と途上国の差異化
 - 緩和：目標の義務に関する仕組み（法的拘束力、遵守規定）、目標引き上げの仕組み（定期的な見直し等）
 - 適応、支援：途上国の主張への対応（適応への支援、先進国による定量的な支援など）
 - 透明性：報告・検証システム
 - 市場メカニズム：クレジットなどの目標達成に活用する際の仕組み



COP21

出所：環境省、外務省資料などから作成

パリ協定に至るまでの主な論点（COP17-20）

COP17 於：ダーバン（南アフリカ）、2011

- **新たな枠組みの大枠**：2020年から発効・実施させる、条約のもとですべての国に適用される、議定書・他の法的文書または法的効力を有する合意成果。緩和（排出削減）、適応、資金、技術、行動の透明性、能力向上を作業スコープに含む
- **作業の段取り**：2015年までに新たな枠組みを採択し、新しい作業部会（ADP）を2012年上半に立ち上げ、2020年までの排出削減の野心レベル向上に関する作業もあわせて進める。

COP18 於：ドーハ（カタール）、2012

- ADPの作業計画を含むCOP決定等がなされた。**2つのワークストリーム（「2020年以降の将来枠組み」及び「2020年までの緩和の野心向上」）**において、各国から提出される意見を基にラウンドテーブルやワークショップを開催し、より焦点を絞った実質的な議論に移行すること等が決定。

COP19 於：ワルシャワ（ポーランド）、2013

- ADP決定書が採択され、各国が意図して決定した貢献（contribution）について、国内の準備作業を開始もしくは強化し、パリ行動計画及びプレ2020年の野心の全面的実施の加速化を決意することが、各締約国に求められた。

COP20 於：リマ（ペルー）、2014

- NDCに緩和だけではなく適応策や途上国支援についても記載することに合意
- INDCsの範囲や事前情報、提出後に事務局がとるべきステップを規定する決定書を採択し、来年のパリ会合に向けた基礎を築くことができた

COP21 於：パリ（フランス）、2015

- パリ協定の採択

参考：COP21(2015)前の論点

- **交渉状況**：大きくは先進国vs途上国。途上国の意見も多様化。主要国（米中）の参加が鍵。COP21で大枠合意し、詳細ルールはCOP21以降に見送りの想定
- **主要論点（例）**
 - 先進国と途上国の差異化
 - 緩和：目標の義務に関する仕組み（法的拘束力、遵守規定）、目標引き上げの仕組み（定期的な見直し等）
 - 適応、支援：途上国の主張への対応（適応への支援、先進国による定量的な支援など）
 - 透明性：報告・検証システム
 - 市場メカニズム：クレジットなどの目標達成に活用する際の仕組み

パリ協定に向けたダーバン特別作業部会（ADP）

- ADP（Ad hoc Working Group on Durban Platform for Enhanced Action）は、COP17（2011年）で採択されたダーバン合意により2011年12月に設立された交渉プロセス。2015年、COP21のパリ協定採択によって作業を終了。
- ADPで作業を進め、COPで議論を進めた。

COP17ダーバン決定の主な内容（2011）

- 新たな枠組みの大枠
 - 2020年から発効・実施させる
 - 条約のもとですべての国に適用される
 - 議定書・他の法的文書または法的効力を有する合意成果
 - 緩和（排出削減）、適応、資金、技術、行動の透明性、能力向上を作業スコープに含む
- 作業の段取り
- 2015年までに新たな枠組みを採択
- 新しい作業部会（ADP）を2012年前半に立ち上げ
- 2020年までの排出削減の野心レベル向上に関する作業もあわせて進める

ADPの進み方

- ADPでは、2012年に3回の会合（ADP1, ADP1-1, ADP1-2）を開催。3回目の会合（ADP1-2）で作業計画や議長アレンジメントが決定され、2つのワークストリームを設置して作業を進めることに合意。
 - **ワークストリーム1（the 2015 agreement）**：2020年から実施され、全ての締約国に適用される議定書、法的文書あるいは法的効力を有する合意成果を2015年までに採択する
 - **ワークストリーム2（pre-2020 ambition）**：各国の緩和約束と長期（2℃）目標とのギャップを埋めるために、2020年以前の緩和野心の引き上げについて作業を検討する
- 実質的な議論は、ADP2、12回の会合で実施。
 - 2013年4月～2014年12月にかけては、ADP2-1からADP2-7の7回の会合を開催。
 - 2015年2月にADP2-8を、6月、8月、10月に加え、パリ協定の採択前後にもADP2-12を開催、2015年12月5日のCOP21におけるパリ協定の採択によって作業を終了

パリ協定に至るまでの会合の進み方（ADP）（1/3）

会合	開催時期	主な決定事項
ADP2-1	2013年4月29日～5月3日	2020年枠組みについて「スコープ、構造及びデザイン」、野心向上について「低炭素成長の機会」及び「土地利用関連の緩和及び適応の機会」と題する3つのワークショップが開催。また、ワークショップでの議論を受ける形で、2つのワークストリームについて「ラウンドテーブル」の形式で、各国間の自由かつ率直な意見交換が行われた。 - 全ての国が参加するとともに、共通だが差異ある責任（CBDR）や衡平性といった条約の原則に基づく枠組みを構築するためには、各国の事情に応じた各国の努力を基本としていく必要があること、共通のルールの下で各国の行動の透明性と環境十全性を確保する必要があることについて概ね認識の共有が見られた。 - 一方、その詳細については先進国、新興国、開発途上国などのグループごとに考えに違いがあり、とりわけ途上国の側に先進国が率先して緩和を行うべしなどの主張が強く、今後さらに論点を絞って意見交換を進める必要があることが確認された。
ADP2-2	2013年6月3日～14日	2020年枠組みのデザイン・構造や含まれるべき要素、全ての国への適用、各国の事情、共通だが差異ある責任や衡平性といった条約の原則をどのように枠組みに反映させていくかについて意見交換が行われた。 - 新興国及び開発途上国などのグループごとに考えに違いがあり、とりわけ新興国及び開発途上国は緩和・適応・資金・技術の4分野が2020年枠組みの中核であり、これらの要素をバランスよく扱うべきであること、条約の原則や歴史的責任に基づき、先進国が排出削減行動をリードすべきであること、開発途上国の更なる取組のためには条約の規定に基づく実施手段の供与が不可欠であること等の主張が繰り返された。
COP19/ ADP2-3	2013年11月11日～22日*	（割愛）
ADP2-4	2014年3月10-14日	- ワークストリーム1では、「緩和」、「各国が自主的に決定する約束草案」、「衡平と野心」、「適応」、「資金・技術・キャパシテビルディング」、「行動と支援の透明性」、「要素に関連する他のテーマ」のそれぞれについて、オープンエンドコンサルテーション形式による議論が行われた - 交渉テキスト案のための要素の検討、各国が自主的に決定する約束草案を示す際に提供する情報の特定及び各国の準備状況について主に議論。前者については先進国は全ての国の参加、緩和に焦点を当てた簡素な枠組み、条約化の既存の機関の活用等を主張したが、途上国は付属書Ⅰ国と非付属書Ⅱ国の二分論の維持、緩和・適応・実施主担（資金、技術開発・移転、キャパビル）は全て同等に扱われるべき等を主張。 - 約束草案については、先進国は緩和のみが対象であるのと主張したのに対し、途上国は緩和・適応・実施手段のすべてについて各国が約束を提出すべきとした。

出所：環境省、外務省報道発表資料より作成COPの開催時期

パリ協定に至るまでの会合の進み方（ADP）（2/3）

会合	開催時期	主な決定事項
ADP2-5	2014年6月4日～15日	- 新たな枠組みの要素となり得る適応、緩和、資金、キャパビル、技術、行動と支援の透明性及び、約束草案を提出する際に示す情報、アセスメント、レビュー、遵守、新たな枠組みの構造について議論。また、約束草案に盛り込まれるべき要素について議論を実施。 - 約束草案は原則緩和のみとする先進国及び一部途上国と、適応や支援などの要素も含めるべきとする他の途上国で意見が分かれた。また、途上国は先進国による率先した緩和への取組と、資金をはじめとする実施手段の供与が不可欠、緑の気候基金への先進国による拠出が急務等を主張。 - また、新興国を中心とする一部の途上国は「共通だが差異ある責任と各国の能力」の条約原則による附属書Ⅰ国（先進国）と非附属書Ⅰ国（その他）の二分論に基づき、緩和や支援の義務は先進国にのみあり、途上国の緩和への取組は先進国の支援次第であるとの主張を繰り返した。 - 交渉テキストの要素について、共同議長がたたき台を作成することが決定。
ADP2-6	2014年10月20日～25日	- 交渉テキスト案を2015年5月より前に作成することを目指し、新たな枠組みの要素をCOP20までに検討。2015年のCOP21に十分先立ち、提出を招聘されている約束草案を提出する際に示す情報をCOP20までに特定することが、求められていた。 - 先進国は交渉テキスト案の作成に向けて新たな枠組みのコアとなる合意と関連するCOP決定にそれぞれどのような内容を含めるべきかという観点を踏まえて議論。対して途上国は、先進国による資金をはじめとする実施手段の供与が不可欠である等を主張し、これらの要素を新たな枠組みで位置づけるよう求めた。また、一部の途上国は適応及び実施手段についての世界全体の定量目標を設定し、先進国はこれに基づき実施手段を供与すべきと主張。一方、先進国は民間資金も含め時代の変化に即した新たな実施手段の確保等を主張。
COP20/ADP2-7	2014年12月1日～12月12日*	（割愛）
ADP2-8	2015年2月8日～13日	- 交渉テキスト案の要素ごとの議論、2015年合意の「構造」や、各国から様々な提案がなされている目標の周期、市場メカニズムといった個別テーマに焦点を当てた議論を実施。 - 多くの先進国が、2015年合意は全ての国に適用され、気候変動枠組み条約の附属書に基づく先進国・途上国の差異化を含めないものとなるべき、2015年合意の核となるのは緩和に向けた各国の取組であり、緩和に関する目標の周期が必要であること等を主張。一方、一部の途上国は気候変動枠組み条約の附属書に基づく差異化が2020年以降も継続する、先進国が一定の周期に基づいて緩和に関する目標の提出、資金提供の義務を負うべしと主張。 2015年合意の中核となる法的合意とそれに関連するCOP決定にそれぞれどのような内容を含めるべきかについても議論。先進国は永続的なものは法的合意に、時間の経過とともに発展させるべきものはCOP決定に含めるべきであり、重要性の違いではないと主張。一方多くの途上国は本件を議論するのは時期尚早として意見を示さなかった。 - 市場メカニズムについては、先進国と途上国を含む多くの国が、経験から学びつつ今後も目標の達成に市場メカニズムを活用することは有益であると主張したが、一方でその活用に対する国もあった。 →ADP2-8の議論を経て、交渉テキストが2月末に配付。

出所：環境省、外務省報道発表資料より作成COPの開催時期

パリ協定に至るまでの会合の進み方（ADP）（3/3）

会合	開催時期	主な決定事項
ADP2-9	2015年6月1日～11日	- 交渉テキストを整理・統合し、COP21における合意の採択に向けた作業を加速化することを目的として開催。交渉テキストの章ごと（前文、定義、総則/目的、緩和、適応/損失と損害、資金、技術開発・移転、能力開発、行動と支援の透明性、目標の時間枠及びプロセス、実態の促進及び遵守、手続・組織事項）に議論。 - 章ごとの議論の中で、全体の構造を議論すべき、異なる章の間の重複の整理や統合も行うべき、2015年合意の中核となる法的合意とそれに関連するCOP決定にそれぞれどのような内容を含めるべきかについて議論すべき、差異化などの重要な論点を議論すべき等、多くの提案があった。
ADP2-10	2015年8月31日～9月4日	2月に交渉テキストが配布され、7月には共同議長が、法的合意に含める事項（Part1）、COP21決定に含める事項（Part2）、その他位置づけについて更なる明確化が必要な事項（Part3）について整理した共同議長ツール（ジュネーブ交渉テキストのパラグラフを3部構成にした文書）という文書が公表され、同文章を基に議論が実施された。 - 交渉テキストの章ごとに議論を実施。緩和については、特に世界全体の努力としての長期目標等、各国の削減目標に係る規定、野心の向上を法的合意に含めることについては一定程度の意見の収れんが見られたが、詳細内容については意見が分かれた。 - 適応/損失と損害については、主にグローバルゴール/長期ビジョン、各国の努力、各国の経験や知見等の共有や学び合い、関係機関、支援、損失と損害等の要素について、各国・グループの考えを共有し意見の一致点相違が見られる点について一定程度の理解が深まった。 - 至近については、2015年合意に含めるべき要素、特に目的、資金源、資金メカニズム等について議論が行われた。途上国側は主に適応分野の重視、二分論を含む枠組み条約の原則、公的資金による確実な支援等が規定されることを主張したのに対して、先進国側は2015年合意には能力のあるすべての締結国による支援と民間資金の活用、実用可能な環境等が含まれるべきとの立場を表明した。 - 透明性については、先進国は全ての国に共通な枠組みを主張したが、途上国からは先進国・途上国に二分化された既存の枠組みを継続すべき、支援の透明性を強化すべき等の意見があった。
ADP2-11	2015年10月19日～10月23日	10月に法的合意案とCOP決定案を含む共同議長提案文書が公表。当該文書を基に議論が行われる予定だったが、会合初日に開発途上国グループ（G77＋中国）が自らの立場が反映されていないことを理由にこれを基に議論することに反対し、まずは各国が必須と考える要素を織り込む作業を実施。 - その後、盛り込んだ案を基に前文・目的、緩和、適応・損失と損害、資金、技術開発・移転及び能力構築、行動と支援の透明性、グローバルストックテイク、実施の促進及び遵守並びに手続・組織事項の各要素について議論を実施。 - これら議論を経て、最終的な法的合意案及びCOP21決定案が示された、また、相互に関連するパラグラフと重複を特定した技術ペーパーを作成することが決定された。
COP21/ADP2-12	2015年11月30日～12月11日*	（割愛） 12/5にADPは閉会。

出所：環境省、外務省報道発表資料より作成

水銀に関する水俣条約

- 水俣条約（背景・経緯）
- 条文の主な内容
- INC1～5の概要

水銀に関する水俣条約とは

- 先進国と途上国が協力して、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策を世界的に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、越境汚染をはじめとする地球規模の水銀汚染の防止を目指す。
- 世界最大の水銀利用・排出国の中国や、化学物質・廃棄物に関する条約を批准してこなかった米国も積極的に交渉に参加。多くの国の参加を確保しつつ、その中で水銀のリスクを最大限削減できる内容の条約に合意。
- 条約の主な内容は以下のとおり

条約の主な内容

前文	
序論	目的、定義
供給及び貿易	水銀の供給源及び貿易
製品及び製造プロセス*	水銀添加製品（電池、スイッチ、照明器具、計測機器（体温計、血圧計を含む）、歯科用アマルガムなど）、水銀使用製造プロセス、締約国の要請に基づく適用除外
人力小規模金採掘	人力小規模金採掘（ASGM）
排出及び放出	大気への排出、水及び土壌への放出
保管、廃棄物等	環境上適正な暫定的保管、水銀廃棄物、汚染サイト
資金・技術支援	資金源及び資金メカニズム、技術支援、実施・遵守委員会
普及啓発、研究等	健康に関する側面、情報交換、公衆のための情報・啓発と教育、研究・開発とモニタリング、実施計画、報告、有効性の評価

*日本がEU及びジャマイカと協力して情報収集・検討を行い、規制内容と対象リストを提案

出所：環境省資料（水銀に関する水俣条約の概要）等

背景・経緯

- 国連環境会議（UNEP）は2001年から、地球規模での水銀対策について議論を行い、2002年12月の世界水銀アセスメントにおいて、水銀汚染に対応するための地球規模の行動が必要であると提言した。
- これを受けて、UNEPは2003年から地球規模での水銀汚染に関連する活動（UNEP水銀プログラム）を開始した。2007年2月UNEP第24回管理理事会（ナイロビ）において、水銀の世界的な需要と貿易に関する報告書、鉛及びカドミウムによる地球規模での汚染に関する報告書等を踏まえた議論が行われ、2009年2月UNEP第25回管理理事会において、水銀によるリスク削減のための法的拘束力のある文書（LBI）を制定すること、そのための政府間交渉委員会を設置して2010年6月に開催されたINC1から交渉を開始することとなった。2013年まで計5回のINCが開催され、2013年10月に採択された。

条約発効までの経緯

- ・ 2001年：UNEPが地球規模の水銀汚染に係る活動を開始
- ・ 2002年：人への影響や汚染実態をまとめた報告書を公表（世界水銀アセスメント）
- ・ 2009年2月：第25回UNEP管理理事会（GC25）における合意
 - ・ 水銀によるリスク削減のための法的拘束力のある文書（条約）を制定すること
 - ・ 政府間交渉委員会（INC）を設置して、2010年に交渉を開始し、2013年までのとりまとめを目指すこと
- ・ 2010～2013年：INC1～INC5開催（主催：UNEP）
 - ・ 議長：フェルナンド・ルグリス氏（ウルグアイ）
 - ・ ビューロー（議長団）：国連各地域（5地域）から各2名選出（アジア太平洋地域は中国とヨルダン）。書記はスウェーデンが兼務。
 - ・ 日本はアジア太平洋地域のコーディネーター。
 - ・ 2013年1月のINC5で条文案が合意、条約の名称が「水銀に関する水俣条約」に決定
- ・ 2013年10月：熊本市及び水俣市で水銀に関する水俣条約の外交会議及びその準備会合を開催。条約を全会一致で採択し、92か国（含むEU）が署名
- ・ 2017年8月：条約発効

INCにおける主な検討事項

- ・ 水銀供給の削減と環境上適正な保管能力の強化
- ・ 製品及び工程中の水銀需要の削減
- ・ 水銀の国際貿易の削減
- ・ 水銀の大気放出の削減
- ・ 水銀含有廃棄物及び汚染サイト回復に関する取組
- ・ 途上国への技術・資金支援、普及啓発
- ・ 条文についての議論は実質的にINC3以降 等

※GC25決議で与えられたマンデート

出所：環境省資料（水銀に関する水俣条約の概要）等

#

条文の主な内容 (2/3)

上流規制、共通だが差異ある責任(CBDR)及び基金、補助金等の資金メカニズムに関する項目に下線

項目	概要
水銀又は水銀化合物を使用する製造プロセス (5条・6条)	- 塩素アルカリ工業及びアセトアルデヒド製造施設を対象に、<u>製造プロセスにおける水銀の使用を禁止</u>。(それぞれ2025年、2018年まで。ただし、年限については、国によって必要な場合、最大10年間まで延長可。) - 塩化ビニルモノマー、ポリウレタンなどの<u>製造プロセスでの水銀使用を削減</u>。 - 上記対象プロセス(附属書Bに記載)の既存施設での対策及び新規施設での水銀利用禁止、新規のプロセスにおける水銀利用の抑制、事務局へ附属書Bに掲載するプロセスの提案などを行う。 - COPは、条約発効後5年以内に附属書Bのレビューの実施。
人力小規模金採掘 (ASGM) (7条)	- 使用・環境中への放出を削減、可能であれば廃絶のため行動。 <u>国内のASGMがわずかでない (more than insignificant) と判断する締約国は、国家行動計画を策定・実施するとともに、3年ごとにレビューを実施。</u> - 国家行動計画に含まれるべき事項(附属書C) ➢ 目的と削減目標 ➢ 廃絶に向けた行動 ➢ 基礎(ベースライン)となる水銀の使用量の推計値 ➢ 排出削減や貿易管理、高感受性集団の保護などのための方策
大気への排出 (8条)	- 石炭火力発電所、石炭炭産用ボイラー、非鉄金属精錬施設、廃棄物焼却施設、セメント生産施設(附属書D)を対象に、排出削減対策を実施。 - 新設施設：各締約国での条約発効から5年以内にBAT(利用可能な最良の技術)/BEP(環境のための最良の慣行)を義務付け。 - 既存施設：各締約国での条約発効から10年以内に①排出管理目標、②排出限度値、③BAT/BEP、④水銀の排出管理に効果のある複数汚染物質管理戦略、⑤代替的措置から1つ以上を実施。 <u>各国で排出規制措置を取り、その措置、対象、目標及び結果を定める自国の計画を作成することができる。</u> <u>各国が自国内の対象排出源の排出インベントリを作成。</u> - COPで、BAT/BEP等に関するガイダンスを採択。
水・土壌への放出 (9条)	- 本条は他の条項で対処されていない放出源が対象。 - 各国が放出削減の対象となる放出源を特定。 - 新規・既存施設とも、①放出限度値、②BAT/BEP、③水銀の放出管理に効果のある複数汚染物質管理戦略、④代替的措置から1つ以上を実施。 <u>各国で排出規制措置を取り、その措置、対象、目標及び結果を定める自国の計画を作成することができる。</u> <u>各国が自国内の対象放出源の放出インベントリを作成。</u> - COPで、BAT/BEP等に関するガイダンスを採択。

条文の主な内容 (3/3)

上流規制、共通だが差異ある責任(CBDR)及び基金、補助金等の資金メカニズムに関する項目に下線

項目	概要
資金・技術支援 (13・14条)	- 締約国は、その能力の範囲内で、<u>自国の政策、優先度及び計画に従い、この条約の実施を意図する各締約国の活動に関する資金を提供することを約束</u> (国内の資金調達、二国間及び多数国間における資金調達並びに民間部門の関与を含む) - 条約のもとで資金支援を行うための制度 (資金メカニズム) を設置。条約に基づき義務の履行を行う開発途上締約国及び移行経済締約国を支援する <u>GEF (地球環境ファシリティ※1) 信託基金を主たる資金メカニズム</u>に、技術支援・能力開発を支える国際プログラムを補完的なメカニズムに位置付け。 <u>途上国、特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国(SIDS※2)に対する能力強化、技術支援、技術移転を実施。</u>

※1 地球環境ファシリティ

(1) 開発途上国及び市場経済移行国が、地球規模の環境問題に対応した形でプロジェクトを実施する際に追加的に負担する費用につき、原則として無償資金を提供する。

(2) GEFは、5つの環境関連条約の資金メカニズムとして世界銀行(世銀)に設置されている信託基金で、世銀、UNDP、UNEP等の国際機関がGEFの資金を活用してプロジェクトを実施する。

※2 SIDS

小さな島で国土が構成される開発途上国。地球温暖化による海面上昇の被害を受けやすく、島国固有の問題(少人口、遠隔性、自然災害等)による脆弱性のために、持続可能な開発が困難だとされる。SIDSのメンバーシップに明確な定義は存在しないが、国連事務局が公表しているSIDSリストには、太平洋、カリブ、アフリカ地域等の38か国(国連加盟国)及び複数の非国連加盟国・地域が含まれている。これらの国・地域の多くが小島嶼国連合(AOSIS: Alliance of Small Island States)に参加している。

INC1の概要

- 2010年6月7日（月）から11日（金）までの間、スウェーデンのストックホルムにおいて、水銀に関する条約の制定に向けた議論のため、INC1が開催され、日本を含めた各国政府、世界保健機関等の国際機関及び市民団体が参加した。本会合では、条約の目的、条約に盛り込むべき内容等について意見が交換された。
- 本会合の結果、次回の会合（2011年1月24日（月）から1月28日（金）までの間、日本（幕張）において開催）に向けて、UNEP事務局が条約に盛り込まれるべき項目を提示し、議論に必要な情報の整理を実施すること等が決定された。なお、本会合での議論において、参加者は意見を述べるのみにとどまり、基本的に意見の絞込み等は行われなかった。

項目	概要
日時	2010年6月7日（月）～6月11日（金）
場所	Scandic Infra City スtockホルム（スウェーデン）
主催	UNEP
出席者	各国政府担当官、関連国際機関、市民団体 日本からは外務省、経済産業省、環境省の担当官が出席。
使用言語	国連公用語（英語、アラビア語、中国語、フランス語、スペイン語の同時通訳）
主な議題	・条約の目的と構造 ・資金及び技術支援、キャパシティ・ビルディング ・コンプライアンス ・供給、需要、貿易、廃棄、保管 ・大気排出 ・意識啓発、情報共有 - など。

出所：環境省資料（水銀に関する水俣条約の概要）等

INC2の概要

- 2011年1月24日（月）から28日（金）までの間、幕張において、INC2が開催され、日本を含めた各国政府、世界保健機関等の国際機関及び市民団体が参加した。本会合では、条約に盛り込むべき内容（水銀の供給削減と環境上適切な保管、水銀の国際貿易の削減、水銀の大気への排出削減等）について意見が交換された。また、議長からの指示により（１）小規模金採鉱（ASGM）、（２）環境上適切な保管、水銀廃棄物及び汚染地、（３）大気排出の3分野でコンタクトグループが設置された。
- 本会議及びコンタクトグループでの議論を受けて、**次回INC3**（10月31日～11月4日、開催場所は未定（ブルキナファソ又はケニア））**に向けてUNEP事務局が条文案を作成すること等が決定**された。

項目	概要
日時	2011年1月24日（月）～1月28日（金）
場所	幕張メッセ国際会議場（千葉市）
主催	UNEP（担当：ジュネーブ化学物質部）
出席者	各国政府担当官、関連国際機関、市民団体 日本からは外務省、経済産業省、環境省の担当官が出席。
使用言語	国連公用語（英語、アラビア語、中国語、フランス語、スペイン語の同時通訳）
主な議題	・条約の目的と構造 ・資金及び技術支援、キャパシティ・ビルディング ・コンプライアンス ・供給、需要、貿易、廃棄、保管 ・大気排出 ・意識啓発、情報共有 - など。

出所：環境省資料（水銀に関する水俣条約の概要）等

INC3の概要

- 2011年10月31日（月）から11月4日（金）までの間、ケニアのナイロビにおいて、INC3が開催され、各国政府代表、国際機関、NGOs、オブザーバーとして約130の国・地域から約600名が参加した。本会合では、主に条項義務化の要否及び資金メカニズムについて討議が行われた。また、（１）小規模金採鉱（ASGM）、（２）水銀添加物製品及び製造プロセス、（３）大気への排出・水及び土壌への放出、（４）保管、廃棄物及び汚染サイト、（５）資金及び技術・実施支援、（６）普及啓発、研究及びモニタリング、情報の伝達の6分野でコンタクトグループが設置された。
- 本会議の結果及びコンタクトグループの意見に基づき、次回INC4に向けてUNEP事務局が条約案を作成することが決定された。

項目	概要
日時	2011年10月31日（月）～11月4日（金）
場所	ナイロビ（ケニア）
主催	UNEP
出席者	各国政府担当官、関連国際機関、市民団体 日本からは外務省、経済産業省、環境省の担当官が出席。
使用言語	国連公用語（英語、アラビア語、中国語、フランス語、スペイン語の同時通訳）
主な議題	水銀に関する法的拘束力のある文書の準備し、UNEP事務局がドラフトを公開

【論点】

○資金メカニズム

途上国：財政的援助がなければ条約を遵守することは難しい。

先進国：財政的援助がないことを条約不遵守の理由にすべきではない。

○義務的/自主的

途上国：義務的な規制措置は社会経済的な現実には責任を持たず、不適切であり非現実的である。

先進国：条約は法的拘束力のあるものとして意図されている。

出所：環境省資料（水銀に関する水俣条約の概要）、化学物質問題市民研究会「水銀問題」等

INC4の概要

- 2012年6月27日（水）から7月2日（月）までの間、ウルグアイのプンタデルエステで、INC4が開催され、各国政府代表、国際機関、NGOs、オブザーバーとして約130の国・地域から約600名が参加した。本会合では、条項（供給、水銀の国際貿易、製品とプロセス、人力小規模金採鉱、大気排出と水と陸地への放出、保管・廃棄物・汚染サイト、財源と技術的及び実施支援、意識向上・研究と監視・情報伝達）について議論が行われた。
- 本会議の結果に基づき、**次回INC5の最終討議に向けてUNEP事務局が条約案を作成することが決定**された。

項目	概要
日時	2012年6月27日（水）～7月2日（月）
場所	プンタデルエステ（ウルグアイ）
主催	UNEP
出席者	各国政府担当官、関連国際機関、市民団体 日本からは外務省、経済産業省、環境省の担当官が出席。
使用言語	国連公用語（英語、アラビア語、中国語、フランス語、スペイン語の同時通訳）
主な議題	水銀に関する法的拘束力のある文書の準備

INC5の概要

- 2013年1月13日（日）から1月18日（土）（実際は19日（日）早朝）までの間、スイスのジュネーブにおいて、INC5が開催され、各国政府代表、国際機関、NGOs、オブザーバーとして約140の国・地域から約800名が参加した。
- 本会議の結果決定された条約内容を、2013年2月にUNEP第27回管理理事会に報告し、2013年10月に熊本市／水俣市における外交会議で採択・署名されることが決定された。

項目	概要
日時	2013年1月13日（日）～1月18日（土）
場所	ジュネーブ（スイス）
主催	UNEP
出席者	各国政府担当官、関連国際機関、市民団体 日本からは外務省、経済産業省、環境省の担当官が出席。
使用言語	国連公用語（英語、アラビア語、中国語、フランス語、スペイン語の同時通訳）
主な議題	水銀に関する法的拘束力のある文書の準備

資金メカニズム

途上国： 締約国会議の権限の下に自立型資金メカニズムの確立を求めた
先進国： 地球環境ファシリティ※を用いた協定を望んだ

INC5に持ち寄る情報として；

- ・ 提案される措置と技術のコストはどのくらいか？
- ・ 増加コストはどのくらいであると見積もられるか？
- ・ 条約発効前に活動を可能にするために、どのような約束が求められるか？
- ・ 地域の健康と世界の環境を含んで、水銀条約の下でとられるべき措置の副次的利益（コベネフィット）は何か？
- ・ それらは、資金メカニズム及び措置の定義の中で、どのように説明されるのか？

出所：化学物質問題市民研究会「水銀問題」

※ 開発途上国及び市場経済移行国が、地球規模の環境問題に対応した形でプロジェクトを実施する際に追加的に負担する費用につき、原則として無償資金を提供する国際資金メカニズム

バーゼル条約とストックホルム条約（廃棄物・化学物質関連条約）

- 廃棄物・化学物質関連の3条約概要
- 海洋プラスチックとの関係整理
- バーゼル条約 概要、2019年改正
- スtockホルム条約 概要

化学物質・廃棄物関連の3条約：概要

- 化学物質・廃棄物関連の3つの条約の概要は以下のとおり。
- このうちバーゼル条約とストックホルム条約について次項よりまとめる。

	バーゼル条約	ストックホルム条約	ロッテルダム条約
正式名称	有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約	国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約
条約採択の経緯	1980年代に多発した有害廃棄物の越境移動をめぐる事件を契機として、UNEP（国連環境計画）が中心となり有害廃棄物越境移動の国際的なルールとして1989年に条約として採択、1992年に発効。	環境中での残留性が高いPCB、DDT、ダイオキシン等のPOPs（残留性有機汚染物質）については、一部の国々の取組のみでは地球環境汚染の防止には不十分であり、国際的に協調してPOPsの廃絶、削減等を行う必要から、2001年5月に採択、2004年5月に50ヶ国の締結により条約が発効。	先進国で使用が禁止または厳しく制限されている有害な化学物質や駆除剤が、開発途上国にむやみに輸出されることを防ぐために、締約国間の輸出に当たっての事前通報・同意手続（Prior Informed Consent、通称PIC）等を設けた条約。1998年9月に採択、2004年2月に50ヶ国の締結により条約が発効。
目的	有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制について、国際的な枠組みを定め、これらの廃棄物によってもたらされる危険から人の健康及び環境を保護。	リオ宣言第15原則に掲げられた予防的アプローチに留意し、残留性有機汚染物質から、人の健康の保護及び環境の保全を図る。	人の健康及び環境を潜在的な害から保護し、特定の有害な化学物質の環境上適正な使用に寄与するために、当該化学物質の国際貿易における締約国間の共同の責任及び協同の努力を促進すること
概要	- 有害廃棄物等を輸出する際の輸入国・通過国への事前通告、同意取得の義務付け、非締約国との有害廃棄物の輸出入の禁止 - 不法取引が行われた場合等の輸出者による再輸入義務 - 規制対象となる廃棄物の移動に対する移動書類の携帯義務等	[1]製造、使用の原則禁止*1及び原則制限*2 [2]非意図的生成物質の排出の削減*3 [3] POPsを含むストックパイル・廃棄物の適正管理及び処理 [4]これらの対策に関する国内実施計画の策定 [5]その他の措置 - 新規POPsの製造・使用を予防するための措置 - POPsに関する調査研究、モニタリング、情報公開、教育等 - 途上国に対する技術・資金援助の実施	- 締約国は、条約の対象物質の輸入に同意するかどうかを事前に事務局に通報し、事務局はこの情報をすべての締約国に伝える（PIC回覧状）。輸出締約国はこれを自国内の関係者に伝えるとともに、自国内の輸出者が輸入締約国による決定に従うことを確保するための措置を取る。 - 以下略

出所：経済産業省、環境省資料

海洋プラスチックとの関係整理

- 2022年5月末に開催されたアドホック会合の文書（UNEP/PP/OEWG/INF/3）では、プラスチック汚染に対応している既存の多国間環境協定について整理。化学物質・廃棄物関連3条約*にも触れる。
- 特に2019年の条約改正によって、**バーゼル条約はプラスチック廃棄物に特化した法的拘束力のある世界的な文書として唯一のものとなっている**と整理。

6. **バーゼル条約、ロッテルダム条約、ストックホルム条約の目的は、有害な化学物質や廃棄物から人の健康と環境を守る**ことである。これらの条約には、特に、目的、定義、国内行動計画、国内報告書、有効性評価、グローバル・モニタリング計画、技術援助、資金メカニズム、科学的・社会経済的情報を評価するメカニズム、啓発、教育と情報交換、国際協力と調整、利害関係者の関与、研究開発、コンプライアンス、締約国会議、政府間交渉委員会が考慮することを望む事務局に関する規定がある。2019年に同条約の締約国によって採択されたプラスチック廃棄物修正条項によって、バーゼル条約の対象となるプラスチック廃棄物の範囲が明確化されたため、**現在、プラスチック廃棄物に特化した法的拘束力のある世界的な文書はバーゼル条約のみ**である。

7. **バーゼル条約**は、有害廃棄物の発生を削減し、環境上適正な管理を促進し、環境上適正な管理の原則に従っていると認められる場合を除き、有害廃棄物の国境を越える移動を制限するための措置を定めている。また、国境を越える移動が許容される場合に適用される規制システムを設定している。バーゼル条約に基づく多くのガイダンス文書は、製品設計を含むプラスチックの持続可能な生産と消費を促進するための上流の取り組みを支援し、資源効率と循環経済アプローチを通じたものを含め、プラスチック廃棄物の環境的に健全な管理を確保するための締約国の指針となっている。

8. **ロッテルダム条約**は、特定の有害化学物質の国際貿易における締約国間の責任の共有と協力の努力を促進し、それらの化学物質の環境上適正な使用に貢献する。

9. **ストックホルム条約**は、プラスチック添加物や副産物を含む残留性有機汚染物質（POPs）の意図的な生産と使用、意図しない生産、備蓄と廃棄物からの放出を削減するための措置を定めている。

*化学物質・廃棄物関連3条約；「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」、「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」の3つ

出所：UNEP(2022) UNEP/PP/OEWG/1/INF/3 Relevant information that might assist the work of the intergovernmental negotiating committeeより抜粋・仮訳

参考：UNEA5.2での決議内容 第3項

- 2022年3月のUNEA5.2におけるプラスチック汚染対策に向けた法的拘束力のある文書（instrument）の作成に向けた決議（UNEP/EA.5/Res.14）では、第3項で作成する文書に含まれるべき規定を整理。
- 拘束力のあるアプローチと自発的アプローチの両方を含むことができ、プラスチックのライフサイクル全体に対処する包括的アプローチに基づくものであるべきとする。

第3項：政府間交渉委員会（INC）が、環境及び開発に関するリオ宣言の原則並びに各国の事情及び能力を考慮し、かつ、次の規定を含む、プラスチックの全ライフサイクルに対処する包括的なアプローチに基づき、拘束力のあるアプローチと自発的なアプローチの両方を含むことができる、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある文書を作成する。

- (a) 文書の目的の特定
- (b) プラスチックの持続可能な生産と消費の促進。製品設計と、資源効率や循環経済のアプローチを含む環境に配慮した廃棄物管理を含む
- (c) 海洋環境のプラスチック汚染（既存のプラスチック汚染を含む）を低減するための国内及び国際的な協力措置の推進
- (d) 目的に貢献するための、各国主導のアプローチを反映した国家行動計画の策定、実施、更新
- (e) プラスチック汚染の防止、削減及び除去に向けて取り組む国家行動計画を推進し、地域及び国際協力を支援すること
- (f) 必要に応じて国別報告を定めること
- (g) 定期的実施状況を把握すること
- (h) 目的の達成に向けた文書の有効性を定期的に評価すること
- (i) プラスチック汚染に関連する科学的・社会経済的評価を提供すること
- (j) 啓発・教育・情報共有を通じて知識を増やすこと
- (k) 関連する地域及び国際条約、文書及び機関との協力及び調整を促進する一方で、それぞれのマンデートを認識し、重複を避け、行動の補完性を促進すること
- (l) 民間セクターを含むすべてのステークホルダーの行動を奨励し、世界、地域、国レベルでの協力を促進する
- (m) マルチステークホルダー・アクションアジェンダを開始する
- (n) この文書に基づくいくつかの法的義務の効果的な実施は、能力構築並びに十分な技術援助及び資金援助の可用性に依存していることを認識しつつ、能力構築及び技術援助、相互に合意した条件による技術移転並びに資金援助のための取決めを定めること
- (o) 持続可能で、手頃で、革新的でコスト効率の高いアプローチのための研究開発の促進
- (p) 遵守についての規定

出所：UNEP(2022) UNEP/EA.5/Res.14 Resolution adopted by the United Nations Environment Assembly on 2 March 2022, 5/14. End plastic pollution: towards an international legally binding instrument

参考：UNEA5.2での決議内容 第4項

- UNEA5.2決議（UNEP/EA.5/Res.14）第4項では、プラスチック汚染対策に向けた法的拘束力のある文書（instrument）に関する審議において、INCが以下に列挙した要素を検討することを決定している。

第4項：また、INCは、この文書に関する審議において、次の事項を検討する。

- (a) 手段の目的の達成を支援するための義務、措置及び自発的なアプローチ
- (b) 手段の実施を支援するための資金メカニズムの必要性。専用の多国間基金のオプションを含む
- (c) 一部の規定について、国内事情を考慮しつつ、コミットメントの実施について各国の裁量を認められる柔軟性
- (d) 利用可能な最高の科学、伝統的な知識、先住民族の知識、現地の知識システム
- (e) 非公式の場や協力的な場から得られたものを含む、学んだ教訓とベストプラクティス
- (f) プラスチック汚染に関する政策についての科学的・社会経済的情報と評価を提供するメカニズムの可能性
- (g) 組織の効率化と効率的な事務局の体制
- (h) 政府間交渉委員会（INC）が関連性があるとするその他の側面

バーゼル、ロッテルダム、ストックホルム条約と海洋プラスチックに関する決議との関連性

■ UNEPでは、UNEA5.2決議（UNEP/EA.5/Res.14）のINCで審議する文書について規定する第3項・第4項に関連する項目があるか、バーゼル、ロッテルダム、ストックホルム条約事務局からの提供情報として整理

UNEA決議 (5/14)		バーゼル	ロッテルダム	ストックホルム
第3項	(a)目的	○	○	○
	(b)持続可能な生産と消費	○		○
	(c)海洋プラ国別行動計画の策定・実施・更新	○	○	○
	(d)国別行動計画の推進・協力支援		○	○
	(e)プラ汚染の防止、削減、除去に向けた国別行動計画・協力		○	○
	(f)報告	○		○
	(g)定期的な状況把握	○		○
	(h)有効性評価	○		○
	(i)プラ汚染に関する評価	○		○
	(j)啓発・教育・情報共有	○	○	○
	(k)関連条約との関係整理	○	○	○
	(l)民間含むステークホルダー	○		○
	(m)マルチステークホルダーアクションアジェンダ	○		○
	(n)能力構築・技術支援・資金援助	○	○	○
	(o)研究開発	○		○
	(p)遵守規定	○	○	○
第4項	(a)義務、措置及び自主的アプローチ	○	○	○
	(b)資金メカニズム	○		○
	(c)各国の裁量	○		○
	(d)科学・知識	○		○
	(e)教訓・ベストプラクティス	○		○
	(f)政策に関する科学的社会的情報、評価	○		○
	(g)組織・事務局	○	○	○
	(h)その他の関連側面			

出所：UNEP(2022) UNEP/PP/OEWG/1/INF/3 Annex I Additional information sources provided by the Secretariat of the Basel, Rotterdam and Stockholm Conventions

バーゼル条約：章立て・概要（1/2）

■ 前文、本文29か条、末文及び9の附属書からなる。

前文

第1条 条約の適用範囲

規制対象となる有害廃棄物を以下の(a)及び(b)のとおり定義。

- (a) 附属書Iに掲げるいずれかの分類に属する廃棄物（附属書IIIに掲げるいずれの特性も有しないものを除く。）
- (b) (a) に規定する廃棄物には該当しないが、輸出国、輸入国又は通過国である締約国の国内法令により有害であると定義され又は認められている廃棄物

第2条 定義

第3条 有害廃棄物に関する国内の定義

第4条 一般的義務

- ・ 締約国は、国内における廃棄物の発生を最小限に抑え、廃棄物の環境上適正な処分のため、可能な限り国内の処分施設が利用できるようにすることを確保する（2 (a) 及び (b) ）。
- ・ 廃棄物の不法取引を犯罪性のあるものと認め、この条約に違反する行為を防止し、処罰するための措置をとる（3及び4）。
- ・ 非締約国との廃棄物の輸出入を原則禁止とする（5）。
- ・ 廃棄物の南極地域への輸出を禁止する（6）。
- ・ 廃棄物の運搬及び処分は、許可された者のみが行うことができる（7 (a) ）。
- ・ 国境を越える廃棄物の移動には、条約の定める適切な移動書類の添付を要する（7 (c) ）。

第5条 権限のある当局及び中央連絡先の指定

第6条 締約国間の国境を越える移動

この条約に特定する有害廃棄物及びその他の廃棄物の輸出には、輸入国の書面による同意を要する

第7条 締約国から非締約国を通過して行われる国境を越える移動

CBDRに言及なし

- ・ バーゼル条約の規制対象となる廃棄物に該当するか否かについては、附属書I及びIIIの両方を参照して判断することとなっているが、これらの附属書は抽象的な規定にとどまっていたため、規制対象となる廃棄物についての解釈が各締約国で分かれる等の不都合があった。
- ・ このため、COP4において、規制対象物と規制対象外の物を具体的に示したリスト（附属書VIII, IX）を作成し、バーゼル条約の規制対象物を可能な限り明らかにすることとした。
- ・ なお、附属書VIII又はIXに掲載されていない物は、従来どおり、附属書I及びIIIの両方を参照して判断することとなる。
- ・ 現在、附属書見直しに関する専門家作業部会は、とりわけ、プラスチック廃棄物に関連する追加の成分または有害な特性を、条約の附属書IまたはIIIに追加すべきかどうかを検討を義務付けられている。
- ・ 今回のINCの議論にも、バーゼル条約に基づく技術ガイドラインの作成およびその他の関連するガイダンス文書、専門家作業部会の調査結果が関連する可能性

附属書I 規制する廃棄物の分類

附属書II 特別な考慮を必要とする廃棄物の分類

附属書III 有害な特性の表

附属書IV 処分作業

附属書V A 通告の際に提供する情報

附属書V B 移動書類に記載する情報

附属書VI 仲裁

附属書VIII A表

附属書IX B表

- ・ 2019年のCOPでは、プラスチック廃棄物の国境を越える移動の規制を強化し、プラスチック廃棄物に適用される条約の範囲を明確にすることを目的として、条約の附属書II、附属書VIII及び附属書IXの改正を採択
- ・ なお、附属書VIIについては未発効

バーゼル条約：章立て・概要（2/2）

第8条 再輸入の義務

廃棄物の国境を越える移動が契約通りに完了することができない場合、輸出国は、当該廃棄物の引き取りを含む適当な措置をとる

第9条 不法取引

廃棄物の国境を越える移動が輸出者又は発生者の行為の結果として不法取引となる場合には、輸出国は、当該廃棄物の引取を含む適当な措置をとる

第10条 国際協力

締約国は、廃棄物の処理を環境上適正な方法で行うため、主として開発途上国に対して、技術上その他の国際協力を行う

第11条 二国間の、多数国間の及び地域的な協定

条約の趣旨に反しない限り、非締約国との間でも、廃棄物の国境を越える移動に関する二国間または多数国間の取決めを結ぶことができる

第12条 損害賠償責任に関する協議

締約国は、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動及び処分から生ずる損害に対する責任及び賠償の分野において適当な規則及び手続を定める議定書をできる限り速やかに採択するため、協力する

第13条 情報の送付

(4項) 各締約国は、毎年の報告を送付することとされている。

12条：1999年のCOP5で有害廃棄物の越境移動及びその処分に伴って生じた損害について、その責任と補償に関する枠組みを定めた議定書を採択（20番目の批准書等を寄託者が受領した後90日目に発効、2019年末時点で締約国は11カ国）

13条：事務局は、プラスチック廃棄物の在庫の開発に関する実務ガイダンス案を作成。バーゼル条約の国内報告書には、同条約に該当するプラスチック廃棄物に関する報告が含まれていることから、バーゼル条約の経験と国別報告の下で利用可能な情報は、INCの議論に関連する可能性

新規・追加的な資金拠出についての規定はなし

第14条 財政的な側面

- 1 締約国は、各地域及び各小地域の特別の必要に応じ、有害廃棄物及び他の廃棄物を処理し並びに有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を最小限度とすることに関する訓練及び技術移転のための地域又は小地域のセンターが設立されるべきであることに同意する。締約国は、任意の性質を有する資金調達のための適当な仕組みを確立することについて決定を行う。
- 2 締約国は、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動により又は有害廃棄物及び他の廃棄物の処分中に発生する事故による損害を最小のものにとどめるため、緊急事態における暫定的な援助を行うための回転資金の設立を検討する。

第15条 締約国会議

第16条 事務局

第17条 この条約の改正

第18条 附属書の採択及び改正

第19条 検証

第20条 紛争の解決

第21条 署名

第22条 批准、受諾、正式確認又は承認

第23条 加入

第24条 投票券

第25条 効力発生

第26条 留保及び宣言

第27条 脱退

第28条 寄託者

第29条 正文

20番目の批准書等を寄託者が受領した後90日目に発効

2002年に設立された「実施と遵守を促進するためのメカニズムを管理する委員会」は、締約国の実施と遵守に関する具体的な提案と、条約の実施と遵守に関する一般的な問題の両方を行っている。長年にわたり、委員会は、締約国が遵守上の困難を解決するのを支援し、国別接触、報告、立法、違法取引及び規制措置に関連して、すべての締約国が条約の実施に関して達成した進展を監視してきた。

文書の実施の進捗状況を定期的に評価し、実施及び遵守を促進するためのメカニズムを管理する委員会の経験はINCの議論に関連する可能性がある。

バーゼル条約 2019年改正について

- 2019年のCOPでは、プラスチック廃棄物の国境を越える移動の規制を強化し、プラスチック廃棄物に適用される条約の範囲を明確にすることを目的として、条約の附属書II、附属書VIII及び附属書IXの改正を採択（Decision BC-14/12:）。

2019年の改正の概要

- プラスチック廃棄物の国境を越える移動の規制を強化し、プラスチック廃棄物に適用される条約の範囲を明確にすることを目的として、条約の附属書II、附属書VIII及び附属書IXの改正を採択。
- 附属書IIの改正：新たな項目Y 48の追加。**プラスチック廃棄物を対象とし、プラスチック廃棄物の混合物も含まれる。**なお、プラスチック廃棄物が有害（A 3210に該当する）または有害でないと推定される（B 3011に該当する）場合を除く。
- 附属書VIIIの改正：新たに項目A 3210を追加。**有害であるとみなされるプラスチック廃棄物が、PIC*手続きの対象となる範囲として明確化**されている。
- 附属書IXの改正：既存の項目B 3010の代わりに新たな項目B 3011を追加。**有害ではなくPIC手続きの対象ではないと考えられるプラスチック廃棄物の種類が明確化**されている。項目B 3011に記載されている廃棄物には、硬化樹脂、非ハロゲン化/フッ素化ポリマー群が含まれる。ただし、**他の廃棄物によるコンタミがほ**なく、**環境に配慮したリサイクルが可能であることが条件**；ポリエチレン（PE）、ポリプロピレン（PP）またはポリエチレンテレフタレート（PET）からなるプラスチック廃棄物の混合物。ただし、それぞれの材料を分別してリサイクルすることを目的とし、環境上適正な方法で、汚染および他の種類の廃棄物がほとんどないことを条件とする。
- 2021年1月1日より発効

*輸出に先立つ事前通告・輸入国からの同意（PIC=Prior Informed Consent）

プラスチック廃棄物パートナーシップ

- バーゼル条約締約国会議によって2019年に設立。プラスチック廃棄物の防止と最小化の4つのプロジェクトグループを通じて活動
- プラスチックの持続可能な生産と消費（製品設計、環境に配慮した廃棄物管理、資源効率や循環経済のアプローチ）、民間セクターを含む全てのステークホルダーによる行動を奨励・協力促進、マルチ・ステークホルダー・アクション・アジェンダ、費用効率の高いアプローチの研究開発の促進などの点で、INCの議論に関連する可能性

出所：UNEP(2022) UNEP/PP/OEWG/1/INF/3 Annex I Additional information sources provided by the Secretariat of the Basel, Rotterdam and Stockholm Conventions

ストックホルム条約 章立て・概要 (1/2)

■ 前文、本文29か条、末文及び9の附属書（ただし、附属書VIIについては未発効）からなる

前文

（一部抜粋）先進国及び開発途上国の各国の能力並びに環境及び開発に関するリオ宣言の原則7に規定する共通に有しているが差異のある責任に留意

前文でCBDRに言及はしている。また、POPs製造者の責任（悪影響を軽減し、情報を提供）、ライフサイクルのすべての段階において引き起こす悪影響を防止するための措置、汚染者が原則として汚染による費用を負担すべき、と言及

第1条 目的

この条約は、環境及び開発に関するリオ宣言の原則15に規定する予防的な取組方法に留意して、残留性有機汚染物質から人の健康及び環境を保護することを目的とする

第2条 定義

第3条 意図的な製造及び使用から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置

1 締約国は、次のことを行う。

(a) 次のことを禁止し、又は廃絶するために必要な法的措置及び行政措置をとること。

(i) 附属書Aの規定が適用される場合を除くほか、同附属書に掲げる化学物質を製造し及び使用すること。

(ii) 附属書Aに掲げる化学物質を輸入し及び輸出すること。

(b) 附属書Bの規定に従い、同附属書に掲げる化学物質の製造及び使用を制限すること。

附属書A 廃絶／Elimination

附属書B 制限／Restriction

附属書C 意図的でない生成／

Unintentional Production

附属書D 情報の要件及び選別のための基準

附属書E 危険性の概要に関する情報の要件

附属書F 社会経済上の検討に関する情報

プラスチック添加物や副産物を含むPOPsを記載

第4条 個別の適用除外の登録

第5条 意図的でない生成から生ずる排出を削減し又は廃絶するための措置

締約国は、附属書Cに掲げる個々の化学物質の人為的な発生源から生ずる排出の総量を削減するため、その排出を継続的に最小限にし及び実行可能な場合には 究極的に廃絶することを目標として少なくとも次の措置をとる（略）

第6条 在庫及び廃棄物から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置

第7条 実施計画

第8条 附属書A、附属書B及び附属書Cへの化学物質の掲載

第9条 情報の交換

POPsの意図的な生産及び使用からの放出を削減又は排除するための措置を規定

7条：国内実施計画を作成し、実施することを締約国に求める

- 対象物質については、年1回の頻度で開催される専門家による「残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC: Persistent Organic Pollutants Review Committee）」で議論された後、2年に1回開催される締約国会議（COP）で決定
- POPRCは以下の3段階を経て、条約の対象物質をCOPに勧告
 - 附属書Dで規定されたスクリーニング基準への適否の審議
 - 附属書Eで規定された「リスクプロファイル（risk profile）」草案の審議
 - 「リスク管理に関する評価（risk management evaluation）」草案の審議
- 条約の本文および附属書は2019年改訂版が最新。近年はプラスチック製品に使われる添加剤への規制が目立っており、難燃剤、加工助剤、撥水剤や紫外線吸収剤なども議論の俎上に

ストックホルム条約 章立て・概要（1/2）

■ 前文、本文29か条、末文及び9の附属書（ただし、附属書VIIについては未発効）からなる

第10条 公衆のための情報、啓発及び教育

第11条 研究、開発及び監視

第12条 技術援助

第13条 資金及び資金供与の制度

（抜粋）先進締約国は、開発途上締約国及び移行経済締約国がこの条約に基づく義務を履行するための措置の実施に要するすべての合意された増加費用を負担することを可能にするため、資金供与を受ける締約国と6に定める制度に参加する組織との間で行われる合意に従い、新規のかつ追加的な資金を供与する。

第14条 資金供与に関する暫定的措置

第15条 報告

6項では持続可能な資金供与を行うための制度について規定

新規・追加的な資金供与

第16条 有効性の評価

締約国会議は、この条約の効力発生の四年後に及びその後は締約国会議が決定する間隔で定期的に、この条約の有効性を評価する

第17条 違反

第18条 紛争の解決

第19条 締約国会議

第20条 事務局

第21条 この条約の改正

第22条 附属書の採択及び改正

第23条 投票券

第24条 署名

第25条 批准、受諾、承認又は加入

第26条 効力発生

第27条 留保

第28条 脱退

第29条 寄託者

第30条 正文

50番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後90日目に発効

海洋プラスチック条約（仮）に通じる主な論点

- パリ協定、水俣条約、バーゼル条約、ストックホルム条約の規定のうち、海洋プラスチック条約(仮)に通じる論点を整理

海洋プラスチック条約（仮）に通じる主な論点

項目	ポイント	気候変動（パリ協定）	水銀条約	バーゼル条約	ストックホルム条約
上流規制 （製造側への規制）	生産時に対応を求められれば、産業界へ影響	なし：枠組条約の究極の目的は、人類の活動によって気候システムに危険な影響がもたらされない水準で、大気中のGHG濃度の安定化を達成すること。（化石資源の採掘や消費に対する制限はなし、CCUSなどの活用議論も）	3条：新規鉱山開発の禁止、既存鉱山も段階的に禁止 4-6条：リストに掲載した製品での製造、輸出入を原則禁止、もしくは使用削減。製造プロセスにおいても使用禁止や削減	- 製造の制限はなし、有害廃棄物の貿易を制限（事前通告・同意が必要） 4条、6条：有害廃棄物の貿易を制限	3条、5条、6条：POPsの製造・使用、貿易を禁止。非意図的な排出や在庫からの放出も削減・廃絶 - 前文：製造者責任、ライフサイクルの前段階、汚染者負担原則に言及
CBDR （共通だが差異ある責任）	先進国と途上国の議論	- 枠組条約3条1項：CBDR規定、先進国と開発途上国で条約上の義務等に差異を設定 - COP21では、史上初めて先進国・開発途上国の区別なく気候変動対策の行動をとることを義務づけたパリ協定に合意	前文：「CBDRを再確認、各国の事情及び能力並びに世界的規模の行動をとる必要性を確認」と言及	言及なし（先進国と途上国の明確な区別なし）	前文：CBDRに留意すると言及
資金メカニズム （基金、補助金など）	特に途上国へのインセンティブ	- 先進国から途上国への資金拠出を求める - 枠組条約11条（地球環境基金(GEF)を設定） - COP16では緑の気候基金（GCF）設立に合意（カンクン合意で1000億ドル動員に合意） - 気候変動に向けた資金拠出としては他にも、適応基金、二国間支援、MDPs経由の支援（世界銀行やADPなど国際開発金融機関）などがある	13-14条：締約国からの資金提供により、開発途上締約国及び移行経済締約国への資金支援を行う制度（資金メカニズム）を設置 - 途上国、特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国に対する能力強化、技術支援、技術移転を実施	- 先進国から途上国向けの資金拠出を求める内容ではない 14条：各地域の特別の必要に応じて、訓練な技術移転のためのセンターの設立や、資金調達の仕組みを作ることに合意。事故発生時の損害を最小化するための回転資金設立も検討	13条：先進国から途上国への資金供与制度を規定、新規・追加的な供与を規定
目標設定 （削減義務）	法的拘束力のある目標の設定、トップダウンvsボトムアップ、罰則の有無など	- 枠組条約：具体的な削減義務は規定なく、締約国会議（COP）で定める - 京都議定書（COP3）先進国のGHG排出量について法的拘束力のある国別の数値約束を定めた - パリ協定（COP21）：今世紀末までに世界の気温上昇を2℃（最終的には1.5℃）に抑えるという目標に向け、国が決定する貢献（NDC）を5年毎に提出・更新を義務付け。各国のNDCを統合して進捗を管理	8～9条（大気、水・土壌への放出）：各国が自国内の対象排出源の排出インベントリを作成し、目標などを定めた計画を立てて排出抑制対策を実施できる	1条、附属書Ⅰ、Ⅲ：有害性のある廃棄物を対象とする - 有害廃棄物の越境や処分によって生じた損害賠償についての枠組みを定めた議定書を採用したもの、未発効 - 国別目標・計画の設定なし	- 附属書A～C：廃絶、制限、意図的でない生成についての対象物質を規定 7条：国内実施計画を作成し、実施することを締約国に求める
...					

出所：各条約資料よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

（４）海洋プラスチック汚染に関する政府間交渉委員会及び 関連会合への参加並びに我が国産業への影響分析

仕様4の構成

- 第1回政府間交渉委員会（INC-1）に向けた意見書や事務局文書の調査を行った上で、政府間交渉委員会（INC-1）に参加し、議論の内容を報告。また、関連会合として事前のブリーフィング（全5回）及びマルチステークホルダー会合の内容についても報告。
- INC-1の後にも提出された意見書や資料、INC-2に向けた意見書の内容を整理するとともに、これまでの議論から我が国産業への影響として考えられる事項を整理。

- ・ INC-1に向けた加盟国の意見書や有志国グループ
- ・ INC-1に向けてUNEP（INC事務局）が用意した文書
- ・ INC-1及び関連会合の報告
- ・ UNEP（INC事務局）によるINC-1報告書ドラフトの概要
- ・ 海洋プラスチックに関する参考データ
- ・ BRS条約事務局ドラフト・レポートの概要「プラスチックおよび関連化学物質のグローバルガバナンス」
- ・ INC-2に向けた意見書
- ・ 我が国産業への影響（非公開）

INC-1に向けた加盟国の意見書や有志国グループ

- INC-1に向けた意見書（アメリカ、ルワンダ、ノルウェー、EU）
- High Ambition Coalition to End Plastic Pollution（HAC）

INC-1への意見書：米国

- 最初は全体の議論からはじめ、追って個別の議論グループを組織すべき。
- ライフサイクルの特定の段階に関するような議論はグローバルな合意の進展を妨げる可能性。

合意できるものであることと目指したい意向が強い印象

(i) INCの進め方・組織

- まずはINCのマנדート（UNEA決議5/14の第3項および第4項）に関連するすべての問題についての**広範な全体会議から始めることを提案**。その後、グループ数と問題のグループ化を含めて、コンタクトグループまたは非公式グループの権限と組織を考慮すべき。
- 課題の優先順位付けに関しては、最初の本会議での議論を経て、最も進展しそうな課題に焦点を当てるべき。
- コンタクト・グループは、最初は、UNEA決議5/14の第3項にある規定を中心に設置される。**プラスチックのライフサイクルの特定の部分に関するような、決議に概要が示されていないトピックを最初のグループの中心に据えることが懸念されるが、これは、グローバルな合意の進展を妨げる可能性がある。**
- INCの議論の進展に伴い、グループ組織の見直しが必要になると認識。
- 初期グループ化には、次の一部またはすべてが含まれるのではないかと。
 1. 目的；プラスチックの持続可能な生産及び消費の促進と国家行動計画 [第3項 a、b、d、e]
 2. 国内外の協力施策の推進；関連する地域・国際的な条約、文書及び機関の協力及び調整の促進 [第3項c、k]
 3. 国別報告、制度の実施状況の定期的評価、及び制度の目的達成における有効性の定期的評価 [第3項 f～ h]
 4. 科学的及び社会経済的評価並びに研究開発の促進 [第3項 i、o]
 5. 意識向上、教育、情報交換、すべての利害関係者による行動の奨励、マルチステークホルダー・アクション・アジェンダの [第3項 j、l～m]
 6. 能力開発、技術及び資金援助に関する取決め [第3項 n]
 7. 適合 [第3項 p]

INC前日に開催するフォーラムに賛成・継続すべきとの意見

(ii) INC-1文書の準備に寄与する重要な問題

- INC 1文書の目的は、各国がプラスチック汚染に関する関連情報及び多国間協定に関する**共通の理解に基づいて交渉を開始できるようにすること**。グローバルな合意の草案を作成することを意図したものではなく、各国が共通の理解から交渉を開始することを可能にするものであるべき。
- INC 1のための文書を作成する際に、事務局に対し、UNEA及び他の国際機関の下での議論を通じて既に作成された関連資料を活用することを奨励。また、**化学物質及び廃棄物に焦点を当てたものを超えて、様々な多国間環境協定を検討することを奨励。**
- 主要用語の用語集は網羅的である必要はないが、**プラスチックのライフサイクルを記述する方法について各国が共通の理解を得るのに役立つ用語を含めることができる。ただし、各国が異なる解釈を持つ可能性のある用語や、定義に関する国際的な合意がない用語を定義することを避けるよう求める**（例えば、circular economy, plastic, problematic, avoidable, essential, and necessary/unnecessary 循環経済、プラスチック、問題のある、回避可能な、不可欠な、必要/不必要）。

(iii) フォーラムの準備の内容と考慮事項

INCプロセスにおけるステークホルダーの関与の強化を強く支持し、プラスチック汚染との闘いに関心と衡平性を有するステークホルダーの関与を支援するためのフォーラムを提供することに価値があると考え。

- 事務局は、**プラスチック汚染と闘うための活動について利害関係者が情報を共有できるような展示会や展示会の開催を検討することを提案する**
- フォーラムの重要な側面は、**非公式な議論のための時間を提供することであり、事務局に非公式なネットワークの機会を提供することを奨励すること** 他

INC-1への意見書：ルワンダ

- INC成功のためには、作業の順序付けと問題の分類が最も重要であるとし、それぞれのテーマに応じたグループ化が必要と提案。

最初からテーマごとの議論を勧め、ライフサイクルの議論を3つに分けることを提唱

- INCのマンデート（UNEA決議5/14の第3項および第4項）をテーマ別に分類し、以下を提案。

テーマ1:目的と範囲

- INC-1での最初の議論は、**範囲、目的**、その他の水平的な事項についての共通の理解を深めることに焦点を当てるべきである。
- 協定の**目的の特定**は、議論の自然な出発点ではあるが、マンデートにおける他の項の議論を踏まえて検討すべき。
- また、**協定の範囲**としては、海洋環境を含むすべての環境におけるプラスチック汚染に対処するとされている。プラスチック汚染の発生源は様々で、使い捨てプラスチックや包装、その他の製品、漁具、農業用プラスチック、マイクロプラスチックなど、それぞれがプラスチック汚染物質の性質とそのバリューチェーンに合わせた専用のグローバル戦略と作業プログラムを必要とする。

テーマ2:プラスチックのライフサイクル

- ライフサイクルの各主要段階について、義務、コミットメント、措置、アプローチについて、個別の技術作業部会で議論を行うことを推奨する。
- (1) プラスチックの持続可能な生産と消費;特定のポリマーのバージンプラスチックの生産と消費を制限するためのベースライン、ライセンス、管理など
 - (2) 製品設計;エコデザイン、再生材含有量目標、基準、化学物質や添加物の制限、特定の用途の制限など
 - (3) 環境に配慮した廃棄物管理※
- プラスチックの循環経済の促進に関連する相互関係があるが、各段階の議論を明確に描写することを推奨。ライフサイクルの段階別の技術作業部会での議論によって、条文への落とし込みが進む。加えて考慮に値するプラスチックのライフサイクル段階としては、原材料の調達と、過去に環境中で発見されたプラスチック汚染 (plastic pollution once found in the environment) がある。
 - また、国別報告に関する規定も、ライフサイクルの各段階ごとの議論で扱われるべき。

特定のプラスチックや用途の制限を提案（＝上流規制を提案）

テーマ3:国別行動計画

ライフサイクルの各段階に対処するための議論とは別に、独自の技術作業部会で個別に議論する価値がある。（3項 (d)国家行動計画と(e)努力の確保）

テーマ4:実施手段

決議5/14には、開発途上国及び移行経済国への実施手段の提供（3項 (n)）、専用の多国間基金を選択肢として含む、資金メカニズムの必要性に関する規定も含まれる（第4項 (b)）。「実施手段」は独自のテーマであり、以下に関する議論を含めるべき。

- (1) 専用の多国間基金を含む資金援助とメカニズム
- (2) 技術移転を含む技術援助
- (3) 能力開発と訓練

さらに、実施機関と二国間機関の役割は、この議論の一部となる可能性がある。実施方法については、各INCで協議するべき。

INC-1への意見書：ノルウェー

- 効率的に議論を進めるため議論グループを分ける必要があるとして、5つのクラスターに沿った議論を提案。
- 特に鍵となるライフサイクルとして製品、廃棄物、マイクロプラスチックを挙げる。

(i) INCの進め方・組織

- UNEAから提示されたスケジュールは効率的な作業プロセスを必要とする。このためには、議論をサブグループに分割し、並行するグループの数は制限するべき。
- 事務局が各会議の議題の優先順位を決めるべき。
- **INC-1では、まず全体的な目標、目的、範囲について議論すべき。**何らかの結論に達する可能性は低い、その検討はその後の議論に影響を与えるだろう。
- 国際法の関連する一般条約規定、その他の法的問題に対処するための交渉と並行して作業するため、**INC-2に法律起草グループ（legal drafting group）を設置することを提案。**
- 特定のクラスターや問題に特定の代表団を割り当てることを想定。事務局が特定のクラスターを決して並行させないようにすれば、代表団によるタスクの計画と内部共有を支援できる。
- また、INC-1は、**INC-2の準備方法と、INC-2の前に利用可能な文書を議論する必要がある。**標準的な手続きはないが、選択肢としては；事務局が文書ベースの作成担当、または、INC-1での議論に基づき異なる作業グループ/コンタクトグループの共同ファシリテータが文書を作成。
- 近代的な条約作りを成功させる鍵は、経済界と市民社会の声の早期かつ効果的な関与。透明で包括的なプロセスを期待し、インフォーマル・セクター及び経済界を含むNGOの関与と、議論への情報提供の機会を見出すことを奨励する。
- INC-1の前に加盟国からの提出期限を設定することを勧める。各国は、望むなら、INC-1での議論に向け、協定に関するより詳細な見解を示すことができる。

サブグループへの分割は共通項
INC-2への言及があるのは特色（法律起草グループの設置、INC-1でINC-2について話しておくこと）

(ii) INC-1文書の準備に寄与する重要な問題

- 水銀条約が第1回会合ですでに新条約の議論を開始できたことを踏まえ、INC-1では、以下のクラスターに沿って検討することを期待する。
 - 1) 鍵となるライフサイクルの対応（Key life cycle measures）**
課題は、「プラスチックのライフサイクル全体に対応する包括的なアプローチ」を開発すること。プラスチックのライフサイクルに沿った問題の議論をより具体的なテーマ別に分ける必要がある。環境問題の本質とそれに関連する対策の理解に基づいた排出源ベースのアプローチが野心の鍵となる。主要な対策についてのライフサイクルの議論を3つの主なアプローチに分けることを提案。**（次項の表を参照）**
 - 2) すべての発生源を対象とし、汚染者負担原則を運用するライフサイクルアプローチを確保するための実施手段**
 - ライフサイクルに基づく国ごとのプラスチック政策のための、国家行動計画と国別報告
 - 拡大生産者責任、その他の国内規制及び市場に基づく措置
 - 3) 科学と知識の構築、進歩の測定：**科学-政策のインターフェース、環境モニタリングと研究、報告を含む。
 - 4) 支援措置：**資金調達、能力開発、教育、意識向上を含む。
 - 5) 制度的取り決め：**既存の多数国間環境条約（MEAs）、産業界、市民社会との相乗効果を含む
- ノルウェーは、INC-1が各クラスターの下で詳細を議論できるとは期待していないが、多くの要素に関する加盟国の当初の見解をよりよく把握することは、議論を進める上で有益であろう。

INC-1への意見書：ノルウェー（つづき）

- ノルウェーが提案するクラスターのうち、**Key life cycle measures**の内容は以下のとおり。
- 3つの段階で分けることを提案。（製品、廃棄、その他からのマイクロプラスチック）

アプローチ	含まれる要素
製品クラスター	- より持続可能なプラスチック製品の普及促進(エコデザイン、持続可能性基準) - プラスチック二次材料の使用要件 - プラスチックに含まれる環境負荷物質（重要なリスク領域と優先順位の設定、リサイクル可能性） - 特定の環境リスクをもたらす製品(化学添加物、意図的に添加したマイクロプラスチック、使用時にマイクロプラスチックが発生しやすい製品、使い捨て・廃棄物リスクが高い製品など) - 市場関係者と消費者のための持続可能性の側面と環境情報へのアクセスに関する文書 - プラスチックの持続可能な消費(民間消費、公共調達、企業、産業)
廃棄物クラスター	- プラスチック廃棄物の最小化 - プラスチック廃棄物管理における資源効率：プラスチック材料のより循環的なバリューチェーンを構築するための廃プラスチックのリサイクルの増加 - プラスチック廃棄物およびプラスチックを含む廃棄物の環境に配慮した管理 - レガシー廃棄物
製品及び廃棄物以外のマイクロプラスチックの発生源	すべてのプラスチックは、ライフサイクルのすべての段階で、マイクロプラスチック汚染の潜在的な原因。次のような様々な他の発生源から発生する可能性がある。 - 製品や廃棄物から発生するマイクロプラスチック 工業的な点源排出：製造装置の磨耗や破損により発生する、大気や水への排出における汚染物質としての意図しないマイクロプラスチック。意図的でないか偶発的であるかを問わず、プラスチック製造現場からの点源排出(プラスチック片を含む排水、ペレットの排出・消失など) - 下水処理場、建物/改修、造船所、廃棄物埋立地など、製造施設以外の大気や水への点源排出

有害物質規制に通じる
観点強い傾向が印象

INC-1への意見書：EU

- まずは範囲、目的、ビジョンなどの戦略的課題について議論し、資金メカニズムについては後段で議論すべき。
- 設計と生産や廃棄物管理のほか、使用量の削減や発生抑制も重点とし、上流規制に通じる提案。

作業の順序付け

- ・ 機能に応じた文書のアプローチ（form-follows-function approach）に従うために、INCの作業構造を慎重に検討し、協定の潜在的な規定がみえるようにすべき。
- ・ すべての項目を同時に議論する必要はなく、交渉の進展にあわせて慎重に時間差をつけるべき。
- ・ 効果的に進めるためには、**INC-1では戦略的課題(範囲、目的、ビジョン、目標、主要な規定)に焦点を当てること**が有益である。また、包括的な制度的事項(制度の形態、ガバナンス)については、その議論は出発点に過ぎず、戦略的課題についての明確なビジョンが得られた後に終了することを認識しつつ、最初の議論を行うことも可能。これらの議論は、完全なオーナーシップと透明性の確保のために、主にプレナリーで行われるべき。
- ・ プロセスの全体的な方向性の議論がプレナリーで十分に進展すれば、**議論をサブグループに分割**することを検討するよう促す。
- ・ **技術作業部会で実質的な問題について議論**することも可能で、協定の目的とビジョンを達成するための手段を定義するために並行して行われる。
- ・ **2つの並行作業部会が現実的だが、柔軟性を維持し、必要に応じて最大3つの部会を保持することを推奨**。…より多くの時間を必要とする特定のトピックに関する非公式な議論は、必要な場合には作業部会と並行して行うことができる。
- ・ 条約文書の作成においてINCを支援するための**法的グループ (legal group) をINC-2で設立する事務局の提案を支持**する。ただし、作業開始は、議論の進展に左右される。(略)
- ・ **実質的な問題について十分な進展があった後に資金の問題に対処すべき**。ただし、**交渉の進展を容易にするために**、資金の問題(資金が必要な場合、国内と国際のどちらを動員するべきか)の初期検討を早期に開始することにも**柔軟性を維持する**。

作業の編成 (提案されたクラスタリング)：

- ・ INCはプラスチック汚染に固有の広範な問題に対処する必要がある。プラスチックの素材と製品の両方のライフサイクルの各段階を表す3つのテーマで議論を整理することを推奨する。なお、これらの間には必要な相互関係があることを認識している。
 - (1) **持続可能な設計と生産**：製品設計に必然的に関係する回収、分別、リサイクルも含む可能性
 - (2) **プラスチックの消費・使用量の削減と廃棄の防止**：特定の種類のプラスチック製品、添加物、有害物質、および意図的に添加されたマイクロプラスチックの禁止、段階的廃止、および削減などの条項に関する議論を含む可能性 上流規制に通じる提案
 - (3) **収集、分別、リサイクルなどの廃棄物管理**
- ・ 各ワークストリームの境界は柔軟性を維持し、議論が具体的かつ容易に新しい文書のパラグラフや条項に変換できるように構成されることが必要。
- ・ 以下の主要な要素が対処される限り、円滑な交渉の進展を確保するための柔軟な作業組織を支持する；**循環経済、持続可能な設計と生産、持続可能な消費と利用、廃棄物管理**。
- ・ INCの構造は、いくつかの問題が密接に接続されている必要があるため、異なるワークストリーム間の橋渡しができるようにするべく、INC、特に議長が議論をまとめる際には柔軟性が重要である。
- ・ 作業部会は、異なる献身的な共同ファシリテーターから利益を得ることができると信じる。地域やジェンダーのバランスを考慮して、グループを作成し、共同ファシリテーターを任命するのは、INC事務局によるもの。

循環経済への言及の他に、設計・生産、消費・利用についても対処が必要な要素として特定

High Ambition Coalition to End Plastic Pollution (HAC)

- ノルウェーとルワンダの両政府は2022年8月22日、2040年までにプラスチック汚染を根絶させることを目指し、HACを発足。発足時点で共同議長国を務めるノルウェーとルワンダのほか、カナダ、ドイツ、イギリス、韓国など20カ国が参加。
- 発足時のコンセプトペーパーでは、共通のゴール（End plastic pollution by 2040）に向けて、3つの戦略目標と7つの成果物が必要としている。

グローバル戦略目標:

1. プラスチックの消費と生産を持続可能な水準に抑える。
2. 環境と人間の健康を守るプラスチックの循環経済を可能にする。
3. プラスチック廃棄物の環境に配慮した管理とリサイクルを実現する。

成功のための主な成果物:

1. 禁止や制限を含め、問題のあるプラスチックを排除する。
2. プラスチックの世界的な持続可能性要件と基準を策定する
3. プラスチックのライフサイクル全体にわたる持続可能性のグローバルベースラインと目標を設定する。
4. 材料や化学組成を含むプラスチックのバリューチェーンの透明性を確保する。
5. 長期的にコミットメント、目標、管理を強化するためのメカニズムを確立する。
6. プラスチックのライフサイクルを通じて各段階でモニタリングとレポートを実施する。
7. 効果的な技術的・財政的支援、科学的・社会経済的評価を促進する。

海洋プラスチックに限らず、プラスチック全般が対象。「問題のあるプラスチック」が何かによって、上流規制になりうる（拘束力のあるアプローチと自発的アプローチのうち、前者になる可能性）

グローバルベースラインと目標の設定とはあるが、CBDRや資金メカニズムについての明言はない

HAC、Business Coalition for a Global Plastics Treaty

- HACは2022年11月2日にジュネーブでブリーフィングを実施。
- 2022年9月に設立されたBusiness Coalition for a Global Plastics Treatyも参加。

HACブリーフィング概要

- ・ HACのブリーフィングへの参加数は32（発足時点では20カ国）
- ・ スイス、エクアドル、ペルーと、共同議長のルワンダ、ノルウェーが開催したもの。INCにむけてHACの作業/役割を共有するために開催された。
- ・ エレンマッカーサー財団とWWFが2022年9月に85の企業・金融機関・NGOをメンバーに立ち上げたBUSINESS COALITION FOR A GLOBAL PLASTICS TREATYもブリーフィングには参加。汚染を減らし、新しいビジネスの機会をもたらすためにプラスチックの循環経済を目指すことは、ファイナンス視点でも有意義と指摘。
- ・ エレンマッカーサー財団とWWFがまとめた条約に必要な要素は右の通り。
- ・ ブリーフィングで加盟を表明した国（Cabo Verde）もあり、参加者からは人権面の配慮も必要との意見もあった。

<BUSINESS COALITIONが考える条約に必要な要素>

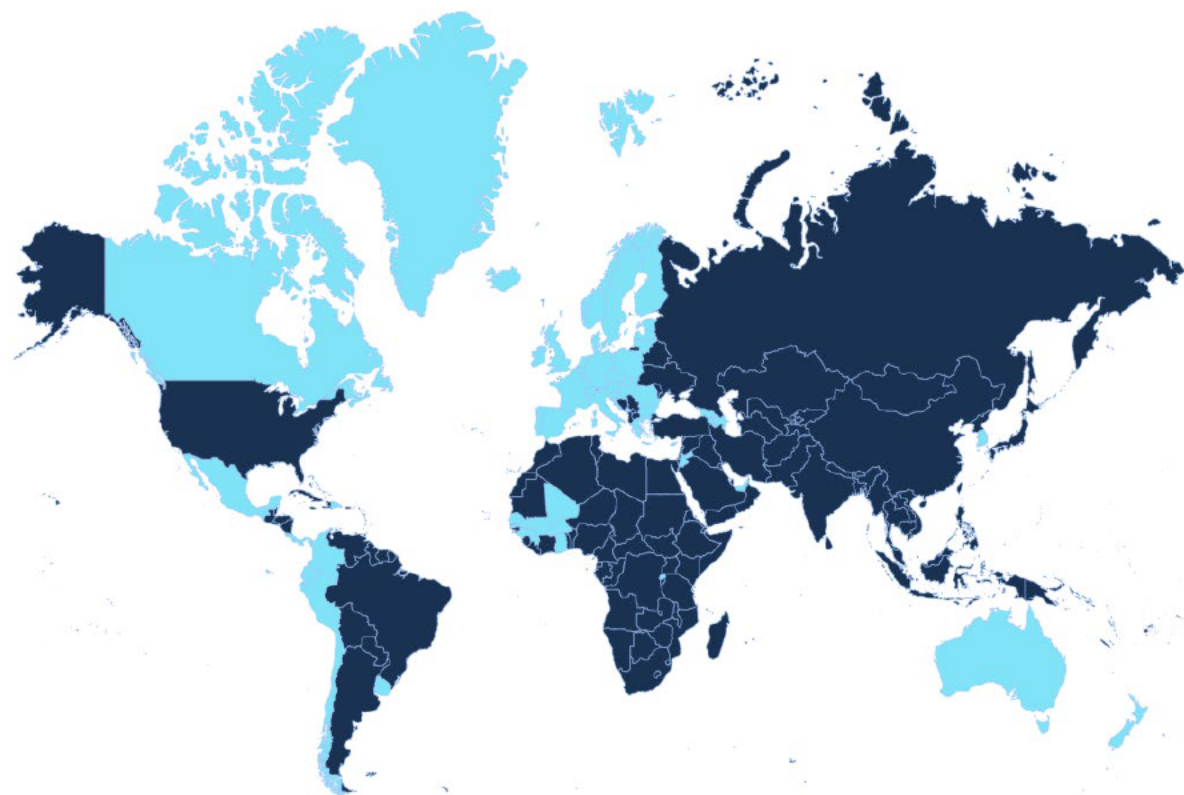
1. 条約は、政府、企業、市民社会の行動を調整するために、条約のすべての締約国が自国の司法管轄区で実施することが求められる**明確な目標および義務を、緊急性を持って設定しなければならない**。これらの規定は、共通の定義と調和のとれた基準および測定基準に基づいている必要があり、時間をかけて徐々に強化するためのレビューメカニズムを含める必要がある。
2. 条約は、望ましい世界的成果を達成するのに役立ち、地域の状況に適応できる、**包括的かつ調整された一連の上流および下流の政策手段を定義する必要がある**。
 - ・ 循環経済への進展を妨げたり、重大な健康リスクを引き起こしたり、最終的に自然界に流出するリスクが高い**問題のあるプラスチックを段階的に廃止するタイムライン**
 - ・ 必要なイノベーション、投資、消費者の選択を刺激することにより、循環経済ソリューションを拡大するための**調和的な規制および財政的インセンティブ**
 - ・ 適切に設計された義務的な拡大生産者責任スキームなどを通じて、プラスチックの使用後の回収と処理に、継続的かつ十分な資金を確保するためのメカニズム
 - ・ バリューチェーンに関与するすべての**人々の生活、健康、労働、および人権を保護し、尊重するための規定**。例えば、安全で社会的に公正な循環経済を達成するための重要な利害関係者として、非公式で協力的な環境での労働者の認識と関与を通じた実現。
3. 条約には、国、地域、世界レベルでの**実施と進捗状況の監視を支援するための手段が含まれていなければならない**。
 - ・ プラスチックのライフサイクル全体にわたる環境、社会、経済への影響をよりよく理解するための科学諮問機関の設立などを通じて、**政策影響評価を支援する**
 - ・ 例えば、世界的に調和した開示義務と報告基準を通じて、**政府と企業の説明責任を強化する**
 - ・ 各国の立法と行動計画を策定し実施するための専用の財政メカニズムと能力構築を通じて、**各国の効果的な参加を確保する**
 - ・ 循環経済ソリューションの実施に向けた進捗状況を追跡するために、調和の取れた監視を通じて**プラスチックの流れの透明性を向上**させる。例えば、バリューチェーン全体でのデータと情報の共有に関する共通のルールを使用する。

出所：HACプレスリリース (<https://hactoendplasticpollution.org/news/>)、Business Coalition for a Global Plastics Treaty HP (<https://www.businessforplasticstreaty.org/>)

(参考) HAC 加盟国

- High Ambition Coalition to End Plastic Pollution (HAC) はノルウェーとルワンダが共同議長国。
- 2022年末時点での加盟国・地域は以下の通り。

国・地域	地域区分	国・地域	地域区分
Armenia	欧州	Republic of Korea	アジア
Austria	欧州	Maldives	アジア
Azerbaijan	欧州	Burkina Faso	アフリカ
Belgium	欧州	Cabo Verde	アフリカ
Bulgaria	欧州	Ghana	アフリカ
Denmark	欧州	Guinea	アフリカ
EU	欧州	Mali	アフリカ
Finland	欧州	Rwanda	アフリカ
France	欧州	Senegal	アフリカ
Georgia	欧州	Seychelles	アフリカ
Germany	欧州	Australia	オセアニア
Greenland	欧州	Cook Islands	オセアニア
Iceland	欧州	New Zealand	オセアニア
Ireland	欧州	Jordan	中東
Luxembourg	欧州	UAE	中東
Monaco	欧州	Antigua and Barbuda	米州
Montenegro	欧州	Canada	米州
Netherlands	欧州	Chile	米州
Norway	欧州	Colombia	米州
Portugal	欧州	Costa Rica	米州
Slovenia	欧州	Dominican Republic	米州
Sweden	欧州	Ecuador	米州
Switzerland	欧州	Mexico	米州
UK	欧州	Panama	米州
		Peru	米州
		Uruguay	米州



出所：HAC website (2022/12/26時点) <https://hactoendplasticpollution.org/>

INC-1に向けてUNEP（INC事務局）が用意した文書

- プラスチック汚染対策に向けた法的拘束力のある文書の作成に向けた決議（UNEP/EA.5/Res.14）第3項及び第4項
- INC-1文書一覧、主な内容抜粋・仮訳

プラスチック条約（仮）に含まれるべき規定（UNEA決議内容）

- 2022年3月のUNEA5.2におけるプラスチック汚染対策に向けた法的拘束力のある文書（instrument）の作成に向けた決議（UNEP/EA.5/Res.14）では、第3項で作成する文書に含まれるべき規定を整理。
- 拘束力のあるアプローチと自発的アプローチの両方を含むことができ、プラスチックのライフサイクル全体に対処する包括的アプローチに基づくものであるべきとする。

第3項：政府間交渉委員会（INC）が、環境及び開発に関するリオ宣言の原則並びに各国の事情及び能力を考慮し、かつ、次の規定を含む、プラスチックの全ライフサイクルに対処する包括的なアプローチに基づき、拘束力のあるアプローチと自発的なアプローチの両方を含むことができる、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある文書を作成する。

- (a) 文書の目的の特定
- (b) プラスチックの持続可能な生産と消費の促進。製品設計と、資源効率や循環経済のアプローチを含む環境に配慮した廃棄物管理を含む
- (c) 海洋環境のプラスチック汚染（既存のプラスチック汚染を含む）を低減するための国内及び国際的な協力措置の推進
- (d) 目的に貢献するための、各国主導のアプローチを反映した国家行動計画の策定、実施、更新
- (e) プラスチック汚染の防止、削減及び除去に向けて取り組む国家行動計画を推進し、地域及び国際協力を支援すること
- (f) 必要に応じて国別報告を定めること
- (g) 定期的実施状況を把握すること
- (h) 目的の達成に向けた文書の有効性を定期的に評価すること
- (i) プラスチック汚染に関連する科学的・社会経済的評価を提供すること
- (j) 啓発・教育・情報共有を通じて知識を増やすこと
- (k) 関連する地域及び国際条約、文書及び機関との協力及び調整を促進する一方で、それぞれのマンドートを認識し、重複を避け、行動の補完性を促進すること
- (l) 民間セクターを含むすべてのステークホルダーの行動を奨励し、世界、地域、国レベルでの協力を促進する
- (m) マルチステークホルダー・アクションアジェンダを開始する
- (n) この文書に基づくいくつかの法的義務の効果的な実施は、能力構築並びに十分な技術援助及び資金援助の可用性に依存していることを認識しつつ、能力構築及び技術援助、相互に合意した条件による技術移転並びに資金援助のための取決めを定めること
- (o) 持続可能で、手頃で、革新的でコスト効率の高いアプローチのための研究開発の促進
- (p) 遵守についての規定

プラスチック条約（仮）で検討すべき要素（UNEA決議）

- UNEA5.2決議（UNEP/EA.5/Res.14）第4項では、プラスチック汚染対策に向けた法的拘束力のある文書（instrument）に関する審議において、INCが以下に列挙した要素を検討することを決定している。

第4項：また、INCは、この文書に関する審議において、次の事項を検討する。

- (a) 手段の目的の達成を支援するための義務、措置及び自発的なアプローチ
- (b) 手段の実施を支援するための資金メカニズムの必要性。専用の多国間基金のオプションを含む
- (c) 一部の規定について、国内事情を考慮しつつ、コミットメントの実施について各国の裁量を認められる柔軟性
- (d) 利用可能な最高の科学、伝統的な知識、先住民族の知識、現地の知識システム
- (e) 非公式の場や協力的な場から得られたものを含む、学んだ教訓とベストプラクティス
- (f) プラスチック汚染に関する政策についての科学的・社会経済的情報と評価を提供するメカニズムの可能性
- (g) 組織の効率化と効率的な事務局の体制
- (h) 政府間交渉委員会（INC）が関連性があるとするその他の側面

INC-1 文書一覧

- UNEPではINC-1に向けた作業文書と情報文書を提供。作業文書の一覧は以下のとおり。

作業文書

UNEP/PP/INC.1/1 **暫定議題**

UNEP/PP/INC.1/1/Add.1 暫定議題への注釈

UNEP/PP/INC.1/2 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある文書を開発するための政府間交渉委員会の最初のセッションの**シナリオノート**

UNEP/PP/INC.1/3 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある文書を作成するための政府間交渉委員会の作業のための**手続き規則の草案**

UNEP/PP/INC.1/4 UNEA決議 5/14 の第3項および第4項を考慮した、海洋環境を含む、プラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある**文書の構造に関する幅広い選択肢**

UNEP/PP/INC.1/5 UNEA 決議 5/14の第3項および第4項の条項に基づく**潜在的な要素**。UNEA決議5/14を考慮して、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する将来の国際的な法的拘束力のある文書の下での実施と遵守を促進することに関連する可能性のある、法的拘束力のある多国間協定の主要な概念、手順、およびメカニズムを含む

UNEP/PP/INC.1/6 重要な**用語集**

UNEP/PP/INC.1/7 **プラスチック科学**

UNEP/PP/INC.1/8 多国間環境協定に通常含まれる**最終規定に関する標準条項の説明**

UNEP/PP/INC.1/9 他のプロセス、プログラム、多国間資金、開発銀行、および民間部門のイニシアチブからのものを含む、国際的な資金調達協定を通じてプラスチック汚染に対処するために現在利用可能な**既存の資金**の概要

UNEP/PP/INC.1/10 関連する地域および国際条約、文書、組織との**協力と調整を促進するための情報**の概要

UNEP/PP/INC.1/11 国家レベルでのプラスチック汚染の終結に関する**優先事項、ニーズ、課題、障壁**

UNEP/PP/INC.1/12 海洋環境を含む、プラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある文書のための他の文書および潜在的なアプローチの下での**利害関係者の関与の枠組み**の概要

UNEP/PP/INC.1/13 政策立案者に役立つ可能性のある**既存の情報**

主に赤字太線について、次項以降に、仮訳・概要した内容を記載

INC-1 アジェンダ

- 9月7日暫定版のアジェンダは以下のとおり。(UNEP/PP/INC.1/1)
- 特に議題4が中心となる。

Provisional agenda

- 1. Opening of the session.
- 2. Election of officers.
- 3. Organizational matters:
 - (a) Adoption of the rules of procedure;
 - (b) Adoption of the agenda;
 - (c) Organization of work.
- **4. Preparation of an international legally binding instrument on plastic pollution, including in the marine environment.**
- 5. Other matters.
- 6. Adoption of the report.
- 7. Closure of the session

INC-1 シナリオ

- 事務局によるシナリオノートでは、**INC-1の議論を進めるために設定された6つの設問**や、2024年末までの合意に向けて**事務局が望ましいと考えるINC-1の成果の例**を提示。

VI. INC-1での議論を促進する可能性のある質問

26. 法的拘束力のある文書に関する考慮事項:

- (a) どのような問題に対処することを目的とするのか。目標・狙いはどのように文書に反映されるか。
- (b) 問題に対処するための包括的なアプローチを提供する中核的な義務、管理措置、自主的アプローチは何か。
- (c) この文書は、どのようにしてインセンティブに基づくアプローチを構築し、自ら義務を履行することがその人の利益になるような環境を実現できるか。

27. 合意プロセスを構成する際の考慮事項:

- (a) どのような課題について早期合意を想定できるか。
- (b) INC事務局または議長がさらに取り組む必要がある分野は何か。いつまでに取り組むべきか。
- (c) INCは、どのようにすれば、すべてのステークホルダーの利益が考慮され、文書の作成プロセスに貢献できるようにすることができるか。

VIII. INC-1の成果の可能性

30. INC-1の成果への合理的な期待として、以下が考えられる。

- (a) 合意される文書の範囲、目的及び構成について可能な選択肢について予備的な議論の実施;
- (b) UNEA決議5/14の第3項および第4項に示された問題を予備的な方法で検討(初期検討);
- (c) 更なる検討を必要とする規定と、合意がより容易に達成されそうな規定の特定;
- (d) 最終規定に関する標準条項を協議。各規定について原則的に合意するか、または更なる協議の必要性があるかについて合意;
- (e) 2024年までに交渉を終結するための、規定に関する議論日程に合意;
- (f) INCの作業の順序付けとクラスター化についての議論。INC-1で確立できるコンタクトグループや補助機関、および今後のINCで確立できる機関の初期の特定を含む;
- (g) 事務局に対し、INCの作業に必要な追加情報または更なる分析の提供を要請。事務局及びINC議長に対し、INC-2において検討される文書本体のゼロドラフトを作成するために必要となりうる権限の提供を含む。
- (h) INC-2の日程、場所、暫定議題について合意;
- (i) INC-3に先立って2023年に行われる作業についての合意;
- (j) 今後のマルチステークホルダーフォーラムの開催の可能性について議論

文書構造 (1/2)

- 事務局では、UNEA決議 5/14の第3項および第4項を考慮した、海洋環境を含む、プラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある**文書の構造に関する幅広い選択肢**として、以下の内容を整理。

文書の背景

2022年5月末からダカールで開催されたアドホック会合で、事務局は、環境総会決議5/14の第3項および第4項を考慮して、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある文書の構成について、幅広い選択肢を提供するよう要請された。この書簡の附属書に掲げる文書は、この要請に応じて作成されたもの

文書の主な構成

- (1) **ほぼすべての法的拘束力のある多国間環境協定は、同様の基本構造**を持っている。各構造要素内の特定の条約規定の内容は文書によって異なるが、広範なカテゴリーは一貫している
前文、導入規定、管理措置、実施に関する規定、実施を支援するための条約機関を設立する規定、条約の更なる発展に関する規定及び標準的な行政規定が含まれており、これらはしばしば「最終規定」と呼ばれる
- (2) 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する包括的な国際的に法的拘束力のある文書の**中核的な義務と規制措置をどのように構成するかについて、2つの選択肢**を示す（実際にはどちらも決まった形式を持っておらず、それぞれがいくつかのバリエーションで発生したり、一方の特性が他方の特性と重複する可能性がある）

※管理措置（Control measures）は、条約の発展と採択を引き起こした問題を防止、最小化、または是正することを特に意図した条約の規定

2つの選択肢については次項に記載

文書構造 (2/2)

- 文書の構造について、大きく分けると2つの選択肢（具体条約、枠組条約）があり、特に具体条約に関しては3つの附属書の形式がある。多くのMEAでは具体条約の形式だが、ハイブリッド型も多い。

	管理措置の規定	メリット・ポイント	例
(a) Specific convention (具体条約) 附属書の形式については下のBOXに記載	- 中核的な義務、管理措置を1つの文書（条約）で規定され、技術的な情報や詳細は附属書に規定 - 附属書は後日に改正・追加があり得る	- 主要な義務を本体に残しつつ、管理措置を附属書に置くことで、条約本体がより明確になり、管理しやすくする - 附属書の採択や改正について、条約本文とは異なる手続を認める規定を盛り込めば、条約改正よりも迅速・容易に状況変化に適応できる	多国間環境協定の最も頻繁に使用される形態； バーゼル条約、ストックホルム条約、ロッテルダム条約、水俣条約など
(b) Framework convention (枠組み条約)	- 管理措置の一部が条約本体に規定され、他の管理措置は議定書に規定 - 条約(convention)とその議定書(protocol)は通常別々に採択され、法的には別の文書となる。合意や議定書の追加があり得る	- 国際社会は、適切な管理措置についてのコンセンサスが得られるのを待たずに、問題に段階的に対処し始めることができる - 議論と交渉のための継続的なフォーラムを提供し、参加者間の信頼を構築することによって、合意につながる。さらに、条約によって設立された機関は、データの収集、技術援助の提供、報告書の発行によって、このプロセスにおいて触媒的役割を果たす - 枠組み条約の成功は、締約国が、その後の議定書も採択するという継続的な意思にかかっている	気候変動枠組条約と京都議定書、オゾン層保護のためのウィーン条約とモントリオール議定書など

BOX : 附属書の形式について

(a) 技術情報を補足した附属書

- 規制対象物質（又は規制対象物質のクラス）の一覧や、規制措置の対象となる可能性のあるものに関する高度に詳細な情報など、規制措置を明確かつ効果的にするために使用される
- 対象となる様々な物質、製品またはプロセスが、共通の管理措置の下で規制可能な場合に最もよく採用される

(b) 実体規定のある附属書

- 附属書の実質的な管理措置を含めることで、条約の本文の文章量を削減。附属書には、技術仕様書又は規制物質の一覧もしくはクラス（ある場合）とともに、実質的な情報及び規制の規定が含まれている一方で、規制措置は、文書の本文において簡潔な用語で記述。
- 管理措置が複雑かつ詳細であり、物質または物質のクラスによって異なる場合に採用される

(c) 補足協定を含む附属書-「包括協定 (umbrella Agreements)」

- ごくまれに、より広範な条約の一部として附属書に追加の合意内容が含まれる。個々の実質的な合意が交渉され、主要文書の本体とともにパッケージとして採択される
- 文書の主題が非常に複雑であり、異なるカテゴリーの管理措置が異なるアプローチ、構造または手順を正当化するか、または独自の関連する附属書、スケジュールまたは付録を必要とする場合に採用される

文書の構成要素（1/2）

- 事務局では、**実施と遵守の促進**に関連する可能性のある法的拘束力のある多国間協定の**主要な概念、手順およびメカニズムを含む、潜在的な要素**を整理。

項目	
前文 : Preamble	
導入部 : Introductory elements	定義
	目的
	スコープ
	原則
中核的義務、管理措置及び自主的アプローチ(附属書を含む) : Core obligations, control measures and voluntary approaches	
実施措置 : Implementation measures	国別行動計画
	科学的・技術的協力及び調整
	有効性評価と国別報告
	遵守
実施手段 : Means of implementation	能力開発
	技術援助
	相互に合意した条件による技術移転
	資金援助

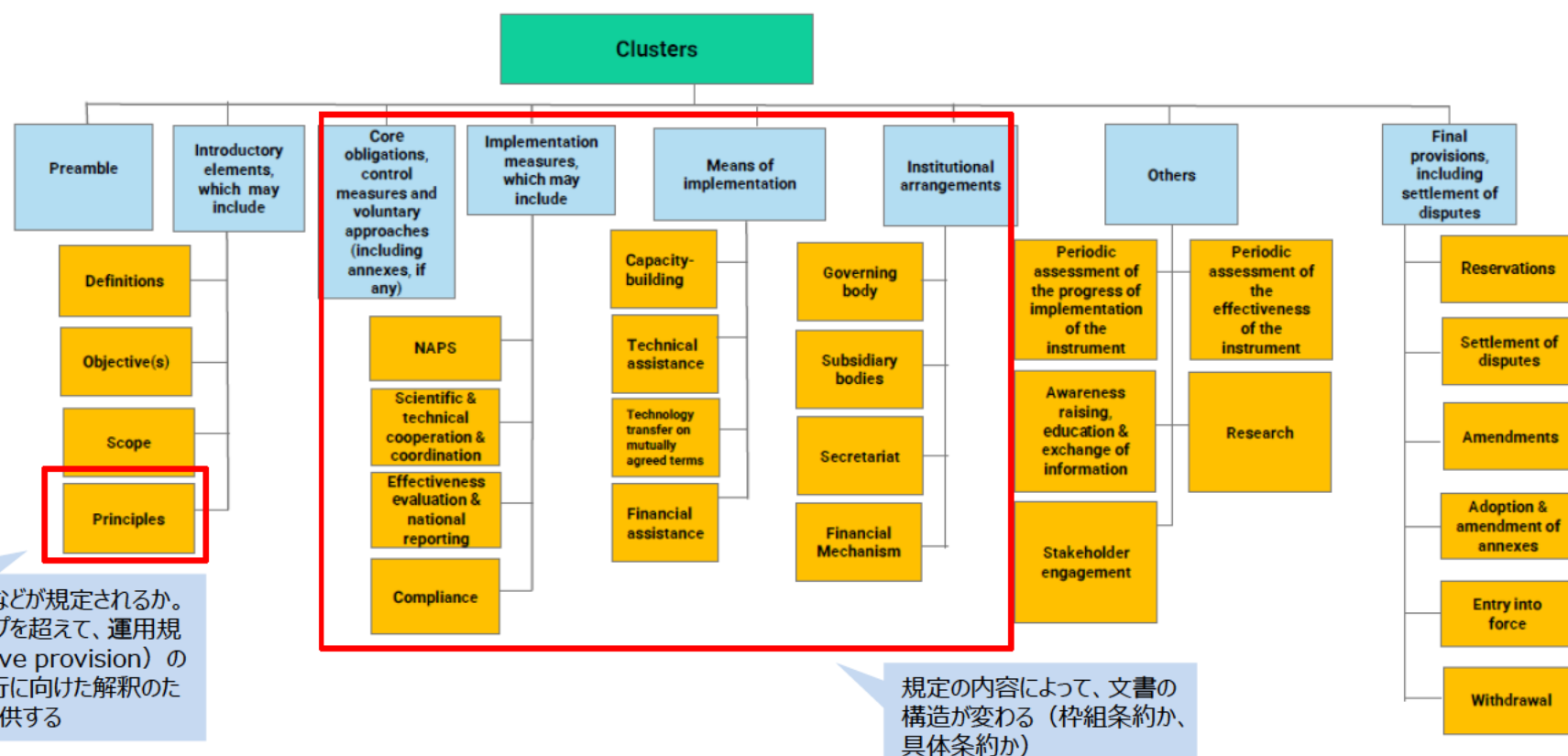
項目	
制度上の取り決め : Institutional arrangements	統治機関 : Governing body
	補助機関 : Subsidiary bodies
	事務局
	資金メカニズム
その他	実施状況の定期的な評価
	啓発・教育・情報交換
	研究
	ステークホルダー・エンゲージメント
最終規定（紛争解決を含む）	留保
	紛争の解決
	改正
	附属書の採択及び改正
	発効
	脱退

それぞれの項目で論点となりうる内容を記載。

出所 : UNEP (UNEP/PP/INC.1/5) 2022年10月14日時点資料

文書の構成要素 (2/2)

- UNEA決議5/14の第3項～第4項に記載された要素（前項で列挙）をクラスタリングすると、以下のように示される。



用語集

- 用語集で定義された用語は3つのカテゴリがある。今回新たに定義をした用語は含まれていない。
- 加盟国の提案によってINCの議論で他の用語についても定義される可能性がある。

UNEA決議 5/14 で使われた語彙で、政府間プロセスですでに定義が採択/承認されている

- Environmentally sound waste management
- Impact
- Microplastics
- Resource efficiency
- Sustainable Production and Consumption
- Technology transfer
- Traditional knowledge
- Traditional knowledge systems
- Wastes
- Waste minimization

UNEA決議 5/14 で使われた語彙で、政府間プロセスで定義が採択/承認されていない

- **Full life-cycle approach**
- **Plastic pollution**

既存の定義がないため、作業文書7で案を記載

UNEA決議 5/14 で使われていない語彙で、決議で使われている語彙に関連し、政府間プロセスですでに定義が採択/承認されている

- Best environmental practices
- Circular economy
- Extended producer responsibility
- Life cycle
- Life cycle assessment
- Management
- Mechanical recycling
- Plastic
- Pollutant
- Pollution of the marine environment
- Re-use
- Recycling

- 堆肥化可能、生分解性、バイオベースプラスチック（Compostable, biodegradable, bio-based plastic）の定義はないが、作業文書7で触れられてはいる
- Informal waste sectorの定義もない

Plastic science (1/3) 定義のない用語

- 用語集（作業文書6）で定義を整理していないが、関連性の高い用語について案や事例を整理（Plastic science = 作業文書7の付録1）。
- 特に(Full) life-cycle approach、Plastic pollution、Problematic and unnecessary plastic items についてはINCでも議論となるか（ブリーフィングで触れられていたもの）。

Appendix I Key terms

- Essential (plastic products) use
- **(Full) life-cycle approach**
- Macroplastics
- Microplastics:
- Primary microplastics, Secondary microplastics
- Nanoplastics
- Plastic leakage
- **Plastic pollution**
- **Problematic and unnecessary plastic items**
- Short-lived plastic products
- Single-use plastic products
- Sustainable, circular plastic products
- Systems change

(Full) life-cycle approach means considering all potential impacts of all activities and outcomes associated with the production and consumption of plastics, including raw material extraction and processing (for plastics: refining; cracking; polymerization), design and manufacturing, packaging, distribution, use and reuse, maintenance and end of life management, including segregation, collection, sorting, recycling, and disposal. (*working definition*)

ライフサイクルアプローチとは、プラスチックの生産と消費に伴う全ての活動や成果による影響を考慮すること

Plastic pollution is defined broadly as the negative effects and emissions resulting from the production and consumption of plastic materials and products across their entire life cycle. This definition includes plastic waste that is mismanaged (e.g., open-burned and dumped in uncontrolled dumpsites) and leakage and accumulation of plastic objects and particles that can adversely affect humans and the living and non-living environment (*working definition*)

プラスチック汚染とは、プラスチック素材や製品の生産と消費に伴う、ライフサイクル全体での負の影響や排出

Problematic and unnecessary plastic items: The New Plastics Economy Global Commitment proposes the following criteria for the identification of problematic or unnecessary plastic packaging or plastic packaging components:

- It is not reusable, recyclable or compostable (as per Global Commitment definitions).
- It contains, or its manufacturing requires, hazardous chemicals that pose a significant risk to human health or the environment (applying the precautionary principle).
- It can be avoided (or replaced by a reuse model) while maintaining utility.
- It hinders or disrupts the recyclability or compostability of other items.
- It has a high likelihood of becoming litter or ending up in the natural environment.

エレンマッカーサー財団による定義を引用

Plastic science (2/3)

- Plastic scienceでは、入手可能な科学的知見から、以下の内容を整理；
 - プラスチック生産・廃棄量及び製造における化学物質使用量の推移、環境中のプラスチック汚染源と経路、プラスチック汚染の影響、モニタリングと報告、ソリューション・技術およびそのコストとメリット

＜サマリー＞

- 1.世界的なプラスチック生産量の大幅な増加。
- 2.プラスチックと人間や環境の健康への影響との関連性が明らかに。
- 3.多くの生物種に致命的な影響を与え、気候変動の一因となる。
- 4.資源非効率的で、線形的な大量廃棄型（take-make-waste）のプラスチック経済が、プラスチック汚染危機の核心である。
5. インフォーマルな条件で働く何百万人もの労働者が、世界の多くの国で、ある程度の廃棄物回収とリサイクルを行っている。
6. 循環性（circularity）はソリューションの重要な一部である。ライフサイクル全体における4つの戦略的目標が循環経済への移行を導くことができる。
- 7.解決策には包括的かつ統合的なアプローチが必要：銀の弾丸はない（全てを解決する一つの解決策はない）
8. 調和の取れた対策と法的義務が鍵。
9. システム変更は可能だが、そのためにはビジョン目標、モニタリング、報告が必要。

4つの戦略的目標は次項に記載

汚染源として言及されている内容は以下のとおり

＜環境中のプラスチック汚染源と経路＞

プラスチック汚染は生産と消費に伴って拡大すると予測されている。プラスチック汚染の最大の原因は、廃棄物の不適切な管理である。プラスチック製品の用途別に見ると、プラスチック包装やその他の使い捨てプラスチック製品が大半を占める短命のプラスチック製品が、プラスチック汚染の最大の原因となっている。漁具や農業用プラスチックの量は少ないが、環境中での直接使用には問題がある。

＜環境へのプラスチック漏出について＞

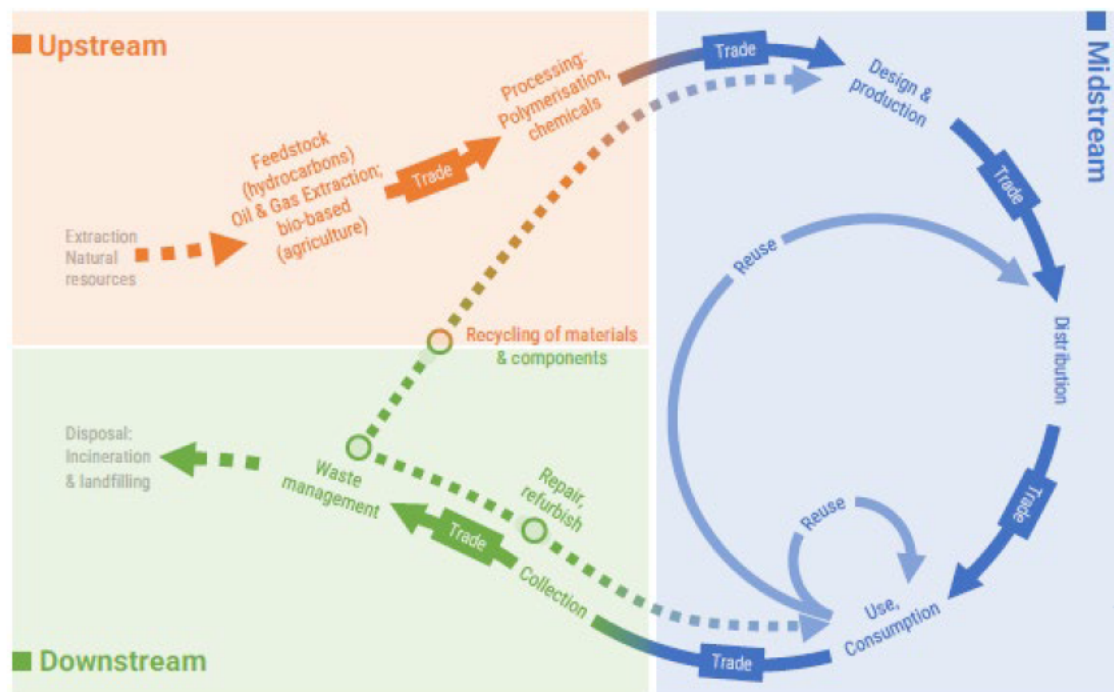
- 2019年の世界のプラスチックの環境への漏出は、マクロプラスチックは88%を占め、約1940万メートン。2060年には3840万トンに増加するとの予測も。
 - マクロプラスチック漏出の主な原因は、誤って管理されたプラスチック廃棄物（82%）で、使用済みプラスチック製品のポイ捨てが2番目（5%）。
 - 新興国では環境へのマクロプラスチック漏れが多い。
- 漁具：生産量が少ないが、健康や環境へのリスクが高く、敏感な生態系の現場で廃棄物となることが多いため、特に問題
- 農業用プラスチック：敏感な生態系の近くで使用されるため、特別な注意が必要
- 二次マイクロプラスチックがマイクロプラスチックの漏出の多くを占める
 - 環境中で見つかるマイクロプラスチックのほとんどは二次マイクロプラスチック
 - 主要な発生源：道路輸送、粉塵および繊維の放出、廃水スラッジ、人工芝など
- 一次マイクロプラスチックも重要な発生源
 - 例：生産前のプラスチックペレット（またはナードル）、パーソナルケア用品、肥料、塗料、洗剤、栄養補助食品、手指消毒剤、医薬品などの製品に添加されるマイクロビーズ

Plastic science (3/3)

- ソリューションとしてライフサイクルアプローチを紹介。また、4つの戦略的目標（SG）を整理し、これらを進めるための政策や具体的な取り組みとしてどのようなものがあるか整理。

<プラスチック汚染に対処するライフサイクルアプローチ>

プラスチックのライフサイクルは上流（原料調達～ポリマー製造）、中流（設計、製造、梱包、流通、使用・リユース、メンテナンス）、下流（EoL管理、つまり、分別、回収、選別、リサイクル、廃棄）の3つに分けられる
決議5/14でもライフサイクルアプローチや資源効率・CEの必要性に言及していた。



<4つの戦略的目標（SG）>

- (a) 有害添加物を含め、問題のある不要なプラスチックの排除;
- (b) 経済で使用されるプラスチックが再利用可能、リサイクル可能、または堆肥化可能であることを保証するためのイノベーション(かつ実際に再利用されたり、リサイクルされたり、堆肥化されたりしている);
- (c) 使用されているすべてのプラスチック製品を循環させ、経済の中に留め、環境中へ出ないようにする;
- (d) リサイクルできないプラスチックや環境に蓄積されたプラスチックを回収し、責任を持って処分する

- 貿易（trade）もプラスチックに関するシステムの重要な構成要素
- 貿易はプラスチックのライフサイクルのあらゆる段階で行われ、事実上すべての国が何らかの形でプラスチックの輸入国であり、多くは輸出国でもある

出所： UNEP（UNEP/PP/INC.1/7） 2022年9月13日時点資料、プリーフィング資料（2022年11月9日資料）

最終規定

- 最終規定は多国間環境協定（MEA）で似通っている。過去のMEAを参考に含まれうる内容を整理。

最終規定／条項には手続き的な内容として、以下のような項目が含まれる；

Reservations	留保
Settlement of disputes	紛争の解決
Amendments to the Convention	改正
Adoption and amendments of annexes	附属書の採択及び改正
Entry into force	発効
Withdrawal	脱退
Right to vote	投票権
Signature	署名
Ratification, acceptance, approval or accession	批准、受諾、承認、加入
Depositary	寄託
Authentic texts	正文

※文献では以下のような既存のMEAsから最終規定に含まれうる内容を整理。

- (a) Minamata Convention on Mercury, 2013
- (b) Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants, 2001
- (c) Rotterdam Convention on the Prior Informed Consent Procedure for Certain Hazardous Chemicals and Pesticides in International Trade, 1998
- (d) United Nations Convention to Combat Desertification in Those Countries Experiencing Serious Drought and/or Desertification, particularly in Africa, 1994
- (e) United Nations Framework Convention on Climate Change, 1992; and the Paris Agreement, 2015;
- (f) Convention on Biological Diversity, 1992
- (g) Basel Convention on the Control of Transboundary Movement of Hazardous Wastes and Their Disposal, 1989
- (h) Vienna Convention for the Protection of the Ozone Layer, 1985

出所：UNEP（UNEP/PP/INC.1/8）2022年9月8日時点資料

優先事項とニーズ、課題と障壁

■ 加盟国からの提出物（21件）をベースに、**優先事項、ニーズ、課題、障壁**について整理。これらの項目について直接的な意見を提供した加盟国はほとんどなかったが、交渉プロセスに含めるための多くの重要な問題が浮上した。議論に含める必要がある要素として、以下が挙げられた。

1. 概念の明確な定義 ; life cycle, circular economy, problematic plastics, plastic pollution, problem plasticsなど
2. プラスチック及びマイクロプラスチック粒子の多面性を考慮した国際的リスク評価の枠組み
3. バージンプラスチックの生産削減
4. 持続的可能な製品設計
5. 製品設計を通じて、シングルユースの、問題のある、不要な、危険で有害なプラスチックの削減や排除
6. 人の健康に危険を及ぼすプラスチックの添加剤として使用される、有害な化学物質の排除
7. より持続可能な代替手段のイノベーションと開発; プラスチックの代替材料及び危険もしくは有害で不必要なプラスチックの代替
8. 材料の標準化（原料と品質の要件）によってリユースと経済的に実現可能なリサイクルを改善
9. 貿易のための標準化（特に再生プラスチック）
10. トレーサビリティ、リサイクル材含有基準、リサイクル可能性、及び安全な廃棄のための表示
11. 使用段階における消費の削減と持続可能な消費
12. マイクロプラスチックへの特別かつ具体的な配慮
13. プラスチック廃棄物の安全で効率的かつ環境に配慮した回収、管理、処分（海洋プラスチックごみの海上発生源を含む）
14. 公正な移行、人権と公衆衛生、健康な環境への権利（just transition, human rights and public health, right to a healthy environment）など公平性の課題認識と、waste pickerやインフォーマルセクターに関する課題認識
15. プラスチックのバリューチェーンにおける貿易の重要性の認識
16. 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約、気候変動に関するパリ協定、その他の国際条約とのシナジー

上流、中流、下流の3つのカテゴリに分けて、それぞれ優先事項とニーズ、課題と障壁を整理（次項以降に記載）

出所： UNEP（UNEP/PP/INC.1/8） 2022年9月15日時点資料、プリーフィング資料（2022年11月11日資料）

優先事項とニーズ、課題と障壁：上流フェーズ

主要な活動	優先事項とニーズ (加盟国提出物から特定されたもの)	課題と障壁
・プラスチックを生産するための化石燃料の抽出（石油・ガス産業） ・生産のための代替原料の使用（例：バイオベース原料、リサイクル材） ・プラスチックを生産する石油化学産業の生産プロセス	・バージンプラスチックを削減するための措置 ・原材料と品質の統一基準 ・価格競争力のある高品質のリサイクル材へのアクセス ・生産された再生プラスチック材料の使用を促す国レベルのインセンティブ	・座礁資産としての炭化水素と、バージン原料から移行期間中の気候訴訟 ・石油・ガス産業の副産物へのプラスチック産業の依存 ・保険及び再保険業界における、気候変動による資産・負債リスクの増大 ・バージン化石燃料に対する国の支援とインセンティブ ・原材料の市場価格設定と市場インセンティブ ・炭化水素を原材料として利用することで起こるプラスチック生産の気候影響を制限する規制の欠如と運用ライセンスの失敗 ・計画や環境影響評価法が、原料としての化石燃料の使用からの移行のために十分活用されていない ・プラスチック生産のための持続可能で価格競争力のある代替原料の欠如

優先事項とニーズ、課題と障壁：中流フェーズ

主要な活動	優先事項とニーズ (加盟国提出物から特定されたもの)	課題と障壁
- 大規模な製造業における、プラスチック及びプラスチック含有製品の設計と製造、プラスチック製品の流通と取引、及び使用と再利用 - すべての国が個人及びビジネスによるプラスチック製品の消費の増加に関連する問題に直面	- 製品設計を通じて、問題ある不要な製品やパッケージ（有害化学物質を含む）を特定、削減・排除する - 責任ある持続可能な消費、特にプラスチック利用の環境、社会、経済的インパクト、及び個人消費者、公的調達、ビジネス、産業部門の持続可能なプラスチック消費の必要	- 使い捨て製品のデザインの普及と市場支配 - 持続可能な製品設計のための政策、基準、インセンティブ、支援、市場、グッドプラクティスの欠如 - 手ごろな価格で利用しやすい再利用スキームの欠如 - 拡大生産者責任、その他のEoL指向の政策、上流、中流の目標がリンクしていない - プラスチック製品の流通と取引に関する一貫した基準、データ、情報、透明性、トレーサビリティの欠如 - 表示スキームを含む、持続可能な消費を促進するための信頼できる情報、認識、インセンティブの欠如 - 特に使い捨てプラスチック製品に関連する、使用段階でのポイ捨て - プラスチック管理に関して各国が講じた対策の有効性に関するモニタリングと評価が不十分 - 標準化の欠如による、誤解を招く「グリーン製品」の主張 - 公共調達の意思決定に環境基準が含まれていない

優先事項とニーズ、課題と障壁：下流フェーズ

主要な活動	優先事項とニーズ (加盟国提出物から特定されたもの)	課題と障壁
・修理、リファーマービッシュとリサイクル、プラスチック廃棄物の(貿易)取引、残留廃棄物の処分	・廃棄物の最小化と削減、再利用、修理、リファーマービッシュ、再製造、リサイクル、最終処分の必要性 ・修理の文化とインフラの改善 ・プラスチック廃棄物及びプラスチックを含む廃棄物の安全で適切かつ環境に配慮した回収、管理、処分。リサイクル性の強化と、プラスチックの循環的なバリューチェーンの創出 ・プラスチック汚染の越境性への対応策 ・プラスチック廃棄物の違法取引、投棄、輸送、及び海流による流出を追跡し管理するためのメカニズム ・人権への認識を含め、インフォーマルセクターの産業バリューチェーンへの接続の改善	・「修理する権利」に関する法律とインセンティブの欠如 ・技術的・法的障壁を含めた修理の障壁、耐久性の欠如（設計の一部に計画的陳腐化を組み込むことを含む）、高い修理費用 ・リサイクル可能なプラスチックを除く、廃棄物としてのEoL製品についての共通の法的定義の欠如 ・廃棄物管理のための法律、技術、インフラ、能力及び投資の欠如。廃棄物管理の法と政策の効果的な遵守と執行の欠如 ・家庭レベルでの知識不足により、プラスチック廃棄物の分別が不十分 ・廃棄物の回収と分別が不十分であることによる、効果的なリサイクルの妨げ ・投資家の十分な実行可能性と収益性を確保するのに必要な規模の産業リサイクルプロセスが欠如 ・プラスチック廃棄物の違法取引のトレーサビリティと管理の欠如 ・リサイクル可能な有害物質について、リサイクルの透明性と有効性を確保するために十分なトレーサビリティの欠如 ・汚染は汚染源に最も近いポイントで管理されるべきであるとする近隣原則の認識の欠如 ・ライフサイクルの各段階で製品の生産者に説明責任を求める規制と財政政策の欠如 ・インフォーマルセクターの存在。途上国では貴重な材料を抽出するプリミティブリサイクル（素朴なリサイクル）が行われている ・手ごろなコストで廃棄物管理ができない状況での、管理されていないプラスチック廃棄物の野焼きと投棄

出所： UNEP (UNEP/PP/INC.1/8) 2022年9月15日時点資料、プリーフィング資料 (2022年11月11日資料)

INC-1及び関連会合の報告

INC-1及び関連会合の一覧

- プラスチック汚染対策に関する条約策定に向けた政府間交渉委員会第1回会合（INC-1）及びその関連会合として、参加した会合の一覧は以下の通り。議事録は別途ご提出。

開催日時	タイトル	会場	概要
2022年11月1日	ブリーフィング1	オンライン	UNEPがINC-1前に開催した、INC-1の資料の説明会 1. INC-1の構成とシナリオノート 2. 文書の要素・構造、用語集、最終規定 3. Plastics science、既存の資金協定 4. 国レベルでの優先事項とニーズ、課題と障壁、政策決定者向けの既存の情報 5. マルチステークホルダーフォーラムの構成、ステークホルダーエンゲージメント、関連する地域及び国際条約・文書・組織との協力との調整
2022年11月3日	ブリーフィング2	オンライン	
2022年11月9日	ブリーフィング3	オンライン	
2022年11月11日	ブリーフィング4	オンライン	
2022年11月15日	ブリーフィング5	オンライン	
2022年11月26日	マルチステークホルダーフォーラム	ウルグアイ Punta del Este (オンライン併用)	- プラスチックライフサイクル全体にわたる様々なステークホルダーからの意見の収集と情報交換のための会 - 議論の結果は11月29日にINC-1ステークホルダー対話でも紹介
2022年11月28日 ～12月2日	INC-1		

INC-1での議論の概要

- 海洋プラスチック汚染に関する政府間交渉委員会の第1回会合での議論の中から、主な加盟国・地域グループの意見の概要と、ステークホルダーの意見の概観を整理した。

<整理内容>

- ・ 加盟国・地域グループの意見（主要国・地域グループを抜粋）
 - ・ 問題のあるプラスチックへの言及、具体的な品目等
 - ・ 上流規制（製造規制）を志向するか、下流の対応（廃棄物管理）を重要視するか
- ・ ステークホルダーの意見
 - ・ 多様な意見があったが、主に言及のあったポイントを整理* *詳細は報告書末尾の別添を参照

注：次項以降のまとめ表はINC-1当日の速記メモやINC-HPIに掲載されているwritten statement（ステークホルダーの意見）をもとに作成。各国・各団体の発言内容を完全に網羅したものではない。

INC-1での議論：加盟国・地域グループ（1/4）

- 加盟国や地域グループ（次項）からは、不必要で有害なプラスチックを削減、抑制または排除すべきとの意見があった。ただし、定義は明確ではなく、対象として言及される範囲は幅広い。

国	問題のあるプラスチック → 特に言及のあったものでカテゴライズ	マクロプラスチック	SUP	プラ製品	廃棄物管理	マイクロ(ナノ)プラスチック	化学物質関連	レガシー汚染
アメリカ	・不必要なものもあるのでイノベーションを通じて削減すべき ・海だけではなく陸域・淡水のプラスチックごみにも対処が必要	○						
ノルウェー	・プラスチックや化学物質、有害性への対処も必要。廃棄物の管理も必要。漏出の防止（マイクロプラスチックを含め）も重要 ・プラスチック製品や添加剤などのうち、フェーズダウンすべきものを特定すべき。問題のあるプラとして附属書にリストアップ ・ポリマー生産量、有害化学物質やリサイクル材の量についてのデータは必須			○	○		○	
英国	・問題のある有害なプラスチック ・科学パネルでの化学物質や廃棄物の適切な管理のための議論を考慮				○		○	
タイ	・エッセンシャルユース、プラスチック汚染の中で問題のあるプラスチック、ライフサイクルなどの定義が必要。問題のあるプラスチックをリストにするか、有害な添加剤のリストアップを求める。これらは附属書に含められるだろう。問題のあるプラスチックは、特定のプラスチック素材が使われているものなど。一つの実施措置だけではすべての国をカバーできない ・特にマイクロプラスチックやナノプラスチック、環境中の有害な物質を減らすために関連のある科学的知見や社会経済面の知見や現場の知見も含めること					○	○	
マレーシア	・問題のある不必要なプラスチックをなくし、一方ではプラスチックによる経済的な便益を無視せずに対処する必要がある ・最も問題があり有害なプラを減らす							
インドネシア	言及なし							
カナダ	・生分解性、堆肥化可能、マイクロプラスチックなど全ての発生源に対処が必要					○		
韓国	・ライフサイクル全体のアプローチのうち、製造段階では有害性のある添加剤・化学物質の特定						○	
中国	・環境への漏出をふせぐためにプラスチック製品のタイプごとの対処が必要 ・管理されないプラ廃棄物が最も大きな排出源。文書ではプラスチック製品、環境に残りやすいものに集中する必要あり			○	○			
サウジアラビア	・まず管理されないプラスチック廃棄物の漏出に関し廃棄物管理をしっかりとすることが必要 ・プラスチック汚染源はプラスチック廃棄物の不適正処理であり、これの対処を中核的な義務にすべき				○			

※マクロプラスチック：製品プラスチックに相当、SUP：シングルユースプラスチック、レガシー汚染：議論の中で明確な定義はないものの、既に環境中に排出されているプラスチック廃棄物で、海洋にあるもの、陸域のごみ処分場に蓄積されたものを含む。

INC-1での議論：加盟国・地域グループ（2/4）

地域・加盟国グループ	問題のあるプラスチック → 特に言及のあったものでカテゴライズ	マクロプラスチック	SUP	プラ製品	廃棄物管理	マイクロ(ナノ)プラスチック	化学物質関連	レガシー汚染
EU	- プラスチック素材製品の全て、マイクロプラスチックやマクロプラスチックも対象にすべき - 持続可能な生産や消費のためにはプラスチック、マイクロプラスチックやナノプラスチック、製品もカバーすべき - 不必要で有害なプラスチック、懸念のある物質の削減/化学物質やマイクロプラスチックの漏出防止も必要。環境に調和した廃棄物管理も必須 - 不必要で有害なプラスチックを減らす、懸念のある物質を含めて削減する必要がある - プラスチックやマイクロプラスチックの環境への漏出対策も必要 - 廃棄物管理やレガシープラスチックへの対応も必要	○		○	○	○	○	○
アフリカ	- レガシープラスチック汚染への対処と同時に、特に野焼きをなくすことが必要 - プラスチック汚染の管理ではレガシープラ、違法投棄やダンピングも対象にすべき - プラスチック汚染は農業、パッケージング、漁具、マイクロプラスチック、マクロプラスチック、タイヤ、繊維などそれぞれに対処が必要で、排出源ごとの作業が必要			○（個別製品に言及）	○			○
アジア・太平洋	—							
P-SIDS	- レガシープラスチックへの対処が必要 - 化学物質の特定や製品に含まれるもののモニタリングが必要 - レガシープラスチックへの対処も必要 - レガシープラスチックに対処するため、プラスチックのフローを把握することも必要						○	○
AOSIS	—							
GRULAC	- 特に有害物質の影響は製造過程での労働者に影響する可能性 - プラ汚染や有害物の人健康への影響についての科学的知見は必須。環境・社会・健康の面からプラ汚染は問題 - 不必要で代替できて人健康に有害なプラスチックの排除が必要 - マイクロプラスチックを含むプラスチック汚染は、三つの惑星危機（気候変動、生物多様性の損失、汚染）の一因 - 有害性のある化学物質の代替も必要 - 優先度の高い問題として廃棄物管理があり、ライフサイクル全体での対処の中でも、特にシングルユースプラスチックについては重要 - サプライチェーンからの有害な物質の排除を目指したい（プラスチックのバリューチェーンにおけるマイクロプラスチックと有害化学物質への対処） - 禁止や制限によるものを含め、問題のあるプラスチック、物質、添加物を排除						○	
High Ambition Coalition to End Plastic Pollution (HAC)	- マイクロプラスチックを含むプラスチック汚染は、三つの惑星危機（気候変動、生物多様性の損失、汚染）の一因 - 有害性のある化学物質の代替も必要 - 優先度の高い問題として廃棄物管理があり、ライフサイクル全体での対処の中でも、特にシングルユースプラスチックについては重要 - サプライチェーンからの有害な物質の排除を目指したい（プラスチックのバリューチェーンにおけるマイクロプラスチックと有害化学物質への対処） - 禁止や制限によるものを含め、問題のあるプラスチック、物質、添加物を排除	○	○		○		○	

※マクロプラスチック：製品プラスチックに相当、SUP：シングルユースプラスチック、レガシー汚染：議論の中で明確な定義はないものの、既に環境中に排出されているプラスチック廃棄物で、海洋にあるもの、陸域のごみ処分場に蓄積されたものを含む。

INC-1での議論：加盟国・地域グループ（3/4）

■ 加盟国や地域グループ（次項）からは、上流規制（製造の規制）と下流の廃棄物管理を重視する両方の意見が聞かれた。特に上流規制については国によってスタンスが大きく異なる。

国	上流規制（製造規制）を志向	下流の対応（廃棄物管理）を重要視
アメリカ	・プラスチックの生産や消費について固まったやり方ではなく、国ごとの判断で対処するべき。NAPは段階的に強化されると信じている。	・プラスチック汚染に影響を受けるステークホルダーや、解決のために協力が必要なステークホルダーの巻き込みを。
ノルウェー	・需要を減らすためには製造段階においてCEを実現する必要がある。そのために、プラスチックの情報を得られるよう、透明性が必要。製造量、種類、化学物質の含有量、リサイクル剤の含有量の情報は必須。	廃棄物の管理も必要。漏出の防止（マイクロプラスチックを含めて）も重要。
英国	・廃棄物ヒエラルキーの原則に従って避けられるプラスチック廃棄物を減らし、生産者の責任を拡大する。国際協定はプラスチックの需要を制限し、リサイクルプラスチックの供給を増やすべき	・共通の基準の設定で廃棄物インフラへの投資を呼び込める ・科学パネルでの化学物質や廃棄物の適切な管理のための議論を考慮し、地域ごとの専門性を重視し、伝統的な地域の知恵の活用を ・廃棄物セクターやマージナル化されたコミュニティの参加を確保する必要がある。
タイ	・上流～下流だけではなく、将来に新しい問題が起こるならそれへの対処も必要。	・途上国での削減に向けては、より経済的なインセンティブ、規制やNAP、廃棄物管理などの技術が、資金援助やキャパビルプログラムとセットである必要があることが前提。
マレーシア	・製造とEoLは同等に重要。	・特に途上国では廃棄物管理が問題であり、具体的な対処（Specific intervention）が必要。 ・製造とEoLは同等に重要。
インドネシア	・プラスチックのライフサイクル全体のアプローチでCEを実現する必要がある	・プラスチックのライフサイクル全体のアプローチでCEを実現する必要がある
カナダ	・生分解性、堆肥化可能、マイクロプラスチックなど全ての発生源に対処が必要。 ・消費と生産を持続可能なレベルに抑え、CEを実現して、廃棄物管理とリサイクルを確保することが必要と考える。	－
韓国	・ライフサイクル全体のアプローチのうち、製造段階では有害性のある添加剤・化学物質の特定も。自主的な取組は、各国のプラスチック生産や消費の違いを踏まえる必要がある。	・人の健康や環境の保護のための措置を。中流では標準が、下流は環境に調和した廃棄物管理が必要。
中国	・プラスチック製品のタイプごとの対処が必要。 ・管理されないプラ廃棄物が最も大きな排出源。文書ではプラスチック製品、環境に残りやすいものに集中する必要あり。 ・ライフサイクルのそれぞれの段階での対処は国別の文脈で検討されるべき。	・管理されないプラスチック廃棄物が最も大きな排出源。文書ではプラスチック製品、環境に残りやすいものに集中する必要あり。 ・ライフサイクルのそれぞれの段階での対処は国別の文脈で検討されるべき。
サウジアラビア	・原料の採掘をより持続可能にする責任があると考え、代替材としてどのようなものを推奨するのか。土地利用や水消費も含めた影響を加味して、ライフサイクル全体で考えた時にどうか ・廃棄物管理の確実な実行を前提としつつ、プラスチック生産は継続する方針を堅持する。	・まず管理されないプラスチック廃棄物の漏出に関し廃棄物管理をしっかりすることが必要 ・プラスチック汚染源はプラスチック廃棄物の不適正処理であり、これの対処を中核的な義務にすべき。国別の事情を配慮しつつ、特に途上国では柔軟に。ボトムアップアプローチですすめるべき。

※「上流」では厳格な規制を求める意見（赤字）と各国の事情を重視する意見（青字）を色別に表示、「下流」では廃棄物処理重視のコメントを緑字表示

INC-1での議論：加盟国・地域グループ（4/4）

地域・加盟国グループ	上流規制（製造規制）を志向	下流の対応（廃棄物管理）を重要視
EU	・全ライフサイクル、特に上流に焦点を当てた持続可能な生産と消費についての議論が必要。環境にプラスチックが出ないためにプラスチック素材製品の全て、マイクロプラスチックやマクロプラスチックも対象にすべき。 ・優先するべきは上流。安全で持続可能な生産と消費を実現するために。抑制無くして目標達成はできない。 ・中核的な義務ではプラスチックのCEを実現するために、プラスチックの生産、特に原材料消費を減らす必要がある。	・環境に調和した廃棄物管理も必須。化石資源の代わりにバイオ素材の需要が逆に増えるなど予期しない影響がないよう注意も必要 ・廃棄物管理やレガシープラスチックへの対応も必要。Waste pickerなども含めて公正な移行やロバストな実施手段の必要性も指摘された。
アフリカ	・プラスチック汚染は農業、パッケージング、漁具、マイクロプラスチック、マクロプラスチック、タイヤ、繊維などそれぞれに対処が必要で、排出源ごとの作業が必要。	・レガシープラスチック汚染への対処と同時に、特に野焼きをなくすことが必要 ・プラスチック汚染の管理ではレガシープラスチック、違法投棄やダンピングも対象にすべき。
アジア・太平洋	・プラスチックそのものを規制するのではなく、全てのアプローチやソリューションをプラスチックライフサイクルで適用。生分解性プラスチックなども活用。	—
P-SIDS	・プラスチックの全ライフサイクルを対象として、持続可能な生産と消費に移るべき。必須の義務を課して、合意し、特に脆弱な地域への支援を。上流、中流、下流での管理措置を定めて、非有害なCE（non-toxic CE）の実現が求められる。 ・各国での定期的な製品製造などの報告が必須。	・レガシープラスチックへの対処が必要。汚染者負担原則、予防原則や廃棄物ヒエラルキーに従って、今すぐ対処が必要
AOSIS	—	・プラスチック汚染、特に海での汚染は社会・経済に影響している
GRULAC	—	・Waste pickerへの目配りも必要
High Ambition Coalition to End Plastic Pollution (HAC)	・プラスチックの消費と生産を持続可能なレベルに抑制 ・プラスチックの世界的な持続可能性基準・基準を策定 ・プラスチックのライフサイクル全体における持続可能性のグローバルベースラインと目標を設定	・プラスチック廃棄物の環境的に健全な管理とリサイクルを達成しつつ、環境と人間の健康を保護するプラスチックの循環経済を可能にすることが不可欠 ・予防原則、廃棄物ヒエラルキー、汚染者負担の原則を反映

※「上流」では厳格な規制を求める意見（赤字）と各国の事情を重視する意見（青字）を色別に表示、「下流」では廃棄物処理重視のコメントを緑字表示

INC-1での議論：ステークホルダー（1/2）

■ INC-1にオブザーバとして参加したステークホルダーの発言内容は、各団体の特徴によって幅広いものであったが、主に言及のあったポイントを表に示した。「○」は関連した発言があった項目を示す。

団体名	備考	上流規制（製造規制）を志向	下流の対応（廃棄物管理）	健康影響・人権	目標設定、強制力	議論の進め方	汚染者負担原則（化学・プラスチック製造業の責任）	問題のあるプラスチック（対象範囲、具体的な規制項目）	投資、実施措置	教育・普及啓発、科学的な知見	インフォーマルセクターへの援助	オブザーバ・市民の声
Action on Smoking and Health	タバコの健康や環境への害に対応する団体	—	—	○	—	—	—	○	—	—	—	—
Asociacion Sustentar	アルゼンチンで気候変動、モビリティのサステナビリティ、CEに取り組む団体	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Basel Action Network	有害廃棄物の産業社会から発展途上国への輸出に対抗するために活動するNPO	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
Bureau of International Recycling	リサイクル企業の代表団体、67カ国から300社、38団体が参加。日本からは日本鉄リサイクル工業会が参加	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	—
Children and youth major group cooperate accountability	—	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○
Earthwatch Institute Australia	オーストラリアの自然保護NPO	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	○
Endocrine Society	米国内分泌学会	○	—	○	—	—	—	○	—	○	—	○
Engineers Australia	オーストラリアのエンジニアをまとめるNPO	—	—	—	○	○	—	—	○	—	—	—
Friends World Committee for Consultation	クエーカーの団体、友会徒世界諮問委員会	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	○
GAIA	zero wasteな世界を目指すNGO	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	○
Healthcare Without Harm	北米を中心に医療による気候変動影響の緩和など環境影響削減を目指す	○	○	○	○	—	—	○	—	○	—	—
Integrative Strategies Forum	米テキサスの先住民団体	○	○	○	—	—	○	○	○	—	—	○
International Medical Crisis Response Alliance	各国言語での医療教育を提供	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
ISO	国際標準化団体	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	○

健康影響・人権への配慮を求める声は多かった

INC-1での議論：ステークホルダー（2/2）

団体名	備考	上流規制 （製造規 制）を志向	下流の対 応（廃棄 物管理）	健康影響・人 権	目標設定、 強制力	議論の進め 方	汚染者負担原則（化 学・プラスチック製造 業の責任）	問題のあるプラスチ ック（対象範囲、具 体的な規制項目）	投資、実 施措置	教育・普及啓 発、科学的な 知見	インフォーマルセ クターへの援助	オブザーバ・市 民の声
International Trade Union Confederation and the International Alliance of Waste Pickers (ITUC)	労働組合総連合（ITUC）、Waste pickerの代表団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○
Inuit Circumpolar Council	アラスカ、カナダ、グリーンランド、チュクチに住むイヌイト、ユピク、チュクチの人々を代表する先住民組織	○	—	○	—	—	—	—	—	○	—	○
International Pollutants Elimination Network (IPEN)	国際汚染物質廃絶ネットワーク	○	—	○	○	—	○	○	—	○	—	—
Marine Ecosystem Protected Areas Trust	アンティグア・バーブーダの自然保護NPO	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
Nexus3 Foundation	インドネシアの環境NGO。水銀、鉛、化学物質、プラスチックなどについて取り組む	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
NGOグループ代表	COARE	○	○	○	—	—	○	—	—	—	—	○
Ocean Cleanup	オランダのNGO、河川からのプラスチック回収技術を開発。太平洋ごみベルトでも試験的に海洋ごみを回収。	—	—	○	—	—	—	○	—	—	—	—
Ocean Foundation	海洋の自然保護に取り組む米ワシントンDC拠点のNGO	—	—	○	○	—	○	—	—	—	—	○
Partnership for Change	人道援助などを含め世界の持続可能な開発を目指して活動する米サンフランシスコ拠点のNPO（当日の発言者はインドから参加）	—	○	○	—	—	—	—	○	—	—	○
Plastic Europe	欧州のプラスチック生産企業の業界団体	—	—	—	○	○	—	—	—	○	—	—
Trash For Peace	米オレゴン州の環境NPO（当日の発言者は南アから参加）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○
Trash Hero World	17カ国で、ごみ拾いなどを行うボランティアネットワークを取りまとめ	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
Vital Strategies	タバコ産業へ対抗	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
Water Keeper Alliance	きれいな水を保護するために活動する米ニューヨーク拠点の自然保護団体（当日の発言者は米国レイジアナから参加）	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
WWF	人類が自然と調和して生きられる未来を目指す、国際環境保全団体	○	○	—	○	—	—	—	○	—	—	—
ビジネス産業グループ代表	WBCSD	—	—	—	○	—	—	—	○	—	—	—
科学・技術グループ/S&T Major Group	International science council	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—
女性グループ代表	—	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—

UNEPによるINC-1報告書ドラフトの概要

資料の位置づけ

- 2022年11月28日から12月2日にかけてウルグアイで開催されたINC-1の成果報告書ドラフトを、INC事務局（UNEP）が2023年2月13日にHPに掲載したもの。
- INC-1の議題項目4（報告書案ではV.の部分）での発言者（加盟国、オブザーバー）などが報告書ドラフトの本体に列挙されており、議長総括とは別に、主な議論内容は附属書Ⅱにまとめられている。

<報告書案の構成（仮訳）>

- I. はじめに
- II. 会合の開始
- III. 役員の選任
- IV. 組織事項
 - A. 手続規則の採択
 - B. 議題の採択
 - C. 作業構成
 - D. 出席
- V. 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある文書の作成
 - A. 一般的なステートメント
 - B. 範囲、目的および構造
 - C. 潜在的な要素のオプション
 - 1. 中核的義務、管理措置及び自主的アプローチ、国家行動計画
 - 2. 能力構築、技術援助及び資金を含む実施手段
 - 3. 実施及び国別報告の進捗状況及び有効性のモニタリング・評価に対する支援
 - 4. 科学技術協力及び調整、研究及び啓発を含むその他の側面
 - 5. ステークホルダーの参加・行動
 - D. 最終規定の標準条項
 - E. シーケンスと推奨される追加作業
 - F. 議題項目4の結論
- VI. その他の事項
 - A. 今後の開催日程・会場
 - B. INC-2の暫定議題案に関する決定草案
- VII. 報告書の採択
- VIII. 会合の終了

主な内容が附属書Ⅱとしてまとめられている

議長総括を記載

出所：UNEP (UNEP/PP/INC.1/14) Report of the intergovernmental negotiating committee to develop an international legally binding instrument on plastic pollution, including in the marine environment, on the work of its first session より抜粋・仮訳

議長による議題項目4の総括

*議題項目4＝海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある文書の作成

- プラスチックの全ライフサイクルに対処し、人の健康と環境を保護し、最も必要としている国の状況に特別な注意を払った法的拘束力のある文書を持つことを望むなど、将来の文書（条約）の開発に向けていくつか意見の収束が見られた。
- 多くの人が、条約は**INCで合意された中核的な義務、管理措置、自発的アプローチによって形成される**と考えており、条約の下での、より具体的な義務について効果的に議論するために、条約の**目的と範囲を明確に**したいとした。
- **国家行動計画が条約の成功を確実にするための重要な要素**でもあるという認識を示した。
- 効果的な報告を可能にするために必要な財政的・技術的支援をすべての締約国が有した上で、**条約の成功のためには強力な監視・報告メカニズムが必要**との指摘があったことを強調した。
- **科学技術が、INCのプロセス及び条約の実施の中心**と見なされている。これには、条約の下に設立された機関を通じて、又は条約によって開始されたプロセスによって、利用可能な最良の科学的及び技術的インプットから、このプロセス及びその後の実施へ情報を提供する必要性が含まれる。
- **成功のためには教育と大衆の意識が重要**である。ステークホルダーの参加と行動に関して、条約の開発とその実施の両方、**特にインフォーマルセクターにおいて、すべてのステークホルダーを含める必要性**を強調した。議長は、ステークホルダーの強い関与に留意し、前進するに当たり、**INCプロセス内でステークホルダーの強い関与を確保**するためのモダリティを見つけるために事務局と協力することを示した。
- **最終規定に関する標準条項は、今後合意される中核的な義務、管理措置及び自発的アプローチの形式及び機能によって、必然的に決定される**との意見に集約された。
- 順序付けに関して、交渉のための限られた時間枠と、財政的および時間的資源が最大化されることを確実にするための効果と構造を適切に順序付ける必要性が繰り返し強調され、会期間（INCとINCの間）の作業として、おそらく**手続き上および実質的な問題に関する2つのコンタクトグループを形成することによって特に注意を払った。**また、参加するリソースが限られている可能性のある人々が最大限に参加できるよう、並行して開催されるコンタクトグループの数を制限する必要性にも言及した。開発途上国が十分かつ予測可能な財政支援を受けながら、プロセス全体を通じて積極的に参加する必要性を強調した。彼は、INC-2の文書が公表された後、事務局と協力して会期間の作業方法を設定することを示唆した。

出所：UNEP (UNEP/PP/INC.1/14) より抜粋・仮訳

(参考) INCから事務局への要請

1. プラスチックの全ライフサイクルに対処する包括的なアプローチに基づき、国際的な法的拘束力のある文書（条約）に向けた潜在的な要素の選択肢についての文書をINC-2に向けて備えるよう要請した；目的の特定、中核的義務、管理措置及び自発的アプローチを含む実質的な規定、実施措置及び実施手段について。
2. INCは、文書には法的拘束力と自主的措置の両方を含めることができ、事務局が作成する文書は、条約の構造と規定に関してINCが決定する可能性のあることをいかなる方法でも予断することなく、INCの作業を容易にすることが目的であるとした。
3. 事務局は、文書を作成するに当たり、議長と協議の上、INC-1の会期中に加盟国が表明した見解及び加盟国の提出文書を利用する。委員会は、ステークホルダーに対して2023年1月13日までに、さらに加盟国に対して2023年2月10日までに事務局への書面の提出を求めた。INCは事務局に対し、寄せられた意見をINCホームページに掲載するよう要請した。

INC-1報告書案でのまとめ：一般的なステートメント

1. 多くの加盟国は、どの条約モデルを使用すべきかを決定する前に、管理措置と中核的義務に焦点を当てるべきであると指摘し、条約の構造に関連して形式が機能に従うことを広く認めた。多くの加盟国は、当初は、必要に応じて時間をかけて修正または調整される可能性のある詳細な附属書を持つ特定の条約モデルを希望しており、一部の加盟国は、将来の議定書を採択する可能性を残しておくべきであると述べた。
2. 一部の加盟国は、管理措置及び中核的義務の確立に向けて効果的に前進するために、この**文書の目的についての共通の理解**を確保するとともに、**定義すべき用語についての共通の合意**を確保する必要性を改めて表明した。さらに、多くの加盟国は、交渉の焦点が、プラスチックを完全に排除するのではなく、ライフサイクル全体でのプラスチック汚染への対処に留まるようにする必要性を強調した。多くの加盟国は、シングルユース、問題のあるプラスチックへの対処を優先事項とし、上流のプラスチックへの優先事項を示すものもあった。加盟国の一グループは、2040年までにプラスチック汚染を終わらせる目標を求めた。また、2040年までにプラスチックごみの環境への排出をなくすよう求める声もあった。
3. 交渉プロセスを通じて、すべてのステークホルダーの認識と包含が広く支持され、特に非公式のwaste pickerや、女性、先住民、子どもや若者を含む不利な立場にあるグループの人々に重点が置かれた。
4. 多くの人々は、プラスチック汚染が環境、国民性（国民意識）、生活、未来に及ぼす直接的かつ不均衡な影響を強調した。他の人々は、プラスチック汚染と生物多様性の損失、気候変動、汚染という三重の惑星危機との関連性を強調した。
5. さらに、多くが以下の点に言及した；プラスチック汚染への取り組みの緊急性；全ての人に対する義務的措置を含み、自主的措置を超えること；健康的な環境の権利、ジェンダーの視点、人権アプローチ；脆弱なグループに焦点を当てた、人間の健康と環境の保護；国際環境法の特定の原則（例えば、共通だが差異のある責任とそれぞれの能力、公平性、予防原則、汚染者負担原則）；拡大生産者責任（EPR）制度の確立と有害プラスチックへの対処；専用の多国間基金の設立を含む**野心的な実施手段**の重要性；加盟国主導のプロセスを持つ必要性；実施手段としての国家行動計画（NAP）の重要性。
6. 多くの加盟国は、今後のINC会合に参加するために、開発途上国ごとに2人の代表の旅費を支援するよう要請した。

INC-1報告書案でのまとめ：範囲、目的、構造

- プラスチックのライフサイクル全体に対処し、環境と人間の健康を保護するという方向性の模様。
- 範囲、目標、構造には様々な意見が出された。

範囲	- ほとんどの代表団は、<u>プラスチックのライフサイクル全体に対処し、人間の健康を保護する包括的なアプローチへの支持を表明した。</u> - 代表団は幅広い考慮事項を提起した；<u>海洋環境、漏洩、レガシーのプラスチック廃棄物；問題の越境性；プラスチック廃棄物の処理とリサイクル；重合や原料段階など、プラスチックの上流への対処；プラスチック材料とプラスチック製品の区別；有害な添加物や化学物質の削減；研究とデザイン。</u> - ある加盟国グループは、範囲として<u>プラスチック汚染を終わらせ、人間の健康と環境を保護し、循環型プラスチック経済を達成することを目指すべき</u>であると指摘した。
目標	- いくつかの代表団が<u>広範で野心的な目標</u>を望んでいることを確認した。 - 一部の加盟国は、<u>プラスチック汚染の悪影響からの人の健康と環境の保護を、この文書の主要な目的</u>とした。別の国のグループは、<u>「プラスチック汚染を終わらせる」という感動的な目的</u>を強調した。 - 他の人々は以下を強調した；<u>問題のあるプラスチックに対処し、プラスチック廃棄物の環境的に健全な管理を確保する必要性</u>；循環経済と経済変革を可能にすること；持続可能な生産と消費を促進すること。 - 以下の事項も目的を形成する要素として挙げられた；実施手段；人権・労働権；世代間の公平さ；公正な移行。
構造	- 多くの加盟国は、この文書は<u>中核的な義務と管理措置を伴う特定の法的拘束力のある条約の形をとるべき</u>であると強調した。<u>国家行動計画（NAP）を伴う枠組み条約の形をとるべきだ</u>という意見もあった。一部の加盟国は、<u>混合アプローチの可能性を表明した。</u> - 多くの加盟国は、新しい情報を取り入れるための動的な構造の必要性を強調した。さらに、構造を決定するのは時期尚早であるという意見が多く、「形態は機能に従う」と示唆された。 - 他の関連文書との相乗効果を促進する必要性など、他の多国間環境協定に注目するいくつかの発言があった。多くの加盟国は、プラスチック汚染に対処するための<u>ボトムアップ・アプローチの必要性</u>を強調した。

出所：UNEP（UNEP/PP/INC.1/14）附属書Ⅱ議題項目4の議論総括より抜粋・仮訳

INC-1報告書案でのまとめ：潜在的な要素のオプション（1/3）

中核的義務、 管理措置及 び自主的ア プローチ、国 家行動計画

1. 多くの加盟国は、法的拘束力のある中核的義務、管理措置、およびライフサイクル全体にわたる自主的措置の組み合わせに価値を認めた。いくつかの加盟国は、使い捨てプラスチック製品やリサイクルが困難なもの、有害または有毒な添加剤や化学物質など、問題のある不要なプラスチックの生産と消費を削減または排除する必要性に言及した。一部の加盟国は、予備的な中核的義務として国家行動計画（NAP）への支持を表明し、一部の代表者は、NAPが既に同様の計画を策定した国の既存の努力との重複をもたらすべきではないと警告した。
2. 多くの加盟国は、特定の原則、特に開発途上国の特別な状況の考慮、汚染者負担原則、予防的アプローチ、公平性及び非後退*を認識する必要性を強調した。
3. ある国のグループは、循環性を促進し、問題のあるプラスチックの生産を減らすために、設計基準の世界的な調和システムを求めた。いくつかのメンバーは、化学物質の使用に関する情報の共有に焦点を当て、バリューチェーン全体の透明性を強調した。

実施手段： 能力構築、 技術援助、 資金

1. いくつかの加盟国は、小島嶼開発途上国を含む実施手段の重要性と、新しく、追加的で、十分に、予測可能な資金調達の必要性を繰り返し述べた。開発途上国におけるプラスチック汚染を管理するための資源、技術的能力、インフラの欠如は、多くの人々によって強調された。何人かは、資金メカニズムとそれに対応する義務に関する議論は、中核的な義務と結びつけて、最初から議論されるべきであると指摘した。他の人々は、条約の内容に依存する実施方法を議論するのは時期尚早であると指摘した。
2. いくつかの加盟国は、開発途上国が条約に基づく義務を履行することを支援する資金メカニズムを求めた。多くの加盟国が、EPRスキームを通じたものを含め汚染者負担原則の実施を支持し、共通だが差異のある責任（CBDR）の原則も支持された。多くのメンバーが、実施手段に関するコンタクトグループの設立を支持した。
3. ある地域グループは、モントリオール議定書のような新たな追加的資源を伴う専用の資金メカニズムを提案し、プラスチックのライフサイクル全体にわたる条約の実施に関する開発途上国でのニーズ評価のための専用プロセスを立ち上げることも提案した。同地域からは、以下の必要性が強調された；汚染技術を回避する環境に配慮した技術の移転；新技術の戦略的能力構築；技術移転を、譲歩的かつ優先的な条件で行うこと。
4. ある加盟国グループは、資金は国、国際、公的、民間の資金を含む様々な資金源から調達すべきであると強調した。別の加盟国グループは、交渉の開始から活動・報告のための実施手段の重要性を強調した。
5. 加盟国が注目するその他のトピックには、以下が含まれる；既存の資金の強化；最も必要としている国を優先すること；レガシープラスチックのための各国ツール；柔軟な実装メカニズム；助成金・投資による資金援助；民間セクターとの連携；中小企業支援；BRS条約との相乗効果による事務負担軽減；公平と公正な移行。

INC-1報告書案でのまとめ：潜在的な要素のオプション（2/3）

実施及び国別報告の進捗状況、有効性のモニタリング・評価に対する支援

1. 何人かの代表は、条約の実施の進捗を追跡し、その有効性を科学に基づいて定期的に評価する主要な手段として、報告システムを備えた定期的に更新される国家行動計画に支えられた、強固で調和のとれた監視・評価メカニズムの必要性を強調した。
2. 効果的な報告を可能にするために、すべての加盟国が財政的・技術的支援を受けることを確保する必要性を強調する者もいた。監視、評価、報告のメカニズムがトップダウンとボトムアップのどちらのアプローチをとるべきかについて、代表者の意見は分かれた。しかし、透明性を促進し、条約の遵守を監視する上で、最終的なメカニズムが重要になるという考えには収束が見られた。多くの加盟国は、共通で調和のとれた監視と報告の枠組みの必要性を強調した。
3. ある地域グループからは、上流、中流、下流の各段階に関する情報を含む、プラスチックのライフサイクル全体にわたるすべてのステークホルダーからの説明責任が強調された。さらに、生産、貿易、バリューチェーン、漏出が別の加盟国グループによって強調された。

その他の側面： 科学技術協力及び調整、研究、啓発

1. 何人かの代表は、条約の実施を進める前に、利用可能な最良の科学の意味と健全な技術的知識についての共通の理解を持つことが極めて重要であると強調した。
2. 多くの加盟国は、既存の知識ベースがこの文書の開発と実施にどのように情報を提供できるかについての考慮事項に、先住民と地域の知識を組み込むことを支持した。ある加盟国グループは、意思決定に予防原則を用いることを求めた。
3. 多くの加盟国は、条約の実施を支援し有効性を評価するための専用の補助機関、特に科学、技術及び技術の発展、経済及び政策に関連する補助機関の設置の可能性を探求することへの支持を表明した。一部の加盟国は、これらの補助機関の基礎を形成するために、以前の多国間環境協定の成功を活用し、課題から学ぶことを提案した。
4. オブザーバーが強調した事項としては以下が挙げられる；公正な移行；プラスチックに含まれる化学物質の問題；リサイクル技術の問題。

INC-1報告書案でのまとめ：潜在的な要素のオプション（3/3）

ステークホルダーの参加・行動

1. **INCプロセスへのステークホルダーの参加の価値**が一貫して強調され、中にはインフォーマルなwaste pickerや先住民族の参加を強調するものもあった。複数の加盟国は、特に書面による提出や、ウェビナー、ワークショップ、その他の活動への参加を通じて、会期間中のステークホルダーの参加を確保することの重要性を強調した。ある加盟国はINC-2での2日間のマルチステークホルダー・フォーラムを支持し、別の加盟国はINC-2でのハイレベル・セグメントを支持した。ある加盟国は、ステークホルダーに対し、合意に向けた架け橋となりうる情報を提供するよう求めた。
2. 一部の加盟国は、ステークホルダーの関与のための資金提供が必要であるとしたが、多くの代表団は、INCセッションの運営とINCへの加盟国の参加を支援するために資源が優先されるべきであることを強調した。
3. 一部の加盟国は、事務局に対し、INC-1期間中に開催されたステークホルダー・ダイアログをまとめたものを提供するよう要請した*。
4. オブザーバーは以下を強調した；産業界の関与への懸念や移動の障壁を取り除く必要性など、ステークホルダーのバランスのとれた参加の必要性；モニタリング対策における市民科学の活用；ステークホルダーと権利者（right-holders）の違い；世代間の公平性の原則。 マルチステークホルダー・エンゲージメントのために、あるオブザーバーは、マルチステークホルダー・フォーラムは、バリューチェーンに沿った特定の問題を中心に組織されるべきであると提案した。その他に、マルチステークホルダー・フォーラムへの資金を、INCへの若者や開発途上国の参加などに向けられうること、海洋ごみグローバル・パートナーシップとバーゼル・プラスチック廃棄物パートナーシップが有意義なステークホルダー関与を組織できるなどの意見もあった。

*INC-1終了前に、INCホームページにステークホルダー・ダイアログのまとめ資料が掲載された

INC-1報告書案でのまとめ：最終規定、今後の作業

最終規定の 標準条項

1. 多くの加盟国は、最終規定について議論するのは時期尚早であるとの見解を示し、形態は制度の発展における機能に従うべきであると強調した。
2. 多くは、既存の多国間環境協定で行われているアプローチに言及した。一部の加盟国は、発効、紛争解決、留保の禁止を議論すべき関連規定として強調した。

シーケンスと 推奨される 追加作業

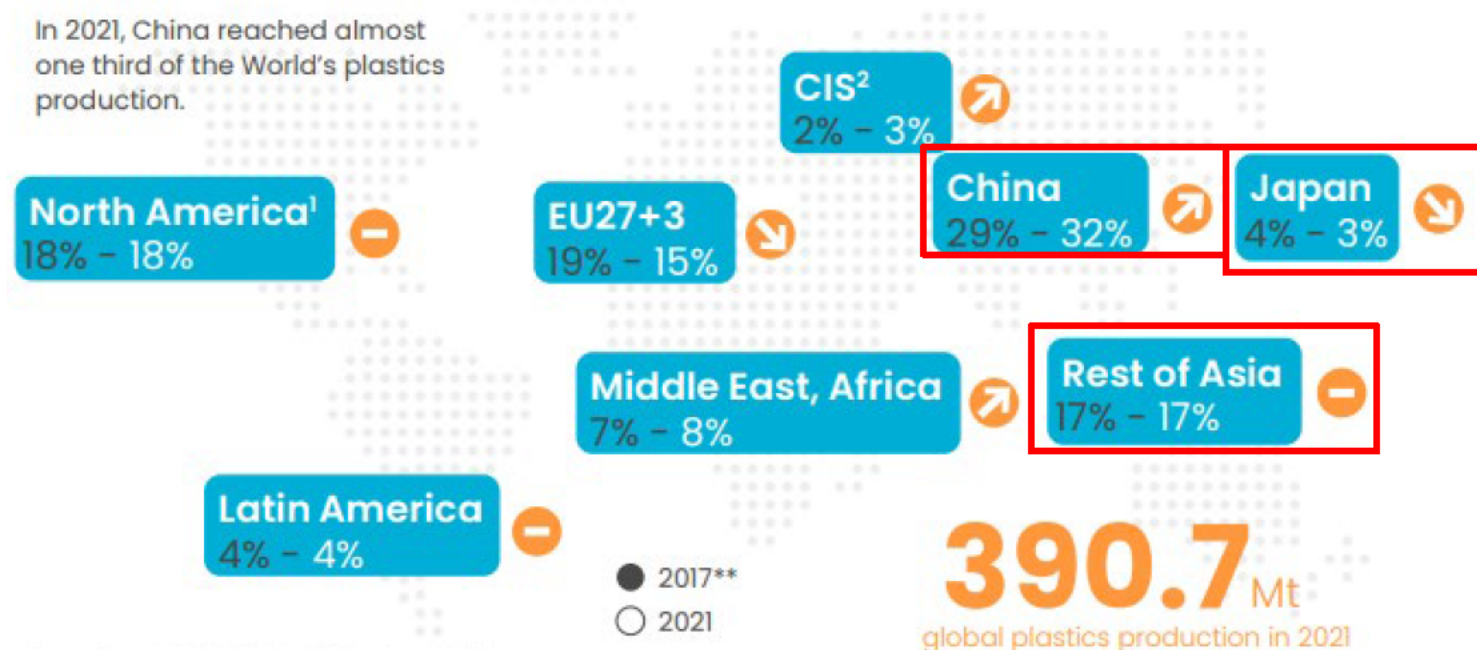
1. 多くの加盟国は、今後の作業量を強調し、作業が2つの作業ストリームまたはコンタクトグループの形式を取ることができると提案した。多くの加盟国は、特に2回以上の並行セッションの開催を避けることによって、小規模な代表団に過度の負担をかけないようにする必要性を強調した。
2. 一部のメンバーは、ステークホルダー関与を含む会期間作業の重要性を強調した。

海洋プラスチックに関する参考データ

- プラスチックの生産量、消費量、貿易量
- 海洋プラスチックの流出量

プラスチックの生産量

- Plastics Europeによると、世界のプラスチック生産量（3.9億トン）のうち、中国が32%、北米が18%を占めた。また、世界の生産量全体にアジアが半分以上、日本は3%を占めた（2021）



Sources: Conversio Market & Strategy GmbH and nova-Institute

The above data are rounded estimations

Polymers that are not used in the conversion of plastic parts and products (i.e. for textiles, adhesives, sealants, coatings, etc.) are not included

*Including plastics production from polymerisation and production of mechanically recycled plastics

**Only thermoplastics and PUR

1. Canada, Mexico and the United States

2. Commonwealth of Independent States: Azerbaijan, Armenia, Belarus, Kazakhstan, Kyrgyzstan, Moldova, Russia, Tajikistan, Turkmenistan, Uzbekistan and Ukraine

プラスチックの消費量

- OECDによると、世界のプラスチック消費量は中国、米国で多い（2019）

プラスチックの消費量（2019）

国・地域	百万トン
United States	84.306
Canada	7.539
Other OECD America	13.123
OECD EU	63.673
OECD Non-EU	21.371
OECD Asia	18.207
OECD Oceania	4.385
Latin America	22.863
Other EU	3.322
Other Eurasia	20.954
Middle East & North Africa	21.170
Other Africa	17.852
Other non-OECD Asia	37.641
China	94.006
India	29.333

→日本と韓国の合計

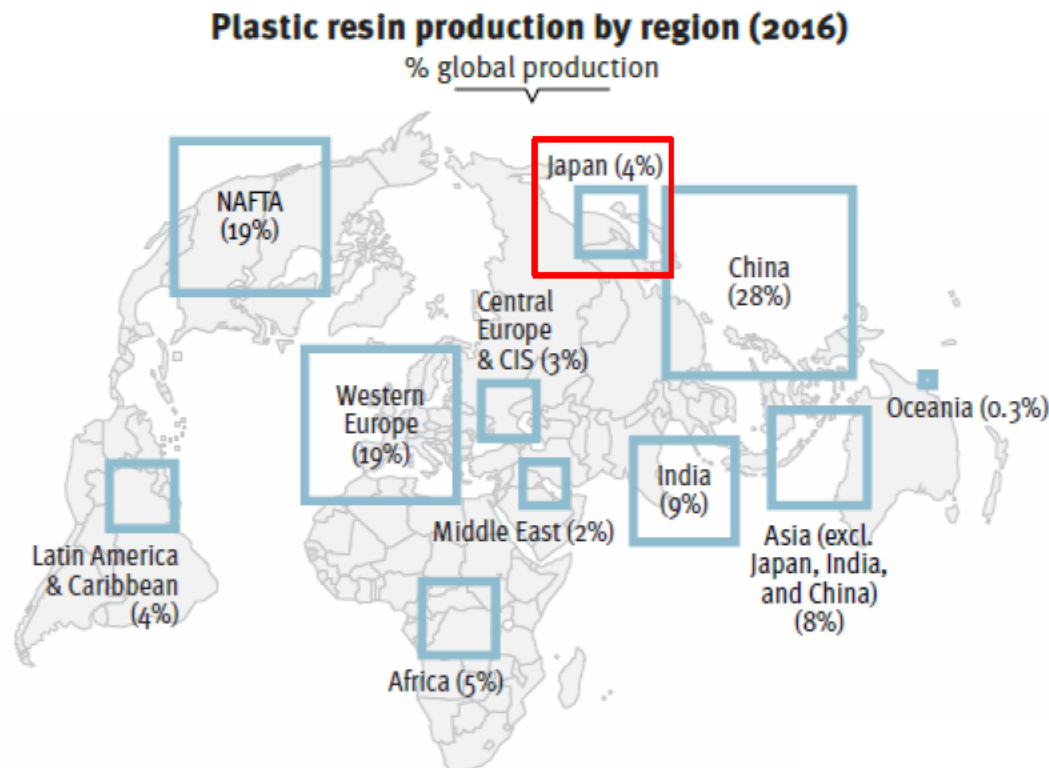
※一次プラスチックと二次プラスチック（再生プラスチック）の合計量

Primary plastics use is estimated using regional consumption by application data from Ryberg et al. (2019). An assumption of the split by polymer and by application is made that it is homogenous to the global values. Historical values (pre-2015 data) is extrapolated from 2015 data using the global evolution contained in Geyer, Jambeck and Law (2017). Secondary plastics use is derived using recycling rates and recycling loss rates, as described in the Annex of the OECD Global Plastics Outlook. The plastics use data is associated with the economic flows in the OECD ENV-Linkages model to estimate changes over time. The total plastics use is equal to the sum of primary and secondary plastics use.

出所：OECD（2022）Global Plastics Outlook - plastics use in 2019

参考 : プラスチック樹脂の製造地域

- UNEPによると、世界のプラスチック樹脂の多くは中国、北米、西ヨーロッパで生産（2016）



出所 : United Nations Environment Programme (2021). *Drowning in Plastics – Marine Litter and Plastic Waste Vital Graphics*.

参考：プラスチックの生産量と消費量

- UNEPによると、世界のプラスチック樹脂の多くは中国、北米、西ヨーロッパで生産され、消費量もこれらの国・地域で多い（2016）

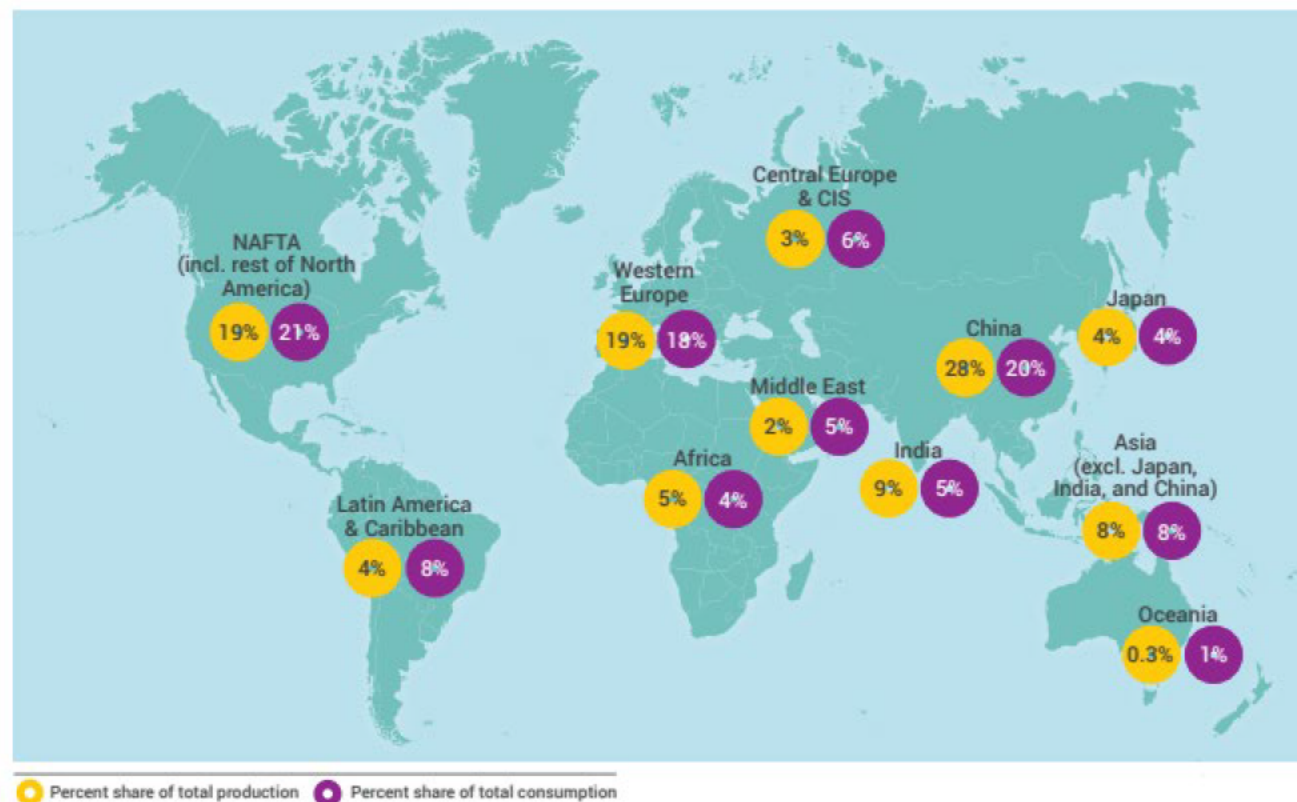


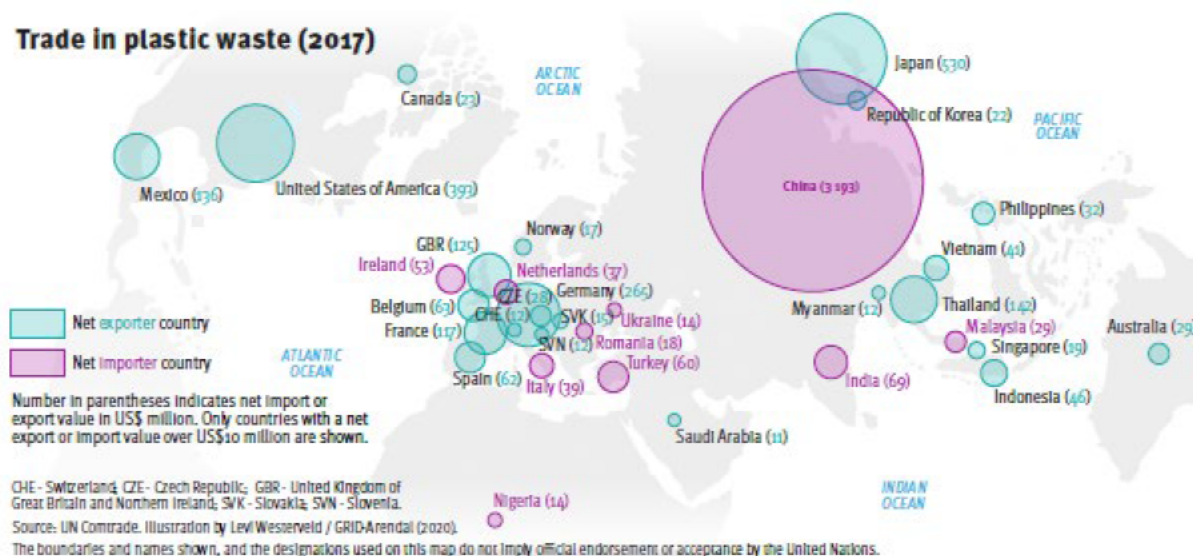
Figure 4. Share of total plastics production and consumption for the different world regions in this mapping

出所：United Nations Environment Programme (2018). Mapping of global plastics value chain and plastics losses to the environment (with a particular focus on marine environment). Ryberg, M., Laurent, A., Hauschild, M. United Nations Environment Programme. Nairobi, Kenya.

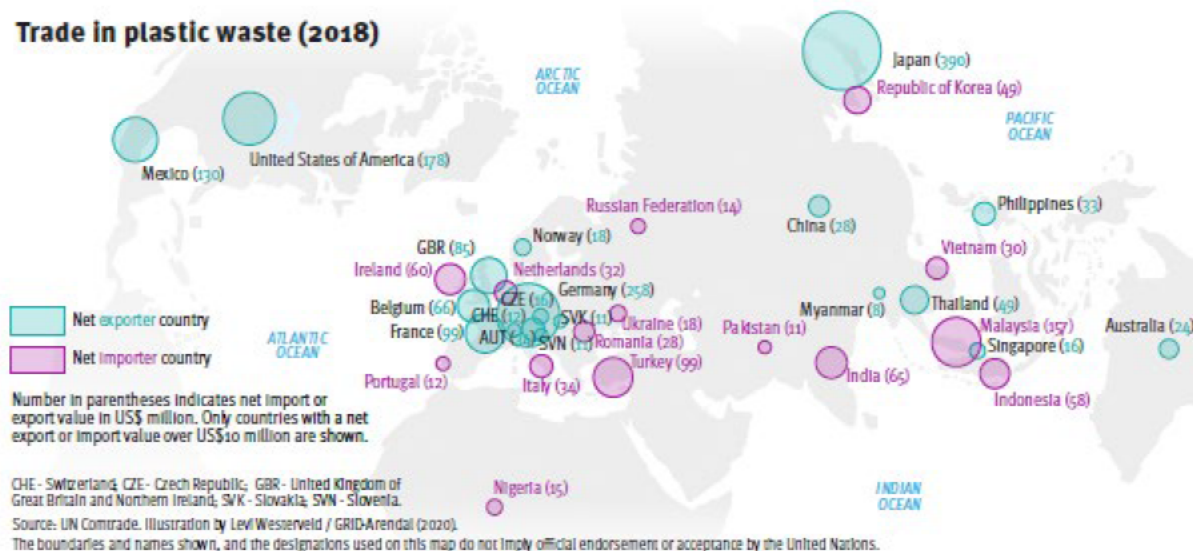
廃プラスチックの貿易量

- 廃プラスチックの貿易は中国の輸入規制の導入前後で大きく状況が変化。中国への輸入が厳しく制限され、東南アジアなどで輸入超過となる国が増加
- 日本、アメリカ、ドイツなど輸出国からの輸出量は減ったものの、世界の大きな輸出地域であることには変わりがない

Trade in plastic waste (2017)



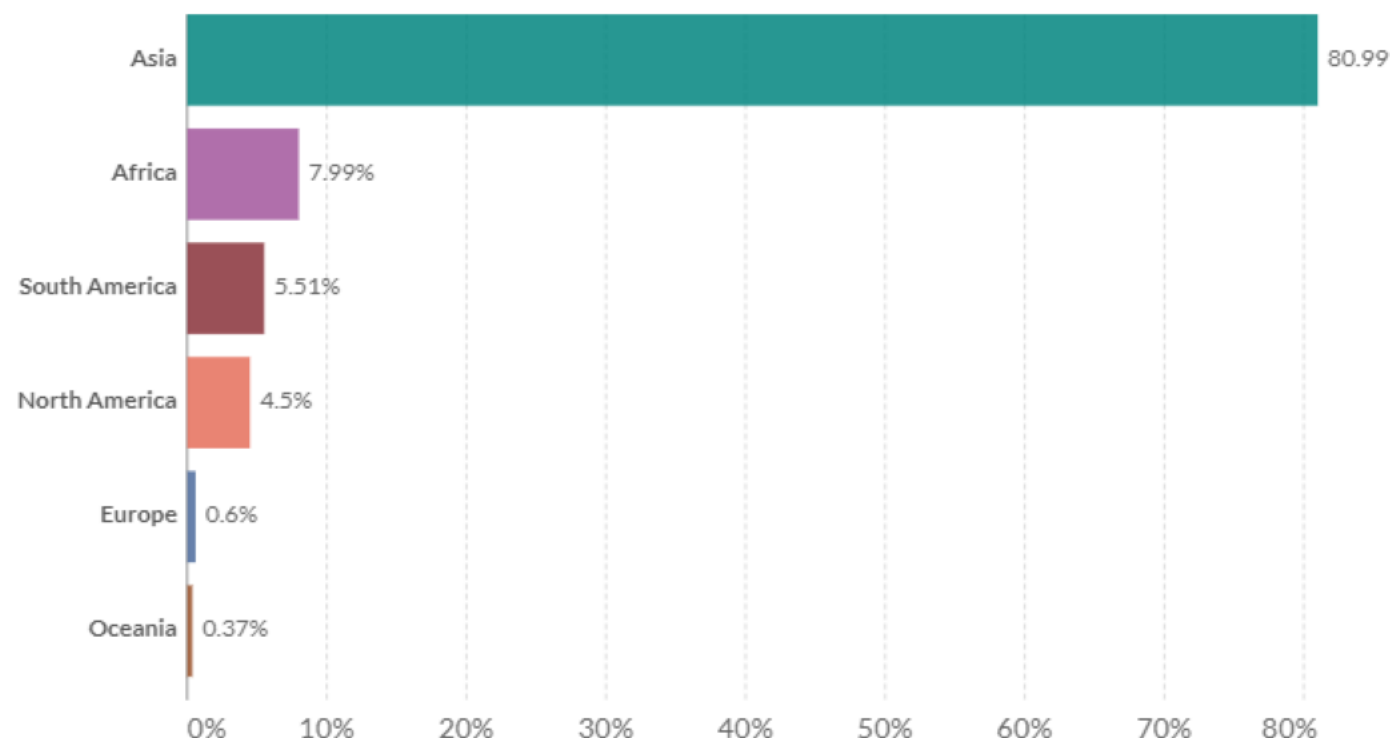
Trade in plastic waste (2018)



出所 : United Nations Environment Programme (2021). *Drowning in Plastics – Marine Litter and Plastic Waste Vital Graphics*.

海洋プラスチックごみの流出量（地域別）

- THE OCEAN CLEANUP（オランダのNGO）やデルフト工科大による推計によると、世界の海洋プラスチックごみの流出量はアジア起源のものが大半（2019）



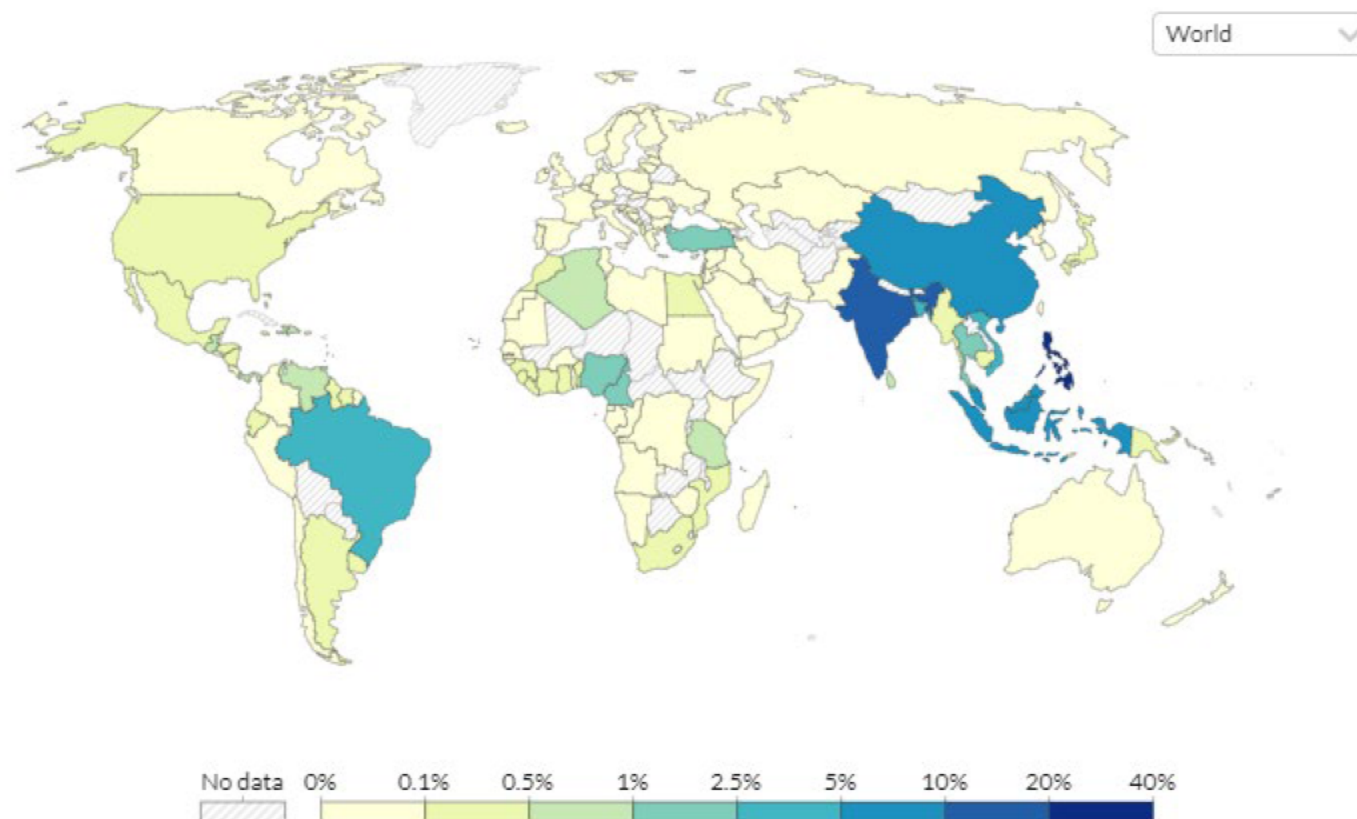
Source: Meijer et al. (2021). More than 1000 rivers account for 80% of global riverine plastic emissions into the ocean. Science Advances.
OurWorldInData.org/plastic-pollution • CC BY

出所 : Meijer et al. (2021). More than 1000 rivers account for 80% of global riverine plastic emissions into the ocean. Science Advances.

<https://advances.sciencemag.org/content/7/18/eaaz5803>

海洋プラスチックごみの流出量（国別）

- THE OCEAN CLEANUP（オランダのNGO）やデルフト工科大による推計によると、海洋プラスチックごみの流出量はフィリピン、インドを始めアジア諸国が多いが、南米のブラジルも流出量上位（2019）



Source: Meijer et al. (2021). More than 1000 rivers account for 80% of global riverine plastic emissions into the ocean. Science Advances.
OurWorldInData.org/plastic-pollution • CC BY

出所 : Meijer et al. (2021). More than 1000 rivers account for 80% of global riverine plastic emissions into the ocean. Science Advances.

<https://advances.sciencemag.org/content/7/18/eaaz5803>

海洋プラスチックごみの流出量（国別）

- 海洋プラスチックの最大の排出国はフィリピン、インド、マレーシア、中国、インドネシア、ベトナムなどアジア諸国が続くが、南米ブラジルも上位（2019）

Country	↓	Share of global plastic waste emitted to the ocean percent • 2019	↓
Asia		80.99%	
Philippines		36.38%	
India		12.92%	
Africa		7.99%	
Malaysia		7.46%	
China		7.22%	
Indonesia		5.75%	
South America		5.51%	
North America		4.50%	
Brazil		3.86%	
Vietnam		2.88%	
Bangladesh		2.52%	
Thailand		2.33%	
Nigeria		1.90%	
Turkey		1.46%	
Cameroon		1.09%	
Sri Lanka		0.99%	
Guatemala		0.73%	
Haiti		0.71%	
Dominican Republic		0.64%	
Venezuela		0.61%	
...			

出所 : Meijer et al. (2021). More than 1000 rivers account for 80% of global riverine plastic emissions into the ocean. Science Advances.

<https://advances.sciencemag.org/content/7/18/eaaz5803>

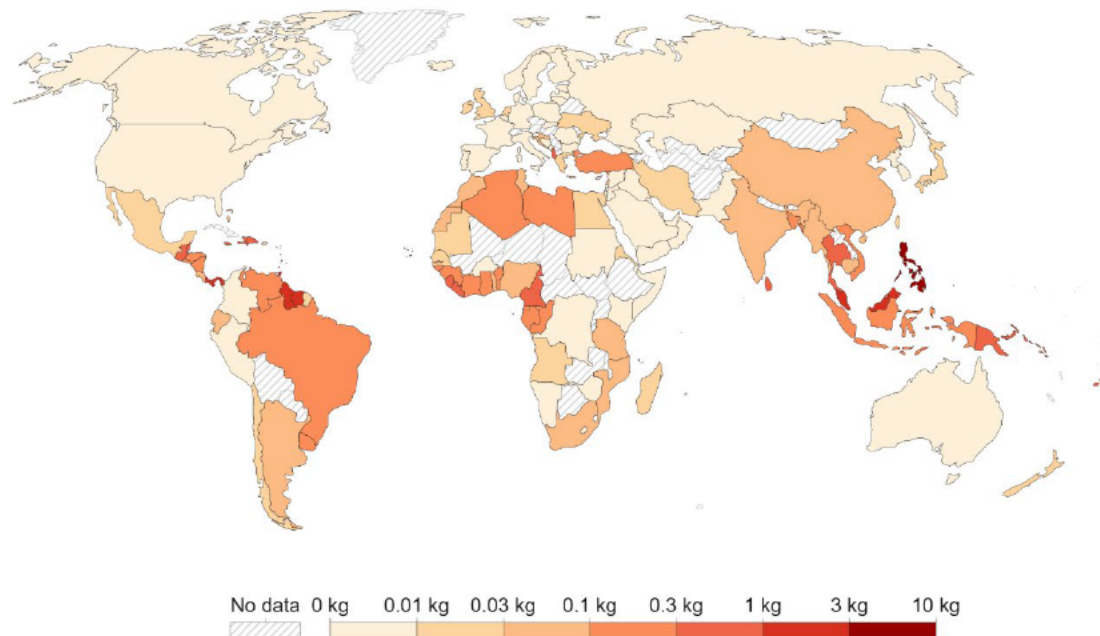
海洋プラスチックごみの流出量（国別・人口あたり）

- THE OCEAN CLEANUP（オランダのNGO）やデルフト工科大による推計によると、一人あたりの海洋プラスチックの流出量（kg/年）は、アジア、アフリカ、中南米などが多い（2019）

Plastic waste emitted to the ocean per capita, 2019

This is an annual estimate of plastic emissions. A country's total does not include the waste that is exported overseas and that may be at higher risk of entering the ocean.

Our World
in Data



Source: Meijer et al. (2021). More than 1000 rivers account for 80% of global riverine plastic emissions into the ocean. Science Advances. OurWorldInData.org/plastic-pollution • CC BY

出所 : Meijer et al. (2021). More than 1000 rivers account for 80% of global riverine plastic emissions into the ocean. Science Advances.

<https://advances.sciencemag.org/content/7/18/eaaz5803>

海洋プラスチックごみの流出量（国別・人口あたり）

- 一人あたりの海洋プラスチックの流出量（kg/年）は、フィリピン、マレーシアなどのアジア諸国のほか、スリナム、トリニダード・トバゴ、セントルシア、ガイアナなどカリブ海諸国が続く（2019）

Country	Plastic waste emitted to the ocean per capita kilograms per person • 2019
Philippines	3.30 kg
Suriname	2.89 kg
Trinidad and Tobago	2.55 kg
Saint Lucia	2.45 kg
Malaysia	2.29 kg
Guyana	1.59 kg
Panama	1.23 kg
Grenada	1.16 kg
Belize	0.96 kg
Jamaica	0.79 kg
Dominica	0.74 kg
Saint Vincent and the Grenadines	0.73 kg
Haiti	0.62 kg
Dominican Republic	0.58 kg
Timor	0.55 kg

...

日本は 0.01 kgと試算されている（ゼロではない）

出所 : Meijer et al. (2021). More than 1000 rivers account for 80% of global riverine plastic emissions into the ocean. Science Advances.

<https://advances.sciencemag.org/content/7/18/eaaz5803>

海洋プラスチックごみの漏出量

- Jambeckらの2015年の論文によると、2010年時点で海洋プラスチックの漏出量が最も多い国は、中国、インドネシア、フィリピン、ベトナム、スリランカと続く。2025年にも上位国にはアジアが多い

Rank	Year 2010		Year 2025		% pop. change since 2010
	Country	Mismanaged plastic waste [MMT/year]	Country	Mismanaged plastic waste [MMT/year]	
1	China	8.82	China	17.81	3.7%
2	Indonesia	3.22	Indonesia	7.42	11.9%
3	Philippines	1.88	Philippines	5.09	26.0%
4	Vietnam	1.83	Vietnam	4.17	13.3%
5	Sri Lanka	1.59	India	2.88	18.7%
6	Thailand	1.03	Nigeria	2.48	45.1%
7	Egypt	0.97	Bangladesh	2.21	18.5%
8	Malaysia	0.94	Thailand	2.18	5.4%
9	Nigeria	0.85	Egypt	1.94	25.0%
10	Bangladesh	0.79	Sri Lanka	1.92	9.0%
11	South Africa	0.63	Malaysia	1.77	23.6%
12	India	0.60	Pakistan	1.22	26.6%
13	Algeria	0.52	Burma	1.15	11.1%
14	Turkey	0.49	Algeria	1.02	18.4%
15	Pakistan	0.48	Brazil	0.95	10.6%
16	Brazil	0.47	South Africa	0.84	7.2%
17	Burma	0.46	Turkey	0.79	16.2%
18	Morocco	0.31	Senegal	0.74	44.3%
19	Korea, North	0.30	Morocco	0.71	14.1%
20	United States	0.28	North Korea	0.61	5.0%

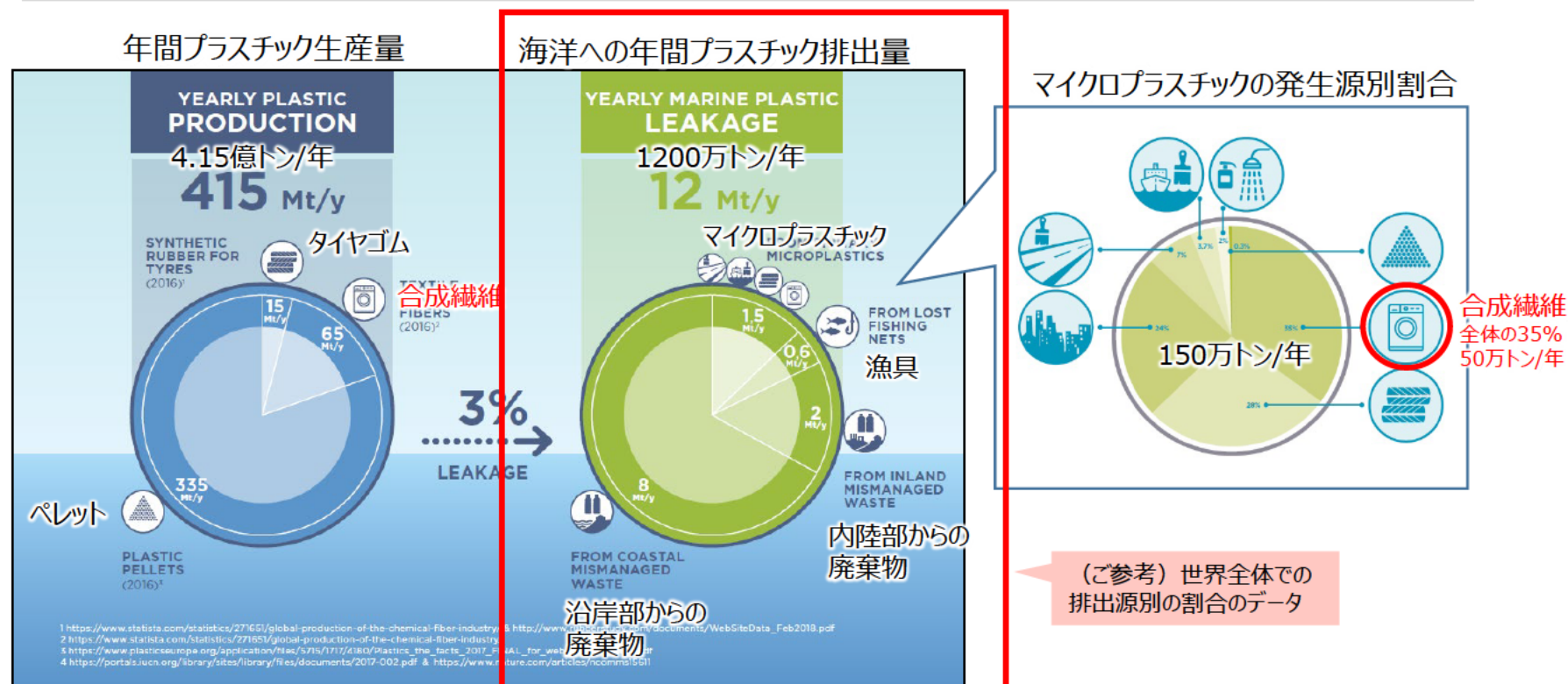
*Top 20 countries ranked by mass of mismanaged plastic waste in 2010 and 2025, with percent increase in coastal population from 2010 to 2025. MMT, million metric tons

出所 : Jenna R. Jambeck et. al. (2015) Plastic waste inputs from land into the ocean, Science 347, 768 (2015) DOI: 10.1126/science.1260352

発生源ごとの海洋流出量

- IUCN（国際自然保護連合）によると、世界で年間約1200万トンのプラスチックが海洋へ流出しており、その中でマイクロプラスチックが占める割合は150万トン、さらにその中で繊維状MPsは35%を占めており、毎年約50万トンが海洋へ排出されると推計されている。
- 繊維状MPsは主に、繊維製品の製造段階や消費者に渡った後の洗濯段階で発生する。下水道が整備されている地域では、繊維状MPsを含む排水は下水処理場で処理される。しかし、高度な処理を行ったとしても完全に除去することは困難であり、その一部は海洋に流出してしまう。

世界の海洋へのプラスチック流出量



BRS条約事務局ドラフト・レポートの概要

「プラスチックおよび関連化学物質のグローバルガバナンス」

“Global governance of plastics and associated chemicals”

レポートの位置づけ

- 2022年11月末から開催されたINC-1に向け、BRS条約事務局が「プラスチック中の化学物質」に関する共同技術報告書*を提示する予定だったが、公表は延期された。
- これを補完するドラフト・レポート「プラスチックおよび関連化学物質のグローバルガバナンス」がバーゼル条約事務局から2022年11月に公表され、2023年1月までコメントを募集。INC-2に向けて最終版を公表予定とのこと。

* **UNEP/PP/INC.1/INF/7 (POSTPONED)**

Technical Report on Chemicals in Plastics by UNEP and the Basel, Rotterdam and Stockholm secretariat

- **ステータス：報告書は最終原案段階**
 - 2022年11月 ドラフト・レポート公表（コメント募集）
 - 2023年1月10日 コメント受付〆切
 - 2023年2月21日～23日 第13回会合オープンエンド作業部会 (OEWG-13) ジュネーブ開催
 - 2023年5月 第2回政府間交渉委員会 (INC-2) フランス開催
- **作成者**：ノルウェー政府の資金援助を受けて BRS 事務局から委託され、研究は豪ウーロンゴン大学（Wollongong大学）が主導。レポート作成にあたっては2つの国際的なオンライン ワークショップの開催など、**専門家との協議**も実施。
 - 著者：Karen Raubenheimer (豪Wollongong大学)
 - 著者：Niko Urho (Independent consultant)
 - コメントの受付：Kei Ohno Woodall (BRS条約事務局)

コンサルテーションを受けた専門家に日本からの参加者はいなかった模様（コンサルテーション先は次項に記載）

(ご参考) ドラフトレポート作成にあたって貢献した専門家

■ レポート冒頭に名前の挙がった専門家は以下の通り。

This publication was financially supported by the Government of Norway.

The following experts are gratefully acknowledged for supporting the preparation of the report, including providing comments on the draft report: Alethia Vázquez Morillas (Universidad Autónoma Metropolitana), Alexandra Caterbow (HEJSupport International), Anastasia Swearingen (American Chemistry Council), Andreas Prevodnik (Swedish Society of Nature Conservation), Andrés Del Castillo (Center for International Environmental Law), Andres H. Arias (Argentine Institute of Oceanography), Andrew Clark (United States of America), Arsonina Bera (Madagascar), Belarmina Paxe (Angola), Christina Charlotte Tølfen (Norway), Dao Van Hien (Vietnam National University), Felizarda Mangoele (Mozambique), Giulia Carlini (Center for International Environmental Law), Gretta Goldenman (Global PFAS Science Panel), Heidi Morka (Norway), Helen Klint (Sweden), Hugo-Maria Schally (European Union), Ieva Rucevska (Grid-Arendal), Jim Puckett (Basel Action Network), Joao Sousa (International Union for Conservation of Nature), Kei Ohno (BRS Secretariat), Kirana Agustina (WRI, Indonesia), Lizzie Fuller (Minderoo Foundation), Magali Outters (MedWaves), Melissa Wang (Greenpeace), Mafoko Phomane (groundWork), Michel Tschirren (Switzerland), Mohammed Khashashneh (Jordan), Nancy Allimadi (Uganda), Otilia Mihail (Romania), Patrick Umuhoza (Rwanda), Per Infali Cassama (Guinea Bissau), Percy Onianwa (Basel Convention Coordinating Centre for the African Region), Roberto Scazzola (European Union), Roland Weber (POPs Environmental Consulting), Sam Adu-Kumi (Ghana), Semia Gharbi (Abel Granier Association), Silje Rem (Norway), Sirine Rached (Global Alliance for Incinerator Alternatives), Sofia Chávez (Casacem), Stephanie Laruelle (UNEP), Therese Karlsson (International Pollutants Elimination Network), Tuulia Toikka (Finland), Vito Buonsante (International Pollutants Elimination Network), Zhanyun Wang (ETH Zurich), Zhao Nana (China) .

ノルウェーやルワンダなど各国や研究機関等の他、**EUからも環境総局のメンバー**が参加 (Hugo-Maria SCHALLY、Roberto Scazzola)

廃棄物焼却に反対するGAIAや、豪ミンダルー財団、IPENなどの環境NGOからもメンバーが参加

Many thanks to the secretariats and focal points of the following organizations for providing information and reviewing the draft report: Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and their Disposal, Convention on Biodiversity, Convention on the Prevention of Marine Pollution by Dumping of Wastes and Other Matter 1972 (London Convention), International Convention for the Prevention of Pollution from Ships (MARPOL), Minamata Convention on Mercury, Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer, Rotterdam Convention on the Prior Informed Consent Procedure for Certain Hazardous Chemicals and Pesticides in International Trade, Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants, Strategic Approach to International Chemicals Management, United Nations Environment Programme, United Nations Framework Convention on Climate Change.

出所 ; BRS (2022). Global governance of plastics and associated chemicals. Secretariat of the Basel, Rotterdam and Stockholm conventions, United Nations Environment Programme, Geneva. Karen Raubenheimer, Niko Urho.

レポートの背景、目的

■ 背景、目的は以下の通り。

- 2022年3月の国連環境総会 (UNEA5.2) にて、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書に関する交渉を開始するという決議 5/14 を採択した。プラスチックおよび関連化学物質のライフサイクル全体にわたってガバナンスのギャップに対処する必要性を認識した。
- 様々な多国間環境協定が廃棄物としてのプラスチックの問題には対処しているが、I:添加剤や加工助剤などのプラスチックに含有されている化学物質、II:問題のあるプラスチック、III:マイクロ・ナノプラスチックの使用に関しては十分な注意が払われていない状況。そのような法的拘束力の及ばない部分の穴を埋めつつ、多国間環境協定で重複を避けた対策が必要となる。
- レポートでは、現存する多国間協定の範囲を明確にするため、プラスチックの4つの主要なライフサイクルフェーズ(①調達、②化学処理、③製品製造、④廃棄)にわたって整理を実施。
- プラスチックと関連化学物質に関する世界的なガバナンス状況を把握し、法的拘束力の穴を特定、既存の多国間協定との補完性を特定することを目的として、プラスチックおよび関連する化学物質の国際的な持続可能性基準の役割についても議論している。

法的拘束力のある手段でカバーすべき3カテゴリー

- I. 含有化学物質
- II. 問題のあるプラスチック
- III. マイクロ・ナノプラスチック



4つの主要なライフサイクルフェーズ

- ① 原料調達
- ② 化学処理
- ③ 製品製造
- ④ 脱物質化 (廃棄)

レポートの構成

■ 構成は以下の通り。

I. イントロダクション

1. 目的
2. 化学物質とプラスチックの関係
 - ・ 懸念のある化学物質
 - ・ 懸念のあるポリマー
 - ・ 問題があり、回避できるプラスチック
 - ・ マイクロプラスチックとナノプラスチック
3. プラスチック汚染の定義の必要性
4. 調査方法
 - ・ 調査対象とした多国間協定の概要
 - ・ 多国間協定が規定する措置
 - ・ プラスチックのライフサイクルフェーズ
5. プラスチックのライフサイクルに渡る課題の概観

I章：スコープを3つのカテゴリに分け、プラスチックのライフサイクルフェーズを4つに分けて、既存のMEAsのカバー範囲を整理

II. 既存の条約との関係とギャップ

1. 化学物質に対処する条約
2. 廃棄物管理に関する条約
3. 関連性のある枠組み合意
4. ライフサイクル別のプラスチック条約による機会

II章：既存のMEAsによるガバナンスの仕組み、プラスチックや関連化学物質に関連して、カバーされている内容や、関連する規定を整理

III. プラスチックに関するガバナンスを強化する方策や原則

1. プラスチック条約の目的と範囲
2. ライフサイクル全体にわたる義務、措置、自主的アプローチ
3. 評価
4. 協力・調整
5. 資金調達と能力開発
6. 支援策

III章：既存のUNEA決議の文面やII章で整理した既存MEAsの内容から、プラスチック条約にどのような内容が含まれるか、整理

IV. プラスチックと関連化学物質のガバナンスの方策

1. プラスチックと関連化学物質の持続可能性の判断基準
2. 懸念のある化学物質とポリマーの特定と対処
3. ガバナンスのためのその他方策

V. 参考文献一覧 附属書 1～6

IV章：既存の設計に関する原則や基準も踏まえ、「プラスチックと関連化学物質の判断基準」案を提示。判断基準の運用やその他の方策について例示

* Plastic instrumentはプラスチック条約と仮訳

出所；BRS (2022). Global governance of plastics and associated chemicals. Secretariat of the Basel, Rotterdam and Stockholm conventions, United Nations Environment Programme, Geneva. Karen Raubenheimer, Niko Urho.

I 章：レポートで対象とする3つのカテゴリ

- 対象スコープは3つのカテゴリに分けられる。（化学物質とポリマーは同じカテゴリ*）

*chemicals and polymers of concern

含有化学物質（とポリマー）	問題のあるプラスチック*	マイクロプラスチック、ナノプラスチック
- NIAS*（非意図的添加物質） - プラスチック添加剤 - 加工助剤 - モノマー（原料、添加剤） - ポリマー（熱可塑性プラスチック、熱硬化性樹脂）	- 素材（ポリマーと添加剤からなる合成素材、様々な形になりうる） - 製品（プラスチックのみ、もしくは他の素材と組み合わせを含む）	- 一次（化粧品や研磨剤など特定の用途向けのプラスチックペレットや粒子） - 二次（プラスチック製品が自然環境中で劣化、破砕されたもの）

*NIAS: 意図的に添加されていないが、存在する物質。不純物、反応中間体、ポリマー/添加剤の分解産物、リサイクルからの汚染物質など

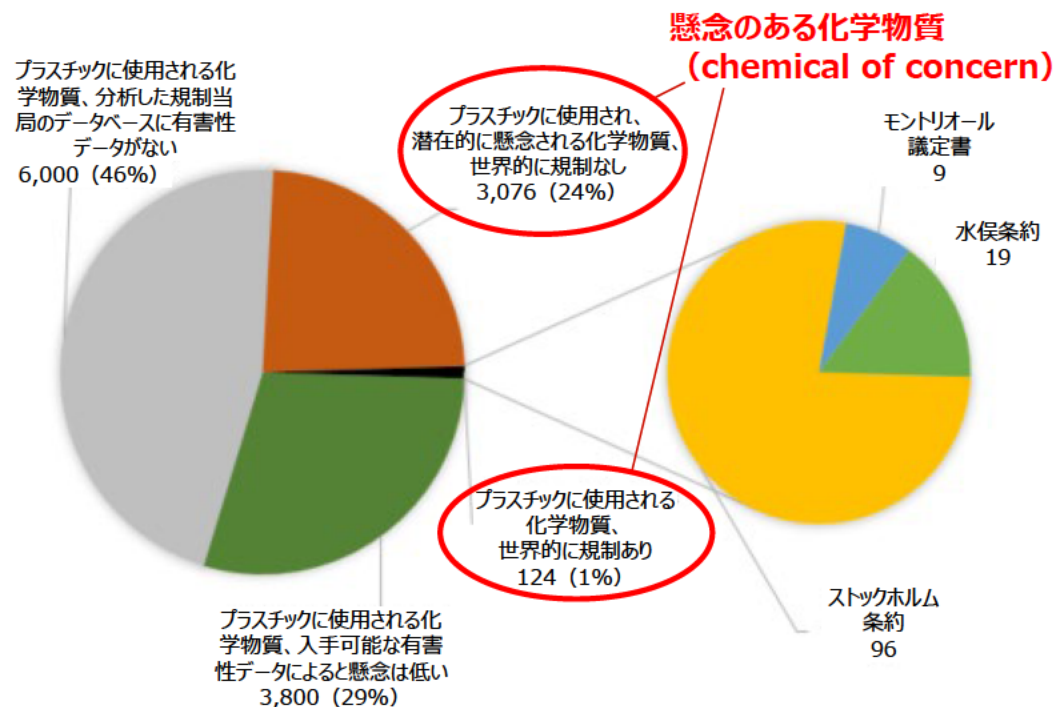
*「問題があり回避できるプラスチック」や「マクロプラスチック」との記載もある

Table 1: Overview of possible categories to help define the term plastic pollution across the life cycle of plastics in context of the plastics instrument

(ご参考) 懸念のある化学物質

- レポートでは、プラスチックに使用されている懸念のある化学物質は3,200種類と整理。*
- 規制されていないものと、すでに規制されているもの（モントリオール議定書、水俣条約、ストックホルム条約）に分かれ、現時点では多くが規制されていない。

潜在的な懸念があり、既存の環境関連条約で対象となっている化学物質の数



*3,200種類の化学物質とは

- プラスチックに使用された可能性のある13,000の化学物質がモノマー、添加剤、加工助剤、および意図しない添加物として特定され、そのうち3,200が潜在的に懸念される化学物質として特定された
- 2つの包括的なレビュー (Aurisano et al., 2021年; Wiesinger et al., 2021年)から整理したもの※
- 図の数値は、2つの研究の間で発生する可能性のある化学物質の重複や不確実性に対応するため、四捨五入されている (例えば、CAS番号や化学名が若干異なっているため、化学物質が若干重複する可能性) ; プラスチックに使用されているすべての化学物質の (13,000) 、有害性データのないプラスチックに使用されている化学物質 (6,000) 、プラスチックに使用されている懸念の低い化学物質 (3,800) 、プラスチックに使用されている懸念のある化学物質 (3,200)

※レポート内で出典は以下のように記載されている ; UNEP (2022b). Chemicals in Plastics. Internal draft (12 May 2022).

出所 : BRS (2022). Global governance of plastics and associated chemicals. Secretariat of the Basel, Rotterdam and Stockholm conventions, United Nations Environment Programme, Geneva. Karen Raubenheimer, Niko Urho. Figure 1: Number of chemicals of potential concern addressed internationally (adapted from Wiesinger et al., 2021)

(ご参考) エレンマッカーサー財団「問題のある/不必要なプラスチックパッケージング」

- エレンマッカーサー財団が主導するNEW PLASTICS ECONOMY Global Commitment における「問題のある、もしくは不必要なプラスチック製パッケージング」の要件リストは以下の通り。

The following list of criteria is provided to help identify problematic or unnecessary plastic packaging or plastic packaging components:

1. It is not reusable, recyclable or compostable (as per the definitions below).
2. It contains, or its manufacturing requires, hazardous chemicals that pose a significant risk to human health or the environment (applying the precautionary principle).
3. It can be avoided (or replaced by a reuse model) while maintaining utility.
4. It hinders or disrupts the recyclability or compostability of other items.
5. It has a high likelihood of being littered or ending up in the natural environment.

I 章：スコープと4つのライフサイクルフェーズの関係性

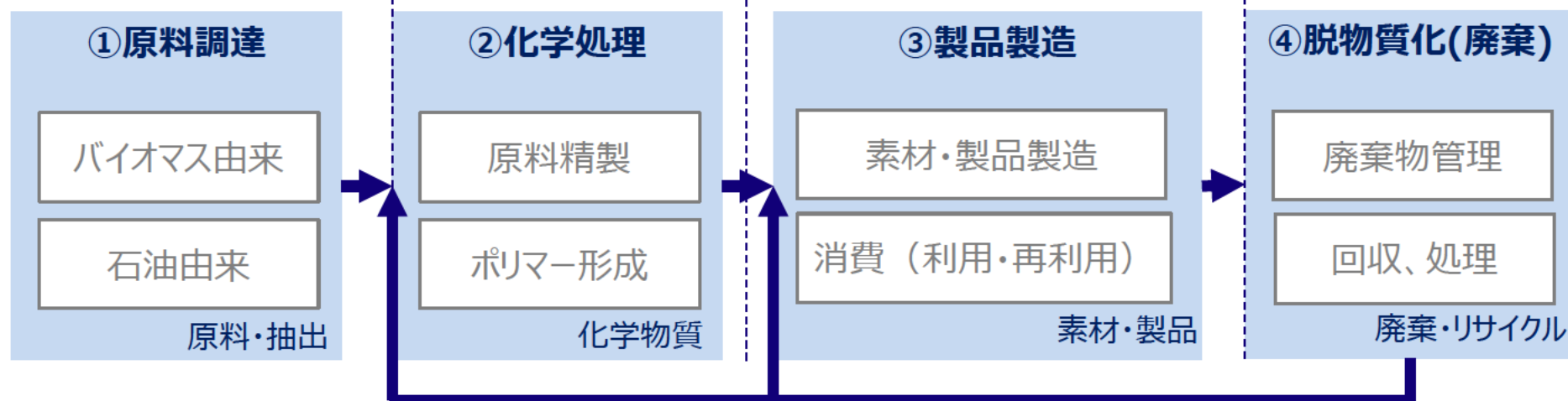
スコープ：3つのカテゴリー

I：懸念のある化学物質（とポリマー）

II：問題のあるプラスチック

III：マイクロ・ナノプラスチック

4つのライフサイクルフェーズ



- ① **原料調達**：プラスチックの生産と使用全体を制限し、削減することは、資源の使用、化学物質の使用、プラスチック廃棄物の発生を削減するのに役立つ
- ② **化学処理**：潜在的な問題が懸念されるプラスチック中の化学物質（添加剤、加工助剤、モノマー、非意図的に添加された物質等）に関するフェーズ
- ③ **製品製造**：製品と素材の管理や制限、設計に規制の焦点を当てることで、ナノ・マイクロプラスチック問題を最大限に防止できる可能性を秘める
- ④ **脱物質化（廃棄）**：廃棄物の最小化と防止

*レポートでは4つのライフサイクルフェーズごとに環境及び人健康へ及ぼしうる懸念点についても紹介

Ⅱ章：既存のMEAsがカバーする領域

- レポートでは既存のMEAsでカバーされる内容をレビューし、プラスチックの4つのライフサイクル段階別と、国別の実施・行動計画、報告・監視・国別インベントリに分けて関連する内容を整理。

*MEAs=多国間環境協定

		関連する規定があるMEAs								
		ストックホルム条約	水俣条約	ロッテルダム条約	バーゼル条約	モントリオール議定書	ILO化学条約 (C170)	MARPOL Annex V	ロンドン条約	ロンドン議定書
①原料調達			●							
②化学物質 (生産)	プラスチックに使われる化学物質	●	●			●	●			
	化学物質の貿易	●	●	●		●	●			
	透明性・情報共有	●	●	●			●			
③材料 (製造～使用)	プラスチックと関連する化学物質	●			●					
	プラスチックと関連する化学物質の貿易	●					●			
	透明性・情報共有	●					●			
④脱物質化 (= 廃棄、回収)	プラスチックと関連する化学物質	●	●		●	●	●	●	●	●
	プラスチックと関連する化学物質の貿易	●	●		●	●				●
	透明性・情報共有	●			●			●		●
国別の実施・行動計画		●								
報告・監視・国別インベントリ		●	●	●	●	●	●	●	●	●

Ⅱ章：レポートがレビューする既存のMEAs

- レポートで参照しているMEAsは以下の通り。強制力のある多国間協定について、それぞれでのガバナンス要素を整理するとともに、条約で言及している内容/していない内容を整理。

*MEAs=多国間環境協定

プラスチックに含まれる化学物質を 直接対象とする 強制力のある多国間協定	・ <u>ストックホルム条約（POPs）</u> ・ モントリオール議定書（オゾン層の保護のためのウィーン条約） ・ <u>水銀に関する水俣条約</u> ・ <u>ロッテルダム条約</u> ・ ILO化学条約（C170）^{*1} ・ バーゼル条約
プラスチックのライフサイクルを 直接対象とする 強制力のある多国間協定	・ <u>バーゼル条約</u> ・ MARPOL Annex V^{*2}（海洋汚染防止条約） ・ ロンドン条約及びロンドン議定書^{*3}
関連する枠組み （環境や生物多様性保護）	・ 海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS) ・ 生物多様性条約（CBD） ・ 気候変動枠組条約（UNFCCC）、京都議定書、パリ協定
強制力のない枠組み （化学物質、廃棄物、プラスチック）	・ 国連環境総会（UNEA） ・ 国連総会SDGs ・ 国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)

太字の4条約について、レポートでの主な整理内容を次項以降に記載

***1 ILO化学条約（C170）**=職場における化学物質の使用の安全に関する条約。原則として化学物質を使うすべての経済活動に適用

***2 Marpol Annex V**；船舶による汚染の防止のための国際条約（MARPOL）は、船舶から排出されるごみの処理を含む海洋汚染を対象とする。原則として海洋投棄を禁止し、附属書Vでは特にプラスチック及び料理油の海洋投棄を禁止；あらゆる廃棄物及び特にプラスチック（合繊ロープ、合繊漁網、プラスチックごみ袋、プラスチック製品の焼却灰を含む）並びに料理油

***3 ロンドン条約**（廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約）、**ロンドン議定書**（1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書）ロンドン条約では、水銀、カドミウム、放射性廃棄物などの有害廃棄物を限定的に列挙し、これらの海洋投棄のみを禁止。ロンドン議定書では廃棄物等の海洋投棄及び洋上焼却を原則禁止。

II章：＜ストックホルム条約＞でカバーしている化学物質のライフサイクルフェーズ

- スtockホルム条約は、人間の健康と環境を残留性有機汚染物質から保護することを目的としている（第1条）。特に発展途上国において、残留性有機汚染物質（POPs）の局地的な暴露に起因する健康を懸念し、特に女性への影響、および女性を通じて将来の世代へ影響することを強調している（前文）。
- プラスチックの添加物（難燃剤、可塑剤、界面活性剤など）として使用されるPOPsを禁止および制限することにより、懸念される特定の化学物質を管理する措置が含まれる。プラスチック廃棄物の野焼きや廃棄物焼却炉に由来する意図しない POPs (UPOPs) の放出を制限している。
- 対処されていないもの：
 - ✓ プラスチックに使用されているPOPsをリストを提供しているが、懸念される化学物質の大部分はリスト範囲を超えている
 - ✓ 統計品目番号が不十分であると、税関管理において一部のPOPsの検出が妨げられる可能性がある
 - ✓ 低中所得国では、廃棄物、リサイクル品、輸入品に含まれるPOPsの含有量を分析する実験室の能力が不足している

	①原料調達	②化学処理	③製品製造	④脱物質化
目標・指標		・ 有効性評価に含まれる指標	・ 有効性評価に含まれる指標	・ 有効性評価に含まれる指標
対策		・ 附属書Aに掲げるPOPsの製造及び使用の禁止 ・ 附属書Bに掲げるPOPsの製造及び使用の制限	・ 附属書Aに掲げるPOPsの製造及び使用の禁止 ・ 附属書Bに掲げるPOPsの生産及び使用の制限	・ 附属書Cに掲げるUPOPsの排除に向けた取組 ・ 廃棄物となった場合の製品・物品を含むPOPs備蓄品の安全な処分 ・ 汚染された場所を特定するための戦略の策定に努める ・ POPs汚染サイトの修復を行う（自主的）
報告・監視・インベントリ		・ 附属書A及び附属書Bに掲げるPOPsの生産量、輸入量及び輸出货量に関する統計資料を提供すること。	・ 附属書A及び附属書Bに掲げるPOPsの生産量、輸入量及び輸出货量に関する統計資料を提供すること。	・ 附属書A及び附属書Bに掲げるPOPsの生産量、輸入量及び輸出货量に関する統計資料を提供すること。 ・ POPs在庫の開発（自主的） ・ UPOPsの発生源の在庫と放出量の見積もりを作成する
貿易		・ 附属書Aに掲げるPOPsの輸出入を禁止する ・ 附属書Bに掲げるPOPsの輸出入を制限する	・ POPsが附属書A又は附属書Bで許可された使用/目的のためにのみ輸入されることを保証する。	・ 環境に配慮した廃棄のためだけにPOPを輸入するようにする ・ 関連する国際的な規則、基準、ガイドラインを考慮したPOPs廃棄物の国際輸送
国家行動計画		・ 条約の義務を履行するための国の実行計画を策定する	・ 条約の義務を履行するための国の実行計画を策定する	・ 条約の義務を履行するための国の実行計画を策定する ・ UPOPsのアクションプランを作成する
透明性と情報交換		・ POPsの製造・使用・排出の削減・廃止に関する情報交換 ・ POP代替品の情報交換	・ POPsの製造・使用・排出の削減・廃止に関する情報交換 ・ 製品/記事中のPOPsを特定するための戦略を策定する ・ 特定のPOP、例えば、建物内のEPS/XPSで使用されるHBCD、電柱やクロスアームで使用されるPCP	・ POPsの製造・使用・排出の削減・廃止に関する情報交換 ・ 備蓄や廃棄物中のPOPsを特定するための戦略を策定する

II章：＜水俣条約＞でカバーされている化学物質のライフサイクルフェーズ

- 水俣条約は、水銀及び水銀化合物(第1条)の人為的な排出及び放出から、人の健康及び環境を保護することを目的としている。水銀の調達・抽出段階から取り組むライフサイクル条約である。
- ②化学処理ではPURやVCMの製造に水銀を使用する際の緩和目標や管理措置を設定し、④脱物質化段階では水銀触媒や汚染された使用済製品の備蓄を環境上適正に管理することを求めている。条約には水銀の生物蓄積を追跡するのに役立つバイオモニタリングが含まれている。
- *vinyl chloride monomer (VCM), polyurethane (PUR)
- 対処していないもの：
- ✓ 水銀で汚染された場所の管理を対象とした措置は、汚染された場所を管理または修復する直接的な義務はない
 - ✓ 水から水銀を収着し、特に海洋生態系、生物、その後の食物網における水銀の生物蓄積に寄与するマイクロプラスチックを扱っていない

	①原料調達	②化学処理	③製品製造	④脱物質化
目標・指標		- PURの製造における水銀含有触媒の使用を、理想的には条約発効後10年以内に削減 2010年をベースラインとして、2020年までにVCM生産における水銀の使用を50%削減		
対策	VCM生産のための水銀の一次採掘と水銀含有触媒を使用したPURの生産からの水銀依存を削減	COP決定として無水銀触媒が利用可能な状況になってから5年後、VCM生産における水銀の使用を禁止		- 水銀廃棄物を環境に配慮した管理を行う - 汚染された場所を[自主的に]修復するために取られた措置は、環境的に健全な方法で実施される必要
報告・監視・インベントリ		- 使用量、消費量、排出量・排出量の在庫の開発・改善に協力するよう努める - VCM/PUR製造における水銀の代替品の開発/特定の取り組みに関する報告書 - VCM/PURを製造する施設における水銀の使用に関する情報を提出する - 排出量と排出量の目録を作成し、維持		50 tを超える水銀・水銀化合物の個別在庫及び年間10 tを超える水銀供給発生源の特定に努める。 - インベントリまたは関連する発生源からの排出および放出を確立 - 汚染された場所の特定・評価戦略の策定に努める - 脆弱な人々や環境媒体における水銀/水銀化合物のレベルのモデリングとモニタリングを開発/改善するために協力するよう努める
貿易		水銀を輸出するには、輸入者の書面による同意が必要であり、許可された使用目的または環境上適正な中間貯蔵のためにのみ必要		バーゼル条約締約国にとって、水銀廃棄物が環境上適正な処分のためにのみ国境を越えて輸送されるよう、適切な措置を講じる。バーゼル条約が適用されない場合については、具体的な規則を規定
国家行動計画				
透明性と情報交換		水銀/水銀化合物の生産、使用、取引、排出/放出の削減/廃止に関する情報と代替製造プロセスに関する情報の交換を促進		

II 章：＜ロッテルダム条約＞でカバーされている化学物質のライフサイクルフェーズ

- ロッテルダム条約は、人の健康及び環境を潜在的な危害から保護するため、特定の有害な化学物質の国際取引に関し、締約国間の責任の共有及び協力の努力を促進することを目的とする。化学物質の特性に関する情報交換を促進し、化学物質の輸出入に関する国の意思決定プロセスを提供し、これらの決定を締約国(第1条)に普及させることにより、化学物質の環境上適正な使用を促進する。
場合によっては、ロッテルダム条約のPIC手続が実施されているにもかかわらず、特定の適用除外(例:DecaBDE)が依然として使用を許可している可能性があるため、ストックホルム条約の下ですでにリストされているロッテルダム条約の下で化学物質をリストすることは有用である。ただし、PIC手続は化学物質にのみ適用され、物品(材料)中の化学物質には適用されない。
- 対処されていないもの：
 - ✓ ロッテルダム条約の適用範囲は情報提供のみを目的としており、化学物質を規制するために設計されたものではなく、プラスチックや関連する化学物質を直接管理または規制するものではない。その製造及び使用に関するいかなる制限もない。

* PIC:事前通報・同意手続(prior informed consent)

	①原料調達	②化学処理	③製品製造	④脱物質化
目標・指標				
対策				
報告・監視・インベントリ		国のインフラ/機関を強化するための措置には、化学物質の安全性情報を含む国の登録簿とデータベースの確立が含まれることがある		
貿易		- 附属書IIIに掲げる化学物質の輸出であって、PIC手続の対象となるもの - 化学物質が附属書IIIに掲げられていないが、輸出締約国により禁止又は厳しく制限されている場合には、輸出締約国は、最初の出荷の前及びその後毎年輸入締約国に通知しなければならない		
国家行動計画				
透明性と情報交換		- 条約の範囲内の化学物質に関する科学的、技術的、経済的及び法的情報の交換を促進すること。 - 条約の目的に関連する国内規制措置及び化学物質の1つ以上の使用を実質的に制限する措置に関する公に利用可能な情報の提供を促進する		

II章：＜バーゼル条約＞でカバーされている廃棄物管理

- バーゼル条約は、廃棄物によってもたらされる危険から人間の健康と環境を保護する最も効果的な方法は、廃棄物の発生を最小限に抑えることであることとしている（前文）。
- 各国の環境に配慮した廃棄物管理の実践を支援するため、多くのガイドラインが作成されており、バーゼル条約締約国は現在、プラスチック廃棄物の特定及び環境に配慮した管理（ESM）並びにその処分のための技術ガイドラインを更新している。
- 対処されていないもの：
 - ✓ 条約の大部分は廃棄物管理段階に焦点を当てており、防止に関連する側面はない。
 - ✓ バーゼル条約は、締約国に対し、国内行動計画を策定し実施することや、それらの在庫を削減するために必要な措置を伴う国内発生源インベントリを設定することを要求していない
 - ✓ 紙廃棄物、複合包装廃棄物、ごみ由来燃料、繊維、タイヤなどの他の廃棄物の流れの一部であるプラスチックには対処していない。（→附属書IIの項目Y48の下で、より明確に管理することが可能である。）

* PIC:事前通報・同意手続(prior informed consent)

	①原料調達	②化学処理	③製品製造	④脱物質化
目標・指標				戦略的枠組みは、目標と指標を提供する
対策	廃棄物の発生を最小限に抑える	廃棄物の発生を最小限に抑える	廃棄物の発生を最小限に抑える	- 有害廃棄物等の発生を最小限に抑制 - 適切な処分施設を確保 - 有害廃棄物およびその他の廃棄物の越境移動を最小限に抑制 - 廃棄物のESMによる汚染の修復
報告・監視・インベントリ	有害廃棄物等の発生抑制・除去技術開発年次報告書	有害廃棄物等の発生抑制・除去技術開発年次報告書	有害廃棄物等の発生抑制・除去技術開発年次報告書	- 輸出入額の年次報告 - 有害廃棄物管理が人の健康と環境に及ぼす影響の監視 - 条約の効果的な実施を検討・評価
貿易				- プラスチック廃棄物に特化した3つのエントリーを規制、2つは越境移動にPIC手続きが必要 - 有害な電子廃棄物の取引はすでに規制対象。2025年から非有害なE-wasteも規制対象 - 有害廃棄物の取引の規制。附属書VII締約国から附属書VII非締約国への有害廃棄物を含む - 違法輸出入（PICなし）を犯罪行為とみなす
国家行動計画				
透明性と情報交換				- 廃棄物の貿易に関するPIC手続 - 廃棄物の貿易が人の健康・環境に及ぼす影響

Ⅱ章：4つのライフサイクルフェーズごとの機会/指標

- Ⅱ章のまとめとして、既存のMEAsを踏まえると、プラスチックの各ライフサイクル段階でどのような内容をプラスチック条約に反映しうるか（機会）が整理されている。
- 各段階でのフォローアップに適したハイレベルな指標として以下のような項目を例示。（2.4.）

①原料調達 原料・抽出	②化学処理 化学物質	③製品製造 素材・製品	④脱物質化(廃棄) 廃棄・リサイクル
- プラスチック製造原料の持続可能な調達比率 - 化石資源の利用から切り離されたプラスチックと関連化学物質の生産	- 懸念のある化学物質を含む、プラスチックおよび関連化学物質の生産量 - 安全性データシートと適切なラベルが利用できる、市販化学物質のシェア - プラスチックに使用されている、有害性データのある化学物質の割合	- プラスチック条約で整備された性能基準を満たす、市販プラスチック材料・製品のシェア - プラスチック条約で整備された透明性基準を満たす、市販プラスチック材料・製品のシェア	- プラスチックごみのうち、分別・収集・再資源化された量と割合 - プラスチックごみから修復された海洋、陸上、淡水の生態系

* Plastic instrumentはプラスチック条約と仮訳

Ⅲ章：世界的に合意された原則とアプローチに基づくプラスチックのガバナンス強化の機会

- Ⅲ章では、UNEA決議5/14の第3項～第4項の各項目について、加盟国が以前に採択したUNEA決議の優先事項と条文から関連する内容を整理している。既存のUNEA決議に関連する文書が見つからなかった場合は、既存のMEAsの調査結果（Ⅱ章）に基づいて整理。本項には「目的と範囲」に関する整理内容を抜粋・例示。

3.1.目的と範囲

3.2.ライフサイクル全体にわたる義務、措置及び自主的アプローチ

- ・ 製品・材料設計
- ・ 抑制・削減・排除
- ・ プラスチック汚染の防止、削減及び除去のための対策及び目標を含む国の行動計画
- ・ 国別報告

3.3.評価

- ・ 進捗状況の評価
- ・ 有効性の評価
- ・ コンプライアンス
- ・ 科学的・社会経済的評価

- ・ 科学、伝統的な知識、先住民族と地域の知識、インフォーマルで協力的な環境からのベストプラクティス

3.4.協力・調整

- ・ 条約、文書及び組織
- ・ 民間を含むステークホルダー
- ・ マルチステークホルダー行動計画

3.5.資金調達と能力開発

- ・ 能力構築
- ・ 金融メカニズム

3.6.支援策

- ・ 啓発・教育・情報交換
- ・ 研究開発

＜3.1.より抜粋/仮訳＞

「プラスチック汚染を終わらせる」というUNEA決議5/14のタイトルには、幅広い包括的な野心が込められている。この決議は、既存の多国間文書との補完性を通じて、人の健康に対するリスクと、プラスチック汚染に関連する人の健康と環境への悪影響を防止することの重要性を再確認している。プラスチックと関連化学物質の持続可能な消費と生産は、抽出から最終処理までのプラスチックの全ライフサイクルにわたって、資源効率と汚染に対処することを目的としている。したがって、持続可能な生産と消費の慣行を通じて人の健康と環境を保護することは、目的に含めることが検討されるかもしれない。

提案されているプラスチック汚染の範囲に沿った可能な規制措置の例としては、次のようなものがある。

- ・ プラスチックのライフサイクル全体にわたる懸念される化学物質およびポリマーの世界的な排除
- ・ 問題のある回避可能なプラスチックの世界的な排除
- ・ マクロプラスチックの漏出/排出、マイクロプラスチックおよびナノプラスチックの排出、およびプラスチックのライフサイクル全体にわたる懸念される化学物質の世界的な削減

他にも、以下のような対策が考えられる。

- ・ 世界的なバージン原料の使用削減(例:石油、ガス、プラント)
- ・ プラスチックのライフサイクル全体にわたる化学物質の使用の世界的な削減
- ・ プラスチックのライフサイクル全体での残留廃棄物の発生を世界的に削減し、環境に配慮した管理を行う
- ・ 環境に配慮しない廃棄物管理やレガシーな残留廃棄物による、プラスチックおよび関連化学物質の環境中への残留の世界的な削減
- ・ 持続可能な製品設計、マテリアルフロー（貿易を含む）、廃棄物管理

IV章：プラスチックと関連化学物質のライフサイクル全体にわたるガバナンスの方策

- プラスチックと関連化学物質の管理（ガバナンス）に向けて、持続可能性の判断基準の策定・運用を始め、懸念のある化学物質およびポリマーの特定と対処などの方策があると整理。
- 持続可能性の判断基準の内容については次項を参照。（運用の仕方の案は本項参照）

持続可能性の判断基準の運用（4.1.3）

- ・ 判断基準は、プラスチック条約の附属書として、定期的に改定されることがあり得る
- ・ INCで要件が整理され、速やかに運用に進むことが理想的
- ・ 技術機関を設立して、基準を国内の法的・政策的枠組みに反映できるようにすることができる。関連するツールの開発もありえる。
 - 定義と用語の用語集
 - ガイドライン(例えば、カテゴリーやセクターに別の詳細を整理)
 - プラスチックのバリューチェーン全体のBET/BAP*

*BAT/BET: Best Available Technique and Best Environmental Practice

懸念のある化学物質およびポリマーの特定と対処（4.2.）

- ・ 懸念のある化学物質やポリマーとは何か、共通の理解が必要。懸念物質の拘束力のある定義は国際的に合意されていない。
- ・ 有害化学物質の特定のための毒性学および生態毒性学的試験に使用される有害性基準は、継続的に進化している
- ・ プラスチックに使われる懸念のある化学物質（やポリマー）の管理手法としては以下が考えられる（4.2.2.）
 - 手法1: 選定基準に基づくネガティブリスト
 - 手法2: 懸念のある化学物質の既存の規制リストに基づくネガティブリスト
 - 手法3: 安全とみなされる化学物質に基づくポジティブリスト
 - 手法4: 上記の手法の組み合わせ

ガバナンスのギャップを埋めるためのその他の方策（4.3.）

- ・ 化学物質管理のための行動のヒエラルキーの開発（4.3.1.）では、例えば、以下の優先順位を参考としてはどうか

1.最小化:すべての化学物質の全体的な使用を最小化

2.使用の制限:懸念される化学物質や重合体の使用を制限し、現在代替品がない場合にのみ必須用途への使用を許可

3.安全に管理し代替:より安全で持続可能な化学物質の使用を奨励。化学的代替、エンジニアリング、非化学的代替物の使用など。

4.リユース:元の形のまま繰り返し使用することを推進。化学薬品を使用しなければならない再処理を不要にする。

5. リサイクル・リカバリー:以下の優先順位に従う；1) 形と大きさを維持；2) 材料の維持(熱可塑性樹脂の再成形、熱硬化性樹脂の回避)；3) 組成を維持(再熔融時に成分を添加または除去しない)；4) 分子を維持(ポリマー、添加剤)；5) 構成要素の維持(モノマー)；6) 原子の維持(熱分解)；7) エネルギーの保持(サーマルリサイクル)

- ・ リスク評価の方法論の調和（4.3.2.）やグローバルナレッジハブの開発（4.3.3.）も提案されている

化学物質の選定に関する既存の基準*はレポートの附属書4に参考として整理されている

*ストックホルム条約、バーゼル条約、MARPOL Annex V、EU REACH

IV章：持続可能性の判断基準（sustainability criteria）

- プラスチックと関連化学物質の持続可能性の判断基準を、環境やヒトへの影響と情報伝達の観点から列挙。
- プラスチックのバリューチェーン全体を包括する基準を定義するよう国際社会に促すことが目的。

（表14から作成）

*プラスチック条約（仮）でカバーすべき3カテゴリー；Ⅰ懸念のある化学物質（とポリマー）、Ⅱ問題のあるプラスチック、Ⅲマイクロ・ナノプラスチック

ライフサイクルフェーズ	環境への影響	ヒトへの影響	情報伝達
①調達/抽出 （炭化水素）	- 原材料調達の影響を最小限に抑える（気候変動、生物多様性への影響など） - 環境有害性に関連する規制化学物質の使用禁止		- 原材料情報の可用性の確保 - 代替案の情報（例えば、置換技術/材料のライフサイクル分析）と社会経済的影響の情報の可用性の確保
②化学処理 （ポリマー、化学物質）	- 環境有害性に関連する規制化学物質の製造・使用の禁止 - 大気、水、土壌への排出削減（温室効果ガスを含む）	- 懸念のある化学物質やポリマーの製造・使用の防止 - 懸念のある化学物質への生産労働者の曝露の防止	製造された化学物質およびポリマーに関する特性、存在量および毒性情報の可用性の確保
③a 製品製造 （プラスチック素材や製品の製造）	- 耐久性の向上 - 修理性の向上と実際の修理 - 再利用性の向上と実際の再利用 - 再製造を増やす - リサイクル性向上 - 再生材含有量の増加 - 環境有害性に関連する規制化学物質の使用禁止 - 意図的に添加されたマイクロプラスチックの使用禁止	- 製造工程で懸念のある化学物質やポリマーの使用の防止 - 懸念のある化学物質への製造労働者の曝露の防止	- 製造に使用される化学物質およびポリマーに関する有害性情報の可用性の確保 「Operation Clean Sweep」基準による製造
③b 製品製造 （プラスチック製品の消費）	- 使用中のマイクロプラスチックの放出防止 - 廃棄物の発生を最小限に抑制 - 製品中の有害化学物質の含有量把握	使用中に放出される懸念のある化学物質への曝露を最小限に抑える	- 製品に含まれる化学物質およびポリマーに関する情報の可用性への保証 - プラスチックおよび関連化学物質に関する、国際的な持続可能性基準に従った、性能に関する情報の可用性の確保
④脱物質化 （プラスチック廃棄物）	- リサイクルのための関連施設とインフラの確保 - 廃棄物処理からの排出の最小化	- リサイクルストリーム内の懸念のある化学物質の存在の検出 - リサイクル段階、特に脆弱なコミュニティで、懸念のある化学物質への曝露を最小限に抑制	プラスチック廃棄物に含まれる化学物質およびポリマーに関する情報の可用性の確保

*Operation Clean Sweep：プラスチック製品の原料となるペレットは、小粒のため製造過程や運搬過程にロスが発生する。プラスチック汚染の原因となるペレットの不用意な流出を防ぐための産業界による自主的なキャンペーン。プラスチックの国際業界団体PLASTICSと米国化学協議会（ACC）が、1996年から展開。

INC-2に向けた意見書

- INC事務局からの設問
- 加盟国からの意見書（目的、中核的義務・管理措置）
- ステークホルダーからの意見書（目的、中核的義務・管理措置の言及範囲）

INC事務局からの設問

- INC-2に向けた意見書提出にあたって、INC事務局（UNEP）はテンプレートとして、以下の設問を設定。
- ステークホルダーや加盟国からの意見書の提出を求めた。

＜INC事務局からの設問＞

（Ⅰ）（実質的な）内容：Substantive elements

1. 目的（前提条件、目的）

どのような目的を設定できるか。

- ・ 加盟国からの意見：抜粋して次項より紹介
- ・ ステークホルダーからの意見：目的の設定についての意見と、目的や中核的義務で言及しているプラスチックのライフサイクル段階（上流、中流、下流）をまとめ

2. 中核的義務、管理措置、自主的アプローチ

将来の目的に沿って、全ライフサイクルを通じて、海洋環境を含むプラスチック汚染に対処するための包括的なアプローチを提供する中核的な義務、管理措置、自主的アプローチは何か

（Ⅱ）実施要素：Implementation elements

1. 実施措置

- 国レベルでの実施を確保する方法(例；国の行動計画は手段の目的と義務の達成に貢献するか)
- 手段の有効性を確保し、効率的な国別報告を行うにはどうすればよいか
- その他の関連する提案や実施措置に関する優先事項（例；科学技術協力や調整、コンプライアンスなど）

2. 実施手段

※文書UNEP/PP/INC.1/5は、能力構築、技術援助、相互に合意した条件での技術移転、資金援助の要素をカバー

この制度の実施を支援するためには、どのような措置が必要か

（Ⅲ）追加事項

※その他の関連する提案または優先事項について(例；導入要素、啓発・教育・情報交換、研究、ステークホルダー・エンゲージメント、制度上の取決、最終規定)

INC-2に向けた加盟国からの意見書 – 目的 (1/4)

■ 加盟国・地域グループからの意見書において、目的についてどのような意見があったかを抜粋・仮訳。

加盟国・地域グループ	目的についての意見
ノルウェー	- 理解しやすく開かれた（open-ended）目的とすべき。UNEA決議5/14の表題「プラスチック汚染の終結:国際的な法的拘束力のある文書に向けて」は、<u>プラスチック汚染の終結を条約の最終目標としてすでに定めている</u>。しかし、プラスチック汚染を終わらせる第一の動機を特定することにはメリットがある。 - プラスチック汚染は三つの惑星危機の一因となっており、すでに生態系や生物多様性に壊滅的な影響を与えており、人間の健康に重大な悪影響を及ぼすだけでなく、気候変動にも寄与している。 - この条約の目的は、<u>プラスチック汚染を終わらせ、プラスチック汚染から環境と人間の健康を保護することである</u>。目標の達成は長期的な努力である。そのため、条約には、<u>新しい科学的洞察と進捗状況を踏まえ、時間をかけて体系的な作業を可能にし、アプローチを徐々に強化するメカニズムを含まなければならない</u>。
スイス	- 目的案:「<u>環境及び人の健康を保護し、並びにプラスチックによる汚染を防止すること</u>」 意見書において、「プラスチック」とは、ポリマーおよびポリマー以外の他の化学物質（添加物）から成る、またはそれらを含む物質、混合物または製品を意味する。「ポリマー」とは、1種類以上のモノマーからなる物質を指す - 原則案:以下の原則をこの文書に定めるべき。条約の実施や、時間をかけて適応させるための行動を評価する際に、各国及び締約国会議（COP）に有益な指針となる。締約国は、この文書の目的を達成し、及びこの文書の規定を実施するための行動において、次のことを行うべきである。 a) 環境と開発に関するリオ宣言の原則15と16に示された<u>予防原則と汚染者負担原則</u>によって導かれる; b) 気候、生物多様性、食料安全保障に特に悪影響を及ぼす行動を可能な限り避ける; c) <u>廃棄物ヒエラルキーを考慮する</u>;
英国	「<u>環境を保護し、人の健康に対するリスクを最小限に抑えるために、あらゆる発生源からのプラスチック汚染を終わらせること</u>」 - より詳細な目的、目標、管理措置を伴う強力かつ具体的なハイレベルな目標を支持する。<u>新しい情報や証拠が利用可能になったときには締約国会議（COP）で更新できる</u>。ハイレベルの目標には、UNEA決議5/14のタイトルに従って、プラスチック汚染を終わらせるための全体的なコミットメントが含まなければならない。<u>プラスチック汚染を終わらせるための期限付きのコミットメントが含まれるべきである</u>。 - ハイレベルの目標は、プラスチックのライフサイクル全体を含む。プラスチック汚染が人の健康に及ぼすリスクを認識しつつ、<u>材料、製品、化学物質、添加物、マイクロプラスチックを含むプラスチック汚染のすべての原因に対処することが必要</u>。
EU	決議5/14「プラスチック汚染を終わらせる」のタイトルを反映した1つの包括的な目的を持つことにメリットがある。 この文書の包括的な目的においてEUとその加盟国が求める要素は以下のとおりである。 <u>プラスチック汚染を終わらせる</u> <u>プラスチックのライフサイクルを通じた生産、使用、排出による汚染から人の健康と環境を守る</u> <u>プラスチックの循環経済を目指す</u> ストックホルムと水俣モデルに基づいて、従来の環境目的と組み合わせた決議のタイトル「プラスチック汚染の終焉」を、包括的な目的のための選択肢であると考えている。
HAC	※ノルウェーからの提出物と同じ（代表：ノルウェー、ルワンダ）

INC-2に向けた加盟国からの意見書 – 目的（2/4）

- 目的において、持続可能な開発や経済のためのプラスチックの重要性に触れる加盟国もあった。

加盟国・地域グループ	目的についての意見
米国	- 目的は、手段が達成しようとしていることを簡潔に伝え、永続的な関連性を持たせるべきである。我々は、<u>プラスチック汚染からの人の健康と環境の保護に焦点を当てた目標を支持する</u>。手段の規定は、目的を達成し、手段がその目的を達成しているかどうかの評価を容易にすることを目的として作成されるべきである。 - UNEA決議5/14では、プラスチック汚染は<u>マイクロプラスチックを含むと理解されているが、海洋環境を含むプラスチック汚染として、将来の手段のためのマンデート交渉の範囲を確立している</u>。米国はまた、この範囲は、<u>海洋の保護に加えて、プラスチック汚染が陸上および淡水の生態系に及ぼす影響を考慮することを排除するものではないと認識している</u>。我々はまた、この決議が、この文書が他の多国間の努力と重複してはならないことが明確であることを強調する。
中国	「<u>プラスチック汚染の悪影響から人間の健康と環境を保護し、すべての人にとってより良く、より持続可能な未来を確保すること</u>」が目的となりうる - 国際社会は、プラスチック汚染の悪影響から人の健康と環境を守るために、プラスチック廃棄物の環境への漏出を減らすために必要な措置を講じるべきである。 - UNEP/PP/INC.1/7 Plastic Scienceでは、「<u>プラスチック廃棄物の不適切な管理は、海岸から最深部の海洋堆積物まで、海洋環境全体の汚染につながっている</u>」など、複数回にわたってプラスチック汚染を引き起こす主要因を示している。 - 文書の目的を策定する際には、<u>プラスチックの人間社会や経済への重要な役割と貢献を軽視してはならず</u>、プラスチックを社会経済システム全体に投入し、経済、社会、環境の相乗効果を考慮すべきである。この文書は、持続可能な未来を共同で構築し、人類の持続可能な発展を支援することを目指すべきである。管理措置は、プラスチック廃棄物の環境への漏洩の管理、具体的には、環境に漏洩しやすい廃棄物の収集、再利用、処分に焦点を当てるべきである。
サウジアラビア	- 意思決定は、持続可能な成果を確保するために、純粋に科学的・社会経済的事実に基づくべきである。 <u>持続可能な開発のためのプラスチックの重要性と、ポストコンシューマープラスチックの削減、再利用、リサイクルの原則に根ざした循環アプローチの採用を通じて汚染に対処することに焦点を当てる必要性を認識する</u>。 - 製品フェーズ、使用フェーズ、リサイクルフェーズの設計からフルサイクルで廃棄物の発生を削減するための研究とイノベーションの奨励。<u>環境や人体への毒性が少ない新規プラスチック添加物の使用</u>。使用後のプラスチックが環境中に漏れたり、廃棄されたりすることをなくす - 国の事情や能力を考慮した国の計画に基づき、環境や海洋プラスチックごみのさらなる汚染の削減を目指すべきである。<u>プラスチックが社会にとって重要な役割を果たしていることを認識しつつ、廃棄物処理基盤の整備や革新的な解決策により、誤って管理されたプラスチックごみの排出を削減するなどのライフサイクルアプローチ</u>。 - 望ましい成果を促進するために、関係者間の協力と知識の共有を奨励しながら、国の状況と能力を考慮する

INC-2に向けた加盟国からの意見書 – 目的 (3/4)

■ 加盟国の中には、レガシープラスチックへの対処を求める意見もあった。

加盟国・地域グループ	目的についての意見
パラオ	- プラスチック汚染を終わらせる。 - 蛇口で止める: 使い捨てや不要なプラスチックの生産を止め、プラスチック汚染を終わらせるための強固な基盤を開発する; - デザイン - プラスチックのEoL管理: 明確な下流対策を策定して、プラスチックごみの収集、分別・輸送、リサイクル、最終処分のための輸出に対処する; レガシー廃棄物に対処する: 既存の汚染と海洋プラスチック汚染を含む、再利用またはリサイクルされていないプラスチックを管理する; - 線形経済から循環経済への移行: ✓ プラスチックの無毒な循環経済を推進する; ✓ 島国が循環経済に参加する手段を開発する; - 明確な目標、責任、罰則、行動を定めた明確なグローバルルールを策定する; - プラスチック廃棄物と海洋プラスチック汚染に対処するためのEPRと汚染者負担スキームに小島嶼国が参加するための明確なメカニズムを開発する; - 上流、中流、下流を含むプラスチックのライフサイクル全体に対応するプラスチック生産国の義務を明確に定義する; - 紛失した漁具の回収を奨励するため、漁具のマーキングと追跡を義務付ける;
アフリカグループ	- 条約の目的は、環境と人間の健康を保護するために、すべての環境において、レガシープラスチックによる汚染を含むプラスチック汚染を終わらせ、プラスチックのライフサイクル全体に対応する包括的なアプローチに基づき、環境と開発に関するリオ宣言の原則だけでなく、各国の状況と能力を考慮して、<u>プラスチックの毒性のない循環経済を創出すること</u>であるべきである。 - さらに、次の要素を含める必要がある。 ➢ 全体的なプラスチックの生産と使用の削減。 ➢ プラスチック汚染とバージンプラスチックを制御するための協力を促し、プラスチック汚染に取り組むための具体的かつ測定可能な行動。 ➢ 特に開発途上国において、インフォーマルな廃棄物労働者と影響を受けるコミュニティのための公正で包括的な移行を確保する。 ➢ 持続可能な生産と消費を促進し、経済にプラスチックを保持する資源効率、製品設計と再利用を含むプラスチック汚染に対処する循環経済アプローチ。 ➢ 気候、生物多様性、食料安全保障に対する法的拘束力のある文書の実施による悪影響を回避する。
GRULAC	– (代表: コスタリカ)
AOSIS	プラスチック汚染の不均衡な影響を考慮して、循環性と持続可能な開発を促進するという文脈の中で、プラスチックのライフサイクル全体をカバーする漸進的かつ戦略的な方法で、<u>人間の健康への関連リスクと、人間の福祉と環境、特に海洋環境への悪影響を回避するために、プラスチック汚染を防止し、削減し、最終的に排除すること</u>であるべきである。

*レガシー汚染、レガシープラスチック: 議論の中で明確な定義はないものの、既に環境中に排出されているプラスチック廃棄物で、海洋にあるもの、陸域のごみ処分場に蓄積されたものを含む。

出所: 各国のINC事務局への提出文書より抜粋・仮訳 <https://www.unep.org/events/conference/second-session-intergovernmental-negotiating-committee-develop-international>

INC-2に向けた加盟国からの意見書 – 目的 (4/4)

■ 東南アジア6カ国の意見書では以下のような内容を記載。

加盟国	目的についての意見
フィリピン	UNEA決議5/14の文言を踏まえて、 「<u>長期的なプラスチック汚染の解消</u>」 「<u>プラスチック汚染による生態系およびそれに依存する人間活動への悪影響を避ける</u>」ために 「<u>プラスチックのライフサイクル全体を見据えた総合的な取り組み</u>」に基づく - プラスチック汚染を終わらせる国際的な法的拘束力のある手段を採用する - 地球規模の持続可能な開発の実現に向けた<u>プラスチックの貢献の長期的な排除*</u>に向けた国際協力の実現 (*long-term elimination of plastic contribution)
シンガポール	プラスチック汚染の影響から人の健康と環境を守る。
カンボジア	- 範囲: <u>プラスチックの全ライフサイクルに取り組む</u> という包括的アプローチを支持する (特にプラスチックの設計、生産、貿易、消費及び廃棄物管理(回収・廃棄・リサイクル)をカバーする)。特に、<u>使い捨てプラスチックを対象とした世界のプラスチック総生産量の削減には注意が必要であり、低・中所得国によるプラスチック廃棄物管理の強化と陸・海からの流出防止を支援することも必要である。</u> - 目的: 「<u>プラスチック汚染を終わらせることを最終目標として、プラスチック汚染から環境と人間の健康を保護する</u>」を支持する。また、この目標を達成するために、4 Rとサーキュラーエコミーのアプローチ、持続可能な生産と消費、プラスチック廃棄物の環境に配慮した管理、グリーンな雇用創出による公正な移行を支持する。
タイ	プラスチックのライフサイクル全体を通じて発生するプラスチック汚染による<u>人の健康と環境への影響を最終的に保護するために、プラスチック汚染を終わらせること</u>
マレーシア	<u>人の健康と環境を保護するため、実用的かつ根拠のあるものであるべき。プラスチック廃棄物の防止、削減、管理の改善を通じて、海洋生物多様性、生態系、社会、経済へのプラスチック汚染の影響が増大していることを考慮する。</u> - プラスチック製品のライフサイクル全体のアプローチを通じて、<u>プラスチックの漏出に対処することに焦点を当てるべきである。</u>
インドネシア	<u>人の健康を守り、プラスチック汚染の有害影響から環境を守り、将来世代の生命を守るための健康な地球を提供するため、海洋環境を含むプラスチック汚染を終わらせる。</u> - 全加盟国が条約の規定を実施するための環境及び公平な競争の場を提供すること。 - プラスチックのライフサイクル全体に対応する条約を開発するには: ✓ <u>プラスチックのライフサイクルから有害プラスチックの製造、販売、販売促進を禁止。</u> ✓ <u>問題のあるプラスチック製品をすべて段階的に廃止。</u> ✓ <u>使い捨てプラスチック製品の製造と使用を制限。</u> ✓ <u>プラスチックの持続可能な消費パターンを改善。</u> ✓ <u>廃棄物管理システムの改善。</u> ✓ <u>プラスチック製品の環境に配慮した代替品を推進。</u> ✓ <u>プロセスで地域社会を関与させ、力を与える。</u> - プラスチックの循環経済への移行を世界的に加速するための包括的かつ協調的な措置を定め、その効果的な実施のための支援メカニズムを含めること。 <u>環境保全と環境に配慮した経済発展の両立を目指し、プラスチック廃棄物を管理する。</u> <u>リオ宣言1992に基づく原則並びに共通だが差異のある責任 (CBDR) 原則及びそれぞれの能力の実施を確保するための措置を確立すること。</u>

出所: 各国のINC事務局への提出文書より抜粋・仮訳 <https://www.unep.org/events/conference/second-session-intergovernmental-negotiating-committee-develop-international>

INC-2に向けた加盟国からの意見書 – 中核的義務・管理措置 (1/3)

- 加盟国・地域グループの意見書から、中核的義務や管理措置の中で上流・中留・下流に分けて主なポイントやキーワードを抜粋・例示する。欧州では上流側の生産量の抑制や削減に言及する意見も。

	上流（原料採掘～材料生産）	中流（製品製造～使用）	下流（廃棄）
ノルウェー	○ 一次プラスチックの生産量削減目標。付属書に掲げるポリマー、化学物質及びプラスチック製品の生産及び使用を排除・制限	○ CEに向けた包括的な設計基準を附属書で設定、COPで指針も策定。プラスチック製品中のリサイクル品の使用やリユース目標を設定。リユースについてはCOPで指針を策定	○ 廃棄物の回収とリサイクルの目標を設定、品質要件も。COPでガイドラインを策定。漁具は特出し。廃棄物管理だけではなく、レガシー廃棄物の対処も必要。
スイス	○ 一次プラスチックポリマーの総供給量を削減 ・ 2040年までにプラスチック汚染を除去するという目標に合致したレベルに、プラスチック・ポリマーの一次生産の製造、輸出入を制限するための効果的な措置を実施するよう各締約国に要求 ・ 各締約国は、生産されたプラスチックポリマーの量及び種類並びに生産に適用された化学物質の量及び種類について報告	○ 設計、削減、再利用、修理を含むプラスチックを循環させるための規定 ・ 製品設計：市場に投入されるプラスチック製品及び包装が、附属書に掲げる基準及びCOPが採択する指針に適合することを確認 ➢ 基準及び指針に照らしてプラスチック製品及び包装の適切な表示を確保。 ➢ 基準：耐久性、再利用可能性、修復可能性、懸念されるポリマーや化学物質の欠如、マイクロプラスチックの含有量と放出の可能性、リサイクルされた含有量、再製造とリサイクルの可能性、廃棄物の発生が予想されることなど。付属書で作成。 ・ リデュース、リユース、リペア：COPで採択された指針に従い、プラスチック製品及び包装のリデュース、リユース、リペアを奨励。	○ プラスチック（マイクロプラスチックを含む）の水、土壌および大気への放出を排除するための規定：廃棄物管理の改善とレガシープラスチック廃棄物の修復を含む プラスチックの水、土壌、大気への放出を減らす：あらゆる発生源からのプラスチックの放出を削減し、最終的には排除。放出源のカテゴリーを有する附属書を作成すべき。 ・ 廃棄物管理（+リサイクル）： ➢ プラスチック廃棄物が、無毒の二次材料の市場を促進し、利用可能にするための品質等の要件に沿って、収集、選別及びリサイクルされることを確保。 ➢ 廃棄物ヒエラルキーを考慮し、環境上適正な方法（ESM）でのプラスチック廃棄物の管理及び処分を確保。 ➢ 環境上健全でない廃棄物管理の慣行を制限、段階的に廃止。 ・ 廃プラスチックの修復：関係主体と協力し、レガシー廃棄物の地域を特定し、優先順位を付け、対処し、環境的に健全な方法で、プラスチック廃棄物で汚染された水生環境及び陸域の修復するための計画を策定するよう奨励。
英国	○ プラスチックの生産と消費を抑制するために法的拘束力のある目標を採用すべき。プラスチック製品・ポリマーの生産に関する国際的に合意された基準を含めるか検討すべき	○ 特定の回避可能なプラスチック品目（代替品があるもの）の世界的な禁止または制限を含めるべき。なお、医療用途などの一部の用途については、適用除外の可能性。 CE原則に従って適切に表示および設計されていることを保証	○ プラスチック廃棄物の環境上適正な管理のためのシステムを確立。期間内にリサイクルのために設計されたすべてのプラスチックの環境的に健全な収集、選別及びリサイクルを可能にする。再生プラスチックの最低含有率基準（プラスチック包装）、再生プラスチックの利用インセンティブ、回避可能なプラスチック廃棄物の削減やプラスチック廃棄物のリサイクルなどの目標
EU	○ 一次樹脂の供給量を削減 管理措置としては例えば； ・ プラスチック一次原料の生産を削減する世界目標。例：「xx年以降、世界の年間プラスチック生産量は、特定された基準年xx（例えば2016年）を超えてはならない。」 ・ プラスチックの生産を制限または削減するという国の約束または目標。 ・ プラスチック一次原料の生産を削減するための市場ベースの措置を導入する各締約国の義務。	○ プラスチック汚染防止のための循環型設計の義務 市場に投入されるプラスチック製品が一定の基準に沿ったものであることを確保。基準は目標にリンクすることが望ましく、付属書に含まれる可能性がある。 (a) 耐久性 (b) 再利用性・詰め替え性 (c) 回収・分別・リサイクルへの適合性 (d) アップグレード性、修復性、およびメンテナンスと改修の可能性と可用性 (e) 懸念されるすべての添加物およびそれらの添加物および成分を含む問題のあるモノマー/ポリマーの回避を強調した化学組成 (f) リサイクル材の取り込み (g) 梱包材の過剰使用や空隙の回避 (h) プラスチック製品（の一部）またはマイクロプラスチックの環境への損失/漏洩	○ 再利用、回収、分別、リサイクルの義務。プラスチックの二次原料の使用を増やし、すべてのプラスチック廃棄物の環境に配慮した管理 循環経済を強化し、廃棄物ヒエラルキーを構築することを目的として、各締約国がプラスチック製品の再利用、プラスチック廃棄物の収集及びリサイクルのためのシステムを設定すること、並びに再利用可能な製品及び再生プラスチック原料に対する市場の需要を増大させるための政策、並びに環境上適正な廃棄物管理のための次の事項を含むべきである。

INC-2に向けた加盟国からの意見書 – 中核的義務・管理措置 (2/3)

■ 加盟国の産業特性や地理的条件に応じて、上流や下流への重点の置き方が異なる。

	上流（原料採掘～材料生産）	中流（製品製造～使用）	下流（廃棄）
米国	△ 条約の規定を総合するとプラスチックの需要を押し下げる可能性もあると認識	○ 再利用を含むプラスチックの循環性の向上、使い捨てプラスチックを含むプラスチック廃棄物の発生を防止・削減（公共調達政策など） △ 生産や消費などのプラスチックのライフサイクルの他の段階では、異なる国の状況や開発経路に適応して、自主的なアプローチをとるべき。 （自主的アプローチ：生産と使用を削減し、代替品の研究開発を強化するため、様々な経済的および市場のツールを統合的に採用できる）	○ プラスチック廃棄物の環境上適正な管理、二次プラスチックの需要を強化 ◎ 管理措置は、プラスチック廃棄物の環境への漏洩の管理、具体的には、環境に漏洩しやすい廃棄物の収集、再利用、処分に焦点を当てるべき （中核的義務：リサイクル性の向上、国内のリサイクル率向上、廃プラの越境移動の制限）
中国	—	△ 持続可能な開発のためのプラスチックの重要性	○ 環境や海洋プラスチックごみのさらなる汚染の削減。プラスチック廃棄物管理に必要なインフラへの投資
サウジアラビア	○ 上流、中流、下流を含むプラスチックのライフサイクル全体に対応するプラスチック生産国の義務を明確に定義する；	○ 使い捨てや不要なプラスチックの生産を止める。問題のある不要なプラスチックを排除、GHG排出なしにリサイクル可能なプラスチックの設計、下流を念頭に置いたプラスチックの開発・設計（開発途上国や島嶼国のプラスチック廃棄物への対応能力の理解）	○ プラスチックのEoL管理：（ごみの収集、分別・輸送、リサイクル、最終処分のための輸出に対処）、レガシー廃棄物に対処
パラオ	○ プラスチック原料、ポリマー、リサイクル品の種類と量、成分のトレーサビリティ。問題のある有害なプラスチック製品の生産、使用、取引を段階的に廃止。特定の製品、ポリマーまたは添加物の生産、消費および取引の削減メカニズム	○ 有毒化学物質を含むプラスチックの生産とリサイクルを管理、代替品のある特定プラスチック製品の禁止または管理（有害性、冗長性、リサイクル性、汚染リスク）、代替品のない特定プラスチック製品の段階的削減目標とスケジュール	○ プラスチック廃棄物の環境に配慮した管理（ESM）の推進と定義。プラスチック廃棄物、貿易の抑制。レガシープラスチックを含む対策。
アフリカグループ	—	—	—
GRULAC（代表：コスタリカ）	○ プラスチック一次ポリマーの生産量削減（ノルウェーと同じ内容）	○ CEに向けた包括的な設計基準を附属書で設定、COPで指針も策定。プラスチック製品中のリサイクル品の使用やリユース目標を設定。リユースについてはCOPで指針を策定 プラスチックの循環性：製品設計・製造段階、再利用（ノルウェーとほぼ同じ内容） リユースの一般的義務は記載に差異も	○ 廃棄物の回収とリサイクルの目標を設定、品質要件も。COPでガイドラインを策定。廃棄物管理だけでなく、レガシー廃棄物の対処も必要。 ・ プラスチックの循環性：プラスチックごみのリサイクル（ノルウェーとほぼ同じ内容） プラスチックの水、陸、大気への放出：最終処分のための廃棄物管理、廃プラスチックの修復（回収）（漁具の紛失、ペレットの紛失、野焼きの排除規定、埋立地使用の削減目標は記載なしなど、ノルウェーと差異も）
HAC（代表：ルウェー、ルワンダ）	△ 情報、表示（透明性） プラスチックの含有量、組成、リサイクル可能性に関する情報を含む、プラスチックのラベリングのための世界調和システムの開発	△ 代替、設計基準、循環性のための方法論 安全で持続可能な代替品と代替品の開発のためのプラットフォーム；設計基準の世界調和システムの開発とプラスチックの循環性を促進する方法論；設計基準のための地域的または世界的な調和のとれた取り決め、およびプラスチックの循環性を促進する方法論の開発の促進	○ 持続可能な廃棄物管理、EPR、漁具や公海での対策 ベストプラクティス、技術、技術を用いたアクセシビリティ、インフラ、収集、リサイクルを対象とした持続可能な廃棄物管理；海洋環境を中心とした環境中のゴーストギア汚染の解消；Extended Producer Responsibility/Liability (EPR/L) メカニズム；持続可能性・循環性を目的としないプラスチック廃棄物の取引禁止；海洋環境や国の管轄外の地域を含む環境におけるプラスチック汚染の修復
AOSIS	—	—	—

INC-2に向けた加盟国からの意見書 – 中核的義務・管理措置 (3/3)

■ 東南アジア6カ国の意見書では以下のような内容を記載。

	上流（原料採掘～材料生産）	中流（製品製造～使用）	下流（廃棄）
フィリピン	—	○ プラスチック製品の循環を増やすことで、必要量と漏出率の両方を削減 管理措置の例； ・ リユース・リサイクルを目的とした製品設計要求基準 ・ 特定の製品で利用できるポリマーの範囲の制限 ・ 人の健康にとって再利用を危険にする有害な添加物の排除 ・ 製品のラベリングと情報を調和、世界的な透明性を向上させる開示の義務 ・ 環境中で発見されたプラスチック製品の生産者/輸入者/販売地点へのトレーサビリティを確保するための技術要件 ・ プラスチック製品の原材料を生産する産業のインベントリと監視 ・ プラスチックの理想的な代替材料、または製品の組み合わせを特定 ・ 特定の種類のプラスチック、特に環境に有害な化学物質を放出するものに対する課税 ・ サーキュラーエコノミーを推進。	○ プラスチック廃棄物の管理 ・ 廃棄物管理の改善などの漏洩防止策 ・ リアクティブな対策（対症療法）だけではプラスチックの生産と消費の軌道を解決できないことを認識 ・ 固形廃棄物分別の徹底 ・ 特定の製品カテゴリ(例えば、飲料瓶やある種の漁具)に対するデポジット返却システムを含む拡大生産者責任（EPR）スキームの強制的な開発と実施
シンガポール	—	△ 自主的取組 ・ リサイクル性と循環性を促進する市場ベースのインセンティブ、例えば、拡大生産者責任、リサイクル性と安全性を高めるためのラベリング ・ リユースと経済的に実現可能なリサイクルを可能にする持続可能な設計基準 ・ 持続可能な代替手段と技術の革新と開発を促進する 使い捨てプラスチックを含む使い捨て製品の消費削減を推進	○ 廃棄物管理、リサイクル率向上 ・ 環境、特に海洋環境へのプラスチック汚染の漏洩を防止するため、総合的な廃棄物管理を実施 ・ プラスチックごみの収集拡大に向けた取り組みを展開 ・ リサイクル率向上に向けた戦略策定
カンボジア	○ 世界全体のプラスチック生産量の抑制と削減 石油及びプラスチックを生産する世界的な多国籍企業が、低・中所得国がプラスチック廃棄物を効果的に収集し、リサイクルすることを支援するためのEPR義務	○ 不要、リサイクルできない、有害なものの規制、リユース、リサイクル、生分解・堆肥化 1) 使い捨てプラスチックを含む非必須プラスチックの段階的廃止、 2) 経済的にリサイクルできないプラスチック製品、有害物質および添加物の禁止および排除、 3) 他のプラスチックを製品規格/ラベルに沿って再利用およびリサイクル可能にする。 4) プラスチックに代わる生分解性・堆肥化製品の使用を促進する。 5) 循環的措置の推進・適応(例：環境に優しい代替品、リサイクル、再利用、プラスチックの修理)	○ 不適正な取引や処分の規制、廃棄物管理 6) プラスチック廃棄物の不法取引、投棄及び処分の禁止及び執行 7) 環境に配慮したプラスチック廃棄物の管理（レガシー廃棄物を含む）
タイ	○ バージンプラスチックの生産と利用を最小限に抑える。プラスチックまたはプラスチック生産における有害な化学物質/添加剤の使用を制限または禁止。環境的で革新的な代替手段を奨励	○ 不必要かつ過剰な使用の削減、消費者が自主的に汚染を減らすためのガイドライン/勧告を規定	○ 廃棄物管理を確保するための管理措置や技術移転のための手続的措置
マレーシア	—	○ 問題のある使い捨ての不要なプラスチックの生産を減らす	○ 規制措置は、プラスチックのライフサイクル全体、特にプラスチック廃棄物の管理とその処分を対象とし、漸進的にバリューチェーンを引き上げるべき
インドネシア	○ バージンプラスチックの生産と流通の削減、有害物質の削減及び除去に関する事項	○ 回避可能・不要・リサイクルできない使い捨てプラスチックの使用と販売の防止、再生プラスチックの使用と販売、消費後の回収は生産者、輸入者、小売業者にも責任がある	○ 廃棄物管理システムの改善 消費後の製品および包装を再利用、リサイクル、処理（生産者、輸入者、および小売業者の責任） プラスチック廃棄物の適切な処理技術の提供、実施（政府）

INC-2に向けたステークホルダーからの意見書（1/3）

- ステークホルダーからの意見書において、目的についてどのような意見があったかを抜粋・仮訳。また、目的や中核的義務についての提案の中でライフサイクル段階の上流、中流、下流を重視する言及がある場合、「○」で表示。

団体	区分	目的についての意見	上流 (原料採掘～材料生産)	中流 (製品製造～使用)	下流 (廃棄)
エレンマッカーサー財団	NGO	- プラスチックに対する包括的な循環経済アプローチの採用を通じて、海洋環境を含むプラスチック汚染を終わらせること - プラスチックの生産と使用の削減 - 排除することができないプラスチック製品の循環 - 削減しにくい (hard-to-abate) マイクロプラスチックおよびマクロプラスチックの漏出の予防と改善	○		
Minderoo Foundation	NGO	- プラスチック汚染を終わらせ、あらゆる形態のプラスチック汚染の悪影響から人の健康と環境を守る。 - あらゆる形態のプラスチック汚染への対応、プラスチックによる人の健康への影響への対処、にも言及	○	○	
Greenpeace International	NGO/環境保護	- 環境と人間の健康を守るためにライフサイクル全体でプラスチック汚染を終わらせる <u>バージンプラスチック生産を段階的に廃止（「持続可能な」バージンプラスチックの生産はあり得ない。需要側の義務とバージンプラスチックの使用と消費を削減する措置を伴う必要）</u> - 低炭素、廃棄物ゼロ、再利用型経済への公正で包括的な移行を確保（先住民族の利益を優先、伝統的な知識を活用）	○		
WWF	NGO/環境保護	「プラスチックのライフサイクル全体に対処する包括的なアプローチ」により、「プラスチック汚染による生態系とそれに依存する人間活動への損害を回避する」ための「プラスチック汚染の長期的な排除」 - この条約の目的は、<u>人の健康及び環境をプラスチック汚染から保護すること</u>である。	○	○	○
CDP、エレンマッカーサー財団、Minderoo Foundation、Pew Charitable Trusts	NGO	※ 実施要素（実施措置、実施手段）についての意見書を提出	—	—	—
Systemiq、Pew Charitable Trusts	NGO	2040年までに環境へのプラスチック汚染をネットゼロとする	○	○	○
Business Coalition for a Global Plastics Treaty（エレンマッカーサー財団、WWF、他）	NGO/企業	- ビジョン「プラスチックが廃棄物や汚染にならず、製品や素材の価値が経済に保持される循環経済」 - ビジョン達成のために、3つの重要な分野での進展が必要； 1. 循環経済アプローチによるプラスチックの生産と使用の削減 2. 排除できないプラスチック製品をすべて循環させ、経済の中で最高の価値を維持する 3. 低減が困難なマイクロプラスチックおよびマクロプラスチックの、環境への漏出の予防と改善 - 条約は、プラスチックの循環経済への移行を世界的に加速するための包括的かつ協調的な措置を定め、その効果的な実施のための支援メカニズムを含み、地域の状況に解決策を適応させることを可能にしなければならない。 - パッケージを含む最も関連性の高いプラスチック用途をターゲットにし、まず高い志を持ってバリューチェーンの重要なステップに取り組むべきである。したがって、漏出率が高いプラスチックや、すぐに廃棄される短命な製品に重点を置くことを提案		○	○

出所：各団体のINC事務局への提出文書より抜粋・仮訳 <https://www.unep.org/events/conference/second-session-intergovernmental-negotiating-committee-develop-international>

INC-2に向けたステークホルダーからの意見書 (2/3)

※目的や中核的義務についての提案の中でライフサイクル段階の上流、中流、下流を重視する言及がある場合、「○」で表示

団体	区分	目的についての意見	上流 (原料採掘～材料生産)	中流 (製品製造～使用)	下流 (廃棄)
Endocrine Society	NGO/環境保護	1- プラスチックに含まれる有害化学物質への暴露を低減/除去することにより、人および生態系の健康を保護する。 2- 科学界からの情報へのアクセスを促進し、プラスチック中の化学物質への曝露による潜在的な害に関する知識を更新する。	○		
IPEN	NGO/環境保護	予防原則と健全な環境に対する人権の保護に基づき、プラスチックのすべての悪影響から人の健康と環境を保護すること	○		
Center for International Environmental Law (CIEL)	NGO/環境保護	予防原則に基づき、権利に基づくアプローチに従い、マイクロプラスチックを含むプラスチックに関連するすべての影響、危険及びリスクから人の健康及び環境をその全ライフサイクルを通じて保護すること	○		
Ocean Conservancy	NGO/環境保護	環境、人々及び人間の健康を保護するために、コミュニティ及び海洋を汚染する最も一般的かつ/又は有害な形態のプラスチックを排除又は大幅に削減し、最終的にプラスチック汚染を終わらせる		○	○
The Ocean Cleanup	NGO/環境保護	「レガシーなプラスチック汚染」に対処しなければならない			○
GAIA	NGO/廃棄物セクター	・予防を優先し、ライフサイクル全体でプラスチック汚染を終わらせる ・影響を受けたコミュニティの人権と環境正義を支持し、waste pickerの公正な移行を支援する ・気候、生物多様性、人間と生態系の健康に害を及ぼさないプラスチック汚染の解決策を支援する	○	○	○
International Alliance of Waste-pickers	NGO/廃棄物セクター	waste-pickerやプラスチックのバリューチェーンの他の労働者のための公正な移行。 <u>加盟国に対し、法的文書に示された目的の一つとして公正な移行を含めるよう要請する。</u>		○	○
ZERO WASTE EUROPE	NGO/廃棄物セクター	プラネタリーバウンダリーと人間の健康に適合したプラスチックの生産・使用・リサイクル・廃棄を保証することによって、プラスチック汚染を終わらせる			
International Solid Waste Association - ISWA	NGO/廃棄物セクター	1. 削減-プラスチックの生産と消費を持続可能なレベルに抑制 2. 循環性-環境と人間の健康を保護し、貴重な二次資源とグリーンな雇用を生成するプラスチックの循環経済を可能に 3. 廃棄物管理・漏洩防止-環境に配慮した廃棄物管理を行い、環境への漏洩を防止 4. ガバナンスと資金調達-強固なガバナンスと資金調達システムを構築 5. 持続可能なコミュニティ生計の機会を創出し、より健康で裕福なコミュニティに貢献		○	○
Consumers International	消費者団体	・すべてのプラスチック汚染、使い捨ての製品設計をなくし、再利用と再充填のメカニズムを促進する経済を構築する。 ・ライフサイクル全体にわたる大胆な介入の一貫した計画で、アクセス、安全性、経済的選択、脆弱な消費者の保護、教育および表現に関する消費者の権利を尊重する。この枠組みの中で、我々は、十分な情報を持つ消費者が果たすることができる役割を認識し、調和された基準、ラベル及びクレームに基づいて、簡素で明確かつ効果的な消費者情報を迅速に確保するための世界的な努力を求める。 ・持続可能なシステムを構築するための努力は、生産と「上流」の問題に焦点を当て、消費者の行動、消費者の好み、消費者の権利、消費者政策と国家レベルでの執行を含む我々の複雑な消費システムを排除または無視する。		○	○
International Trade Union Confederation (ITUC) for the Workers and Trade Unions Major Group/ 国際労働組合総連合	労働者団体	・プラスチック材料、製品、副産物および関連する化学物質の生産、消費、収集および廃棄に関連するすべての活動と結果から生じる悪影響と排出を停止することにより、健全な環境に対する人権だけでなく環境自体、生物多様性、および気候変動と戦うために、あらゆる形態のプラスチック汚染を停止する ・プラスチック汚染を阻止するための措置は、すべての労働者と、影響を受けるすべてのコミュニティに対して肯定的な社会的影響を確保する公正な移行によって実施されなければならない。		○	

INC-2に向けたステークホルダーからの意見書 (3/3)

※目的や中核的義務についての提案の中でライフサイクル段階の上流、中流、下流を重視する言及がある場合、「○」で表示

団体	区分	目的についての意見	上流 (原料採掘 ～材料生産)	中流 (製品製造 ～使用)	下流 (廃棄)
CLOMA	産業界/化学・プラスチック	※ 組織紹介のみ	—	—	—
WBCSD	産業界	※ 実施要素（実施措置、実施手段）についての意見書を提出	—	—	—
OPEC 石油輸出国機構	産業界/石油化学	プラスチックが持続可能な開発を促進する上で重要な役割を果たすことができるようにしつつ、効果的なプラスチック廃棄物管理と循環経済アプローチに依存し、イノベーションと技術的解決を促進することによって、制御不能なプラスチック汚染を終わらせる			○
International Council of Chemical Associations (ICCA)	産業界/石油化学	- プラスチック生産者は、プラスチック汚染問題に取り組む上で、下流対策に加えて持続可能な消費と生産の重要性を認識している。我々は、プラスチック汚染の問題に対処する緊急性を認識し、各国政府に対し、環境へのプラスチックの漏出を排除することによりプラスチック汚染を排除するという世界協定の目的に向けた進展を可能とする中間目標を設定することを奨励する。 5つの主要な要素は以下の通り； 1. 各国政府は、漏洩を排除し、国家行動計画を策定することにコミットする 2. 調和された定義と報告 3. 製品設計を改善するためのガイダンス 4. 廃棄物管理能力の構築と技術展開 5. 気候目標の達成		○	○
CEFLEX - the Circular Economy for Flexible Packaging in Europe Initiative	産業界/化学・プラスチック	食品、衛生、医療製品、医薬品などの必須製品を梱包するための消費者向け軟包装など、 <u>プラスチックの経済的、環境的、社会的利点から社会が恩恵を受けることを可能にしながら、プラスチックとプラスチック包装の循環経済を可能にする条件を作成する</u>		○	○
Global Plastics Policy Centre, University of Portsmouth, UK	科学・研究	- 目標は、合意の成功の主要な尺度を伝えるものであり、公衆を含むすべての利害関係者が理解できるようにするために使用される用語の明確な定義とともに、明確かつ簡潔に述べられるべきである。条約の考えられる全体的な目標の例としては、2040年までに新たなマクロプラスチック汚染をなくし、環境に流入するマイクロプラスチック汚染を50%削減することが挙げられる。定量的かつ期限付きの目標と目標の使用が効果的なプラスチック政策の重要な実現手段 1. 不要なプラスチックや問題のあるプラスチックの生産をなくす。 2. 汚染を防ぎ、価値を保持するために、必要なプラスチックを循環システムに埋め込む 3. 細分化されたプラスチック政策を織り交ぜた調和のとれたアプローチ 4. 再利用システムの普及を支援		○	
Center on International Law and Governance The Fletcher School, Tufts University	科学・研究	- 自発的なNDCのようなモデルは、主要な目的であるプラスチック汚染の世界的な削減をもたらさない可能性が高い。 「プラスチックのライフサイクル全体に対処する包括的なアプローチ」には中核的な義務が必要。「自発的」と「義務的」の両方の規定または章があるハイブリッド/混合モデルは潜在的に有用	△	△	

出所：各団体のINC事務局への提出文書より抜粋・仮訳 <https://www.unep.org/events/conference/second-session-intergovernmental-negotiating-committee-develop-international>

我が国産業への影響

(非公開の別添として納品)

別添 INC-1ステークホルダーの意見（詳細）

- 2022年11月にウルグアイで開催されたINC-1では、ステークホルダーからも多様な意見の発表があった。
- 以下の項目にまとめて、関連する発言があった団体と発言の概要を次項からまとめた。

- 上流規制（製造規制）を志向
- 下流の対応（廃棄物管理）の留意点
- 健康影響・人権
- 目標設定・議論の進め方
- 汚染者負担原則、問題のあるプラスチック
- 教育・普及啓発、科学的な知見、投資、実施措置
- インフォーマルセクターへの援助、オブザーバ・市民の声

注：INC-1当日の速記メモやINC-HPに掲載されているwritten statement（ステークホルダーの意見）をもとに作成。各団体の発言内容を完全に網羅したものではない。

上流規制（製造規制）を志向

団体名	備考	上流規制（製造規制）を志向
Children and youth major group	—	バージンプラスチックポリマーの生産を制御しなければ、プラスチック汚染を終わらせることはできない（ストックホルム条約を参考に） バージンプラスチックポリマーの生産を制限するための世界的な義務的措置の設計を支持 使い捨てプラスチックに関する文化的パラダイムシフト プラスチック製造と化石燃料の資料の関連性を指摘。化石燃料生産のこれ以上の拡大を直ちに停止するための化石燃料不拡散条約の制定を求める。
女性グループ代表	—	透明性とプラスチック材料や製品に含まれる化学物質に関する情報へのアクセスがライフサイクル全体を通じて不可欠である。 プラスチックの生産量を減らし、有害物質を除去することから始めるべき
NGOグループ代表	COARE	プラスチックは本質的に別の形態の化石燃料。生産されるプラスチックの量に制限を設けなければならない。 産業界は有毒物質の製造を中止し、プラスチックの製造に有毒物質を使用することを中止しなければならない。材料や製品の製造や使用だけでなく、再利用や廃棄、寿命の終わりに至るまで、有害物質や添加物を特定し、避けるための透明性が必要
WWF	人類が自然と調和して生きられる未来を目指し、約100カ国で活動している環境保全団体	有害な添加剤や高リスクのポリマーおよび製品の世界的な禁止と段階的廃止、循環性に関する世界的な製品要件
GAIA	zero wasteな世界を目指すNGO	プラスチックポリマーの生産量削減が必要。 各国は、プラスチック生産を削減し、再利用と毒性のないメカニカルリサイクルのインフラとシステムを構築しなければならない。 プラスチックポリマー生産の削減と公正な移行を優先する交渉ロードマップを提供しなければならない。 プラスチックポリマーの生産を削減する条約措置に焦点を当てなければならないが、明確で十分に広範な定義基準が抜け穴を避けるために必要
Integrative Strategies Forum	米テキサスの先住民団体	プラスチックの生産時に使用される化学物質は、産業界や政府が犠牲地域とみなしたコミュニティを破壊している。 プラスチックの99%は化石燃料から作られており、あらゆる環境に蓄積される廃棄物に加えて、採掘、石油化学的精製、製造、消費の影響を調べる責任がある
Inuit Circumpolar Council	アラスカ、カナダ、グリーンランド、チュクチの先住民組織	重点は発生源の削減でなければならない。すべての輸送経路と、マイクロプラスチックを含む関連する問題に対処する必要がある。

団体名	備考	上流規制（製造規制）を志向
Healthcare Without Harm	北米を中心に医療による気候変動影響の緩和など環境影響削減を目指す	メーカーはまた、新しくより持続可能な製品を市場に出すことによって、変化に貢献しなければならない • 国の調達方針の設定 • メーカーのEPR • プラスチック製の医療製品とそのパッケージを再設計するためのイノベーションを奨励。 • プラスチック使用量を監視・削減する計画を作成 • プラスチック中の化学情報の透明性確保とメーカーへの報告義務化 • 有害なポリマーおよび添加物の禁止
Endocrine Society	米国内分泌学会	プラスチック製品をリサイクルすると、有害な添加物が濃縮され、有害な暴露が維持され、場合によっては増加する。プラスチックの削減、再利用、リサイクルのための包括的なアプローチの一部として、プラスチックおよび有害な化学物質の生産を削減するためのマイルストーンを含めるべき。
IPEN	国際汚染物質廃絶ネットワーク	生産されるプラスチックを大幅に削減し、我々の中で最も弱い立場にある人々の健康を守ることは、我々の最終的な責任。 • 有害なポリマーや化学物質に対処し、化学成分の透明性を求める • プラスチックの生産量を減らす； • 有害なポリマーや添加剤を含むプラスチックを代替し排除する。
Basel Action Network	有害廃棄物の産業社会から発展途上国への輸出に対抗するために活動するNPO	世界中の全製品について、プラスチックに含まれる物質についての科学的な透明性、情報開示を求める。有害な化学物質にさらされるべきではない。ポリマーや添加剤の使用についての公開DBが必要で、製造者の義務とすべき。
Aarhus Convention	—	PRTRとプラスチック汚染の関係性について議論している（INC-1の前の週に議論）
Asociacion Sustentar	アルゼンチンで気候変動、モビリティのサステナビリティ、CEに取り組む団体	リサイクルだけでは不十分。製造と市場への製品への投入の抑制が必要。特に上流と中流での透明性とアカウンタビリティが必須。企業はプラの生産量や使用量の開示が必要。
Nexus3 Foundation	インドネシアの環境NGO。水銀、鉛、化学物質、プラスチックなどについて取り組む	プラスチック危機はカーボン・化学物質の危機であり、プラ製造を規制する必要がある。 製品中の化学物質は消費者にはわからない、リサイクルされている時にどのような化学物質が入っているか不明。有害な化学物質があつてはCEは実現できない。Non-hazardous CEの実現を期待
Trash Hero World	17カ国で、ごみ拾いなどを行うボランティアネットワークを取りまとめる	ポリマー製造施設の健康への影響は無視できない。加盟国は、プラスチック汚染を定義し、対処する一方で、石油化学産業の上流への影響を認識することが重要。プラスチックの寿命の上流部分を世界レベルで規制するための厳格な措置を確保することを求める

注：INC-1当日の速記メモやINC-HPに掲載されているwritten statement（ステークホルダーの意見）をもとに作成。各団体の発言内容を完全に網羅したものではない。

下流の対応（廃棄物管理）の留意点

団体名	備考	下流の対応（廃棄物管理）の留意点
GAIA	zero wasteな世界を目指すNGO	waste to energy/焼却、ガス化、熱分解などのいわゆる「ケミカルリサイクル」、プラスチック廃棄物の輸出などは禁止すべき
Integrative Strategies Forum	米テキサスの先住民団体	熱分解、ガス化、焼却、廃棄物をエネルギーに利用するケミカルリサイクルは、産業の利益のために人間の健康と常識的な環境保護を犠牲にする。これらの施設は、焼却炉として全国のおよび世界的に規制されるべき
NGOグループ代表	COARE	イノベーションには、例えば、再利用と再充填のスケラブルなシステムが含まれるべき 高度リサイクルやケミカルリサイクルは、プラスチック焼却を覆い隠すための巧妙な方法にすぎない
Nexus3 Foundation	インドネシアの環境NGO。水銀、鉛、化学物質、プラスチックなどについて取り組む	単なるプラリサイクルはさらに多くのプラを生産するだけ。気候条約と同じ失敗はできない。
Partnership for Change	人道援助などを含め世界の持続可能な開発を目指して活動する米サンフランシスコのNPO	有害物質や排出物の規制を、OECDなどで越境移動を規制 産業界でのリサイクルよりもリユースを進めるべき。バーゼル条約の改正を
Healthcare Without Harm	北米を中心に医療による気候変動影響の緩和など環境影響削減を目指す	医療廃棄物の大部分は、野焼きまたは投棄されており、人間の健康と野生生物に対する脅威となっている。プラスチック廃棄物 処理対策を条約に盛り込むべき 必要に応じて廃棄物の流れと禁止を報告するためのバーゼル条約に基づくメカニズムと連携する
WWF	人類が自然と調和して生きられる未来を目指し、約100カ国で活動している環境保全団体	環境的に健全な廃棄物管理の世界的な基準
Basel Action Network	有害廃棄物の産業社会から発展途上国への輸出に対抗するために活動するNPO	プラスチックに含まれるものがわからないため、有害物質として適正な指定ができていない、多くは条約の精神に沿っていない。
Trash Hero World	17カ国で、ごみ拾いなどを行うボランティアネットワークを取りまとめる。	焼却のような誤った解決策をグローバルに阻止し、国家レベルでもそのような政策を要求するべき 先進国がアジア太平洋地域の発展途上国に有害物質や技術を輸出している（焼却技術や原油も含まれる）
Water Keeper Alliance	きれいな水を保護するために活動する米ニューヨーク拠点の自然保護団体（当日の発言者は米国ルイジアナから参加）	リサイクルも施設が位置する地域の住民には全く良くない（健康被害を及ぼすリスク）。
Bureau of International Recycling	リサイクル企業の代表団体、67カ国から300社、38団体が参加。日本からは日本鉄リサイクル工業会が参加	廃棄物ヒエラルキーに沿ってリカバリーよりもリサイクルの優先をすべき。リサイクルではプラ汚染は解決できない。消費、システムの変化が必要。分別回収はリサイクルや環境に調和した廃棄物管理のために必須。

注：INC-1当日の速記メモやINC-HPに掲載されているwritten statement（ステークホルダーの意見）をもとに作成。各団体の発言内容を完全に網羅したものではない。

健康影響・人権

団体名	備考	健康影響・人権	団体名	備考	健康影響・人権
Children and youth major group	—	単なる廃棄物管理の問題ではなく、健康の問題。BRS条約との調整が必要。子どもの権利を尊重し、ゴミ拾いとしての搾取を止める必要がある。	Partnership for Change	人道援助などを含め世界の持続可能な開発を目指して活動する米サンフランシスコのNPO	プラスチック汚染は自然界に大規模な破壊を引き起こし、人類と生物多様性全般に健康問題をもたらす深刻な問題 生物多様性の保護のために脆弱な土地、海岸の保護地域の設定と保護をすべき
女性グループ代表	—	家庭内や職場で、プラスチックと有毒物質の両方にさらされ、工業プロセスや消費者製品に含まれる有害な化学物質への曝露は、私たちの健康に深刻な影響を及ぼしている グリーンで健康的で持続可能な環境への権利を含め、女性としての権利と人権を守らなければならない。	Healthcare Without Harm	北米を中心に医療による気候変動影響の緩和など環境影響削減を目指す	プラスチック汚染は世界的な健康の脅威。プラスチックはライフサイクルの各段階で人間の健康と環境に害を及ぼす。 プラスチックが人間の健康と環境に与える多大な害については科学が既に明らかになっており、コミットメントと行動に遅れがあってはならない
科学・技術グループ/S&T Major Group	International science council	プラスチック汚染は、我々が直面する最も差し迫った人間の健康、人権、環境の危機の一つ 行動するのに十分な科学的証拠がある。プラスチックに使用される化学物質の健康への影響は、独立した科学機関による複数の報告書に非常によく記載されている。常に不確実性があり、予防原則を適用しなければならない。	Integrative Strategies Forum	米テキサスの先住民団体	全ての人々の公衆衛生及び人権を優先しつつ、化石燃料の採掘、プラスチックの生産、消費及び廃棄物の世代間の害に対処することを要請する。 植民地主義の延長としてのプラスチックによって引き起こされた先祖、伝統、文化の遺産と知識の壊滅的な損失に言及 プラスチックは私たちの健康と環境の健康だけではなく、文化的多様性と先祖から伝わる伝統的なシステムにとって危険なもの 地域社会の健康と福祉に対する人権を、プラスチック産業の利益よりも優先することを求める
NGOグループ代表	COARE	プラスチックのライフサイクルが、健康的な環境に対する権利だけでなく、すべての人権に対する世界的な脅威となっていることを指摘 グリーンで健康的で持続可能な環境は、すべての人の人権 プラスチックのライフサイクル全体にわたって人権侵害があり、これらの影響が脆弱な人々にとって最も深刻	Inuit Circumpolar Council	アラスカ、カナダ、グリーンランド、チュクチの先住民組織	プラスチックとマイクロプラスチックは北極まで到達した。予防原則を含み、プラスチックのライフサイクル全体に対処し、人権アプローチに従う文書を期待
Endocrine Society	米国内分泌学会	プラスチック添加剤と、肥満、糖尿病、不妊症、癌などの関連性は科学的な研究で指摘されている。 公衆衛生への影響を評価するために、不相応に影響を受けている国や地域社会に特別な配慮を。 プラスチックの生産と使用の意味のある削減が、病気と関連コストの削減を通じて実質的な経済的利益を達成する プラスチック条約は世界的な公衆衛生条約である。プラスチック中の化学物質が非伝染性疾患を引き起こすという強い科学的コンセンサスがある	GAIA	zero wasteな世界を目指すNGO	waste picker、最前線のコミュニティ、先住民と伝統的なコミュニティ、女性に特別な注意が払われなければならない。
IPEN	国際汚染物質廃絶ネットワーク	プラスチックの有害な影響から人間の健康、他の生物の健康、および環境を保護する必要。ライフサイクルを通じてプラスチックによる健康への有害な影響に対処すべき プラスチックとその関連化学物質の有害性を防止するための決定を行う際に予防原則を採用するよう求める グリーンで健康的かつ持続可能な環境に対する権利の享受を促進すべき	Basel Action Network	有害廃棄物の産業社会から発展途上国への輸出に対抗するために活動するNPO	化学物質に関する情報の透明性は人権の一部
Action on Smoking and Health	タバコの健康や環境への害に対応する団体	タバコ製品だけではなく、ステークホルダーも違いがある。利害の衝突があっても声を聴くべき。企業の利益を追求する一方で人権の軽視は受け入れられない。 プラで利益を上げている企業の声に注意。UNFCCCは30年前に始まったが、多くの化石燃料企業が最初から参加し、成果に大きな影響を与えてきた（GHGは増え続けている）。ビジネスと人権に関する指導原則に従う必要がある	Ocean Foundation	海洋の自然保護に取り組む米ワシントンDC拠点のNGO	人権、人と環境の健全性をコアにすべき
			Ocean Cleanup	オランダのNGO、河川からのプラスチック回収技術を開発。太平洋ごみベルトでも実証。	海洋マイクロプラスチックによる海洋および人間の健康への脅威
			Trash Hero World	17カ国で、ごみ拾いなどを行うボランティアネットワークを取りまとめ。	プラスチック生産が健康と人権、特に石油化学工場周辺のコミュニティに与える影響の監視が含まれることを提案する。
			Water Keeper Alliance	きれいな水を保護するために活動する米ニューヨークの自然保護団体	自身の住む地域には多くの石油化学産業のプラントがあり、住民はアメリカの他の地域よりも高いがんのリスクに直面する。プラスチックの上流サイクルでの被害を受けている人への配慮を文書に入れるべき。

注：INC-1当日の速記メモやINC-HPIに掲載されているwritten statement（ステークホルダーの意見）をもとに作成。各団体の発言内容を完全に網羅したものではない。

目標設定・議論の進め方

団体名	備考	目標設定	議論の進め方
Children and youth major group	—	プラスチック汚染問題の緊急性から、合意された管理措置のすべてが含まれる具体的な文書を望む。追加交渉の時間がないため、具体条約モデルの方がより適している。	細分化された議論ではなく、一つの国連アプローチで、関連する国連機関、条約、事務局が招かれ、議論に参加すべき。
Plastic Europe	欧州のプラスチック生産企業の業界団体	モニタリングのためのベースラインを作る必要。モニタリングはNAPに沿って国別報告を。国別報告はGlobal stock takeの一部になるべき。報告は容易で、途上国やSMEへの過剰な負担にならないようにすべき。	科学に基づいてパーゼルのようなMEAも参考に。
Children and youth major group	—	共通だが差異のある責任の原則を尊重すべき 国家行動計画は検討すべき選択肢の一つであるが、この方法に過度に依存することは、NDCに法的拘束力がないため、非効率。モントリオール議定書のように、違反のメカニズムがこの文書の一部を形成すべき。	—
WWF	人類が自然と調和して生きられる未来を目指し、約100カ国で活動している環境保全団体	国家行動計画は条約の下での中核的義務の履行を促進するための補助規定。国家行動計画の新しい要件が締約国、特に開発途上国にもたらす官僚的な負担には注意すべき。既存の作業の重複となる可能性がある。 中核的な義務は、具体的かつ拘束力のあるものでなければならない	—
ビジネス産業グループ代表	WBCSD	共通の理解と堅牢な定義を確立することが重要である。これは、加盟国が市民社会や企業と産業界と協力して協力プロセスを推進できる強力な基盤を作ることになる。	
Ocean Foundation	海洋の自然保護に取り組む米ワシントンDC拠点のNGO	国別の行動計画の策定は義務とすべきだが、メカニズムとしても取組を義務化すべき。自主的な取組では不十分	
IPEN	国際汚染物質廃絶ネットワーク (International Pollutants Elimination Network)	管理措置を伴う具体条約が最善のアプローチである	
Healthcare Without Harm	北米を中心に医療による気候変動影響の緩和など環境影響削減を目指す	法令違反に対する適切な罰則を伴う法的拘束力のある基準を設定	—
Engineers Australia	オーストラリアのエンジニアをまとめるNPO	文書では、拘束力のある規定が必要	プラ汚染の状況は災害。文書では、仙台防災枠組みを参照にするべき
GAIA	zero wasteな世界を目指すNGO	削減目標を含む拘束力のある世界的義務と国の行動を混合した具体条約を期待。	(プラスチック生産の)削減と公正な移行のための十分な時間を確保する交渉スケジュールのみが必要 各国から少なくとも3名の代表が参加できるような資金支援が必要、3つのコンタクトグループ(通訳あり)での議論が2年以内に交渉ですべての要素をカバーするために必要。コンタクトグループは以下の3つ；(1)範囲と目的、(2)制度的枠組み(金融、監視、執行、科学を含む)、(3)プラスチックの生産と使用の管理(全体量、ポリマー、添加剤、用途)
Bureau of International Recycling	リサイクル企業の代表団体、67カ国から300社、38団体が参加。日本からは日本鉄リサイクル工業会が参加	—	既存の条約との関係整理が必要。とくにBRS条約プロセスの透明性を保ってくれることを期待

注：INC-1当日の速記メモやINC-HPに掲載されているwritten statement（ステークホルダーの意見）をもとに作成。各団体の発言内容を完全に網羅したものではない。

汚染者負担原則、問題のあるプラスチック

団体名	備考	汚染者負担原則（化学・プラスチック製造業の責任）
Ocean Foundation	海洋の自然保護に取り組む米ワシントンDC拠点のNGO	汚染者原則、税、EPRなどの選択肢も議論すべき。国別の事情は加味するとしても必須の要素。
Children and youth major group	—	人権と健康の被害の責任を追うのは汚染者であるべき（最も脆弱な人々であるべきではない）、UNEPに対し、惑星破壊の原因となっている汚染産業との緊密な連携や資金調達の受け入れを直ちに中止するよう求める。
Children and youth major group	—	最大の汚染者への制裁
Children and Youth Major Group	—	加盟国に対し、化石燃料及びプラスチック生産のこれ以上の拡大を直ちに停止するための化石燃料不拡散条約の制定を求める。UNEPに対して、惑星破壊の原因となる化石燃料や汚染産業とのパートナーシップや資金調達を直ちに放棄することを求める
Integrative Strategies Forum	米テキサスの先住民団体	プラスチック汚染危機の責任を化石燃料と石油化学産業に負わせることが不可欠
NGOグループ代表	COARE	プラスチックとプラスチック汚染を生み出している産業そのものが、可能性のある解決策の議論に非常に強く影響しているため、産業の利己的な関心は痛々しいほど明白 真に効果的で包括的な解決策を検討し、開発し、探求し、展開を開始するためには、私たち全員が苦しんでいる害から利益を得る主体や個人は、プロセスの一部であってはならない。
IPEN	国際汚染物質廃絶ネットワーク	プラスチックの生産、使用、投棄、輸出入によって引き起こされる人の健康、社会、環境への影響について石油化学産業が責任を負うことを要求する「汚染者負担原則」の適用を確実にすべき
cooperate accountability	タバコ産業へ対抗	気候変動のUNFCCCでも化石産業から多くの企業が交渉に参加していたが、人を中心としたソリューションとすべき。産業界が交渉に影響を与えて、取り組みを鈍らせないようにすべき
女性グループ代表	—	プラスチック危機を引き起こした損害と助長した責任を企業に負わせなければならない。交渉プロセスとその実施は、これらの産業の操作から保護されなければならない。WHOのタバコ規制枠組条約を参考に、環境や公益よりも利益を選択する企業ロビーに陥ることを避けるべき

注：INC-1当日の速記メモやINC-HPに掲載されているwritten statement（ステークホルダーの意見）をもとに作成。各団体の発言内容を完全に網羅したものではない。

団体名	備考	問題のあるプラスチック（対象範囲、具体的な規制項目）
GAIA	zero wasteな世界を目指すNGO	条約の適用範囲は、意図的および非意図的なプラスチック添加物の両方と、プラスチックを含む複合材料、半合成ポリマーから作られたプラスチック（加硫天然ゴム、セロファン、ビスコースなど）、無機・有機混合ポリマー（例えばシリコン）を、物質の状態や水溶性にかかわらずカバーすべき
Friends World Committee for Consultation	クエーカーの団体、友会徒世界諮問委員会	漁具、農業
Endocrine Society	米国内分泌学会	ビスフェノール、フタル酸エステル、UV安定剤などのプラスチック添加剤、ペルフルオロアルキル物質（PFAS） 既存の科学的情報を使用して、ビスフェノール、フタル酸エステル、PFASを有害化学物質のクラスとして扱うべき
Integrative Strategies Forum	米テキサスの先住民団体	真の循環経済では、有毒なプラスチックやバイオプラスチックは存在しない。
Children and youth major group	—	代替材料への移行には注意を払うべき。生分解性プラスチックは海洋ごみの削減に大きな役割を果たさない
Healthcare Without Harm	北米を中心に医療による気候変動影響の緩和など環境影響削減を目指す	おもちゃのようなプラスチック製品にすでに適用されている制限を医療機器にも適用する必要がある。 ヘルスケア製品とそのサプライチェーン、廃棄物を条約では考慮する必要
IPEN	国際汚染物質廃絶ネットワーク	プラスチック材料の目に見える影響と目に見えない影響の両方に対処すべき。有毒化学物質は循環経済と相容れない プラスチック汚染のレガシーへの対策を確立
Action on Smoking and Health	タバコの健康や環境への害に対応する団体	すぐに規制されるべきものの一つとしてタバコのフィルターがある。有害で問題がある
Ocean Cleanup	オランダのNGO、河川からのプラごみ回収技術を開発。太平洋ごみベルトでも実証。	河川から海への新たな排出を監視・停止する必要。 レガシープラスチックを回収する必要がある。公海上のレガシープラスチック汚染に関する対処が必要
The UN division for ocean affairs and the law of the sea	—	もっとも辺鄙な土地や海でもプラごみがある。緊急の取り組みが必要。海の生物に危険な漁具の対応も必要。
Vital Strategies	タバコ産業へ対抗	プラスチックの多くは必須だが、全てはいいもの、有害なものもある。タバコのフィルターは有害で、不必要

教育・普及啓発、科学的な知見、投資、実施措置

団体名	備考	教育・普及啓発、科学的な知見	団体名	備考	投資、実施措置
科学・技術グループ/S&T Major Group	International science council	政府間交渉プロセスが、伝統的及び固有の知識を含む、強固で独立した、最新のピアレビューされた、学際的な科学的証拠を確保するよう求める。効果的な条約を作成するためには、透明で信頼された科学的助言が不可欠。条約の実効性のためには、科学的評価と助言のメカニズムを確立することが有益	GAIA	zero wasteな世界を目指すNGO	条約に必要な他の要素には、強固で調和のとれた報告、監視、透明性のための枠組み、独立した科学機関、開発途上国の法令遵守とプラスチック汚染の修復のための基金、そして執行メカニズムが含まれる
Children and Youth Major Group	—	科学的な証拠がプラスチックの代替品のプロセスを導き、商業的利益に影響されないようにする必要がある。環境教育に関する国連の継続的な取り組みの一環として、義務教育と能力構築プログラムが必要。科学的知見がこの手段の作成と実施の指針となるべきであり、後に解決すべき問題を生み出す結果となる代替手段への移行を急がないことを強く求める	Earthwatch Institute Australia	オーストラリアの自然保護NPO	現場でのモニタリングも重要。習慣の変更は鍵、クリアで実行しやすく適切な方法で進めるべき
Endocrine Society	米国内分泌学会	科学者は、義務、自発的アプローチ、モニタリング、評価に関する議論に参加すべき。科学者が全てのコンタクトグループ及び条約プロセスに従事することを求める。	Friends World Committee for Consultation	クエーカーの団体、友会徒世界諮問委員会	既存のインフラや資金の課題に対応するためのパーゼルプラスチックパートナーシップなどを活用すべき
Inuit Circumpolar Council	アラスカ、カナダ、グリーンランド、チュクチの先住民組織	先住民の知識の重要な役割が認められ、条約に含まれる必要がある。モニタリング活動における先住民の知識を含む、利用可能な最善の知識を活用することが重要である。多くの既存の監視フレームワークやプログラムがある。	Integrative Strategies Forum	米テキサスの先住民団体	global northの国と同じように対応できるよう、資金、技術の支援はglobal southへの提供が必要
Plastic Europe	欧州のプラスチック生産企業の業界団体	産業界は科学的なインプットを提供する用意がある。	ISO	国際標準化団体 (ISO)	国際基準は、国内および国際的な環境政策の立案に価値を付加するグローバルな行動のための共通の基盤を定める方法論と測定基準を提供。BRS条約を含む多くの国際協定では、国際基準をその実施を支援する手段として言及している。
Healthcare Without Harm	北米を中心に医療による気候変動影響の緩和など環境影響削減を目指す	イノベーション、協力、科学、教育、政策の一貫性が鍵。不必要なプラスチックの使用を削減し、安全で再利用可能なアイテムに切り替えるためには、認識が鍵	Partnership for Change	人道援助などを含め世界の持続可能な開発を目指して活動する米NPO	途上国でのプラスチック管理のプログラムが必須
IPEN	国際汚染物質廃絶ネットワーク	独立した科学コミュニティと協力し、企業の利益の影響から解放され、利用可能な最高の科学にアクセスできることも重要。プラスチック条約に科学的支援を提供するメカニズムが含まれていることが非常に重要。企業の利益から解放された科学的知識に基づいた予防原則に基づくべき	WWF	人類が自然と調和して生きられる未来を目指し、約100カ国で活動している環境保全団体	共通のグローバルルールは、財政的支援や技術移転（専用の多国間基金のオプションを含む）を含む適切な実施手段によって支援されるべき
International Medical Crisis Response Alliance	各国言語での医療教育を提供	長期的な目標は、限定的なプラスチックの使用とプラスチックのリサイクルの重要性に関する集中的な教育。プラスチック汚染を削減するための重要な要素は、プラスチックのリサイクルと使用削減に対するコミュニティと個人の理解と熱意。行動計画には、国民への普及と教育のための、国家的、文化的に十分な情報を得た適切な広告キャンペーンを含めるべき	ビジネス産業グループ代表	WBCSD	新興国を含む様々な市場からのビジネスの革新、実証された解決策及び関連する投資ニーズを喜んで紹介する。世界協定の起草と実施において協力的なアプローチをとることを通じて、加盟国は、その目標を達成するために、ビジネスと産業への投資とイノベーションの拡大を加速する機会を得る。
Earthwatch Institute Australia	オーストラリアの自然保護NPO	伝統的、地域の知恵を活かすことが重要	Engineers Australia	オーストラリアのエンジニアをまとめるNPO	モニタリングは標準的な手法やデータのギャップを認識する必要がある。
			Bureau of International Recycling	リサイクル企業の代表団体、67カ国から300社、38団体が参加。日本からは日本鉄リサイクル工業会が参加	小さな途上国も（先進国と）同等の取り組みをすることはできないので、各地域に適した適切な廃棄物管理が必要

インフォーマルセクターへの援助、オブザーバ・市民の声

団体名	備考	インフォーマルセクターへの援助	団体名	備考	オブザーバ・市民の声
ITUC* and the International Alliance of Waste Pickers	Waste pickerの代表 *International Trade Union Confederation	公正な移行、ディーセント・ワークの新たな源泉を生み出す公正な移行、適切な労働条件の保証、基本的労働権の尊重、社会的保護の保証、廃棄物処理業者とその家族を含むチェーンの全ての労働者の歴史的貢献を認識した収入の保証を要求する。我々は、既存の知識を尊重する訓練及び教育の仕組み、並びに影響を受ける全ての労働者、特に廃棄物処理業者に対する技術的及び財政的支援を要求する。	NGOグループ代表	COARE	プラスチックのライフサイクルやプラスチック産業によって、生活そのものが脅かされ、影響を受けている人々に耳を傾けるべきプラスチック生産から利益を得ている産業の利益は、世界的な公益と深刻に対立。交渉において、業界の不当な影響力を確実に排除するための警戒が必要
GAIA	zero wasteな世界を目指すNGO	公正な移行が必要（インフォーマルセクター、フォーマルセクター両方の労働者のために）	Children and youth major group	—	透明性があり、民主的で、権利に基づく方法で、ステークホルダー・エンゲージメントを行うモデルを求めたい。9つの主要なグループと利害関係者のモデルは、あらゆる関与のベースラインとして使用され、条約の目的に適合するようにさらに拡大されるべき主要なグループやステークホルダーの権利に基づく参加、若者を意思決定と実施に関与させるべき加盟国から直接「子どもと若者の主要グループ」に向けた資金支援を要請する。
Children and youth major group	—	特にwaste pickerとして働く子供の人権の軽視に反対	Endocrine Society	米国内分泌学会	利害関係者がINCの技術的な詳細を含む交渉や会合に直接参加できるようにすることが不可欠。大規模なマルチステークホルダー・フォーラムが、利害関係者と技術的専門性との加盟国との有意義な関与を妨げることを懸念する。並行した対話が交渉への効果的な関与の障害となり得る
Marine Ecosystem Protected Areas Trust	アンティグア・バーブーダの自然保護NPO	プラスチックのリユース、リサイクルで雇用を生み出している。島ではオランダとの協力で、プラスチックをアップサイクル・リサイクルして植木鉢などを作っている。学生や子どもたち、女性もプログラムに参加。ビーチ清掃もしている。資金動員は地域のプロジェクトの継続のために必須。	ITUC and the International Alliance of Waste Pickers	Waste pickerの代表	プラスチック・チェーンにおける全ての労働者、特にwaste pickerの交渉への効果的な参加を要求し、この認識は、条約の次の段階におけるwaste picker代表への国連による資金提供から始めなければならない。
Trash For Peace	米オレゴンの環境NPO	Waste pickerには技術移転が必要。アップスキルのためのエンゲージメントが必要。global northからglobal southへの移転ではなく、south-southの移転が必要（Waste pickerのおかげで北に比べて今の時点でリサイクル率が高いから）	GAIA	zero wasteな世界を目指すNGO	オブザーバ参加のための財政的支援を通じて、市民社会の有意義かつ直接的な参加やアクセスを確保する。市民グループへ加盟国が支援できるように提案。
			Integrative Strategies Forum	米テキサスの先住民団体	交渉の各段階でコミュニティの貢献を認めることが重要。業界が交渉に参加していることで深刻な利益相反がある
			Inuit Circumpolar Council	アラスカ、カナダ、グリーンランド、チュクチの先住民組織	水銀に関する水俣条約や残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約が参考になる。いずれも条約文の前文で北極圏と先住民を強調している。条約では、北極の生態系と先住民とそのコミュニティの明確な脆弱性に留意する必要がある。
			Friends World Committee for Consultation	クエーカーの団体、友会徒世界諮問委員会	汚染を生み出す産業ではなく、特に汚染の影響を受ける地域や人からの公正なアクセスが必要。マルチステークホルダーフォーラムは必須、コンタクトグループを含めて参加への補助が必要。プラスチック生産者がプラスチックの対話に入っている時にどう物事を進めるのか。影響を受ける地域や先住民からの声を聞いてはどうか。
			Partnership for Change	人道援助など、世界の持続可能な開発を目指す米サンフランシスコのNPO	女性や若者など全てのグループへの目配りを
			ISO	国際標準化団体	ISOはオブザーバー組織としてINCプロセスに関与し、プロセスと前向きな成果を支援するために、すべての関係者と協力することができる。
			Ocean Foundation	海洋の自然保護に取り組む米ワシントンDCのNGO	プラスチックへの対処を求めたモメンタムは市民社会からのものだった。女性や子供、若者、取り残された（周辺化された）人々がプラスチックの影響をもっと受けている。彼らの声がプラスチックに対処する必要性を認識させた。全てのステークホルダーの声、政府や業界以外の声にも耳を傾けることの必要性を強調
			Earthwatch Institute Australia	オーストラリアの自然保護NPO	条約の策定や実行プロセスで市民団体、若者、地域の参加を確保を。INCセッションの間で様々な様式で、公正平等でロバストであるべき。
			Trash For Peace	米オレゴンの環境NPO	waste pickerにステークホルダーフォーラムの参加の補助を

注：INC-1当日の速記メモやINC-HPに掲載されているwritten statement（ステークホルダーの意見）をもとに作成。各団体の発言内容を完全に網羅したものではない。

二次利用未承諾リスト

令和 4 年度地球温暖化問題等対策調査（国際資源循環及び海洋プラスチック汚染関連動向調査）調査報告書

令和 4 年度地球温暖化問題等対策調査（国際資源循環及び海洋プラスチック汚染関連動向調査）

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

頁	図表番号	タイトル
16	-	重要な原材料の評価の評価方法
17	-	サプライチェーンリスクの定義
18	-	経済的重要性の定義
34	-	A Circular Economy in the Netherlands by 2050
51	-	各種エコラベルでのCEに関する要件
52	-	EU：産業技術ロードマップ
53	-	EU：産業技術ロードマップ（循環産業技術×テキスタイル）
66	-	修理性スコアの表示例
105	-	代替プラスチックの分類
132	-	各国でのテキスタイルの分別回収率
133	-	フランスでのEPR制度による回収率の向上
134	-	欧州のテキスタイルのマテリアルフロー
135	-	欧州各国で分別回収されたテキスタイルの処理方法
136	-	欧州からの使用済テキスタイルの輸出
138	-	欧州の繊維リサイクル技術の現状
139	-	欧州の繊維リサイクル技術：メカニカルリサイクル
140	-	欧州の繊維リサイクル技術：サーマルリサイクル（1）熱機械リサイクル
141	-	欧州の繊維リサイクル技術：サーマルリサイクル（2）熱化学リサイクル
142	-	欧州の繊維リサイクル技術：バイオ/ケミカルリサイクル（1）
143	-	欧州の繊維リサイクル技術：バイオ/ケミカルリサイクル（2）
144	-	欧州の繊維リサイクル技術：バイオ/ケミカルリサイクル（3）
145	-	欧州の繊維リサイクル技術：バイオ/ケミカルリサイクル（4）
147	-	繊維to繊維のケミカルリサイクルのキャパシティ予想
170	-	AHEG3の概要（2／2）
177	-	使い捨てプラスチック製品の規制
179	-	非意図的に排出されるマイクロプラスチックに関するワークショップの開催
200	-	（参考）海洋プラスチックとライフサイクル段階の施策との関連整理
203	-	発生源ごとの海洋プラスチック流出量の推計
204	-	（繊維）繊維状マイクロプラスチックの流出量の推計
205	-	（繊維）マイクロファイバーコンソーシアムについて
206	-	（タイヤ摩耗片）欧州委員会 排ガス新基準「Euro7」案（1／2）
209	-	海洋生分解性プラスチックに関する認証（2／2）
210	-	カネカ 生分解性ポリマーPHBH
210	-	三菱ケミカル 生分解性樹脂コンパウンド FORZEAS™
211	-	大きいプラスチックごみとマイクロプラスチックの各地域の海洋流出量
212	-	世界のプラスチックのライフサイクル
213	-	世界の繊維のライフサイクル
214-215	-	ドイツにおけるプラスチック流出経路
221	-	（参考）気候変動に関する国際連合枠組条約 組織構成

(様式 2)

222	-	(参考) 気候変動に関する国際交渉の枠組み
266	-	(参考) HAC 加盟国
276	-	文書の構成要素 (2 / 2)
280	-	プラスチック汚染に対処するライフサイクルアプローチ
306	-	Plastics Europe プラスチックの生産量
307	-	OECD プラスチックの消費量
308	-	UNEP プラスチック樹脂の製造地域
309	-	UNEP プラスチックの生産量と消費量
310	-	UNEP 廃プラスチックの貿易量
311	-	海洋プラスチックごみの流出量 (地域別)
312	-	海洋プラスチックごみの流出量 (国別)
313	-	海洋プラスチックごみの流出量 (国別)
314	-	海洋プラスチックごみの流出量 (国別・人口あたり)
315	-	海洋プラスチックごみの流出量 (国別・人口あたり)
316	-	海洋プラスチックごみの漏出量
317	-	(再掲) 発生源ごとの海洋流出量
324	-	潜在的な懸念があり、既存の環境関連条約で対象となっている化学物質の数